

HITACHINAKA SECOND GENERAL PLAN

豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる
世界とふれあう自立協働都市

2006 ▶ 2015



ひたちなか市第2次総合計画

序論・基本構想・前期基本計画

ひたちなか市

HITACHINAKA SECOND GENERAL PLAN

豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる
世界とふれあう自立協働都市

2006 ▶ 2015



ひたちなか市第2次総合計画

序論・基本構想・前期基本計画

ひたちなか市

ごあいさつ

ひたちなか市長

本間 源基



「三位一体の改革」による地方財政制度の改革をはじめ本格的な地方分権の流れが加速する中で、これからの地方自治体には、まちづくりの基本理念と財政基盤の双方において、より自立性を高め、自己の責任において主体的にまちづくりに取り組むことが強く求められております。

幸いにして、ひたちなか市は、海と緑に代表される豊かな自然、優れた産業技術、地域に根ざした活発な市民活動など、誇るべき地域資源に恵まれております。これらを生かしながら、豊かな産業のもとに、お年寄りから子どもたちまでいきいきと安心して暮らし、国内外から多くの人たちが訪れる、誰もが暮らしたくなるまちとすることが、ひたちなか市の目標であります。

そのためには、地方自治の本旨でもあります行政と市民が、知恵を出し合い、それぞれの役割を果たしながら協働によるまちづくりを進めることが大切であります。

ひたちなか市第2次総合計画は、このような考え方のもと、平成27年度までの10年間を展望し、ひたちなか市が進むべき道筋を明らかにするとともに、具体化に向けた取組の方向を示すものです。

その目指すべき都市像は「豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる 世界とふれあう自立協働都市」であります。

計画の策定に当たっては、総合企画審議会への市民公募委員の参画や、政策課題懇談会、まちづくりアンケート、パブリックコメントなどの様々な機会を通して市民の皆様への参画を得て、市民の皆様とともに創り上げてまいりました。

ここに、第2次総合計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りました市民の皆様から感謝申し上げますとともに、今後とも市政推進のため、一層のお力添えを頂きますようお願い申し上げます。

平成18年3月

ひたちなか市第2次総合計画
基本構想 平成17年9月22日 市議会議決
前期基本計画 平成18年2月22日 庁議決定

目 次

第1編 序 論

第1	第2次総合計画の意義と役割	2
第2	第2次総合計画の構成と期間	2
第3	ひたちなか市の概況	3
1	地理	3
2	歴史と生活	4
3	人口・世帯	5
4	経済	6
第4	市民意識	7
1	住み心地・定住意向	7
2	地域活動・市民参加	7
3	まちづくりの方向性・暮らしの満足度	7
第5	本市を取り巻く社会の潮流と課題	8
1	少子高齢社会の到来	8
2	地方分権の展開	9
3	環境意識の高まり	9
4	安全・安心の希求	10
5	情報通信技術の普及	10
6	国際化の進展	11

第2編 基本構想

第1	まちづくりの基本的な考え方	14
第2	目指すべき都市像	15
第3	まちづくりの基本目標	15
1	多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくり	15
2	機能的で潤いに満ち安全に暮らせるまちづくり	16
3	元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり	17
4	豊かな人間性を育み個性がきらめくまちづくり	17
5	協働と交流で築く活力に満ちたまちづくり	18
第4	計画の期間と人口・世帯の想定	19
第5	土地利用	19
1	土地利用の方針	19
2	土地利用の方向	20
第6	施策の大綱	20
1	多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくりのために ～産業分野～	20
2	機能的で潤いに満ち安全に暮らせるまちづくりのために ～都市・生活環境分野～	22
3	元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくりのために ～福祉・健康分野～	26
4	豊かな人間性を育み個性がきらめくまちづくりのために ～教育分野～	27

5	協働と交流で築く活力に満ちたまちづくりのために ～市民交流分野～	29
第7	基本構想の推進方策	30
1	行政運営の効率化	30
2	財政基盤の確立	30
3	広域行政の推進	31

第3編 前期基本計画

第1	前期基本計画の策定に当たって	35
1	計画の期間	36
2	人口と世帯	36
3	就業人口	37
第2	施策別計画	39
1	多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくり ～産業分野～	41
(1)	産業の振興	42
①	工業	42
②	商業	46
③	農業	50
④	水産業	54
⑤	観光	58
(2)	労働環境の充実	61
①	雇用・労働	61
2	機能的で潤いに満ち安全に暮らせるまちづくり ～都市・生活環境分野～	63
(1)	魅力ある街並みの形成	64
①	土地利用適正化	64
②	市街地整備	68
③	都市景観	72
④	建築・開発指導	75
(2)	安全な都市基盤の整備	77
①	広域交通	77
②	道路	80
③	河川・海岸	84
④	上水道	87
⑤	住宅	89
(3)	環境の保全	92
①	環境保全	92
②	生活排水	96
③	廃棄物	100
④	公園・緑地	103
(4)	暮らしの安心の確保	107
①	防災	107
②	消防	111
③	救急	114

④	防犯	117
⑤	交通安全	119
⑥	公共交通	121
⑦	消費生活	123
3	元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり ～福祉・健康分野～	127
(1)	福祉サービスの充実	128
①	地域福祉	128
②	児童福祉	131
③	障害者(児)福祉	135
④	高齢者福祉	138
⑤	社会保障	141
(2)	元気づくりの推進	145
①	保健・医療	145
②	スポーツ・レクリエーション	150
4	豊かな人間性を育み個性がきらめくまちづくり ～教育分野～	153
(1)	生涯学習の充実	154
①	生涯学習	154
(2)	教育環境の整備	158
①	幼児教育	158
②	義務教育	161
③	高校・大学教育	165
(3)	青少年の健全育成	168
①	青少年育成	168
(4)	芸術・文化の振興	172
①	芸術・文化	172
②	文化財	175
5	協働と交流で築く活力に満ちたまちづくり ～市民交流分野～	179
(1)	市民活動の活性化	180
①	市民活動	180
②	男女共同参画社会	183
(2)	交流の促進	186
①	国際・国内交流	186
②	情報通信	189
③	イベント	192
第3	計画の推進方策	195
1	行政運営の効率化	196
2	財政基盤の確立	200
3	広域行政の推進	203
第4	重点プロジェクト	205
1	産業活性化プロジェクト	206
(1)	新たなチャレンジの支援	206
(2)	観光産業の育成	206
(3)	農林水産業の振興	206
(4)	地域雇用の拡大	207
(5)	物流の効率化	207

2	生活環境プロジェクト	207
	(1) 住環境の整備	207
	(2) 緑のまちづくり	207
	(3) ごみの減量化・資源化の推進	208
	(4) 自然環境の保全	208
	(5) 生活交通の円滑化	208
	(6) 生活排水の適正処理	208
3	安全・安心プロジェクト	209
	(1) 都市型水害の防止	209
	(2) 安全な地域社会づくり	209
	(3) 救急体制の確保	209
4	福祉・健康プロジェクト	210
	(1) 市民の健康づくりの推進	210
	(2) 高齢者福祉の推進	210
5	子育て支援・人づくりプロジェクト	210
	(1) 子育て支援の充実	210
	(2) 生涯学習の推進	211
	(3) 学校教育の充実	211
6	交流の創出プロジェクト	211
	(1) 市民活動の推進	211
	(2) 国際交流の推進	212
	(3) ITの普及推進	212

第4編 付属資料

土地利用構想図	214
市街地整備状況図	215
河川・雨水幹線網図	216
公共下水道事業区域図	217
市内小中学校位置図	218
市内主要公共施設等位置図	219
ひたちなか市附属機関の設置に関する条例	220
ひたちなか市総合企画審議会運営規程	222
ひたちなか市総合企画審議会委員名簿	223
総合企画審議会諮問書・答申書	224
総合計画策定体制	225
第2次総合計画策定の経過	226
まちづくりに関する市民意識調査結果	228

第1編 序論



小中学生絵画「私たちの住みたいまち」
最優秀賞 阿字ヶ浦小学校1年 大内 凜華さん

第1 第2次総合計画の意義と役割

平成6年11月に勝田市と那珂湊市の合併により誕生した本市は、「国際港湾公園都市」を将来都市像とする「ひたちなか市総合計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

合併から10年余を経過した今日、経済の長期低迷や地方分権の進展など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しており、現在の総合計画も計画期間の満了の時期を迎えることから、時代の潮流や市民意識の変化に対応した、新たなまちづくりのビジョンを示していくことが重要になっています。

このため、総合企画審議会や市政懇談会、市政モニター、パブリック・コメントをはじめ広く市民の意見を採り入れながら、今後の10年間で展望した「ひたちなか市第2次総合計画」を定めるものです。

この計画は、本市の現状と課題を踏まえ、将来の目指すべき都市像とこれを実現するための目標や基本方向を明らかにするとともに、市民と行政の協働により、それぞれが自らの役割と責任においてまちづくりを推進するための最上位の指針であり、市政運営にかかる各部門別の計画や事業等の基本にもなるものです。

第2 第2次総合計画の構成と期間

① 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的な考え方や目指すべき都市像を明らかにするとともに、まちづくりの基本目標やこれを実現するための施策の大綱などを定めるものです。

この構想は、総合的かつ計画的な市政運営の指針とするため、その計画期間を10年間とします。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱を具体化するため、各分野の主要な事務事業などを明らかにするものです。

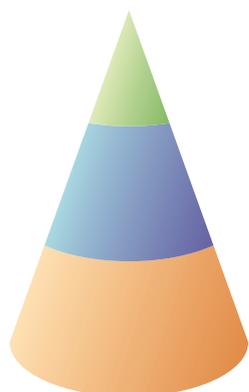
この計画は、前期計画、後期計画に区分するものとし、計画期間をそれぞれ5年間とします。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げる主要な事務事業について、実効性と弾力性を確保しながら進行管理するため、事業の具体的内容や達成目標などを定めるものです。

この計画は、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、その計画期間を向こう3年間とし、予算編成の基本となるものとして、毎年度ローリング方式により見直しを実施します。

● 総合計画の構成と期間



基本構想	まちづくりの基本理念と将来都市像を明らかにし、取り組むべき施策の方向性を示す	基本構想 （10年間） 平成18～27年度
基本計画	基本構想に定められた施策の方向性に基づいて、分野別に基本的な目標や施策を体系化する	基本計画 （5年間） 平成18～22年度（前期）
実施計画	基本計画に示した施策を計画的かつ効果的に実施するための具体的な事業計画を明らかにする	実施計画 （3年間） ローリング方式で毎年作成

第3 ひたちなか市の概況

1 地理

(1) 位置

本市は、東京都心から110kmの距離にあり、その中心は東経140° 32′，北緯36° 24′で、茨城県の中央部からやや北東に位置しています。

本市の東は延長13kmの海岸線で太平洋に面し、海岸線に続く1,182haに及ぶ一帯はひたちなか地区として、常陸那珂港建設などのビッグプロジェクトが進められています。また、北は、わが国原子力発祥の地として多くの研究機関が集積する東海村に、西は、世界的な核融合実験施設が所在する那珂市に、南は、那珂川を隔てて、県庁所在地である水戸市と、海を生かした観光と漁業のまちとして知られる大洗町に接しています。



(2) 地勢・気候

本市の総面積は99.03km²であり、県全体面積の1.6%を占めています。

市内の大部分は、阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜する海拔30m前後の那珂台地で、JR勝田駅を中心に住居や工場群が広がり、その間に中小河川がくさび状に入り込んでいるほか、周辺には畑地や平地林、斜面緑地などの豊かな緑も残されています。また、那珂川の河口沿いには、漁港を中心とした市街地や水田地帯が形成されています。

平成12年度から5年間の年間平均降水量は1,303mm，平均気温は14.2℃であり、四季を通じて晴天が多く、降雪も少ない、温暖で過ごしやすい典型的な東日本型の気候です。

風向は、春から初夏にかけては北東風が、冬は北西風が最も多く、平均風速は毎秒2.0m程度となっています。

(3) 交通

本市においては、国の中核国際港湾に位置付けられる常陸那珂港の建設が進められており、平成17年度には北ふ頭に続いて中央ふ頭の一部も供用を開始し、国内・国外合わせて8本の定期航路が就航しています。

常陸那珂港と直結する北関東自動車道は、群馬・栃木・茨城3県の主要都市を結び、港湾を中心とした物流を支える重要路線として、全線開通を目指して整備が進められています。

また、市域を南北に縦断する国道6号、国道245号の2本の一般国道に加え、市内には多くの都市計画道路が整備され、道路交通のネットワークが形成されているほか、JR常磐線、水郡線および茨城交通湊線の3つの鉄道路線を有しています。



2 歴史と生活

(1) 自然との共生の歴史

気候の温暖な本市では、原始・古代から人々の営みが見られ、馬渡埴輪製作遺跡、虎塚装飾古墳は国の史跡指定を、十五郎穴横穴墓群は県の史跡指定を受けるなど、多くの重要な遺跡群が残されています。

奈良時代の平城京跡から出土した木簡には、酒烈埼（さかつらのさき）からワカメが貢進されたことが記され、中世には沢田海岸でわが国最大級の塩づくりが行われるなど、古くから海の幸に恵まれていたことがわかります。

豊かな水をたたえる那珂川は、鮭のそ上する南限の川としても知られ、ここで捕れた鮭は、江戸時代には朝廷や幕府への献上鮭として珍重されてきました。

明治末に移入された乾燥芋づくりも、農家の副業として適し、また冬場の乾燥した天候も幸いして、現在では全国一の生産量を誇っています。

このように、豊かな自然に恵まれた本市では、古くから人々はその恩恵を生きながら、日々の生活を築き上げてきました。

(2) 新たな時代への対応力

江戸時代、東回り海運の中継地となった那珂湊には、蝦夷地江差・松前や奥州仙台、津軽などからの物資が集まり、多くの豪商を生み出しました。その繁栄ぶりは、那珂湊を訪れた吉田松陰の日記にも「水戸封土最繁盛之地」と記されています。幕末には、水戸藩の郷校として敬業館

(文武館)が開設され、医学、儒学や武術に秀でた人材を育てました。異国船の出没が頻発すると、当時の技術の粋を集めて、大砲を鑄造するための反射炉が築かれ、その跡は県指定史跡となっています。

明治時代には、県下一のタバコ製造量を誇り、漁業との2大産業として栄えました。この時代には、オランダ人ムルデルによって、那珂川河口に位置する那珂湊港の振興計画が立てられています。

昭和に入ると、都市計画の導入や工場誘致などの取組によって、工業のまちとしての基礎固めが行われました。米軍から返還されたひたちなか地区も、交流の時代を見据え、国際港湾や国営公園などの開発が進められ、さらに平成6年の勝田市と那珂湊市との合併によるひたちなか市誕生を機に一体的なまちづくりが始まりました。

このように、本市はそれぞれの時代に応じて、新たなものごとを柔軟に取り入れ、発展してきた歴史を持っています。

(3) 地域における共同扶助

かつて人々は、「結(ゆい)」や「手伝い」として隣近所で助け合いながら農作業にいそしみ、また、秋の実りを支える用水路の「江払い(えはらい)」により、集落全体として自主的な管理に努めてきました。

明暦3年(1657年)に完成した小場江堰も、こうして何世代にもわたって補修・改良が施され、総延長30.3kmに及ぶ用水路が、現在も市内の水田地帯を潤しています。

工都として発展しつつあった昭和40年代には、大規模な宅地が造成され、市外からの人口の流入も盛んになる中から、新旧の市民が一致結束し、毎年趣向を凝らして世界一のイベントに挑戦する「勝田まつり」が生まれ、合併後は「ひたちなか祭り」にその精神が受け継がれています。

また、昭和46年には、津田地区が旧自治省(現総務省)のモデル・コミュニティ地区として指定されるなど、民主的で開放的な生活の場が早くから確立され、多様な市民活動が育ってきています。

このように、人々は生まれ育った地域の中で、それぞれが責任を分かち合い、共に支え合いながら、自立的なまちづくりを進めてきました。

3 人口・世帯

茨城県常住人口調査により本市の人口の推移を見ると、合併時の平成6年には147,709人となっていました。10年後の平成16年には153,375人と3.8%増加しており、着実な伸びを見せています。県内においては、水戸市、つくば市、日立市に次ぐ4番目の人口規模となっています。

また、平成6年における年少人口割合(0~14歳)は18.0%、生産年齢人口割合(15~64歳)は71.0%、老年人口割合(65歳以上)は10.7%となっています。平成16年には年少人口割合は16.5%、生産年齢人口割合は67.6%とそれぞれ減少する一方で、老年人口割合は15.9%へと増加

しており、少子・高齢化が進んでいます。

世帯数については、合併時の49,359世帯から平成16年の56,247世帯へと14.0%増加する一方、1世帯当たりの平均人員は3.0人から2.7人にまで減少し、核家族化が進んでいることがわかります。

また、平成12年国勢調査による通勤・通学の状況を見ると、市内から市外への通勤・通学者は30,631人で、水戸市、東海村、日立市、那珂市の順に多く、市外から市内への通勤・通学者は26,971人で、水戸市、那珂市、日立市、東海村の順に多くなっています。

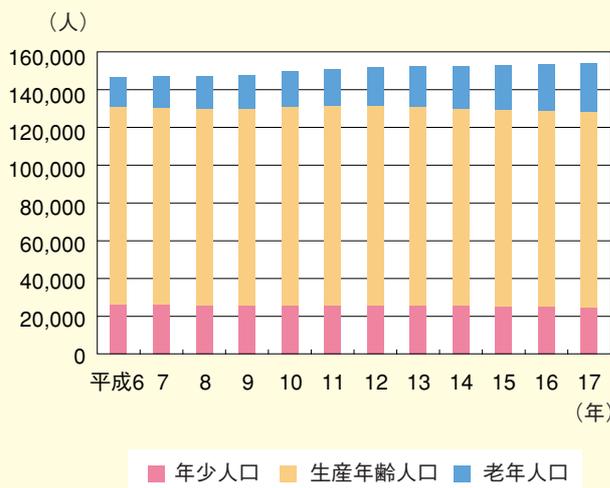
4 経 済

平成12年国勢調査による本市の就業人口は75,495人であり、第三次産業が59.7%、第二次産業が36.4%、第一次産業が3.3%となっています。平成15年度市町村民所得推計による市内総生産の額は5,390億円であり、第三次産業が56.2%、第二次産業が45.4%、第一次産業が1.2%となっており、本市の場合、第三次産業が増加する中であって、第二次産業、特に製造業の比率が一貫して高いことが特徴となっています。

事業所・企業統計調査による市内の民営事業所数は、平成13年現在で6,112事業所となっており、規模別に見ると、従業者数1～4人の事業所の数が全体の約6割を占めています。事業所数の動向については、平成8年までは増加しているものの、平成11年以降は減少傾向にあります。

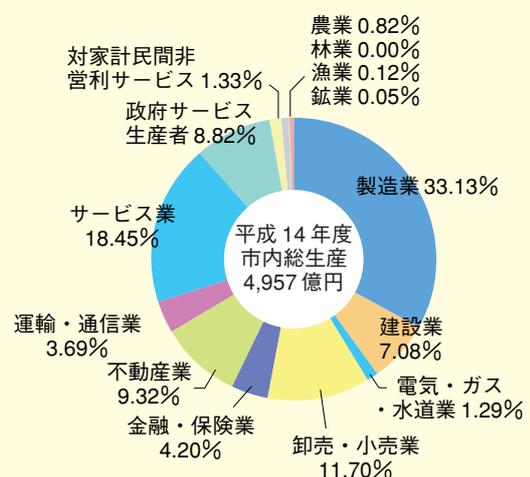
平成15年度の本市の1人当たり市民所得は311万円であり、全県の市民所得298万円を上回っています。

ひたちなか市の人口の推移



(資料：国勢調査、茨城県常住人口調査)

市内総生産の構成比



(※構成比は関税、帰属利子その他を除く)
(資料：平成14年度市町村民所得年報)

第4 市民意識

第2次総合計画の策定に当たり、平成16年7月に満20歳以上の市民から無作為に抽出した3,000人を対象とする「まちづくりに関する市民意識調査」を実施し、対象者の42.3%、1,269人から回答がありました。

調査結果に見られる市民の意識やニーズについては、次のとおりとなっています。

1 住み心地・定住意向

住み心地については「とても住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」とする回答が82.4%、定住意向については「ずっと今の場所に住み続けたい」、「できるだけ今の場所に住み続けたい」とする回答が77.4%となっています。

2 地域活動・市民参加

地域活動については、回答者の64.4%が過去に何らかの地域活動に参加したことがあると答えています。活動分野としては「地域の祭り、運動会などの地元行事」、「PTA、子供会など青少年健全育成活動」、「福祉ボランティアなどの社会奉仕活動」の割合が高くなっています。

また、今後のまちづくり活動への参加意向としては、7.9%が「積極的に参加する」、70.1%が「呼びかけや動機付けがあれば参加する」と答えています。

3 まちづくりの方向性・暮らしの満足度

目指すべきまちのイメージとしては、「医療や福祉が充実した、健康で安心して暮らせるまち」が51.2%、「子どもからお年寄りまで暮らしやすい、ひとにやさしいまち」が48.8%となっています。

また、豊かなまちづくりを進めるためにこれから力を入れるべき施策としては、「保健・医療対策」が31.3%、「消防、救急、防災、防犯体制」が26.1%、「自然環境の保全」が25.8%、「障害者、児童、高齢者などの福祉」が25.4%となっています。

生活の満足度については、「日当たり、静けさ、空気のきれいさ」という環境への評価が高いのに対して、「公共交通機関の利用のしやすさ」、「身近な道路の状況」、「職場の豊富さ、仕事の機会」が低くなっています。

第5 本市を取り巻く社会の潮流と課題

「ひたちなか市総合計画」においては、今後のまちづくりを進める上での重要課題として、高齢社会や価値観の多様化などへの対応を掲げ、さまざまな施策を展開し、その解決に向けて取り組んできました。

第2次総合計画の策定に当たっても、市民生活の向上を図るため、引き続きこれらの課題に対処していくほか、この間の社会経済情勢の変化を受けて、少子化、安心・安全の希求、地方分権の展開などの新たな課題への取組を進めていくことにします。

1 少子高齢社会の到来

わが国においては、平均寿命の延びによる老年人口の増加が進む中で、晩婚化などによる少子化が同時に進行しており、国勢調査や厚生労働省の人口動態統計によれば、平成17年の1億2,776万人をピークに、わが国の総人口は減少局面に入りつつあると見られています。

このような人口構造の変化は、高齢者の医療・福祉ニーズの増加に加え、地域の社会・経済を支える若い担い手の不足や、子育ての経験や情報に乏しい親たちの育児不安の高まりをもたらすものと懸念されています。

人口減少社会が到来する中で、将来にわたってまちの活力を維持していくためには、若い世代の流入・定着を促進することが求められています。

また、地域におけるふれあいと助け合いの精神のもとで、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりや、将来のまちづくりを担う青少年の健全育成、高齢者が生きがいを持ち健康に暮らせる地域づくりを進めていくことなどが課題となっています。



このため、産業の活性化により魅力ある雇用の場を創出し、仕事と育児が両立できる社会を築くとともに、乳幼児医療や保育環境の充実、母親世代の情報交換や相談の場づくりなどにより、子育ての不安や負担感を解消し、さらには、家庭と地域、学校が連携して、社会全体として子どもを育ていく体制づくりが必要です。

また、保健予防の充実により健康寿命を伸ばし、高齢者の社会参加を促進するとともに、介護サービスの充実などを図り、援助を必要とする高齢者への的確な対応を行っていくことが必要です。

2 地方分権の展開

市民のニーズが高度化・多様化する中で、中央集権型の画一的な行政システムによっては真に市民の求めるまちづくりを進めることが困難となっています。また、地方分権一括法の制定による国から地方への権限移譲や、構造改革特区制度による規制緩和などの取組も始まっています。市民活動の分野においては、地域づくりの主体である自治会などに加えて、より専門的な課題に対応できるボランティアやNPOの活動が盛んになるなど、新たな流れが生まれているところです。

それぞれの市町村は、地域の個性を生かした自立的な行財政運営を進めるとともに、住民に最も身近な行政として、地域の実情に応じたきめの細かいサービスを提供していくことが求められています。市民の側にあっても、地域の清掃活動やごみの減量・リサイクルの取組、防犯・防災のパトロールなど、行政との役割分担により、安心して暮らせる地域づくりを進めていくことを求められています。

そのためには、行財政改革を推進し、政策立案能力の向上や財政基盤の確立を図るとともに、生活・産業などの関わりの深い近隣市町村とも連携して広域的な課題の解決を図りながら、効果的かつ効率的なまちづくりを実現していくことが必要です。

また、財政状況や事務事業成果などの行政情報を積極的に公開し、行政と市民がまちづくりの課題や目標を共有するとともに、地域の自治会等をはじめボランティアやNPOなどの活動を促進し、地方分権型社会を築いていくことが必要です。

3 環境意識の高まり

地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題の克服は、人類共通の課題となっており、温室効果ガス排出量削減の具体的な数値目標を定めた京都議定書が発効するなど、世界的規模での取組が進められようとしています。

このような地球規模での環境問題を私たちの日常生活とも大きく関わる環境問題として受け止め、エネルギーの消費やごみの排出など、環境保全に対する市民の意識がますます高まっています。

良好な地域環境を次の世代へと継承していくためには、市民、事業者と行政が、それぞれの責任と役割を分担しながら、一体となって、貴重な自然を守っていくとともに、大量消費・大量廃棄型の社会システムの見直しに取り組んでいくことが求められています。

そのためには、ごみや生活排水の処理のための施設などの整備を進めるとともに、農地や緑地、水辺などの自然環境の保全や都市の緑化を図っていく必要があります。

また、ごみの減量化やリサイクル、省エネルギー・省資源などの実践や、環境美化のための積極的な活動によって、環境問題の解決に向けた努力を継続していくことが必要です。

4 安全・安心の希求

阪神・淡路大震災をはじめとして、地震や津波などの自然災害が発生する中で、このような災害に対する都市の弱さと、初期対応や被災者支援などの防災対策の重要性が改めて市民の関心を集めています。自然災害のみならず、交通事故の増加や臨界事故をはじめとする原子力災害、新型感染症や港湾・空港を狙ったテロリズムなどの新たな事件・事故への対応も重要となっています。



また、都市化の進展に伴い、地域の生活者同士の交流が希薄化し、犯罪の多発を招いたり、子どもやひとり暮らしの高齢者、障害者など社会的に弱い立場の人々のサポートが困難になったりするなど、より日常生活に密着した分野での課題も生じています。

市民生活の安全・安心を確保するためには、ハード・ソフトの両面から都市の安全性を検証し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民との協働により、暮らしの場においてきめ細かく安全の確保を図る体制づくりが求められています。

そのためには、道路、河川などの社会基盤の適切な維持管理や、開発・建築指導による秩序あるまちづくりを進め、都市の安全性を確保していくとともに、広域的な連携による消防・救急や医療体制の充実、地震や風水害をはじめとする災害防止対策などを図っていくことが必要です。

また、地域の自主防災・防犯活動を促進し、災害への備えを十分に行うとともに、事件・事故の未然防止に努めていくことが必要です。

5 情報通信技術の普及

I T革命の進展に伴い、大量の情報を瞬時に共有できる情報通信網が世界的規模で広がりを見せ、電子取引や顧客データの管理などの企業活動はもとより、個人ホームページを通じた情報発信やGPSによる子どもや高齢者の所在確認など、市民生活を含む広範な分野へのI Tの応用が進んでいます。

平成23年には現行のアナログ放送が全面的にデジタル方式に移行されることとなっていますが、本県においては既に全国初の県域テレビ地上デジタル放送も開始されており、双方向通信やデータ放送など、高齢者や障害者にもやさしい充実したサービスが受けられる時代となっています。

地域情報化を進めるためには、世代間の情報格差への対応や個人情報保護の徹底を図り、誰も

がひとしく地域の情報を共有できるようにするとともに、ITを活用した行政運営の効率化や情報発信により、積極的に住民福祉の向上を図ることが求められています。

そのためには、市民の情報リテラシー（情報能力）の向上や小・中学校におけるコンピューター教育の拡充、地域におけるITリーダーの養成を図るとともに、行政手続の電子化、ホームページによる情報の提供など、市民生活に大きく関わる分野の情報化を推進し、電子自治体を構築していくことが必要となっています。

6 国際化の進展

めざましい情報通信技術の進展や高速交通手段の拡大などによって、人、物、情報の流れが国内はもとより国際的にも加速を見せ、社会・経済や芸術・文化、スポーツなど、多方面での交流の機会が生まれています。特に、本市を取り巻く地域においては、国際港湾である常陸那珂港を通じた海外貿易の活発化や、大強度陽子加速器施設の稼動に伴う外国人技術者や研究者の居住や滞在が見込まれているところです。



国際化社会に対応するためには、海外の文化や習慣に対する理解を深め、わが国の良さや地域の個性をアピールしながら、世界の人々との友好関係を築くとともに、定住外国人への生活支援をはじめ、外国人の来訪や市内在住等の増加の状況を踏まえた環境づくりを進めていくことが求められています。

そのためには、海外への生徒派遣や外国語教育の推進などを通じた人材の育成や、地域社会における定住外国人とのふれあいを通じた国際交流を推進するとともに、外国人が地域社会の中で安心して暮らせる教育、医療、居住などに関する相談機会の確保を図っていくことが必要となっています。

第2編 基本構想



小中学生絵画「私たちの住みたいまち」
最優秀賞 勝田第三中学校3年 福田 綾子さん

第1 まちづくりの基本的な考え方

私たちのまち、ひたちなか市は、太平洋の海原に抱かれ、豊かな緑の広がる大地の中に、早くから多様な産業が息づき、快適な都市環境が整備されるとともに、北関東の中核拠点となるひたちなか地区開発も進められるなど、将来の発展可能性に満ちあふれています。

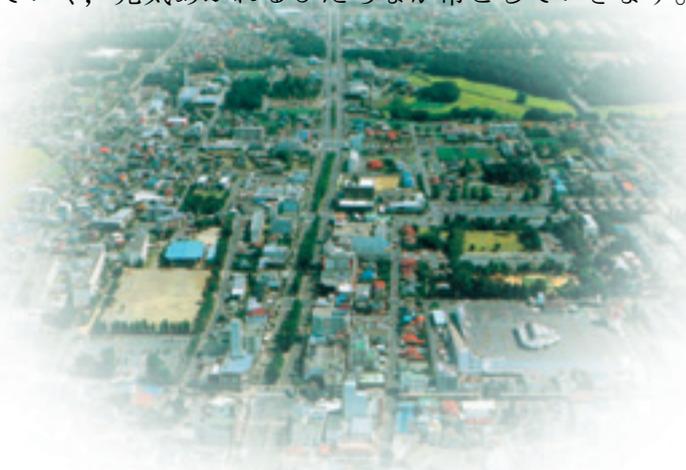
その一方において、少子高齢化の進展や長期にわたる経済の低迷、地方分権型社会への移行など、わが国はこれまでにない大きな転換期にあり、それぞれの自治体が、安定した雇用や都市経営のための財源を確保するとともに、他の都市にはない独自の魅力と個性を発揮する自立性の高いまちとして、豊かでいきいきとした社会を築き上げていくことを求められています。

かけがえのない郷土ひたちなか市をさらに発展させていく上で、このような社会の変化に的確に対応し、本市の恵まれた条件と地域の資源を最大限に活用しながら、市民と行政の協働のもとに、戦略性を持ってまちづくりを進めることが重要です。

そのためには、第1に、地域の経済と雇用を支える産業の活性化を図っていくことが必要です。これまでに培った技術や経験の蓄積を生かし、工業、商業、農業、水産業などのさまざまな産業をバランスよく発展させます。また、ひたちなか地区の土地利用や先端産業などの立地を促進するとともに、常陸那珂港を拠点とした物流を活発化させ、地域の未来を担う新たな産業の創出に努めます。中心市街地では、住宅の集積や魅力ある商店街づくりによって、活気ににぎわいにあふれるまちを復活させます。

第2に、将来の世代が安心して暮らせる、身近な生活の基盤を充実させていくことが必要です。美しく豊かな自然環境と調和し、災害に強い、人にやさしい安全で快適な都市基盤を整備します。また、子どもからお年寄りまで、各世代にわたって必要とされる教育、福祉などのきめ細かな公共サービスが充実し、子どもを生き育て、住み続けたい魅力に満ちたまちを創り上げます。

第3に、地域の個性を高め、にぎわいと活力を生み出す、さまざまな交流機会をつくっていくことが必要です。全国から多様な人材が集まる本市の特性を生かし、市民相互のネットワークを広げ、信頼のきずなのもとに互いに暮らしを支え合う、自立ある地域社会づくりを進めます。また、市民自らが本市の良さを再認識し、観光・イベントや国際交流などを盛んにして、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、他の人々との触れ合いの中で、幅広い視野と人間性を養い、新たな知恵と工夫をもってまちを発展させていく、元気あふれるひたちなか市としていきます。



第2 目指すべき都市像

まちづくりの基本的な考え方に基づき、暮らしたくなるまち、暮らし続けたいまちをつくるため、ひたちなか市の目指すべき都市像を

「豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる
世界とふれあう自立協働都市」

と定めます。

第3 まちづくりの基本目標

目指すべき都市像を実現するため、5つのまちづくりの基本目標を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

1 多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくり

まちづくりの基本目標の第1は、「多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくり」とします。

本市は、工場誘致により、製造業を中心とした県内有数の工業都市として成長し、那珂台地一円を商圈とする商業や、豊かな自然のもとで農水産業が共に栄えてきました。

ひたちなか地区では、常陸那珂港をはじめ北関東自動車道や国営常陸海浜公園の整備などの大規模プロジェクトが進められ、北関東における生産・流通やレクリエーションの拠点としての役割が期待されているほか、周辺には世界レベルの研究施設である大強度陽子加速器施設が立地し、日立・東海・つくば知的特区計画の対象地域に指定されるなど、最先端の科学技術の拠点となり得る大きな可能性を有しています。

本市が今後とも豊かで活力ある都市として発展していくためには、優れた人材や技術力の存在、恵まれた自然環境、首都圏との近接性などの有利な条件を生かして産業の振興を図るとともに、国際化、情報化などの社会経済情勢の変化に的確に対応した高い競争力を保っていく必要があります。



ます。

また、広域的な物流や情報の交流を活発にするとともに、市外から訪れる交流人口の増加を図っていくことも必要です。

このため、産業基盤の整備や就業者の福利厚生の充実を図るとともに、異業種間の連携・交流の強化や担い手の育成・確保などにより、工業、商業、農業、水産業などの均衡のとれた産業の発展を実現させます。

また、既存産業の新分野への進出を支援するとともに、ひたちなか地区への企業誘致を積極的に展開し、地域の未来を担う新たな産業の創出・育成を図ります。

さらに、商店街の活性化や観光の振興により、魅力に満ちたにぎわいのあるまちづくりを進めます。

2 機能的で潤いに満ち安全に暮らせるまちづくり

まちづくりの基本目標の第2は、「機能的で潤いに満ち安全に暮らせるまちづくり」とします。

本市は、高度経済成長期において、土地区画整理事業などの都市計画事業を積極的に推進し、道路や公園、学校などの公共施設を整備し、快適で利便性の高い都市づくりを展開してきました。

その結果、企業の立地や郊外での大規模な住宅開発が盛んとなり、人口の増加と市街地の拡大が進みましたが、急速な都市化の進展による豊かな緑の減少や、降雨時の中小河川のはんらん、家庭から排出されるごみの量の増大、中心市街地の空洞化など、なお解消すべき課題を抱えています。また、近年では地域住民の結び付きが希薄化し、犯罪・交通事故も多発する中で、より安全な生活の確保が求められています。



すべての市民が安らぎと潤いに満ちた暮らしを送るためには、これまでのまちづくりの成果を生かしながら、豊かな自然環境と調和する魅力あふれる街並みと、災害に強い安全な都市基盤を整備していくことが必要です。

また、消防・救急や防犯・防災などの分野においては、地域と連携したよりきめ細かなソフト面での安全への対応の強化が必要となっています。

このため、道路や港湾、河川、上下水道などの都市基盤を、その緊急性・重要度に即して整備し、機能的な都市づくりを進めるとともに、秩序ある土地利用と計画的な市街地の整備を推進し、生活者の利便性の向上と企業活動のしやすい環境づくりに努めます。

また、市民参加による公園・緑地や水辺の整備・保全、資源リサイクルによる循環型社会づくりに取り組むとともに、消防・救急医療体制の充実、地域の自主防犯・防災活動への支援、地震・風水害による被害の未然防止や原子力施設の監視強化などによる総合的な安全・安心の確保を図ります。

3 元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり

まちづくりの基本目標の第3は、「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」とします。

本市においては、総合計画の期間内は人口の上昇が続くものの、年齢構成では老年人口が年少人口を上回り、全国の多くの都市と同様、本格的な少子高齢化が進むものと見込まれています。

生活習慣病にかかる人や介護の必要なお年寄りが増加する中で、地域の自治会やボランティアが主体となって、子育て支援や高齢者の交流の場を設けたり、スポーツ行事の開催や体操の普及などの健康づくり活動を積極的に行うなどの新たな取組も生まれてきています。

少子高齢社会においても、引き続き元気に満ちたまちとして発展していくためには、助け合いの精神を大切にし、誰もが慣れ親しんだ地域で子供を生み育て、生きがいをもって豊かな生活を送ることができる、福祉のまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりが自らの健康づくりに取り組み、生涯元氣な暮らしを楽しむことができるよう努めていくことが必要です。



このため、保育機会の拡充や子育て支援体制の整備により、安心して子供を生み育てることのできる環境をつくるとともに、高齢者をはじめあらゆる世代を対象として、スポーツやレクリエーションによる健康づくりや社会参加を支援し、すべての市民がいきいきとした暮らしを送ることのできる、活力にあふれたまちづくりを進めます。

また、市民が生涯にわたって必要なサポートが得られるよう、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、福祉ボランティアなどを活用した住民参加による地域福祉の充実に努めます。

4 豊かな人間性を育み個性がきらめくまちづくり

まちづくりの基本目標の第4は、「豊かな人間性を育み個性がきらめくまちづくり」とします。

本市においては、幼稚園、小・中学校がバランスよく配置されるとともに、高等学校や高等専門学校も開設され、さらに周辺都市には大学や研究機関も多く立地し、子どもたちが発達段階に応じて教育を受ける機会が確保されています。また、地域ごとに公民館やコミュニティセンターも整備され、市民のニーズに応じて多様な学習に取り組める環境となっています。

このように学習環境は恵まれているものの、少子化に伴う子ども同士の交流機会の減少や家庭の教育力の低下などから、地域社会を挙げての人づくりが望まれています。また、生涯学習の分野においても、情報化や国際化の進展に対応した高度な知識・技術を習得し、自己実現を図ろうとする市民の要求が高まっています。

このようなことから、未来を担う子どもたちのために、学校教育において自ら考える力や生き

る力を育むとともに、家庭の大切さを再認識し、地域における交流や自然とのふれあいの中で、豊かな人間性を育む場を提供していくことが必要となっています。

また、市民の学習ニーズに適切に対応するとともに、学びの成果を人づくりやまちづくりに積極的に生かしていくことも必要となっています。

このため、世代を超えたふれあいやボランティア活動、職業体験などを通じて、子どもたちに社会の一員としての自覚を持たせるとともに、学校施設の開放や民間のノウハウの活用、PTAやボランティア、NPOなどとの連携を含め、学校と地域、家庭が一体となって、自ら判断し行動できる人づくりを推進します。

また、幼稚園・保育所の連携や教育施設の計画的な整備・改修などを進めるとともに、地域に根ざした生涯学習活動の促進、高等教育機関との連携による高度な人材の養成などに取り組み、さまざまな世代や要求に対応した教育のまちづくりを進めます。



5 協働と交流で築く活力に満ちたまちづくり

まちづくりの基本目標の第5は、「協働と交流で築く活力に満ちたまちづくり」とします。

本市においては、早くから自治会、コミュニティ組織、市民憲章推進協議会の三者が連携して、住民相互の支え合いの精神のもとに、地域の課題を地域自らの手によって解決していく共助の社会が形成されてきました。

一方において、近年の少子・高齢化や価値観の多様化などにより、地域活動の担い手の減少や地域離れの動きが加速する中で、高齢者の介護や子育て支援、市民活動などの地域における新たな市民ニーズが生じています。



また、ITの普及や交通・産業の発達も、人・物・情報の流れを活発にし、これまでの地域の枠組みを超えた、さらに大きな交流の機会を生み出しています。

このようなことから、地域社会において人々の助け合いの精神を大切にし、行政との役割分担のもとに、地域や暮らしの問題を住民自らの手で解決する協働のまちづくりを進めることが必要です。

また、国内外のさまざまな人々との交流により、地域社会の活力を高めるとともに、市民が交流を通して視野を広げ、新たな工夫をもって自立あるまちづくりを進めるための環境づくりが必要です。

このため、自治会をはじめとする地域団体やボランティア、NPOなどの活動の促進と男女共同参画社会の形成を図るとともに、市民の多様な活動の拠点を整備することにより、市民の力を生かした協働のまちづくりを進めます。

また、ITを活用した地域情報の収集と発信、本市を舞台とした新たなイベントの誘致や既存のイベントの活性化、国際親善などにより、幅広い交流の機会を創出し、協働と交流で築く活力に満ちたまちづくりを進めます。

第4 計画の期間と人口・世帯の想定

この基本構想は、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とし、基本構想の目標年度である平成27年度における本市の人口を156,000人、世帯数を65,000世帯と想定します。

第5 土地利用

1 土地利用の方針

目指すべき都市像に即した均衡ある都市の形成を図るため、本市の恵まれた自然環境と地域の特性を生かした適正かつ合理的な土地利用を基本とします。

良好な生活環境を確保するために必要な地域については土地利用規制を強化するとともに、弾力的な土地利用が必要な地域については規制を緩和するなど、地域の実情に応じたきめ細かな規制・誘導を図ります。

また、常陸那珂港や北関東自動車道の整備による物流の増大やひたちなか地区の留保地利用などの情勢変化を踏まえ、郷土の発展につながる、自然環境との共生が可能な潤いとゆとりのある土地利用を促進します。

2 土地利用の方向

(1) 都市的土地利用の方向

市街化区域については、環境の保全と自然との調和に配慮しながら、市のまちづくり計画と市街化の進展状況に応じた機能的で秩序ある土地利用を推進します。

住居系地域については、安全で快適な潤いのある生活環境を確保するため、公共施設の整備や整然とした街並みの創出を図ります。土地区画整理事業の施行区域については、市民生活の利便性を高める基幹となる道路の整備や雨水排水対策を重点的に実施し、秩序ある街区形成を図るとともに、建築協定制度や地区計画制度などの活用により、良好な居住環境を維持します。

商業系地域については、勝田駅前を含めた中心市街地における商業機能の集積や中高層住宅の

建設などによる高度利用を促進し、にぎわいの回復を図るとともに、佐和駅および那珂湊駅を中心とする地区への商業・業務機能の集積に努めます。

工業系地域については、周辺環境に配慮し、工場敷地内の緑化を促進するとともに、道路、公共下水道などの基盤整備による利便性の向上を図ります。

ひたちなか地区については、物流機能や研究・生産機能、広域的な商業・業務機能の導入などの複合的な土地利用を基本とし、あわせて都市形成の熟度に応じて市民スポーツやイベントのための柔軟な土地活用を図るものとします。

ひたちなか地区周辺の市街化調整区域については、広域幹線である国道245号の整備の進ちよくやひたちなか地区留保地の土地利用計画との整合を踏まえた弾力的な土地利用により、ひたちなか地区と連携した都市的土地利用を促進します。

(2) 農業的土地利用の方向

農業の健全な発展を図るとともに、水源のかん養や洪水の調整などのさまざまな機能の有効活用を図るため、優良農地の保全に努めます。

また、土地改良事業などによる基盤整備、農地の集約・大規模化や集落の居住環境の整備を推進します。

(3) 自然的土地利用の方向

都市化の進展とともに減少しつつある貴重な平地林や、河川、ため池などの水辺については、水資源のかん養や防災などの観点から保全に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーションの場としての活用を図ります。

また、台地縁辺部の斜面緑地などについては、風致地区の指定により保全に努めます。

海岸地域については、市民と海のふれあいの場としての保全・活用に努めます。

第6 施策の大綱

まちづくりの基本目標ごとに、計画期間において実現しようとする施策の大綱は次のとおりです。

1 多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくりのために ～産業分野～

(1) 産業の振興

① 工業

経済のグローバル化や産業構造の変化に対応できる、競争力のある工業を目指し、ひたちなかテクノセンターと連携して、テクノロジー・トランスファーセンターを核とした産学官の

ネットワークを構築し、ものづくり技術の高度化、人材の育成や融資制度の充実を図ります。

また、企業誘致を積極的に展開し、ひたちなか地区を中心とした製造、物流、研究開発などの多様な業種の立地を促進するとともに、企業の新分野への進出を支援することにより、次代を担う新たな産業の創出・育成を図ります。

② 商業

消費者ニーズに的確に対応した地域商業の振興を図るため、商業団体や商店街リーダーの育成、経営診断や制度融資の充実などにより、経営力の強化を図ります。

また、空き店舗を活用した創業活動や個性ある店舗の誘導により、魅力あふれる商店街づくりとにぎわいの創出に努めます。



さらに、中心市街地における専門店の集積や生活者の利便性を高める品揃え・サービスの充実、ひたちなか地区および周辺地区への広域型商業施設の誘導などにより、市内全体のバランスを考慮した商業拠点の形成に努めます。

③ 農業

園芸作物の作付の推進などにより、地域の特性を生かした付加価値の高い農業を確立するとともに、商店街と連携した直販体制の構築などの新たな取組を推進します。

また、農業団体や担い手・後継者の育成に努めるとともに、経営規模の拡大による農業経営の効率化を促進します。

さらに、農業生産基盤や農村環境の整備を推進するとともに、優良農地の保全に努めます。

④ 水産業

新鮮な水産物を安定的に供給することができるよう、つくり育てる漁業を推進するとともに、漁業経営の安定化を図るため、漁業後継者の育成や水産業団体への支援を行います。

また、漁港・漁場の整備を促進するとともに、地産地消の取組や健全な食生活を支える魚食普及を図ります。

さらに、漁業者や企業の創意工夫による特色ある加工品の開発や流通システムの構築に努めます。

⑤ 観光

海に代表される恵まれた自然環境と、史跡、名勝などの観光資源を積極的に生かした回遊性のある観光ネットワークづくりに取り組むとともに、国営常陸海浜公園と阿字ヶ浦海岸の一体的な利用による観光・レクリエーションゾーンの形成に努めます。

また、観光団体などと連携し、特色あるイベントの誘致や特産物の開発・普及を推進するとともに、観光ボランティアを育成し、地域に根ざした観光の振興を図ります。

さらに、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地としての本市の魅力を積極的にPRします。

(2) 労働環境の充実

① 雇用・労働

公共職業安定所などの関係機関との連携により、雇用の拡大を促進するとともに、時代のニーズに対応した高度な職業能力訓練の機会の確保と情報提供を図ります。

また、勤労者福祉サービスセンターの運営の充実を図り、就労者の福利厚生の上昇に努めるとともに、新たな企業の誘致を積極的に展開し、魅力ある雇用の場を創出します。

2 機能的で潤いに満ち安全に暮らせるまちづくりのために ～都市・生活環境分野～

(1) 魅力ある街並みの形成

① 土地利用適正化

恵まれた自然環境を保全しながら、安全・快適な生活環境の確保と市域の一体的な発展を図るため、市街化区域、市街化調整区域などの区域区分や地域地区を適正に設定し、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

また、市内の土地利用の状況を的確に把握するため、地籍調査をはじめとする土地の現況調査を推進します。

② 市街地整備

勝田駅周辺の中心市街地や那珂湊地区、佐和駅周辺地区について、それぞれの地区特性に応じた都市機能の誘導を進めるとともに、ひたちなか地区および周辺地区の土地利用を積極的に図ります。

土地区画整理事業については、各種補助制度の有効活用や保留地の早期の処分による資金の確保に努めるとともに、厳しい財政事情を踏まえ、基幹となる道路の整備や雨水排水対策を重点的に実施し、秩序ある街区形成を図ります。

また、居住者や来訪者の利便性を高めるため、地域住民の意向を踏まえながら、住居表示や町・字の名称等の整理を行います。



③ 都市景観

都市の魅力あふれる良好な景観を形成するため、景観形成の目標と具体的方策などを示す景観形成ガイドラインを構築するとともに、地域の住民の理解と協力を得ながら、地区計画の指定や建築協定、緑地協定の締結を促進します。

また、良好な景観を有する斜面緑地や平地林などの自然環境を適切に保全します。

④ 建築・開発指導

健全で計画的な市街地の形成を促すため、宅地開発の適正な指導を行うとともに、開発許可の迅速な処理に努めます。

また、建築確認支援システムを活用した効率的な事務処理を行うとともに、民間指定確認検査機関との連携により、建築物の安全性の確保を図ります。

(2) 安全な都市基盤の整備

① 広域交通

北関東地域における国際物流や新たなエネルギー供給の拠点として、常陸那珂港の整備促進を図るとともに、ポートセールス活動による定期航路の誘致や港湾関連用地の利用促進に努めます。

また、常陸那珂港と一体となった人、物の交流機能の強化を図るため、北関東自動車道の未供用区間の早期完成を促進するとともに、百里飛行場の官民共用化やアクセス道である東関東自動車道水戸線の建設を促進します。

② 道路

広域的な都市間交通の円滑化を図るため、国道245号や県道那珂湊那珂線をはじめとする国県道の整備や東中根高場線の県道昇格を促進するとともに、市内の都市計画道路などの幹線道路の整備を推進します。

また、暮らしやすさを向上させるため、街路事業や土地区画整理事業により生活道路を整備するとともに、自転車歩行者道やカーブミラー、防護柵などの交通安全施設の設置により、道路の安全性を確保します。

③ 河川・海岸

急速な都市化の進展に伴う浸水被害の解消を図るため、高場雨水1号幹線などの雨水幹線の整備や大川などの河川の改修を計画的に進めます。

また、中丸川の改修と中丸川治水緑地事業を促進するとともに、親水性中央公園の整備による潤いのある水辺環境の形成に努めます。

さらに、台風などによる大規模災害を防止するため、那珂川の築堤を促進します。

侵食の進む阿字ヶ浦海岸に美しい砂浜を取り戻すため、海岸保全対策を促進するとともに、磯崎漁港海岸については、良好な漁場環境の確保を図るため、保全対策にかかる調査や対応を行います。

④ 上水道

安全な水を将来にわたって安定的に供給していくため、配水管の耐震化をはじめ上水道施設の改良更新と適正な維持管理を行うとともに、水道事業経営の一層の効率化に努めます。

また、将来の人口推移と水需要予測を的確に把握し、広域的な水資源の確保のため、茨城県中央広域水道用水供給事業や霞ヶ浦導水事業を促進します。

⑤ 住宅

良好な住環境を確保するため、市営住宅については、バリアフリー化などによる居住水準の維持・改善を図るとともに、民間活力を生かした住宅確保に取り組みます。

また、民間と連携した住宅情報の提供や公的支援制度の活用促進により、優良な宅地への持ち家住宅の建設を誘導し、市内への定住人口の増加を図ります。

(3) 環境の保全

① 環境保全

将来にわたり豊かな自然を守っていくため、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割分担のもとに、省エネルギー・省資源などの実践による環境負荷の低減や自然保護意識の醸成などに取り組み、共生・循環型の社会システムの形成を図ります。

また、市民の健康を守り、安全で快適な生活環境を保持していくため、環境監視や事業所への指導・啓発による公害の未然防止に努めます。

さらに、清潔で衛生的な生活環境を保全するため、地域での清掃活動や花壇整備などの環境美化活動を推進するとともに、市民の墓地需要に対応した市営墓地の整備を進めます。

② 生活排水

衛生的で快適な暮らしの確保や河川や海などの水質保全を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置について、地域の実情に応じた推進を図ります。

公共下水道については、経営効率を勘案しながら管きょや処理場の整備を進めます。

農業集落排水事業については、農業振興地域における処理施設の整備や適切な維持管理を進めます。

合併処理浄化槽については、公共下水道事業の認可区域外における設置に引き続き助成するとともに、生活排水処理対策を効果的に進めるため、土地区画整理事業の進展状況を踏まえ、下水道事業認可区域内においても設置促進に努めます。

③ 廃棄物

ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、ごみの分別収集の徹底や合理的な処理体制を確立し、生活環境の保全を図ります。

また、ごみ処理の効率化や既存施設の老朽化に対応するため、新たなごみ処理施設の整備に取り組むとともに、近隣市町村とのごみ処理の広域化などについて検討します。

④ 公園・緑地

緑豊かで潤いのある生活環境を確保するため、都市公園の整備を推進するとともに、広域的なイベントやレクリエーションの拠点である国営常陸海浜公園の整備を促進します。

また、風致地区や緑の保存地区の指定により、市域に残る貴重な緑の保全に努めるとともに、市民と一体となって道路、学校などの公共施設等の緑化を推進します。

(4) 暮らしの安心の確保

① 防災

各種災害から市民の安全を守るため、防災資機材の充実を図るとともに、自主防災組織およびボランティアにより行われる自主的な活動を支援して、災害時要援護者に十分配慮した地域ぐるみでの防災体制を確立します。

原子力安全対策については、周辺の原子力事業所との協定に基づく早期通報対策の徹底を図るとともに、原子力に関する知識の普及啓発を推進します。また、原子力オフサイトセンターを核とした災害発生時の迅速な初動体制の確立や関係機関との連携強化を図ります。

危機管理については、不測の事故・事件に柔軟かつ適切に対応するためのマニュアルの整備や関係機関との連携強化を図るとともに、国民保護法に対応した救援措置等の体制整備に努めます。

② 消防

火災から市民の生命・財産を守るため、消防施設・資機材の充実や組織体制の強化を進めるとともに、隣接市町村との消防相互応援や大規模災害への対応のための広域消防防災体制の充実を図ります。

また、予防査察による防火管理体制の充実強化に努めるとともに、地域の防火意識の高揚や放火防止のため、広報活動の徹底や、住宅用火災警報器などの設置促進などによる住宅防火対策の推進を図ります。



③ 救急

救急需要に適切に対応するため、高規格救急車の整備拡充や救急救命士の確保を図るとともに、近隣市町村や医療機関との広域連携による救急医療体制の確立に努めます。

また、救命率の向上のため、応急手当の普及促進を図り、バイスタンダーの育成を推進します。

④ 防犯

市民の防犯意識の高揚を図り、自主防犯パトロールなど地域ぐるみでの防犯活動を積極的に展開するとともに、防犯灯の設置・管理を促進し、犯罪のない、明るく安全な社会づくりに努めます。

⑤ 交通安全

交通安全に対する意識の啓発と交通マナーの徹底を図るため、運転者や子ども、お年寄りに対する交通安全教育の強化や交通安全組織の育成により、市民ぐるみの交通安全運動を展開します。

また、交通事故の未然防止を図るため、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の整備を推進します。

⑥ 公共交通

通勤・通学における利便性を確保するため、鉄道の輸送力増強や運行ダイヤの改善を要請するとともに、自治会や交通事業者との連携を強化し、既存バス路線の維持存続に努めるほか、利用しやすい新たな市民の足としてコミュニティバスの導入を進めます。

⑦ 消費生活

商品の販売形態や契約方法の多様化に対応した正しい知識の普及啓発と情報提供により、消費者トラブルを未然に防止するとともに、消費生活相談体制の充実や関係機関との連携強化により、被害者の救済を図ります。

3 元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくりのために ～福祉・健康分野～

(1) 福祉サービスの充実

① 地域福祉

誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活を送るため、福祉ボランティア活動の支援や福祉団体の育成を図るとともに、保健・福祉・医療の連携により、地域におけるきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

また、公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、児童・生徒を対象とした福祉教育や地域における福祉交流事業を推進し、市民の福祉意識の高揚を図ります。

② 児童福祉

安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する相談体制の充実や子育て支援団体の育成、地域の子育て拠点づくりなどの少子化対策を推進します。

また、共働き家庭の増加などに対応した保育サービスを拡充し、公民の役割分担の見直しを図りながら、民間保育所においては、通常保育のほか延長保育や一時保育などの導入を促進します。



公立保育所については、障害児の保育や相談指導などのより専門的な業務への対応を図るとともに、保育と幼児教育との連携を進めます。

③ 障害者（児）福祉

障害者の自立と社会参加を促進するため、地域におけるきめ細かな福祉サービスの提供に努めるとともに、障害の種類や程度に応じて気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、就労機会の拡充や地域との交流機会の提供を推進します。

④ 高齢者福祉

明るく活力ある長寿社会の実現を目指し、高齢者が家庭や地域で安心して暮らすため、スポーツや筋力アップなどの健康づくりや栄養改善などを促進するとともに、高齢者の持つ豊かな経験や知識が活用できる機会を提供し、高齢者の社会参加の促進に努めます。

また、地域に密着したサービスの提供とともに、高齢者が身近な地域で介護の相談や指導を受けられるよう、小地域ネットワーク体制を確立します。

⑤ 社会保障

国民健康保険、老人保健事業などの医療費の適正化に努めるとともに、介護保険制度による居宅・施設給付サービスの基盤整備、年金制度の普及啓発や相談業務を推進し、市民が生涯にわたり必要なサポートが受けられる社会保障制度の運営に努めます。

(2) 元気づくりの推進

① 保健・医療

市民が健康で生きがいのある生活を送るため、食生活の改善や自主的な健康管理についての意識啓発を図るとともに、健康づくりリーダーの育成による保健指導体制の確立や、各種健康診査や疾病予防のための健康相談の充実、感染症に対する正しい知識の普及を図ります。

また、急病や事故時においても市民が確実に安心して受診できるよう、医師会の協力を得ながら、休日夜間診療所を引き続き運営するとともに、広域的な連携による救急医療体制の拡充や小児救急医療の充実に努めます。

さらに、地域におけるかかりつけ医の確保とともに、高度な入院治療に対応できる総合的な医療体制の確保や充実に努めます。

② スポーツ・レクリエーション

市民の余暇の有効活用や体力増進のため、スポーツ団体や指導者の育成、各種大会の開催などによる市民スポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、勝田全国マラソン大会をはじめ市民が幅広く参加できる大規模なスポーツ大会の開催・誘致などに努めます。

4 豊かな人間性を育み個性がきらめくまちづくりのために ～教育分野～

(1) 生涯学習の充実

① 生涯学習

市民の学習意欲に応じて、生涯学習講座の充実による自主的な学習機会の確保や、講師、団体などの学習情報の提供を行うとともに、公民館、図書館などの社会教育施設の機能充実と情報のネットワーク化に努めます。

また、市民のボランティア活動や生涯学習活動の複合的な拠点となる生涯学習センターの設置について検討します。

(2) 教育環境の整備

① 幼児教育

家庭との連携を図りながら生涯にわたる人間形成の基礎を培い、集団生活の中で基本的な生活習慣や豊かな感性・創造性を育てるため、幼稚園の就園機会の確保に努めます。

公立幼稚園については、保護者をはじめとする外部からの意見・評価を適切に反映させ、さらに小学校との交流、施設の開放、障害児教育などを推進するとともに、子育てをめぐる様々な問題が生じている中で、地域における幼児教育のセンターとして、相談体制の強化を図ります。

私立幼稚園については、独自の教育方針に基く園の運営を支援するとともに、預かり保育や3歳児保育を促進します。

また、保育所と施設の共用化や教育内容、保育内容などについて連携を進めます。

② 義務教育

個性豊かで思いやりの心に富んだ児童・生徒の育成を図るため、学習指導や教育相談を充実するとともに、国際理解教育や環境教育、IT教育などの今日的な教育課題に積極的に取り組みます。

また、不登校の児童・生徒の適応力と自立心を養うため、適応指導教室を開設するとともに、教職員の資質の向上を図るための研修などを推進します。

さらに、児童・生徒の健康づくりを進めるとともに、栄養バランスのとれた学校給食を提供します。

学校施設については、耐震度調査結果を踏まえた計画的な改築・整備に努めます。

③ 高校・大学教育

工業系や国際系などの大学や専門学校の誘致に努めるとともに、既存の高等学校や高等専門学校の学科の再編など機能の充実を要請します。

また、県内の大学などの高等教育機関との連携を促進し、専門分野における学習の場づくりや人材の育成に努めます。

(3) 青少年の健全育成

① 青少年育成

思いやりの心や社会性など豊かな人間性を持つ青少年を育成するため、青少年相談指導体制を充実するとともに、青少年育成団体の支援や自主的な活動をする青少年グループの育成を図ります。

また、家庭・学校・地域の密接な連携を図るとともに、青少年の健全育成のための環境づくりに努めます。

さらに、子供たちが地域でさまざまな経験を積む機会を拡大するとともに、学生や社会人ボランティアによる学校活動への参加を促進します。



(4) 芸術・文化の振興

① 芸術・文化

市民が芸術・文化に触れる機会を拡充するため、市民の自主的な文化活動の支援や各種団体・サークルの育成に努めるとともに、演劇やコンサートなどの文化事業を招致し、文化施設の利活用を図ります。

② 文化財

虎塚古墳や那珂湊反射炉跡をはじめとする貴重な史跡・文化財の保護・活用を進めるとともに、歴史や文化に親しむきっかけとなる各種講座・講演会などを開催します。

5 協働と交流で築く活力に満ちたまちづくりのために ～市民交流分野～

(1) 市民活動の活性化

① 市民活動

市民の自主的で多様な活動が活発となるよう、自治会、コミュニティ組織、市民憲章推進協議会との連携強化を図るとともに、ボランティアやNPOなどの育成支援に積極的に取り組みます。

また、活動を担うリーダーの養成や市民活動団体の相互連携、活動に有用な情報の提供を行います。

さらに、市民活動の拠点となる施設の充実や地域の企業との連携などを展開し、市民と行政とのパートナーシップを確立します。

② 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、ともに理解し尊重しあい、その個性と能力を十分に発揮できるよう、市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に努めます。

また、配偶者間暴力をはじめとするさまざまな相談への対応や、各種講座を通じた啓発活動を推進し、男女共同参画センターの機能充実を図ります。

さらに、職場と家庭生活を両立できるよう、雇用情報の提供や講習会の開催などによる就労環境の向上と男女の雇用機会均等を促進します。

(2) 交流の促進

① 国際・国内交流

市民一人ひとりが国際交流への理解を深め、国際感覚を高めるため、さまざまな国の文化に触れる機会の創出や国際交流ボランティアの育成を図ります。

また、日本語教育の充実や外国語生活ガイドブックの配布などにより、外国人が地域のルールを学び、地域社会の一員として生活できる環境づくりを促進するとともに、大強度陽子加速器施設の稼動に伴う外国人研究者などの受け入れ体制の整備に努めます。

② 情報通信

地域コミュニティや産業経済活動などの分野においてITの活用をさらに促進するとともに、情報セキュリティの総合的な対策を徹底しながら情報の公開・共有を図り、市民や学校、企業などの情報の交流を促進します。

また、事務の効率化と市民サービスの向上を図るため、電子自治体の構築を進めるとともに、すべての市民がITの利便性を享受できるよう、ITサポートセンターを核としてIT活用力の向上を支援します。

③ イベント

本市の魅力を広く内外にアピールするとともに、市民自らによる主体的な交流を促進するため、全国規模の音楽やスポーツなどのビッグイベントの積極的な誘致・支援や定着化を図り、交流人口の増加を促進します。

また、ひたちなか祭りなどの地域に根ざしたイベントを振興し、市民の交流の提供やふるさと意識の高揚を図り、活気に満ちたまちをつくります。

第7 基本構想の推進方策

基本構想の実現に当たっては、行政と市民の役割分担を明らかにする基本的な指針をつくり、さまざまな公共サービスの提供について行政と市民が協働で取り組んでいくとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、次のとおり諸施策の総合的な推進を図るものとします。

1 行政運営の効率化

行政運営の効率化の徹底を図るとともに、パブリックコメントや政策課題懇談会などにより、政策決定過程における市民参加を推進し、市政への的確な意見の反映に努めます。

また、市報ひたちなか、インターネット、茨城県域デジタルテレビ放送などの多様なメディアの活用や広報広聴体制の充実などを通じて、市民への適切な行政情報の提供を行うとともに、情報公開制度や個人情報保護制度を適切に運用します。

公社等の外郭団体については、事務の統廃合などの見直しを行い、運営の適正化を図るとともに、公共施設の設置・運営に当たっては、指定管理者制度の導入による効率性の確保とサービス水準の向上に努めます。



2 財政基盤の確立

市民にとって必要な事業を的確に推進するため、限られた財源を計画的、重点的に配分するとともに、受益者負担の適正化や市民債発行を通じた財源の多様化、企業誘致による自主財源の確保などの取組を進め、地方分権時代にふさわしい財政運営の確立を図ります。

また、公営企業の円滑な経営を図るとともに、公共施設の設置・運営に当たっては、PFIなどの手法を検討し、民間活力の積極的な導入による効率性の確保に努めます。

3 広域行政の推進

市民の日常生活圏の拡大を踏まえ、図書館やスポーツ施設など周辺市町村との公共施設の相互活用を拡充するとともに、東海村をはじめ関係自治体と十分に調整を図り、広域連携や市町村合併などを視野に入れながら積極的に広域行政を推進し、行政サービスの向上と行政運営の効率化に努めます。

中学生作文
「私の住みたいまち」最優秀賞

理想の町

佐野中 二年 安 優輔

「ガガガガガ，カンカンカン。」

最近，僕達の周りはどんどん住宅化が進んでいる。山がくずされ，湖・海もよごされ，自然が少なくなる一方だ……。そう，今じゃ僕達ばかり便利になってしまい，たくさんの虫や魚などの動物たちはかなり苦しんでいる。

僕の祖父はこう言う。

「昔はよかったなあ。昔のハゼは刺身にできる程大きかった。」

今では唐揚げぐらいにしかできないハゼも昔は刺身にできたという……。そこで僕は思った。

「僕も昔へ行ってみたい。」

と…。今じゃ考えられないことも，昔は日常茶飯事だったのだそう。そこで僕の理想とする町は，「自然がたくさんある町」あえて言うなら「昔のような町」に住みたい。

しかし，今の町がきれいというわけではない。自然がもっと欲しいのだ。

今，ホームセンターなどの店に行くと，カブト虫が売っている。

カブト虫は，自分で森へ行き，蚊に刺されかゆい思いをしながら捕るのが本当だと思う。

やはり，そういう自然環境が少ないと思う。きれいな水，きれいな空気，きれいな自然があれば，ぜったいきれいな人間になれるし，そんな人達がたくさんいる町にだれもが住みたいと思う。

僕は，人と自然がよい具合に共存できる町に住みたい。いつも家でゲームばかりしたくなるような町より，外へ出て，マイナスイオンにずっとひたっただけいられるような，きれいな町に。そして，いつでも夜空に満天の星が見えて，森に入れば虫達が生き生きとしている美しい町に……。大人になっても，いつでも受け入れてくれるような安心な町を僕は考える。

第3編 前期基本計画



小中学生絵画「私たちの住みたいまち」
優秀賞 前渡小学校2年 安 和輝さん

第1 前期基本計画の策定に当たって



小中学生絵画「私たちの住みたいまち」
優秀賞 田彦小学校6年 西村 一輝さん

1 計画の期間

この前期基本計画は、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とします。

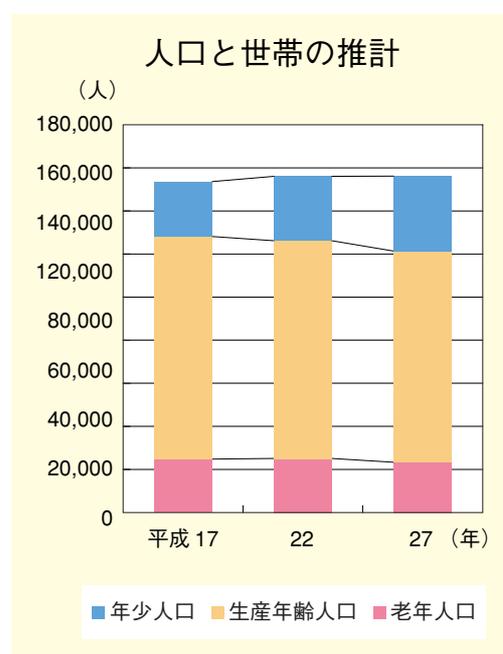
2 人口と世帯

全国的に少子高齢化が進展し、平成17年にわが国の総人口が長期の減少過程に転じたといわれている中であって、本市は他の市町村に比べて総人口に占める若い世代の割合が多く、また、今後のひたちなか地区開発による就業人口の増加も見込まれることから、平成27年まで総人口は緩やかに上昇するものと見込まれます。

このため、前期基本計画の目標年度である平成22年度における本市の人口を約156,000人と想定します。

年齢階層別の割合では、年少人口割合は16.08%、生産年齢人口割合は64.77%、老年人口割合は19.15%になるものと予想されます。

世帯数については、核家族化により世帯当たり人数が減少している状況を踏まえ、平成22年度には約62,000世帯まで増加するものと想定します。



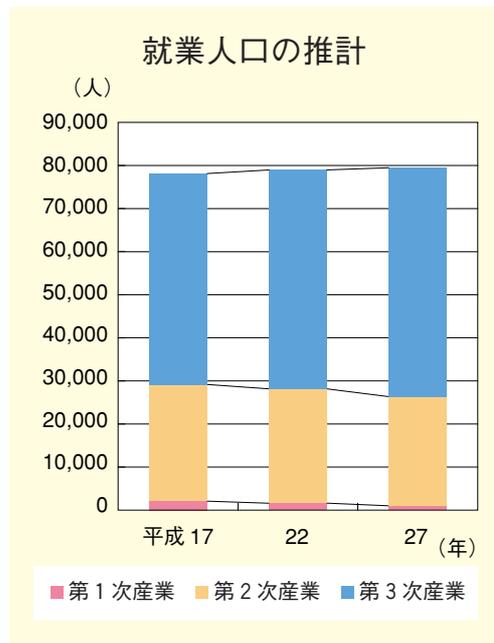
区分		年次	平成17年	平成22年	平成27年(参考値)
総人口			153,624人	156,127人	156,152人
年齢階層別	0～14歳 (年少人口)		24,780人 (16.13%)	25,101人 (16.08%)	23,353人 (14.96%)
	15～64歳 (生産年齢人口)		103,327人 (67.26%)	101,123人 (64.77%)	97,987人 (62.75%)
	65歳以上 (高齢人口)		25,517人 (16.61%)	29,903人 (19.15%)	34,812人 (22.29%)
世帯数			56,322世帯	62,050世帯	65,785世帯
世帯当たり平均人員			2.73人/世帯	2.52人/世帯	2.37人/世帯

(国勢調査に基づく推計値。ただし、平成17年の総人口、世帯数および世帯当たり平均人員については、平成17年国勢調査の速報値)

3 就業人口

ひたちなか市の就業人口は、ひたちなか地区への商業・業務施設や工場の立地などにより、今後とも増加することが見込まれることから、平成22年度には約79,000人になるものと想定します。

産業別の割合では、サービス業の増加により第3次産業の就業人口の割合が66.32%となる一方、農業や水産業を中心とする第1次産業は2.13%、製造業を中心とする第2次産業は31.56%に減少していくことが予想されます。



区分		年次	平成17年	平成22年	平成27年(参考値)
就業人口			78,056人	79,082人	79,224人
産業別人口	第1次産業		2,089人 (2.68%)	1,683人 (2.13%)	1,339人 (1.69%)
	第2次産業		26,409人 (33.83%)	24,955人 (31.56%)	23,226人 (29.32%)
	第3次産業		49,558人 (63.49%)	52,444人 (66.32%)	54,659人 (68.99%)

(国勢調査に基づく推計値)

第2 施策別計画



小中学生絵画「私たちの住みたいまち」
優秀賞 外野小学校2年 河野 優希乃さん

1

多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくり

産業分野

基幹産業である工業をはじめ、商業、農業、水産業などのバランスのとれた産業の振興と、働く機会の確保を図り、多様な産業と、都市のにぎわいにあふれた、豊かさの実感できるまちを目指します。



【施策の体系】

(1) 産業の振興

- ①工業
- ②商業
- ③農業
- ④水産業
- ⑤観光

(2) 労働環境の充実

- ①雇用・労働

(1) 産業の振興

1 工業

現状と課題

本市は、戦後の高度成長期に工業団地の造成を積極的に行うなどして、電気機械器具、一般機械器具をはじめ多くの製造企業が立地する県下有数の工業集積を形成しています。

バブル経済*崩壊後の長期にわたる不況の影響により、一時は大企業の業務見直しに伴う事業所数の減少などもありましたが、現在ではやや持ち直し、平成15年の製造事業所数は286事業所、従業者数は19,846人、製造品出荷額等*も県内第3位の7,836億円となっています。

このような状況を踏まえ、本市においては、市民の雇用や地域経済を支える既存産業の競争力を高めるとともに、地域の強みである優れた技術力や多様な業種の集積力を生かし、新たな産業の創出・育成を図ることにより、生産活動をより活発化させていくことが課題となっています。

活力ある地域社会を今後とも維持していくためには、事業者のチャレンジ精神を大切にし、既存産業がこれまでに培ってきた高度な技術力や、地域の教育・研究機関が保有する知的資源などを融合・連携させながら、経営の基盤をより充実させていくことが必要です。

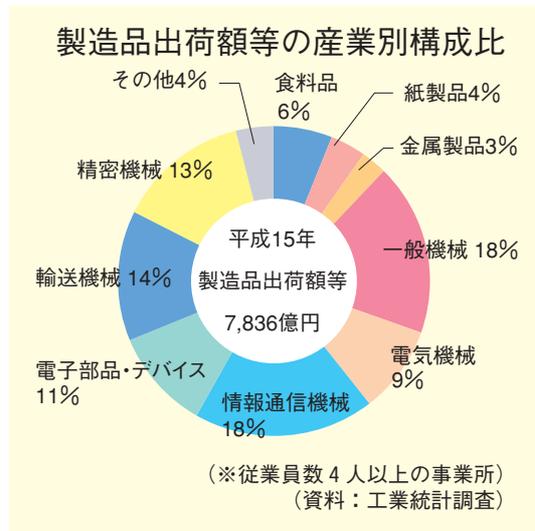
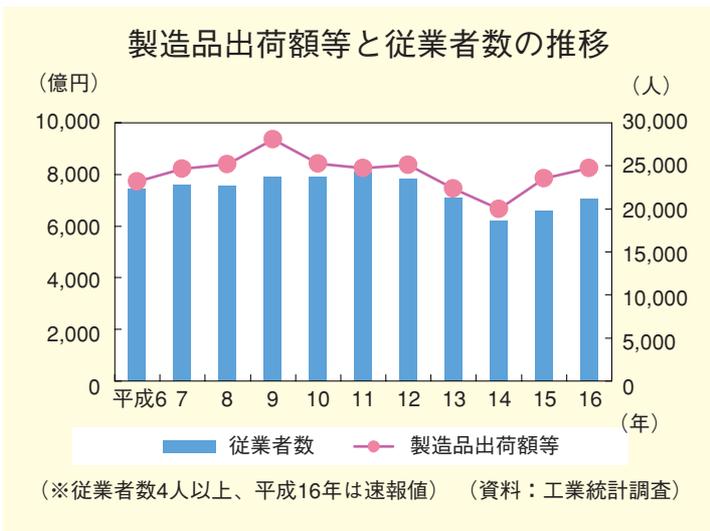
また、積極的な企業誘致活動を展開し、新たな業種の立地を促進することにより、地域の企業同士の受発注を活発にし、地域内での経済の循環を生み出す自立的な産業構造を形成していくことが求められています。

バブル経済

土地や株などの資産価値が過剰な投機により実態とかけ離れて膨らんだ状態をいい、1980年代中ごろから90年代初めまでのわが国の経済がこれにあたる。

製造品出荷額等

1年間における製造品出荷額、加工賃収入、修理料収入などの合計額で、地域の工業の状態を表す指標となるもの。



施策の体系



基本的施策

1 産業支援基盤の強化

(1) 支援機能の充実

- テクノロジートランスファセンター*を核として、地域企業からの相談に一元的に対応するとともに、ひたちなかテクノセンターなどの関係機関とのリンケージ*により集約した高度な技術・ノウハウを地域企業に移行させ、産業活動の活性化につなげます。
- 商工会議所の開催する産業活性化戦略会議*において産業支援施策への評価・提言を受けながら、企業ニーズに即応した柔軟な施策展開を図ります。

テクノロジートランスファセンター市とさまざまな産業支援機関との連携によって得られる情報や技術・ノウハウを集約し、市内企業への技術移転や新規事業展開の支援などを行う仕組み。

リンケージ
つながり、互いに関わりあうこと。

産業活性化戦略会議
大学教員等の有識者を加え、市が行うさまざまな産業支援施策への評価や指導・助言、提言などを行う組織。

(2) 交流の拡大

- 技術力向上や経営改善のためのグループ活動を促進し、市内工業の自立的な成長発展に努めます。
- 産業活性化フォーラムを継続して開催し、産学官および地域企業間の相互連携のための交流機会を拡充するとともに、広域的な企業の商談の場を確保します。

2 技術・経営能力の向上

(1) 経営の安定化

- 各種融資制度のPRを推進するとともに、地域企業の現況把握をしながら融資制度を充実させ、企業が安心して経営できる環境づくりを進めます。
- 地域企業の競争力を高めるため、ひたちなかテクノセンターや教育機関との連携による高度情報処理などの研修を推進します。
- 商工会議所の行う金融、財務、生産管理にかかる経営相談を支援し、地域企業の経営基盤の強化に努めます。
- 企業や教育・研究機関のOBなどの知識・経験の豊富な人材を活用し、産業活性化コーディネーター*と連携して、地域企業の販路の確保や経営・技術面における相談・指導体制の充実を図ります。

(2) 技術力の伸長

- 地域企業の技術力強化を図るため、産業活性化コーディネーターの企業訪問による適切な技術指導や支援メニューのあっせん、技術提携が可能な他の企業や工業技術センターなどの産業支援機関との仲介を行います。
- 地域企業と茨城大学・茨城工業高等専門学校などとの共同研究を奨励し、これら関係機関の保有する特許技術をはじめとした優れた研究成果の地域産業への導入に努めます。

(3) 人材の育成

- 地域企業の技術力・経営力を高めるため、商工会議所塾*や業種別・課題別研修会の開催などの事業を支援します。
- 将来の工業界を担う若い人材の育成を図るため、学生を対象としたインターンシップ*や企業訪問などの取組を促進します。

産業活性化コーディネーター

市内中小企業の課題解決や産学官連携などを支援するため、企業訪問をしながら指導・助言を行うとともに、関係機関や企業間の仲立ちをする者。

商工会議所塾

企業経営に資するため、全国から講師を招き、創業や経営革新などの実践的な事例を紹介する催し。

インターンシップ

学生が一定期間企業において研修生として働き、自分の将来のキャリアに関連する就業体験ができる制度。

3 競争力ある産業の創成

(1) 企業立地の推進

- 企業の新規立地や事業規模の拡大に伴う初期投資を軽減するため、産業集積促進条例に基づく立地奨励金や優遇税制を積極的にPRし、その活用を促進します。また、高度技術産業や港湾の利用増加に資する大規模工場の誘致に加え、関連企業のための工業団地の小ロット分譲や賃貸方式導入を促進し、企業の立地しやすい環境づくりに努めます。
- ひたちなか地区開発や北関東自動車道の整備による工業開発の進展に伴う水需要に対処するため、県および関係市町村との連携のもとに県央広域工業用水道事業を促進します。

(2) 新分野への展開支援

- 大強度陽子加速器施設*を活用した新たな産業の創出に資するため、地域企業に対する放射線技術の産業応用に関する知識の普及・啓発に努めます。
- 優れた技術力と独創性をもつ地域企業の取組を支援するため、新製品の開発や調査研究に対する助成を行います。

大強度陽子加速器

東海村に建設される実験施設で、世界最大規模の出力となる陽子ビームを用いて、高速に近い速さで陽子を原子核に当てることにより、中性子などの粒子を発生させるもの。物質科学や生命科学、宇宙化学への応用が期待されている。



産業活性化フォーラム

現状と課題

本市の商業は、中心市街地への2つの核店舗の立地、地元中小事業者主導による那珂湊地区へのショッピングセンターの開設、ひたちなか地区への広域的商業施設の誘導などにより、那珂台地の商圈の中心として成長してきました。

平成16年商業統計調査による本市の年間販売額は3,531億円、売場面積は225,814㎡であり、市外からの買物客の流入状況を示す小売吸引力指数*は1.16となっています。

しかしながら、車社会の進展や人口の分散とあいまって、大型店の郊外展開が進んだ結果、これまで商業の中心であった地域の商店街では空洞化が見られる一方、隣接する水戸市などでは大型店の出店も相次いでいることから、商業環境はより厳しさを増しています。

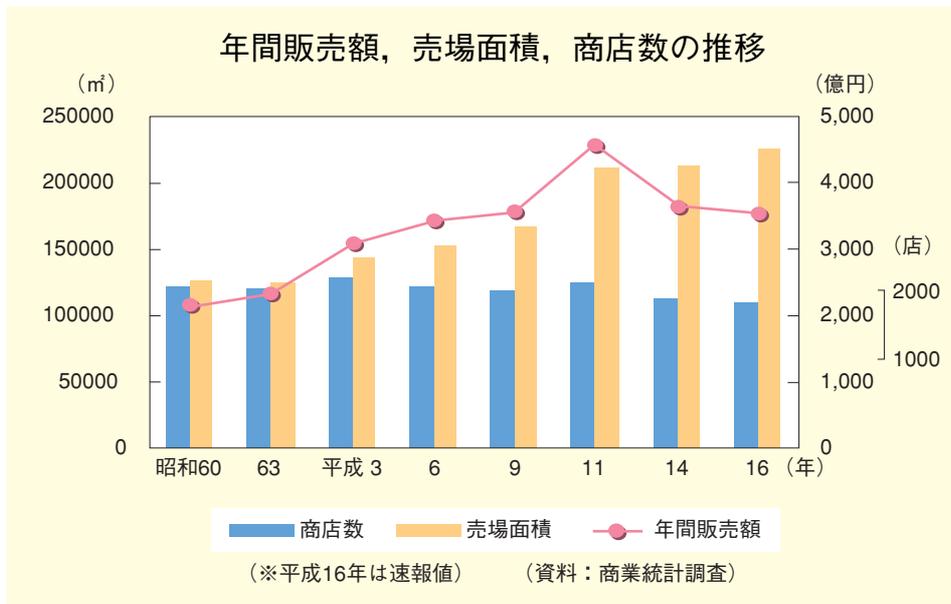
このため、地域に愛される個店づくりを進めながら、既存の商店街と郊外の大型店との適切な役割分担を図るとともに、近隣都市との競合に対応した魅力ある商業拠点を形成していくことが課題となっています。

今後は、中小事業者の経営改善や新規創業融資などの支援メニューの充実を通じて個店の育成に努めるとともに、消費者ニーズにあった商店街の構築を図っていくことが必要です。

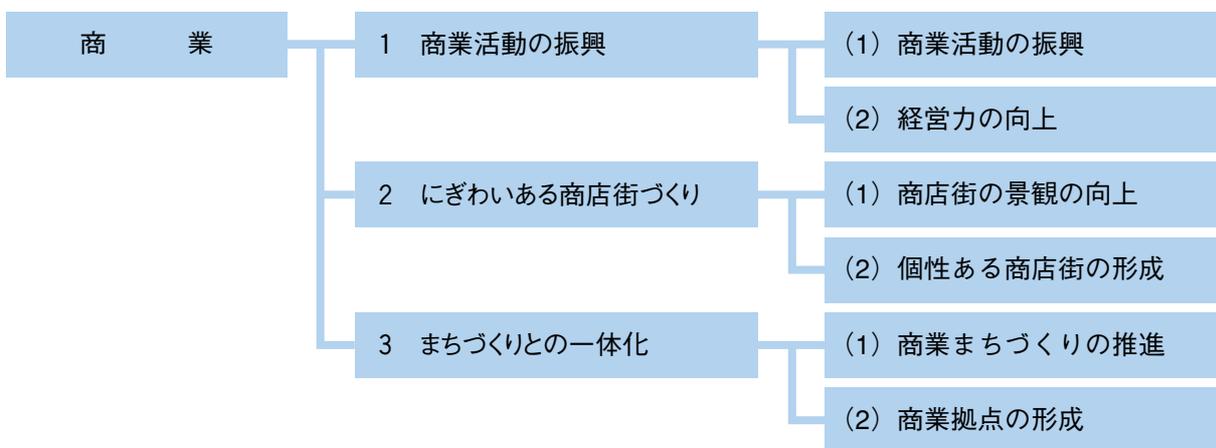
また、ひたちなか地区への広域的な商業機能の集積や、中心市街地でのまちづくりと一体となった生活密着型サービスの充実など、地域特性にあった商業活動の振興が求められています。

小売吸引力指数

市の人口あたり小売年間販売額を県のそれ
で除したもの。指数が1を超えると、買
物客が市外から流入していることを示す。



施策の体系



基本的施策

1 商業活動の振興

(1) 商業活動の振興

- 商工会議所による商店街へのきめ細かい指導・助言や商店街振興組合による共同化などの取組を支援し，市内商業の活性化を図ります。
- 商店街の求心力を強化するため，地域における情報交換の拠点づくりやインターネットを活用した商店情報の提供を促進します。

(2) 経営力の向上

- 商工会議所を主体とした経営指導や講習会を充実させ、顧客の視点に立った商業・サービス業の確立を支援します。
- 商店街リーダーや後継者による実践的な研究活動や、各界の有識者から経済展望や経営改善のノウハウなどを学ぶ商工会議所塾の活用を支援し、商店街を担う人材の育成強化に努めます。
- 中小企業の経営安定化や創業活動の支援を図るため、融資のあっせんや信用保証料の補助を行います。

2 にぎわいある商店街づくり

(1) 商店街の景観の向上

- 商店街におけるイルミネーションの設置などによる景観向上に努め、買い物客が快適に利用できる魅力ある商店街の形成を促進します。

(2) 個性ある商店街の形成

- 空き店舗を活用したチャレンジショップ*事業を推進し、新規創業者の支援と商店街への多様な業種・業態の導入を図ります。
- 地域に親しまれる商店街づくりのため、ポイントカードの利活用や日用品の品揃えの充実による固定客の確保を図ります。
- 商店街における特色あるイベントの開催を支援し、商店街の集客能力の強化に努めます。

チャレンジショップ

新たに商売を始めようとする人が、本格的な出店に先立ち、実践により経営ノウハウを学ぶための仮店舗のこと。

3 まちづくりとの一体化

(1) 商業まちづくりの推進

- 市民生活の利便性を高め、調和ある地域社会の発展が図られるよう、市民や有識者の意見を交えながら既存商業の振興と商業拠点の整備に関する計画を策定します。
- 商工会議所、商店主、消費者など商店街に関わる人々と協議・検討を行い、小売商業を核としたまちづくりの円滑な推進に努めます。

(2) 商業拠点の形成

- 中心市街地については、駅前立地の特性を生かし、鉄道利用者をターゲットとした個性あふれる店舗の導入や、居

住機能の誘導と一体となった生活関連サービス業種の集積を促進し、にぎわいのあるまちづくりに努めます。

- ひたちなか地区およびその隣接地区については、大型商業・サービス施設の誘導により広域商圈の確立を目指すとともに、テナント出店の促進による地元商業者との共生に努めます。
- 那珂湊地区については、商店街の共同イベントの充実や飲食・物販機能の強化により、地域住民にとっての利便性が高く、観光客のニーズにも対応できる魅力ある商店街の形成を図ります。
- 佐和駅周辺地区をはじめ商店が集積した地域については、商工会議所と連携し、周辺住宅地を含めた多様な住民ニーズに合わせた商業活動の活性化を図ります。



商店街のイベントの様子

3 農業

現状と課題

本市の農業は、平たんな地形を生かした土地利用型農業が特徴で、日本一の生産量を誇る干しいもを含め、かんしょの一大産地となっています。また、那珂川沿岸に広がる水田地帯は、土地改良事業などにより効率的な生産基盤が築かれ、消費者ニーズに対応したおいしい米づくりが進められています。

本市の平成15年における耕地面積は2,810ha、農業産出額*は90億円、農家数は2,326戸となっていますが、近年では担い手の高齢化や兼業化、輸入農産物の増加による価格の低下などから、農家数、農業産出額とも減少傾向にあります。

このような中、米づくりについては、国が減反を中心とした従来の政策を転換し、平成22年度から農業者や農業者団体による主体的な需給調整へと移行することから、産地間競争はより厳しさを増すものと見込まれており、経営基盤の強化や特色ある産地づくりなどが課題となっています。

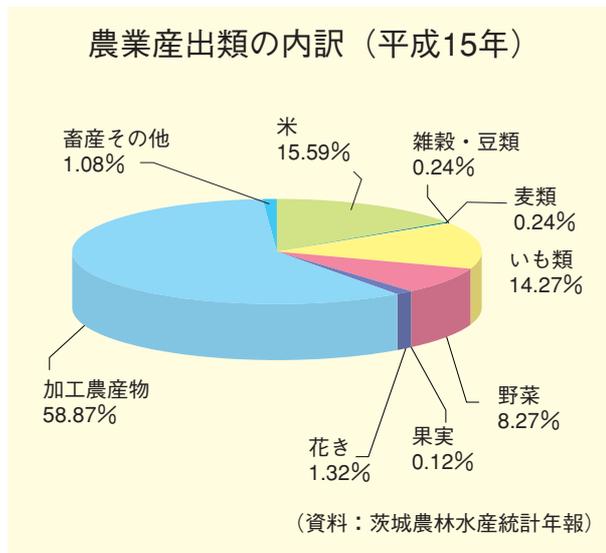
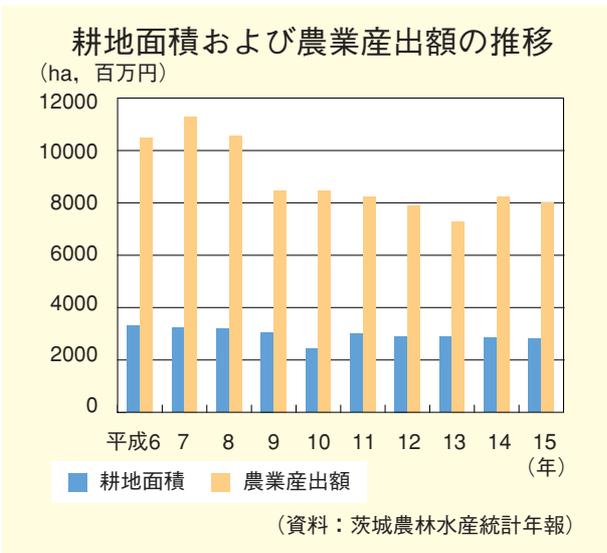
また、宅地化の進展により農地面積の減少や耕作放棄地の増加が進んだ結果、農地が持つ水源を養い豊かな生態系を維持するなどの多面的な機能を保つことが困難になることも懸念されています。

このようなことから、農業者や農業者団体の自立を促しながら、経営規模の拡大や合理化・省力化を進めるとともに、園芸作物をはじめとする収益性の高い農作物の導入や、新たな農業の担い手づくりを進め、安全・安心で高品質な農産物の生産・流通体制を整えることが必要です。

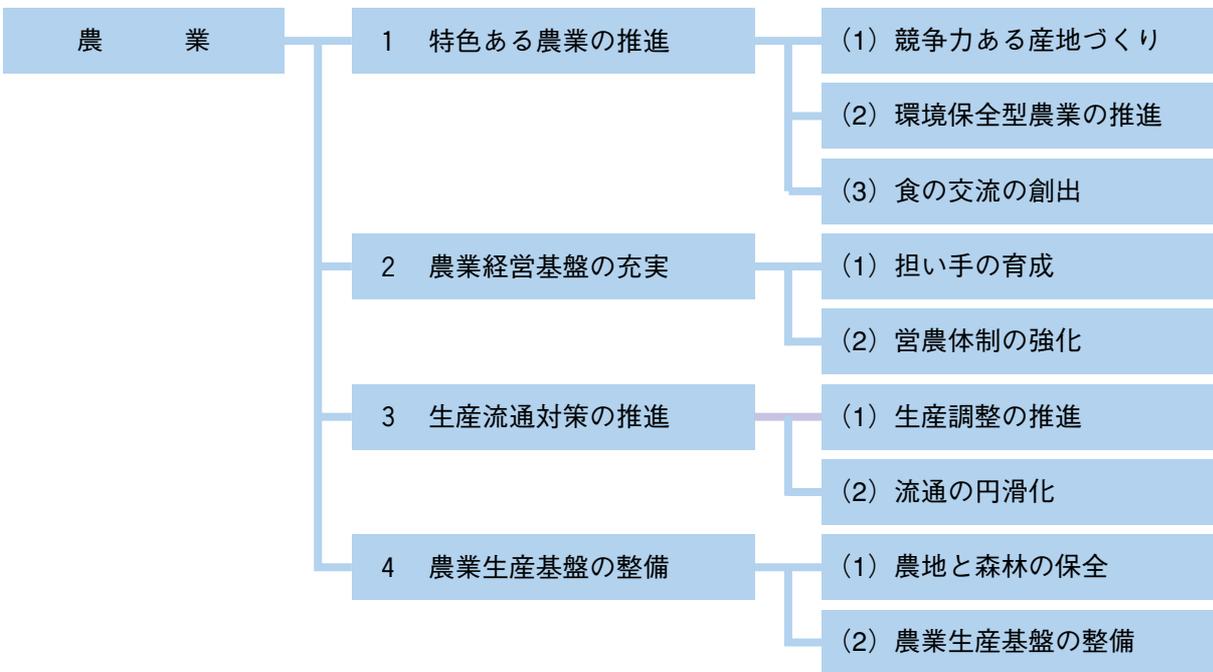
また、農地の区画整理や農道、用排水施設の整備などにより、農地を適切に保全するとともに、生産性を向上させていくことが必要となっています。

農業産出額

市町村を推計単位として1月1日から12月31日までの1年間に農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出した額。



施策の体系



基本的施策

1 特色ある農業の推進

(1) 競争力ある産地づくり

- かんしょやいちごの銘柄産地*の指定により、販路の拡大と地域ブランドの定着化を図ります。
- 収益力の高い園芸産地の育成を図るため、農業者団体が

銘柄産地

茨城県青果物銘柄産地。品質の優れた青果物産地を県が厳選し指定する制度。銘柄産地は、農業者・産地自らが「喜んで食べてもらえるモノづくり」に意識を転換し、消費者に安全・安心な青果物を均一な品質・鮮度で継続的に供給できるなど、JA生産部会等が、消費者や実需者のニーズにあった商品づくりを行うことができる産地が指定される。

行う園芸品目の品質向上などのマーケティングを重視した取組を支援します。

(2) 環境保全型農業の推進

- 農薬や化学肥料の使用を低減し、輪作や有機肥料の活用による土づくりを基本とした環境との調和を図る環境保全型農業を進め、安全・安心な農産物の生産を拡大します。

(3) 食の交流の創出

- 遊休農地を活用した市民農園の整備や小中学生の農業体験を促進し、市民と農業のふれあいの場の創出に努めます。
- 身近な食についての市民の理解を深めるため、市報やホームページを通じた農産物のPRや調理方法の紹介を推進します。
- 学校給食への地域の農産物の提供を推進し、地産地消による販路拡大や児童・生徒の食育の充実を図ります。

2 農業経営基盤の充実

(1) 担い手の育成

- 農業を専業とする意欲ある農業者の確保を図るため、「農業経営改善計画」の認定を行い、経営規模の拡大や生産方式の合理化などの取組を支援します。
- 農業の担い手を育成するため、農業後継者クラブ*などの自主活動を支援するとともに、新規就農者、帰農者、退職者などを対象とした研修や講習会を実施します。

農業後継者クラブ

農業に従事している青少年が、農業の技術課題・経営課題の解決能力の向上や仲間づくりを活動の目的として構成している集団。

(2) 営農体制の強化

- 地域農業経営の中核となる農業生産組織などの支援や、農家と農業協同組合、行政との連絡体制の強化により、農家の経営安定を図ります。
- 農業改良普及センターおよび農業協同組合と連携を図り、営農研修会の開催や低農薬栽培などの付加価値の高い農作物栽培の指導に努めます。
- ライスセンターなどの共同利用施設の活用や農作業受委託の促進により、農作業の効率化と省力化を進め、地域における営農体制の強化を図ります。
- 農業共済事業への農家の加入を促進し、農業災害補償制度の安定的な維持存続を図ります。
- 農地の流動化を促進し、認定農業者や農業生産法人への農地の集積による土地利用型農業*の規模拡大と遊休農地

土地利用型農業

労働生産性を高めて低コスト化を図るため、広大な農地を利用して米や麦などの大規模経営を行う事業。

の解消に努めます。

3 生産流通対策の推進

(1) 生産調整の推進

- 農業者・農業者団体による主体的な米づくりのため、作物の作付および販売の数値目標などを「地域水田農業ビジョン*」として定め、消費者ニーズへの的確な対応を図ります。

(2) 流通の円滑化

- 農畜産物の流通の円滑化を図るため、展示即売会の開催や機械・施設の整備、優良品種の導入などによる共選共販体制の強化を支援します。
- 流通コストの削減や地場産農産物のイメージアップを図るため、農業直売所を通じた直接販売などの地産地消の取組を促進します。

4 農業生産基盤の整備

(1) 農地と森林の保全

- 「農業振興地域整備計画*」の適切な運用と定期的な見直しにより、優良農地の保全・活用に努めます。
- 水源を養い市民生活に潤いを与える森林資源の保全を図るため、山林所有者による計画的な造林を促進するとともに、松くい虫の防除対策を進めます。

(2) 農業生産基盤の整備

- 経営の合理化や生産コストの削減を図るため、畑地の大区画化や農道、用排水施設の整備を推進します。
- 既設農業用水を有効に活用するとともに、受益と負担に留意しながら、国営那珂川農業水利事業*の進ちょくに伴う良質で豊富な用水の安定確保と水利用による畑作の振興に努めます。

地域水田農業ビジョン

平成16年度からスタートした新たな米政策において、水田農業を振興していくために、皆で話し合い、集落内の合意を形成して策定する、集落内の農地や農作物、機械利用、担い手などの具体的な目標となる「集落ビジョン」。

農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地として利用すべき土地の区域やその効率的な利用方法などを定めた計画。

国営那珂川農業水利事業

那珂川沿岸の12市町村、5,544ヘクタールを対象に農業用水を供給することを目的とした国営事業で、ダム、揚水機場、幹線水路などの整備を行うもの。



干しいもづくり

4 水産業

現状と課題

本市沖合は、親潮と黒潮が混じり合い、寒暖両方の魚類に恵まれる好漁場を擁し、古くから水産業の盛んな都市として繁栄を遂げてきました。戦後も漁船の大型化により沖合漁業から遠洋かつお・まぐろ漁業への転換を図るなど、時代の流れを的確にとらえ、那珂湊、平磯、磯崎の3つの漁港を中心に県内有数の地位を築き上げました。

しかし、200カイリ漁業水域規制による遠洋漁業の転廃業を契機に漁獲量は落ち込み、平成15年現在の漁獲量はピーク時である昭和50年代の約4分の1に当たる2,851トン、漁業経営体*数は87経営体となっています。

水産加工業については、昭和49年に水産加工団地が整備され、全国有数の煮ダコ、丸干しシシャモなどの加工産地として定着し、水産加工品生産量は19,919トンに達していますが、加工原魚を海外に大きく依存している状況にあります。

このようなことから、漁業においては、経営の安定化や担い手の確保が課題となっており、水産加工業についても、地元の水揚げされた魚介類の利活用など、加工原魚の多様化を進めることが求められています。

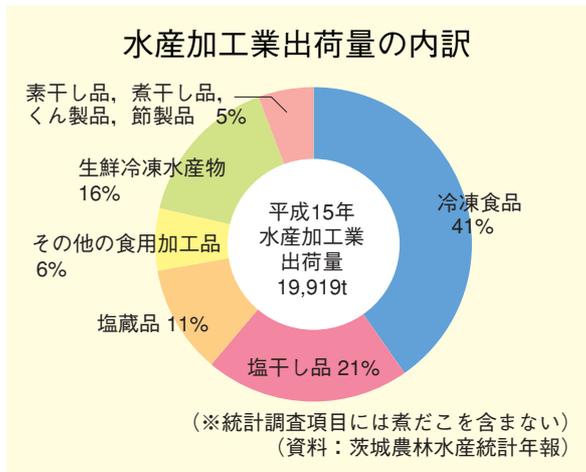
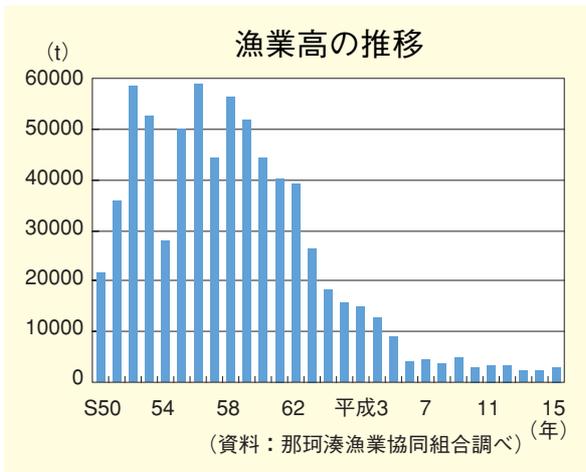
そこで、漁港・漁場環境の整備や、つくり育てる漁業の推進、漁業団体・後継者の育成などとともに、かつおやさんまを主体とした廻船*の誘致や水産加工品の差別化・ブランド化、魚食普及活動の推進などの流通加工対策を進めることにより、水産業の活性化を進めていくことが必要となっています。

漁業経営体

海面漁業や養殖をいとなむ世帯または事業所のこと。

廻船

自船が所属する港以外の港に出入りして水揚げをする船。



施策の体系



基本的施策

1 つくり育てる漁業の推進

(1) つくり育てる漁業の推進

- 種苗放流*を中心とする資源管理型漁業を推進し、漁業資源の維持・増大による漁業経営の安定化を図ります。
- 水産資源の確保のため、沿岸域での養殖事業の可能性について調査・検討します。

種苗放流

水産物の繁殖のため、卵・稚魚を放流すること。

(2) 漁業経営の安定化

- 本市水産業の活性化を図るため、漁業協同組合をはじめとする関係団体の運営を支援するとともに、漁業と水産加工業の連携による経営基盤の強化について検討します。

- 水産業の経営の安定に資するため、各種金融制度および利子補給等の助成の充実を図ります。
- 将来の漁業の担い手づくりのため、関係機関と連携し、漁業技術や経営能力に優れた指導漁業士*、女性漁業士*を育成するとともに、漁業経営に関する事例発表や意見交換などの漁業後継者の自主活動を支援します。

指導漁業士

漁業地区青少年の育成に指導的役割を果たしている県が認定した者で、40歳以上かつ60歳未満のもの。

女性漁業士

漁業生活と漁家生活の向上に意欲的に取り組む女性であり、県が認定した満60歳未満の者。

2 漁港・漁場の整備

(1) 漁港および漁港環境の整備

- 沿岸・沖合漁業の展開に対応した機能的な漁港環境の実現を図るため、那珂湊漁港・磯崎漁港における係留施設、外郭施設の整備や航路のしゅんせつを進めます。
- 那珂湊漁港区域内の旧茨城県漁業協同組合連合会食品工場跡地については、地場産品の直売やイベントの場の確保、漁港周辺の交通混雑に対応した駐車場の増設など、地域の振興に資する複合的な利活用に努めます。
- 漁獲物の鮮度保持のため、既存の海水処理施設等を活用した製氷施設の建設を促進します。
- 漁港周辺や海岸などの漁港関連区域の環境保全および漂流物等の撤去に努めます。

(2) 漁場の整備

- 沿岸資源の増大を図るため、人工魚礁の設置やアワビ等の増殖場の造成を促進します。

3 安全・安心な水産物の供給

(1) 魚食普及の促進

- 漁協女性部を中心とした魚介類の調理教室を通じ、水産物に関する知識・情報の提供を推進し、水産物の消費拡大を図ります。

(2) 流通対策の推進

- 本市における水揚げ高の増加を図るため、船員の福利厚生の充実、入港船に対する燃油補給券の発行による奨励事業や餌料の安定供給対策事業等を通じ、かつお・さんま漁船およびその他漁業の積極的な廻船誘致に努めます。
- 外部買受人の導入により買受け能力の強化を図るとともに、消費地市場と連携した流通システムを検討し、受け入

れ体制の充実に努めます。

- 地方卸売市場の衛生管理対策等の推進を図るとともに、鮮度保持を含めた水揚げシステムを検討し、水産物の安定供給に努めます。

(3) 個性ある産地づくり

- 地元漁業者や企業と連携し、地域の個性を生かした創意工夫に富む新たな水産加工品の開発やブランド化による販路拡大を促進します。
- 消費者に対する地域の特色ある水産物のPRと水産業への理解促進を図るため、各種イベントにおける直販事業の実施や個人向けの水産物の宅配などの新たな取引体制の整備を支援します。



那珂湊漁港でのさんまの水揚げ

5 観 光

現状と課題

本市は、四季の花々が咲き誇り、大規模なイベントも催される国営常陸海浜公園、阿字ヶ浦海岸や平磯海岸などの海水浴場、新鮮な魚介類が豊富な那珂湊漁港、水戸徳川家ゆかりの史跡・名勝、貴重な彩色壁画を有する虎塚古墳などの多彩な観光資源に恵まれています。

本市の観光入込み客は年間約300万人を数えますが、夏季の海水浴やイベントなどの単一の目的をもって訪れる場合が多いことから、市内の観光資源の連携による活用がなされず、回遊性が低い状況にあります。

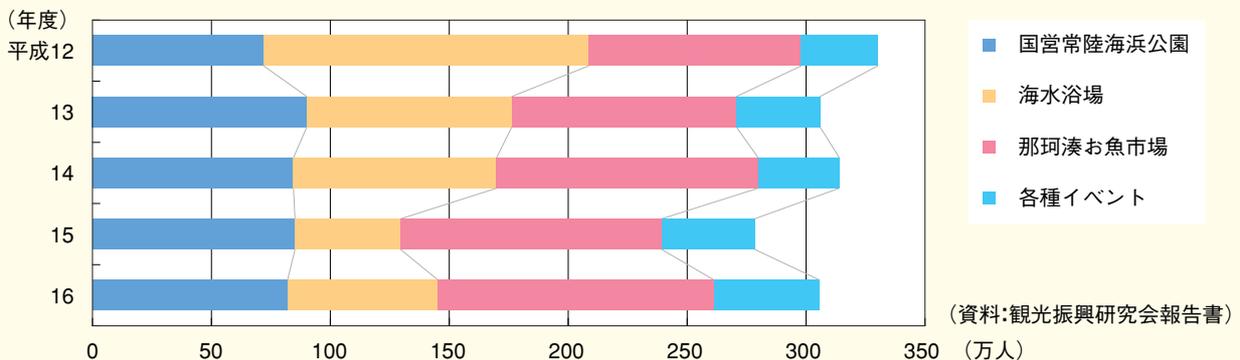
このため、それぞれの観光資源が持つ魅力を高め、観光ゾーンとしての面的な広がり確保するとともに、市民や団体、事業者などが一体となって、地域に根ざした観光の振興を図ることが課題となっています。

そこで、地域の自然、食、文化などをテーマとした交流・体験型観光の展開のほか、市内の観光スポットや各種イベント、物産情報などのPRにより、地域の良さを積極的に全国に発信するとともに、市内の観光資源のネットワーク化および周辺市町村を含めた観光ルートの開拓により、観光客の回遊性を高めることが必要となっています。

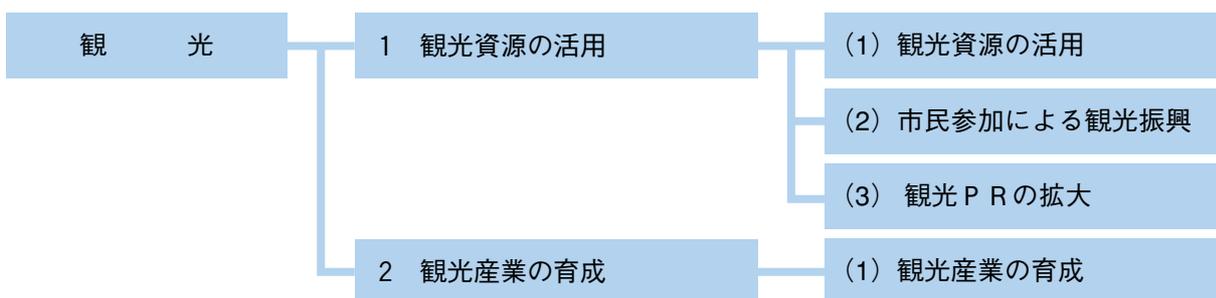
また、観光客が心地よく滞在し楽しむことができるよう、市民ボランティアの活動の促進やもてなしの心の向上など、ホスピタリティ*あふれるまちづくりを進めることも求められています。

ホスピタリティ
親切なもてなし。歓待。

観光・イベント入込み客数の推移



施策の体系



基本的施策

1 観光資源の活用

(1) 観光資源の活用

- 観光・交流人口の拡大による地域の活性化を図るため、「ひたちなか市観光振興計画」に基づき、市内の観光資源の有効活用や観光ボランティアの育成などの事業を推進します。
- 地域の食や文化を観光資源として活用するため、地場産品を利用した料理や土産品の開発を支援するとともに、推奨品認定によるブランドイメージの向上を図ります。
- 安全できれいな海水浴場の開設やマリニイベントの振興により、広域的な集客を図ります。
- 自然、歴史、文化、産業など地域の特性を生かし、周辺市町村との連携による広域的な観光ルートの確立を進め、回遊・滞在型観光への転換を図ります。
- 温泉や食・味覚、歴史など地域の特性を生かした学びのある交流・体験型の観光モデルコースの設定により、心と体をリフレッシュする通年型観光を展開します。
- 国営常陸海浜公園の海浜部の利活用を促進し、阿字ヶ浦海岸と連携した海洋レクリエーションの充実に努めます。
- ホテルニュー白亜紀については、「海」や「食」、「温泉」を生かして魅力化を推進し、四季を通じた滞在型の観光拠点として一層の誘客促進に努めます。

(2) 市民参加による観光振興

- 市民自らが地域の魅力を理解し、その価値を高めていくことができるよう、適切な情報提供と市内の観光資源の紹介や体験指導などを行う観光ボランティアの組織化を図り

ます。

- 市民の力による地域に根ざした観光を実現するため、観光ボランティアやNPOを交えた農水産業や工芸などのふれあい体験イベントの開催を促進します。

(3) 観光PRの拡大

- 漫遊いばらき観光キャンペーンなどへの参画を通じて、首都圏をはじめとする広域的な観光PRを実施し、本市の魅力を全国に発信します。
- 地域のイメージアップや観光客の誘致を図るため、県と連携し、映画、ドラマなどのロケーション撮影を支援するフィルムコミッション*活動を、市民参加のもとに推進します。
- 本市を訪れる観光客の便宜のため、各種公的施設を活用した観光情報の拠点づくりや観光案内マップの内容の充実を図ります。

フィルムコミッション

映画やドラマ等の撮影支援やロケ誘致を図り、映像を通じイメージアップを図ること。平成14年10月にいばらきフィルムコミッションが設置されている。

2 観光産業の育成

(1) 観光産業の育成

- 市内観光の振興を図るため、観光協会の活動に助成し、観光産業の育成や観光PRの拡大を図ります。
- 飲食業、宿泊業などの観光産業の人材育成を図るため、観光協会と連携し、調理や接客などの研修や講習会の開催を支援します。



阿字ヶ浦海水浴場

(2) 労働環境の充実

1 雇用・労働

現状と課題

本市の平成16年現在の事業所数は5,777事業所、従業者数は60,251人であり、良好な雇用環境に恵まれているほか、市内には高等専門学校や高等学校が合わせて7校あり、優良な人材を労働力として提供できる環境も整っています。また、勤労者総合福祉センターは、勤労者の研修や余暇活動の拠点として、活発に利用されています。

景気の低迷に加え、フリーター*や派遣労働者の増加に見られるような雇用形態の多様化、ニート*と呼ばれる若者層の出現など、社会経済のあり方は大きく変化してきていますが、市民の暮らしの基盤である雇用を確保し、働く人々の福利厚生を充実させていくことは、活力あるまちづくりを進める上で、引き続き重要な課題となっています。

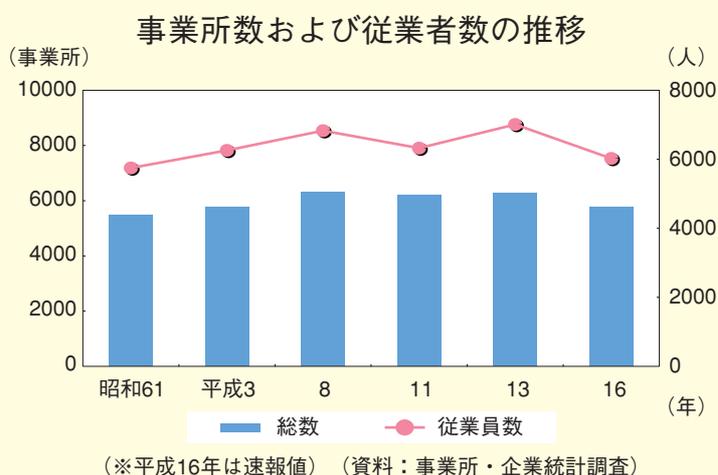
そこで、恵まれた条件を生かし、地域における魅力ある雇用の場の確保や、新しい時代に対応したITをはじめとする職業能力を身に付ける機会の充実に努め、人々の働く意欲を高めるとともに、勤労者が安心して豊かな生活を送ることのできる多様な福利厚生の確保を図ることが必要となっています。

フリーター

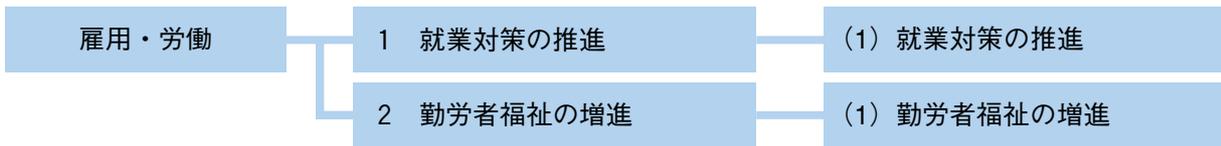
進学や正規の就業をせずにパートタイム労働やアルバイトなどで働く者。

ニート

定職に就かず、学校に行かず、就労に向けた活動もしていない若者のこと。



施策の体系



基本的施策

1 就業対策の推進

(1) 就業対策の推進

- ひたちなか地区をはじめ市内への企業誘致を推進するほか、公共職業安定所や商工会議所などの関係機関や産業活性化コーディネーター*と連携した求人・求職情報の提供を行い、地域雇用の促進を図ります。
- 若年者の雇用増加と就業意識の向上を図るため、学生を対象としたインターンシップや企業訪問などの取組を促進します。
- 企業ニーズに対応した高度な技術・能力をもつ職業人を養成するため、教育機関や産業支援機関が実施する職業能力開発のための講座や研修に関する情報提供を実施します。
- 中小企業退職金共済制度のPRや加入促進補助制度の実施により、企業の負担軽減と労働環境の向上に努めます。

産業活性化コーディネーター

市内中小企業の課題解決や産学官連携などを支援するため、企業訪問をしながら指導・助言を行うとともに、関係機関や企業間の仲立ちをする者。

2 勤労者福祉の増進

(1) 勤労者福祉の増進

- 勤労者の福利を増進するため、勤労者総合福祉センターの効率的な管理運営に努めるとともに、自己啓発事業の開催やサークル活動への助成などの福利厚生事業の内容充実を図ります。
- 市民が不安なく働くことができるよう、能力・適性に合った就業機会の確保や労働条件の改善などの各種相談窓口についての情報提供を行います。

2

機能的で潤いに満ち安全に暮らせるまちづくり

都市・生活環境分野

自然と共生する循環型社会の形成や、災害に強いまちづくり、地域組織の力を生かした安全・安心な暮らしづくりにより、快適で機能性に富み、環境との調和が図られた潤いのあるまちを目指します。



【施策の体系】

- (1) 魅力ある街並みの形成
 - ① 土地利用適正化
 - ② 市街地整備
 - ③ 都市景観
 - ④ 建築・開発指導
- (2) 安全な都市基盤の整備
 - ① 広域交通
 - ② 道路
 - ③ 河川・海岸
 - ④ 上水道
 - ⑤ 住宅
- (3) 環境の保全
 - ① 環境保全
 - ② 生活排水
 - ③ 廃棄物
 - ④ 公園・緑地
- (4) 暮らしの安心の確保
 - ① 防災
 - ② 消防
 - ③ 救急
 - ④ 防犯
 - ⑤ 交通安全
 - ⑥ 公共交通
 - ⑦ 消費生活

(1) 魅力ある街並みの形成

1 土地利用適正化

現状と課題

本市は、平成17年現在で、市域面積99.03km²のうち、市街化区域*が41.13km²、市街化調整区域*が57.9km²となっています。

用途ごとの土地利用の状況は、住居、商業、工業などによる都市的な利用が41.7%となっているほか、田・畑などが31.9%、山林・原野などが8.5%となっています。

本市は開発に適した平坦な台地上にあることから、近年では郊外や市街地外延部における宅地のスプロール化*などが進み、平地林などの自然の割合が減少しています。また、中心市街地の一部では、マンション建設などに伴う人口の回帰がみられます。

このため、開発と保全とのバランスを図り、河川流域や台地縁辺部などの残された自然環境を適切に保全しながら、住宅、商業、業務施設などの土地利用を計画的に進めていくことが課題となっています。

このようなことから、市街化区域においては、自然環境、社会、経済などの諸条件に配慮し、地域特性に応じたきめ細かな規制誘導を行うことが必要であり、特に中心市街地などの道路や上下水道などの社会資本が充実している地域については、用途地域や地区計画制度の適切な運用により、既存のストックを生かした効率的なまちづくりを進めることが求められています。

市街化調整区域については、豊かな自然や農村環境の保全に努めるとともに、ひたちなか地区との一体的なまちづくりが望まれるひたちなか地区周辺地域など、その実情に応じた弾力的な運用を図っていくことが重要となっています。

市街化区域

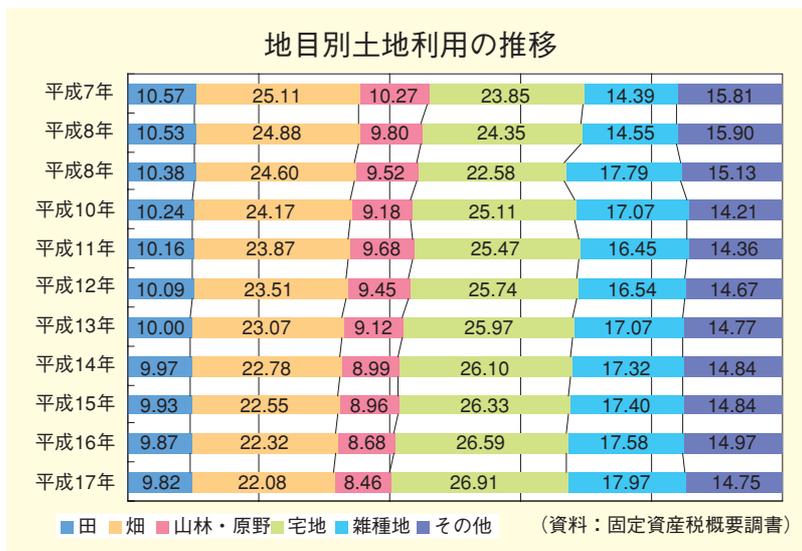
都市計画区域のうち、すでに市街化を形成している区域および優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で指定した区域。

市街化調整区域

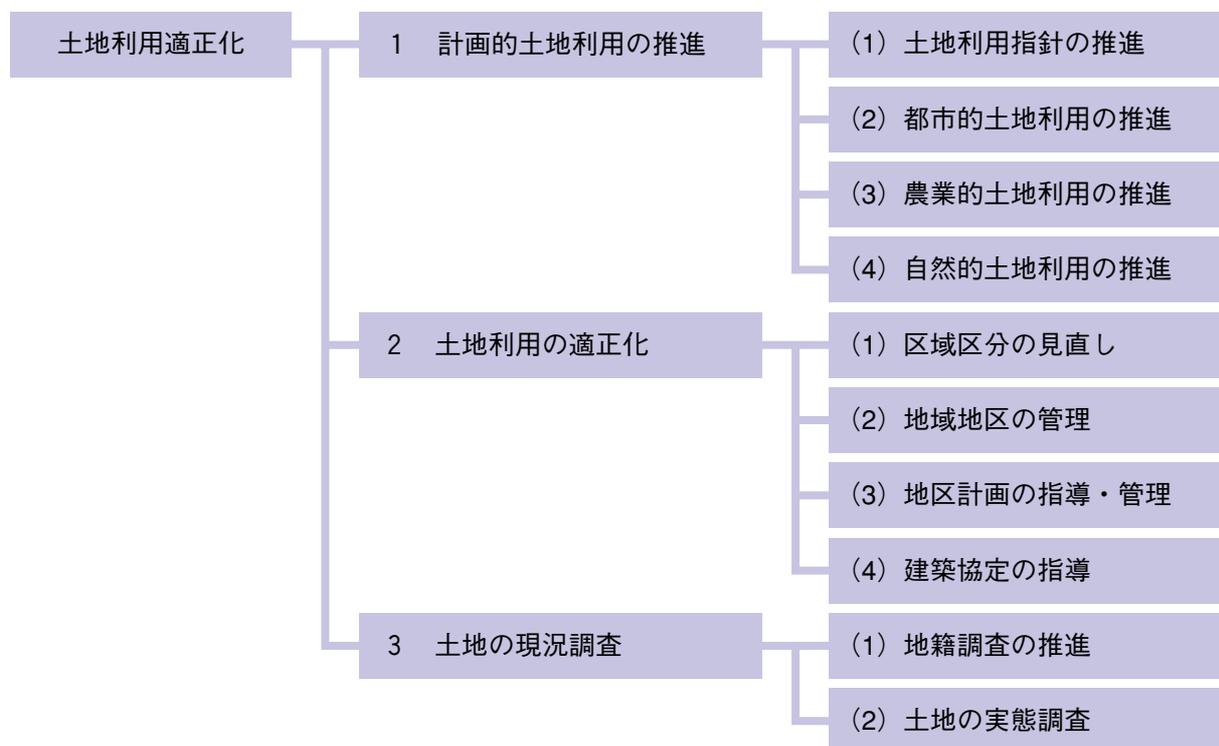
都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として、都市計画で指定した区域。

スプロール化

都市の住宅開発が無秩序、無計画に郊外に広がっていくこと。



施策の体系



基本的施策

1 計画的土地利用の推進

(1) 土地利用指針の推進

- 秩序ある土地利用を図るため、「ひたちなか市土地利用指針」を策定し、適切に運用します。

(2) 都市的土地利用の推進

- 本市の健全な発展と秩序ある整備のため、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」および市街化を抑制する「市街化調整区域」からなる「区域区分」と、建築物の用途や構造などを規制する「地域地区」を基本とした土地利用を推進するとともに、将来の人口と産業の動向や開発計画の進展を見極めながら、区域区分および地域地区の見直しを図ります。
- 都市づくりの主要課題を明らかにし、都市計画の進むべき方向を明確にするため、「都市計画マスタープラン」の見直しを行い、総合的かつ計画的な都市計画を推進します。

(3) 農業的土地利用の推進

- 農業的土地利用にふさわしい土地の区域について、「農用地利用計画」の見直しによる農用地区域への編入を行い、適正な農地の保全に努めます。

(4) 自然的土地利用の推進

- 風致地区*や緑の保存地区*などの指定を行い、自然景観の保全に努めます。

2 土地利用の適正化

(1) 区域区分の見直し

- ひたちなか地区内港湾区域については、土地の合理的な利用を図るとともに、健全な都市の発展を促進するため、市街化区域および市街化調整区域の見直しを図ります。
- 馬渡東部地区については、ひたちなか地区と一体となったまちづくりが図られるよう、区域や目的または用途を限った適切な土地利用の規制誘導により、計画的な都市的土地利用への転換を推進します。

(2) 地域地区の管理

- 用途地域については、地域の種別に応じ、用途、建ぺい率*、容積率*、高さの規制を行い、適正な市街地の形成に努めます。
- 防火地域*および準防火地域の指定を進め、都市における火災の危険性の排除に努めます。

(3) 地区計画の指導・管理

- 地区計画の決定地域については、届出や勧告制度の適正な運用と管理により、地域の特性にふさわしい良好な環境

風致地区

都市計画法に基づき都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するために定められた地区。

緑の保存地区

地域の良好な環境を形成している樹林地又は水辺地等であって、市民の保健休養上又は都市景観上保全することが必要と認められる区域で指定された地区。

建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合。

容積率

敷地面積に対する延べ床面積の割合。

防火地域・準防火地域

都市計画法上の地域地区で防火地域は耐火建築物あるいは簡易耐火建築物とする必要がある地域で、準防火地域は、大規模な建築物を不燃化する必要がある地域。

の保全に努めます。

(4) 建築協定の指導

- 建築協定*などのPRを図り、潤いのある地域の形成を促進します。

建築協定

建築基準法上の制度の1つで、住宅地などの環境を維持増進するため、土地所有者などの全員の同意により、一定の区域を定めて、建築物の敷地、位置、構造、用途など一般の建築基準より厳しい基準を定めたもの。

3 土地の現況調査

(1) 地籍調査の推進

- 土地利用の基礎となる地籍の明確化を図るため、地籍調査を実施します。

(2) 土地の実態調査

- 都市計画基礎調査を実施し、市域における土地利用の現況や動向の把握に努めます。



開発が進むひたちなか地区

基本的施策

本市は、中心市街地の高度利用を図るため、平成6年に勝田駅東口地区市街地再開発事業を都市計画決定するとともに、那珂湊地区や佐和駅周辺地区の拠点づくりや、快適な居住環境の整備を目的として土地区画整理事業を施行し、平成16年度末で32地区1,031haが施行完了し、11地区694haが施行中です。また、ひたちなか地区については、広大な土地や交通の利便性を生かし、商業施設や工場をはじめ多様な産業の誘導に取り組んでいます。

しかし、厳しい経済状況などにより市街地再開発事業は着手に至らず、中心市街地の高度利用への対応が求められているほか、ひたちなか地区についても、未利用地の利活用を促進し、本市の新たな拠点地区として活性化を図ることが課題となっています。

また、近年の地価下落による保留地処分低迷などにより、土地区画整理事業の進捗にも大きな影響が生じていることから、事業内容の見直しや保留地販売の促進が課題となっています。

このため、さまざまな機能が集積した魅力ある中心市街地のまちづくりに向けた取組や民間活力の活用などによる市街地再開発事業の推進を図るとともに、那珂湊地区や佐和駅周辺地区の都市基盤や施設の整備を進め、住民の利便性を高める必要があります。

ひたちなか地区については、常陸那珂港の建設を促進するとともに、留保地の利活用を進め、多様な新産業の誘導を図るとともに、市民の憩いの場を確保し、にぎわいを創出していくことが重要となっています。

土地区画整理事業については、各種補助制度の有効活用や保留地の早期の処分による資金の確保に努めるとともに、厳しい財政事情を踏まえ、基幹となる道路の整備や雨水排水対策を重点的に実施し、秩序ある街区形成を図ることなどが求められています。

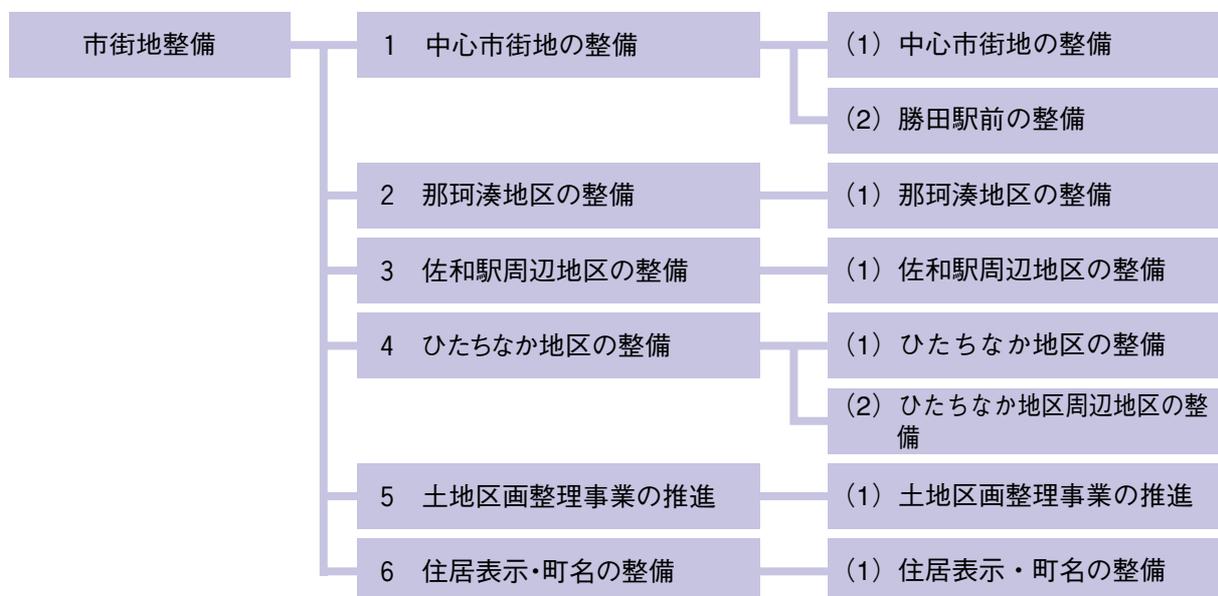
土地区画整理事業の状況

(資料：区画整理課)

地区名	区分	計画決定	施行面積	事業認可
西古内	組合施行	—	28.09ha	H 4 . 7.30
高野小貫山		H 4 . 12.17	21.75ha	H 5 . 3.29
六ツ野		H 5 . 8.23	103.41ha	H 7 . 3.27
船窪		H 8 . 4. 4	19.10ha	H 9 . 1.27

佐和駅中央	市施行	S47. 9. 7	95.59ha	S47.11. 9
東部第一		S37.12.28	102.99ha	S55. 4.28
武田		S62.12.21	48.72ha	H元. 2. 1
第一田中後		H元. 2.23	27.42ha	H元. 9.13
阿字ヶ浦		H元. 2.23	83.36ha	H 2 . 12. 3
東部第2		S37.12.28	106.79ha	H 4 . 1.18
佐和駅東		H10. 5.14	56.74ha	H11.11.16

施策の体系



基本的施策

1 中心市街地の整備

(1) 中心市街地の整備

- 中心市街地については、快適で利便性の高い都市基盤の整備を図るため、商業、業務、住宅、生活道路など複合的な都市機能の充実に努めます。

(2) 勝田駅前の整備

- 勝田駅東口地区については、駅前広場など公共公益施設の改善と都市機能の再編・整備を図るため、民間活力の導入を含めて市街地再開発の具現化を図ります。

- 勝田駅西口交通広場へのバスなどの公共交通機関の乗り入れを促進し、交通ターミナル機能の充実を図ります。

2 那珂湊地区の整備

(1) 那珂湊地区の整備

- 那珂湊地区については、漁港や史跡・名勝などの特色ある資源を生かした商業観光機能の集積に努めるとともに、土地区画整理事業による快適な居住環境の確保を図ります。
- 那珂湊漁港区域内の旧茨城県漁業協同組合連合会食品工場跡地については、地場産品の直売やイベントの場の確保、漁港周辺の交通混雑に対応した駐車場の増設など、地域の振興に資する複合的な利活用に努めます。

3 佐和駅周辺地区の整備

(1) 佐和駅周辺地区の整備

- 佐和駅周辺地区については、施行中の土地区画整理事業の効率的な施行により、快適な居住環境を整備します。
- 歩行者の利便性を確保するため、佐和駅東西自由通路の整備のあり方について検討します。

4 ひたちなか地区の整備

(1) ひたちなか地区の整備

- ひたちなか地区の留保地*については、国の原則利用の方針を受け、県や東海村と連携して「留保地土地利用計画」を策定し、市民のための多目的広場やごみ焼却施設用地などの公共利用を推進するとともに、民間企業の立地を促進します。
- 常陸那珂工業団地をはじめとする（仮称）産業ゾーンについては、地域経済の活性化を図るため、企業誘致活動を積極的に展開し、バランスのとれた業種の集積に努めます。
- （仮称）都市センターおよびその周辺地については、県の（仮称）ひたちなか国際展示場の整備を促進するとともに、商業・業務機能や研究開発機能の誘導による早期利用に努めます。
- （仮称）レクリエーションゾーンについては、国営常陸海浜公園や阿字ヶ浦海岸などの観光スポットの集客力を生

留保地

国有財産中央審議会において、米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針により、当分の間利用を留保された国有地。

かしたスポーツ、イベントの場としての利活用や、観光客のための交流拠点の整備に努めます。

- (仮称) 港湾ゾーンについては、物流・生産機能の導入を促進し、港湾や北関東自動車道を生かした国際流通拠点の形成に努めます。

(2) ひたちなか地区周辺地区の整備

- 馬渡東部地区については、ひたちなか地区と一体となったまちづくりが図られるよう、区域や目的または用途を限った適切な土地利用の規制誘導により、計画的な都市的土地利用への転換を推進します。
- 西十三奉行地区については、ひたちなか地区の将来の人口と開発計画の進展を見極めながら、土地利用を促進するため、一部の区域について住宅以外の用途への転用とその手法について検討します。

5 土地区画整理事業の推進

(1) 土地区画整理事業の推進

- 市施行地区については、東部第1地区、佐和駅中央地区、第一田中後地区の早期完結に向け事業を進めます。武田地区、東部第2地区、佐和駅東地区、阿字ヶ浦地区については、補助事業を中心に公共性の高い事業を優先して事業の推進を図ります。
- 組合施行地区については、西古内地区の早期完結に努めるとともに、六ツ野地区において、公共性の高い道路や排水等の重点的な整備に努めます。また、船窪地区については、事業内容および整備手法の検討結果を踏まえて整備に努めます。

6 住居表示・町名の整備

(1) 住居表示・町名の整備

- 市民生活の利便性を向上するため、住居表示実施地区の付番や証明書の交付を適切に行うとともに、土地区画整理事業の施行済地区を中心に、地域住民の意向を踏まえて町名の変更を進めます。

3 都市景観

現状と課題

本市においては、幹線道路への街路樹の植栽を進めるとともに、都市計画上の地区計画を9地区、約500haにおいて決定し、良好な居住環境づくりを進めてきました。また、台地縁辺に広がる緑地帯など10地区、約330haを風致地区に指定し、自然景観の保護に努めてきました。

都市化が進む本市では、貴重な自然が失われるとともに、建物の形や色づかいなどの統一感がない雑然とした街並みが広がるおそれがあり、引き続き良好な景観を保持・創造するための取組を進めていくことが課題となっています。

このため、都市景観についてのガイドラインを策定し、市民と事業者、行政が協働しながら景観づくりに取り組むことが必要となっています。

地区計画の決定状況

決定告示	指定地区	面積 (ha)
平成8. 9.10	東部第2	106.8
	西古内	28.1
	高野小貫山	21.8
	津田北部	37.6
平成10. 3.19	阿字ヶ浦	83.4
平成12.10. 4	武田	48.7
	六ツ野	104.9
平成14.10.17	船窪	18.2
平成15.10.14	佐和駅東	55.2
計9地区		504.7ha

(※平成17年1月1日現在)

(資料：都市計画課)

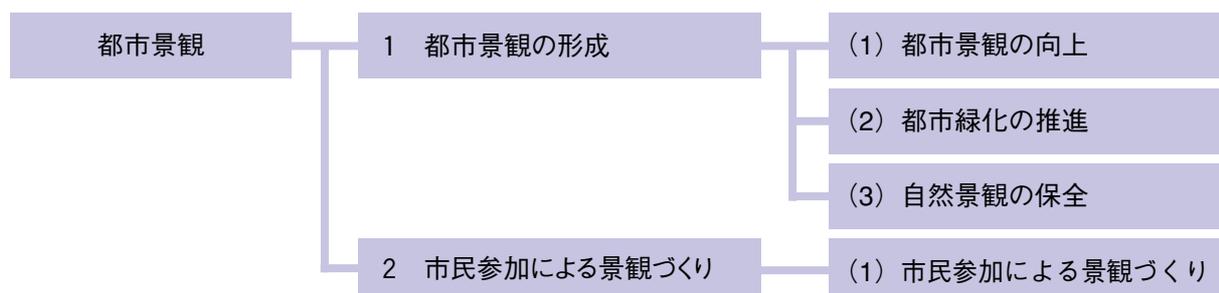
風致地区の指定状況

決定告示	指定地区	面積 (ha)
平成11.11.22	津田市毛	12.1
	市毛堀口武田	9.2
	勝倉金上三反田	20.9
平成13. 1.11	三反田美田多	21.1
	大平柳沢	25.8
平成13.11.29	馬渡	57.8
平成14.10.17	平磯北	12.0
	部田野新堤	42.0
平成16. 1.22	高野	88.0
計9地区		288.9ha

(※平成17年1月1日現在)

(資料：公園緑地課)

施策の体系



基本的施策

1 都市景観の形成

(1) 都市景観の向上

- 良好な景観の形成を図るため、景観法*に基づく「都市景観ガイドライン*」を策定します。
- 屋外広告物の適正な規制や大規模建築物の設計に対する審査・指導を徹底するとともに、建築物の用途、形態等の制限等に関する地区計画の策定や建築協定の締結を図ります。
- 河川やため池などの水辺については、自然の景観を生かした公園として整備し、水とふれあう親水空間として活用を図ります。

(2) 都市緑化の推進

- 花と緑に包まれた美しい街並みを形成するため、「緑の基本計画」を策定し、計画的な公園・緑地の整備やボランティア活用などの市民と一体となった緑化活動を推進します。
- 幹線・補助幹線道路および歩行者専用道路については、並木道やフラワーロードとして、四季折々の変化が楽しめる花木を植栽します。
- 市民による花とふれあいのふるさとづくり*活動の支援や自主的活動団体の育成に努めるとともに、公園の緑化、学校および公民館などへの樹木や花の植栽を進めます。
- 誕生、結婚、新築の記念樹や家庭緑化樹を配布するなど緑化の普及啓発を図るとともに、住宅団地における生け垣の奨励や、樹木の種類や植栽場所などのルールを定める緑地協定*の締結の促進により、民有地の緑化に努めます。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全、形成を図るための法律。

都市景観ガイドプラン

良好な都市景観の形成を推進するため、公共施設、公共空間の質的向上やデザインの向上とともに、自然的・歴史的景観の保全、民間建築物や屋外広告物などの規制・誘導の方針を検討するもの。

花とふれあいのふるさとづくり

市民の主体的な活動により、地域を花のある景観でつつみ、やすらぎと潤いのあるまちづくりを目的とするもの。

緑地協定

土地所有者との合意に基づき締結される植栽地、樹種、その他緑化に関する協定。

(3) 自然景観の保全

- 良好な自然景観を維持するため、市域に残る平地林，斜面緑地および水辺地などの保全を図ります。
- 阿字ヶ浦から大洗に至る大洗県立自然公園区域，釜上自然環境保全地域および多良崎城跡緑地環境保全地域は，貴重な自然景観や緑地を有する地域として保全します。
- 市街地の良好な自然景観を守るため，名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木に指定します。
- 個性ある景観づくりを図るため，天然記念物，史跡および名勝地の保全に努めます。

2 市民参加による景観づくり

(1) 市民参加による景観づくり

- 市街地における潤いのある環境を形成するため，自治会などとの協議を行いながら，花とふれあう地域づくりを展開します。



地域での花植えのようす

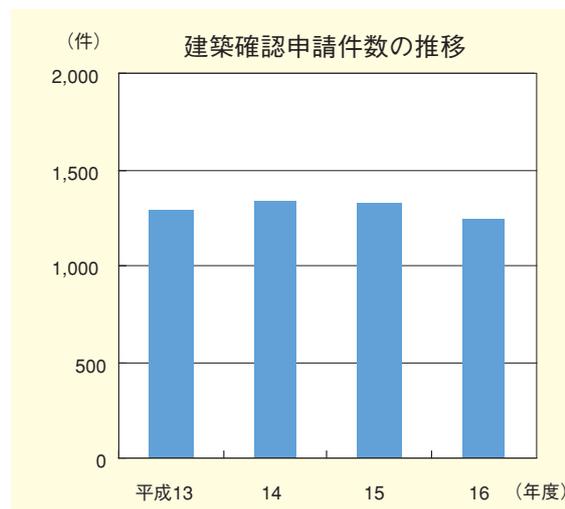
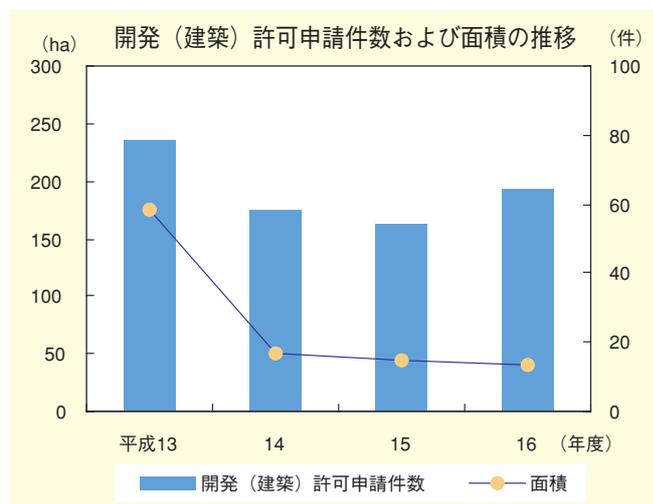
4 建築・開発指導

現状と課題

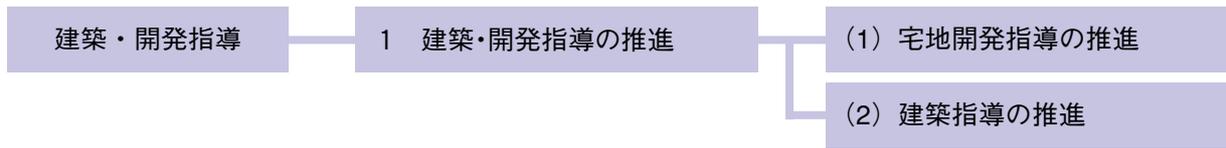
本市は自然に恵まれ、大部分が平たん地であることから、良好な住環境をつくり出す条件がそろっており、住宅などの建設が着実に進んでいます。平成16年度における開発（建築）許可申請件数は193件で、建築確認申請件数は1,239件となっています。

これからも良好な街並みや地域の景観を守るとともに、無秩序な開発を避けるため、都市計画法や宅地開発指導要綱に基づき、迅速・適切な指導と処分を行うことが課題となっています。

このため、適正な宅地開発指導と建築確認指導を徹底し、秩序ある開発や区域区分に応じた建築物などを配置し、安全で快適な都市を形成していくことが必要となっています。また、建築確認支援システムを活用した効率的な事務処理や、民間指定確認検査機関との連携による適正な建築物の安全の確保が必要になっています。



施策の体系



基本的施策

1 建築・開発指導の推進

(1) 宅地開発指導の推進

- 都市計画法に基づき、宅地開発の指導を行い、機能的で秩序ある市街地の形成と居住環境の向上に努めます。
- 緑の保存と緑化の推進条例などについて周知を図り、地区計画^{*}、建築協定^{*}の締結や良好な街並みの創出を促進します。

(2) 建築指導の推進

- 建築基準法などに基づき、中間検査や完了検査などにより建築物の安全の実効性を確保するとともに、建築確認支援システムを活用し、民間指定確認検査機関^{*}との連携により、適正な建築確認事務の推進を図ります。

地区計画

地区の特性に応じたきめ細かい環境整備を行うため、地区内の道路、公園の配置や建物の用途、大きさ、デザインなどについて、地域住民合意のもとに都市計画法で定める制度。

建築協定

建築基準法上の制度の1つで、住宅地などの環境を維持増進するため、土地所有者などの全員の同意により、一定の区域を定めて、建築物の敷地、位置、構造、用途など一般の建築基準より厳しい基準を定めたもの。

指定確認検査機関

国土交通大臣等の指定を受けた、建築確認及び中間検査等を行う民間の機関。



建築協定による街並み

(2) 安全な都市基盤の整備

1 広域交通

現状と課題

本市では、国、県と連携して、北関東地域の物流拠点であり、首都圏の電力需要に対応するエネルギー基地でもある常陸那珂港の建設を進めています。北ふ頭地区では、平成17年現在、海外7、国内1の定期航路が就航しており、石炭、金属、紙・パルプ、自動車などの港湾取扱貨物量が年々増加しています。

また、常陸那珂港から栃木、群馬に伸びる全長150kmの北関東自動車道については、65kmの区間が供用を開始しており、平成20年代前半には全線の供用開始が見込まれています。

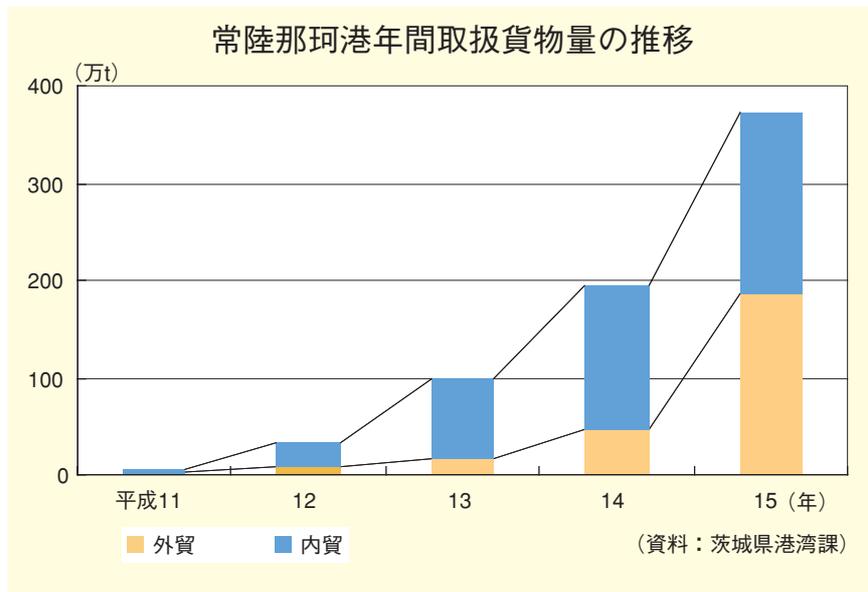
さらに、本県と北海道、九州などの主要都市を結ぶ百里飛行場や東関東自動車道水戸線の整備も進められています。

海に開かれた北関東の中核都市として、人、物の交流が盛んな活力あるまちづくりを進めるためには、本市と北関東の主要都市や海外との交通体系のネットワークを早期に確立することが課題となっています。

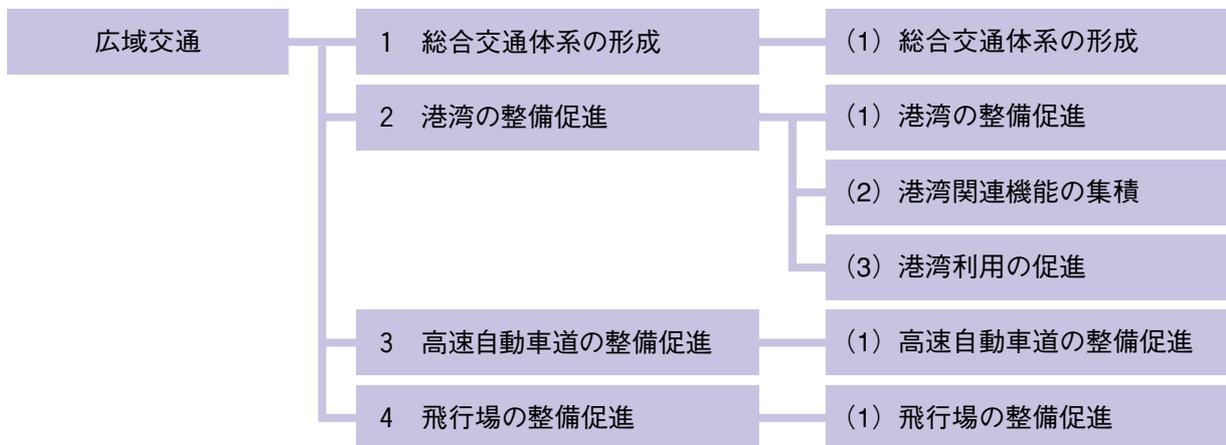
このため、北関東自動車道、東関東自動車道水戸線や百里飛行場の整備を促進するとともに、常陸那珂港の東防波堤や中央ふ頭地区岸壁などの建設を進めていく必要があります。また、ポートセールス活動による定期航路や貨物の誘致、港湾関連用地への生産・流通機能の集積に努めるとともに、C I Q機関*の設置促進による港湾関連サービスの向上を図ることが必要となっています。

C I Q機関

Customs, immigration, and quarantineの頭文字を取ったもので、税関・入国管理局・検疫所等をいう。



施策の体系



基本的施策

1 総合交通体系の形成

(1) 総合交通体系の形成

- 県内および北関東の各都市と連携を図るとともに、高速道路、港湾および飛行場の整備を促進し、北関東の玄関口にふさわしい総合交通ネットワークの確立に努めます。

2 港湾の整備促進

(1) 港湾の整備促進

- 中央ふ頭や東防波堤の整備を促進し、物流拠点としての港湾の早期完成を目指します。

(2) 港湾関連機能の集積

- 港湾の物流機能を高めるため、港湾関連用地の整備を促進します。
- 港湾からの輸出に有利な建設機械などの組立産業や物流関連企業などを港湾関連用地に誘致し、常陸那珂港における港湾関連機能の集積を図ります。

(3) 港湾利用の促進

- 常陸那珂港への定期航路の誘致や輸出入貨物の増大を図るため、海外の港湾都市や北関東内陸部へのポートセールスを行うとともに、北関東自動車道沿線市町村などとの連携を推進します。
- 「広域連携物流特区計画」を活用し、常陸那珂港後背圏からの貨物の誘導やひたちなか地区への企業誘致を推進します。
- 通関や防疫などの港湾関連手続の迅速化を図るため、常陸那珂港へのC I Q機関の設置を国に働きかけます。

3 高速自動車道の整備促進

(1) 高速自動車道の整備促進

- 物流や交通の円滑化を図るため、北関東自動車道の未供用区間の早期完成および東関東自動車道水戸線の延伸を促進します。

4 飛行場の整備促進

(1) 飛行場の整備促進

- 旅客の利便性向上や物流の円滑化を図るため、百里飛行場の整備を促進します。



常陸那珂港

2 道路

現状と課題

本市は、道路網の骨格を形成する都市計画道路*として73路線、総延長約190kmを都市計画決定し、平成16年度末でその83.4%を整備しています。また、市民の生活を支える市道については、実延長1,145kmのうち55.2%を改良し、74.5%を舗装しています。

一般国道については、国道6号と国道245号があり、現在、北関東自動車道へのアクセス道路である国道245号の4車線化や湊大橋の架け替えを国・県が進めています。県道については、主要地方道瓜連馬渡線など17路線があり、平成16年度末で実延長約79kmのうち89.7%を改良し、舗装率は約100%となっています。

国や県および市では道路整備に努めていますが、幹線道路や生活道路*については、見通しの悪い交差点の改良や道路改良、舗装整備が進んでいない箇所もあることから、都市間交通の増加に対応し、安全で円滑な市内交通を確保することが課題となっています。また、歩行者の安全性や快適性、利便性を確保するため、歩道などの整備を進めることが課題となっています。

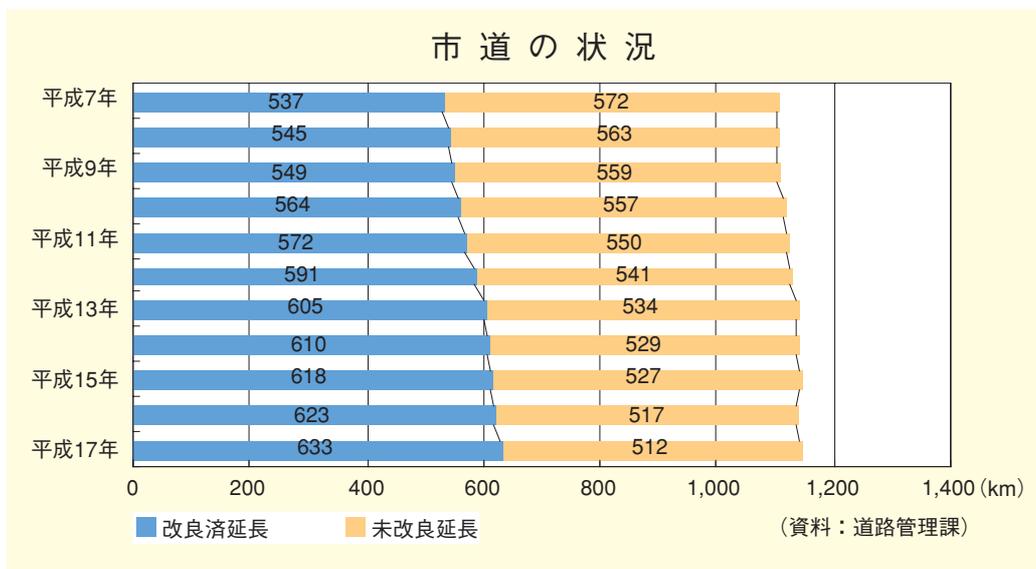
このようなことから、さらに計画的な道路整備の推進を図るとともに、重要路線の延伸や4車線化、立体交差化や橋梁の補強について検討する必要があります。また、車道と歩道の一体的な整備や歩道の段差解消を進め、歩行者や自転車、車いすなどにもやさしい道路づくりに努めるとともに、防護柵や道路照明などの交通安全施設の整備や、見やすい案内標識の整備を行うことが必要となっています。

都市計画道路

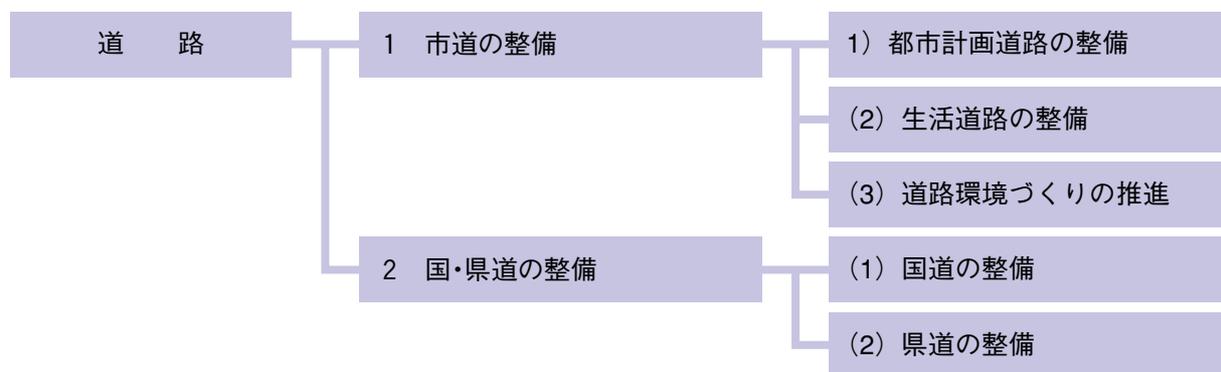
都市計画において定められる重要な都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊街路の区分がある。

生活道路

市民生活に密着した身近な利用を目的とした道路。



施策の体系



基本的施策

1 市道の整備

(1) 都市計画道路の整備

- 水戸・勝田都市圏の広域的環状道路となる東中根高場線については、将来の交通需要に対応するため、計画的に整備します。また、県道への昇格を引き続き要望し、那珂川架橋と道路整備を促進します。
- 市街地における円滑な交通を確保するため、昭和通り線、西原長砂線などを整備するほか、西中根田彦線の整備に向けた調査に取り組みます。
- 昭和通り線については、雨水の滞留箇所を解消するため、対策工事を実施します。

- 高場跨線橋については、大型トラックなどの通行に対応するため、床板耐震調査および補強工事を実施します。大島陸橋については、老朽化に伴う伸縮装置の交換および舗装補修の調査・検討を実施します。

(2) 生活道路の整備

- 生活道路については、安全で快適な生活環境を維持していくため、道路改良をはじめ、狭小部や交差点の改良、老朽化した舗装道路や側溝の整備を実施します。

(3) 道路環境づくりの推進

- 自動車交通との分離により歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、歩行者自転車道を整備します。
- 高齢者や子ども、障害者が安心して通行できるよう、歩道の段差解消や点字ブロックの設置など、バリアフリーを考慮した整備を実施します。
- 道路の安全性や快適性、利便性を高めるため、防護柵や道路照明、案内標識などを整備します。
- 安全で快適な歩行空間を確保するとともに、都市景観の向上を図るため、市街地再開発事業に合わせ、勝田駅東口地区の電線地中化を検討します。
- 安全性や快適性を確保するため、路面の適切な維持補修などを行うとともに、道路美化を進めるため、街路樹の維持管理を実施します。

2 国・県道の整備

(1) 国道の整備

- 市毛交差点の渋滞を緩和するため、国道6号と県道那珂湊那珂線の立体交差化について、引き続き国・県に要望します。
- 広域的な交流基盤としての道路整備を図るため、北関東自動車道へのアクセス道路である国道245号の4車線化や湊大橋の架け替えを促進します。

(2) 県道の整備

- 円滑な交通を確保するため、那珂湊那珂線、水戸勝田那珂湊線、水戸那珂湊線の整備を促進します。また、常陸那珂港山方線の早期着手を要望します。

- 子どもたちの通学時の安全を確保するため、中根平磯磯崎線の通学路区間について、歩道の整備を引き続き県に要望します。



昭南通り

3 河川・海岸

現状と課題

本市には、1級河川*の那珂川、準用河川*のおさえん川、普通河川*の本郷川など10の河川があり、その延長は約44 kmになります。また、太平洋に面し、13kmに及ぶ海岸線は、県の天然記念物に指定されている中生代白亜紀層や阿字ヶ浦、平磯の海水浴場、建設が進む常陸那珂港などの多様な景観を形成しています。

河川や雨水幹線*については、急速な都市化の進展に伴い、台風や集中豪雨などによる浸水被害が顕著な区域を早期に解消することが緊急の課題となっています。また、自然の景観を生かし、市民の安らぎや憩いの場として水辺の利活用を図っていくことも求められています。海岸については、阿字ヶ浦海岸や磯崎漁港海岸において侵食されている部分があり、海岸環境回復のための対策を早期に講じることが課題となっています。

このため、自然景観や生態系に配慮しながら、計画的に河川や雨水幹線の整備を進め、浸水被害区域の早期改修に努めるとともに、水とふれあう親水公園などの整備を行う必要があります。また、砂浜や漁場環境の回復および美しい海岸の確保を図るため、総合的かつ計画的な海岸の整備・保全を促進し、海岸美化に努める必要があります。

1級河川

国土保全上または国民経済上、特に必要な水系で、国土交通省が指定した河川。

準用河川

1級、2級河川以外の河川で、各市町村長が指定・管理を行う河川。

普通河川

1級、2級、準用河川以外に指定されていない河川。市町村長が条例で定めて管理する。

雨水幹線

公共下水道の一部で、市街地内の雨水を速やかに排水するための専用下水道。

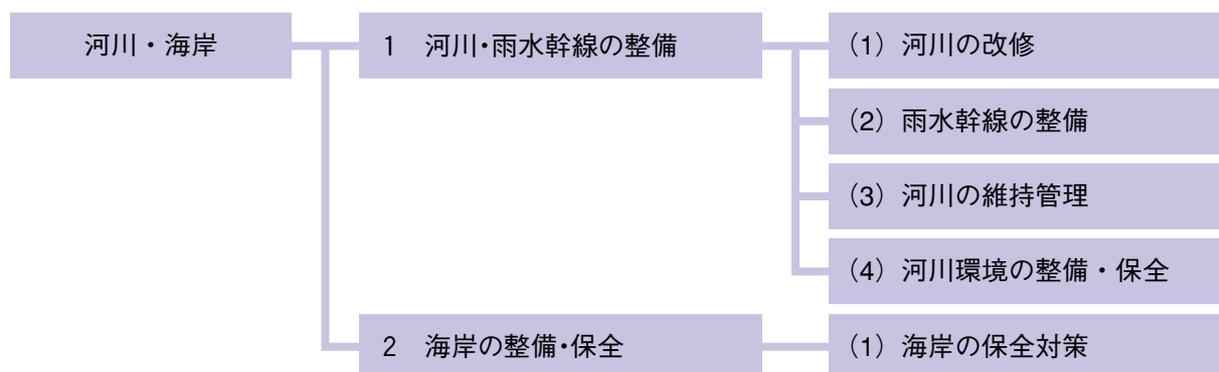
河川の状況

河川名	区分	延長 (m)
那珂川	一級河川	11,600
早戸川	一級河川	6,400
中丸川	一級河川	7,700
大川	一級河川	2,700
本郷川	一級河川	1,200

河川名	区分	延長 (m)
おさえん川	準用河川	1,800
鳴戸川	準用河川	1,600
下江川	準用河川	640
新川	普通河川	5,700
本郷川	普通河川	3,800

(資料:河川課)

施策の体系



基本的施策

1 河川・雨水幹線の整備

(1) 河川の改修

- 那珂川については、台風などによる大規模な水害を防止するため、堤防の整備を促進するとともに、築堤に伴い消滅した道路の付け替えを促進します。
- 早戸川については、河川の浄化と流域の浸水被害の防止のため、施工中の改修事業を促進し早期完成に努めるとともに、中丸川については、市民の憩いの場となる親水性*中央公園の整備と合わせ改修事業を促進し、河川のはんらんを抑制します。また、本郷川については、中丸川改修事業に合わせ早期着手を県に要望します。
- 大川、おさえん川および下江川については、河川の浄化と浸水防止のため、計画的に改修事業を実施し、早期完成に努めます。また、鳴戸川については、早期事業化に努めます。
- 新川については、治水や利水など河川の正常な機能の維持・保全を図ります。

(2) 雨水幹線の整備

- 高場雨水幹線および大島雨水幹線については、浸水被害の早期解消を図るため、計画的に整備します。

親水性

河川、湖沼などの水辺の景観や自然などに近づきやすく、また直接水にふれあうなど、親しみを感じることを。

- 雨水の流出を抑制し、1時間当たり70mmの降雨に対応するため、公園・学校における地表上貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置促進に努めます。
- その他の雨水幹線および一般排水路については、浸水被害の解消を図るため、計画的に整備を進めます。

(3) 河川の維持管理

- 河川や一般排水路、雨水幹線については、除草やしゅんせつ、維持補修工事などを行い、適切に管理します。

(4) 河川環境の整備・保全

- 水の浄化や生物の生育環境に配慮した整備を進めるとともに、河川美化が図られるよう、行政と住民が協力しながら河川の清掃運動を展開します。
- 市民が水にふれ、親しむことができる親水空間として、下江川の「水辺の楽校」の適切な管理・運営を行うとともに、那珂川河川敷のオープンスペースを市民のスポーツ活動のために有効活用します。

2 海岸の整備・保全

(1) 海岸の保全対策

- 侵食の進む阿字ヶ浦海岸については、砂浜の回復を図るため、恒久的な海岸保全対策を促進します。
- 磯崎漁港海岸および周辺地域については、良好な漁場環境の回復対策の調査・検討を進めるとともに、保全対策の早期実施を促進します。
- 美しく、豊かな海岸環境を保全するため、地域住民やボランティアによる清掃や花植えなどを促進し、海岸美化に努めます。



下江川の「水辺の楽校」

4 上水道

現状と課題

本市の上水道については、平成16年度の年間給水量は1,906万トン、給水人口は148,309人、普及率は96.9%となっています。

上水道は、日常の快適な暮らしはもとより、さまざまな社会経済活動を支えており、安定した水の供給を図ることが重要な使命となっているほか、水道事業の運営は水道料金収入による独立採算制であることから、将来の給水量予測を的確に見据えた水道料金の適正化に努めていくことが課題となっています。

このため、浄水場や配水場などの水道施設や管路の整備、耐震対策や水質管理の強化などを進めるとともに、コストの縮減や業務の民間委託などによる経営の効率化を追求し、適正な事業経営改革を一層推進することが必要です。

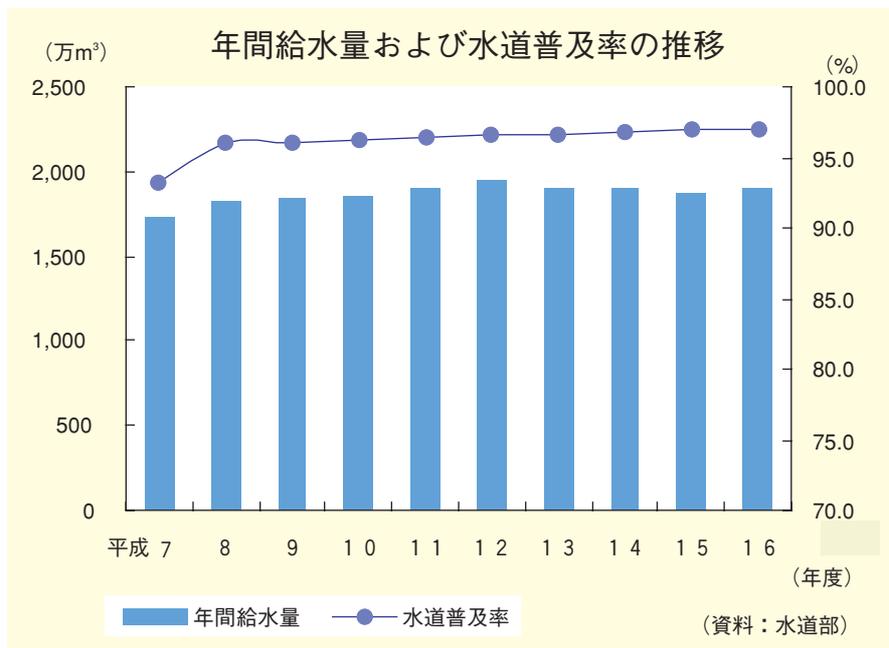
また、限りある資源である水の節水意識の高揚を図るため、啓発活動を推進するとともに、県および流域市町村との広域的な連携による茨城県中央広域水道用水供給事業*や霞ヶ浦導水事業*の促進を図っていくことも大切です。

茨城県中央広域水道用水供給事業

県中央部に位置する市町村を対象に、長期的展望のもと安定した水需要に対応するため茨城県が行う水道用水供給事業。

霞ヶ浦導水事業

霞ヶ浦と利根川・那珂川それぞれを地下水路で結び水を相互に行き来させ、水質浄化や濁水対策を目的とする国が行う事業。



施策の体系



基本的施策

1 上水道の整備

(1) 上水道の整備

- 安全で安定的な水の供給を図るため、上水道施設の改良更新や各配水場の集中監視・制御化など施設整備を計画的に進めます。
- 老朽管の布設替など配水管網の再整備を推進し、漏水防止や耐震性の強化を図ります。
- 取水から配水までの水質監視体制を強化し、国の定める水道水質基準に適合した安全で良質な水の確保に努めます。

(2) 水道経営の効率化

- 最少の経費で最良のサービスを提供するため、経営の効率化・合理化を進めるとともに、身近な場所での料金納付が可能となるコンビニエンスストアへの徴収委託の拡大や滞納整理の強化により料金収入の確保に努めます。
- 水道事業の安定的な運営を図るため、使用料金について定期的な見直しを行い、適正化に努めます。

2 水資源の確保

(1) 水資源の確保

- 茨城県中央広域水道用水供給事業や霞ヶ浦導水事業を促進し、県や流域市町村との連携のもとに、広域的な水源の確保に努めます。
- 限りある資源としての水の大切さについて市民の理解と関心を高めるため、水道週間*や産業交流フェアなどにおける啓蒙事業を通して、節水や漏水防止のPRを図ります。

水道週間

水の大切さの認識と水道事業への理解と協力を得るため、毎年6月1日から7日までに全国的に諸行事を行う広報週間。

5 住宅

現状と課題

本市においては、利便性が高く暮らしやすい居住環境を形成するため、土地区画整理事業*が11地区で施行されているほか、民間による住宅団地開発や宅地分譲、住宅建設なども進められています。平成15年住宅・土地統計調査によると、本市の住宅総数は52,220戸、持ち家数31,530戸、世帯総数52,720世帯、持ち家率59.8%となっています。また、建築統計年報によると、持ち家847戸、貸家494戸、分譲住宅37戸、計1,378戸の住宅が平成15年に新築、増築および改築されています。公営住宅については、平成16年度末現在、市営住宅が1,961戸、県営住宅が1,444戸となっています。

このような中で、さらに持ち家住宅の建設を促進するとともに、安心して住宅の購入などを行うための市民への適切な情報提供が課題となっています。市営住宅については、低廉な住宅を必要としている市民にとって一定の役割を果たしてはいるものの、老朽住宅の解消や高齢化社会に対応した住宅の整備が課題となっています。

このため、市営住宅については、良好な居住水準*を維持するための計画的な改修を進めるとともに、民間住宅を活用した住宅供給を図っていくことが必要です。また、市民が安全で快適な暮らしのできる住宅環境を整備するため、高齢者や障害者にも配慮したバリアフリー住宅*整備などに対する公的支援制度の周知を行うとともに、民間と連携した住宅情報の提供や相談受付を行う窓口の設置など、住宅に関して総合的に支援する体制について検討する必要があります。

土地区画整理事業

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。

居住水準

世帯の人数に応じて必要とされる住宅の規模、設備、性能等を定めた水準で、住宅建設五箇年計画において定められている。住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針とされている誘導居住水準と、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準である最低居住水準の2つの水準がある。

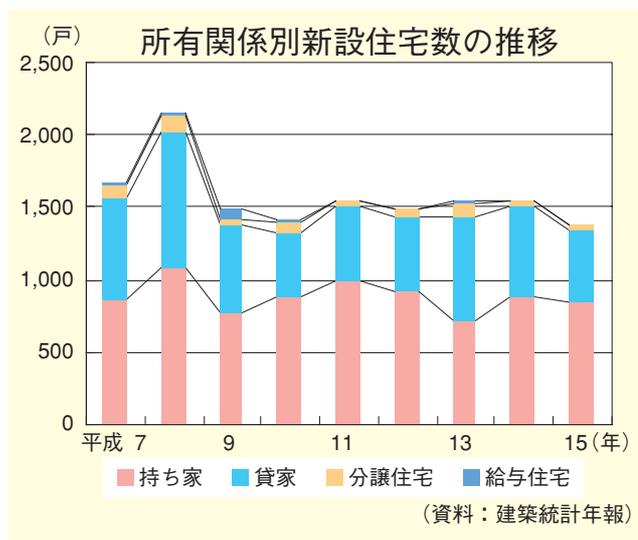
バリアフリー住宅

身体的ハンディキャップに対する行動、生活上の障害を取り除くよう配慮することをバリアフリーといい、その主な設備として、廊下の幅の確保、段差の解消、手すりの設置などがある。

市内の住宅状況（平成15年度）

		県内市部 (平均)	ひたちなか市
公営住宅	公営住宅数	838戸	1,944戸
	公営住宅比	2.9%	3.6%
持ち家	住宅数	27,871	51,017
	持ち家数	17,632	32,126
	持ち家率	63.3%	63.0%

(資料：平成15年市町村公共施設の現況, 平成12年国勢調査)



施策の体系



基本的施策

1 住宅の供給

(1) 民間住宅建設の誘導

- 持ち家住宅の建設を促進するため、利便性が高く、暮らしやすい居住環境が整備された土地区画整理事業地内の土地の販売に努めます。
- 高齢者や障害者に配慮したバリアフリー住宅を整備するための高齢者住宅整備資金貸付や重度心身障害者（児）住宅リフォーム助成制度など、公的支援制度の利活用の促進に努めます。
- 自然環境に調和した住宅の建設を図るため、太陽光発電*システムの導入にかかる公的支援制度などのPRを行います。

太陽光発電

太陽電池を使って太陽の光エネルギーを直接電気に変えて家庭などで利用すること。

(2) 公営住宅の管理

- 良好な居住水準を確保するため、市営住宅の維持補修を行うとともに、高齢者や障害者などが安心して暮らせるよう、スロープや階段の手すりの設置などの改善に努めます。

- 市営住宅の居住水準の向上や住環境の整備を図るとともに、低廉な住宅を必要としている市民ニーズに対応するため、民間貸家の利活用について検討します。

(3) 住宅情報の充実

- 住宅のリフォームや住み替えなどを行う住民に対して、空き家・空き部屋情報や分譲宅地・住宅情報、公的支援制度、新しい建築技術などの情報提供や相談受付などを行う窓口の設置など、民間と連携して、住宅に関して総合的に支援できる体制づくりを検討します。



市営ひばりが丘住宅

(3) 環境の保全

1 環境保全

現状と課題

本市は、平坦な那珂台地にあって、平地林や斜面緑地、那珂川沿いに開かれた水田地帯や中生代白亜紀の岩礁が見られる変化に富んだ海岸線など、緑と水辺に囲まれた豊かな自然環境を有しています。

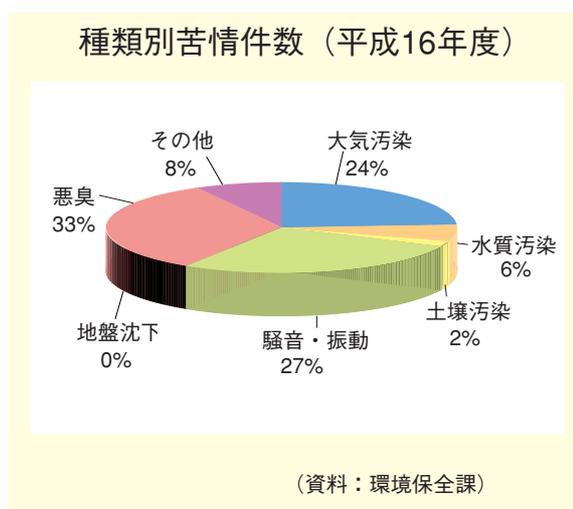
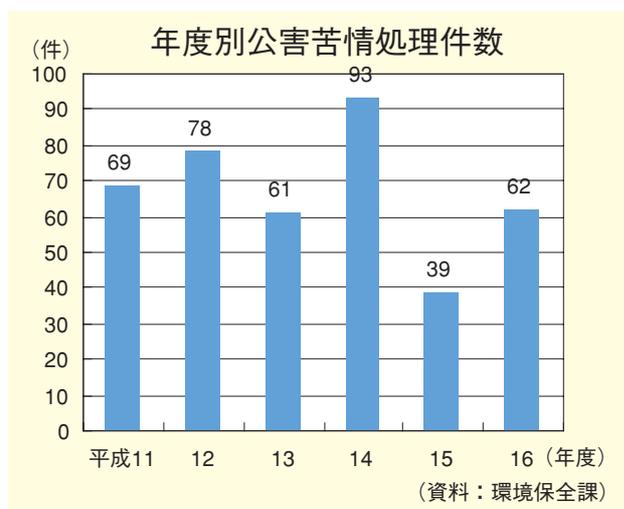
一方において、地球規模での環境問題や都市・生活型公害*が顕在化する中で、本市においても市街化の進展により、森林資源は山林地目が10年間で13%弱減少しています。また、生活排水による那珂川水系の汚濁負荷は60%強であり、廃棄物の不法投棄も年間200件となっています。このように、産業活動から日常生活までのさまざまな局面において、環境の保全について改めて問い直すことが求められています。

自然を守り、豊かで快適な生活を維持していくためには、環境に関する意識の高揚を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となって、積極的に環境保全のための対策を進めることが課題です。

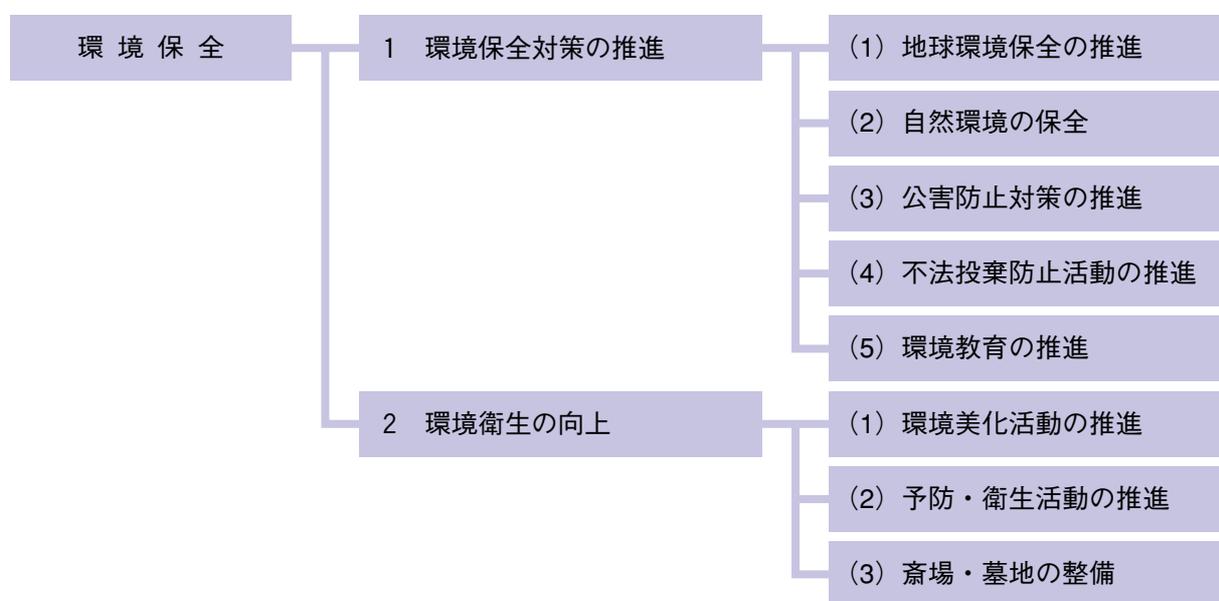
このため、広く市民に対する啓発や環境教育を展開し、省エネ・省資源などの環境にやさしい生活や身近な環境の美化活動を推進するとともに、緑地・水辺環境の保全や大気汚染・水質汚濁などの公害防止、廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化などを図っていくことが必要となっています。

都市・生活型公害

自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による河川や海などの水質汚濁、日常生活からの騒音、廃棄物の増大による環境の悪化など都市化や普段の生活から引き起こされる環境問題をいう。



施策の体系



基本的施策

1 環境保全対策の推進

(1) 地球環境保全の推進

- 地球規模での環境問題*を地域の問題としてとらえ、環境会議の設置による環境問題に対する意識啓発の促進や温室効果ガス*の排出抑制など環境保全の実践活動を推進します。

地球規模での環境問題

人類の生存基盤に関わる世界的な広がりを見せる環境問題で、地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動の9つをいい、それぞれ関連している。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどの赤外線を吸収する気体をいい、地表から宇宙空間への赤外線の放射を吸収するため温室効果ガスの濃度が高くなれば地球の気温も高くなる。

(2) 自然環境の保全

- 釜上自然環境保全地域や多良崎城跡緑地環境保全地域などの緑地を保全し、良好な生活環境の形成に努めます。

(3) 公害防止対策の推進

- 公害の発生源となる恐れのある事業所や施設への立入調査、監視を強化するとともに、公害防止の指導啓発や、製造業や廃棄物処理業など公害発生のおそれのある事業所への公害防止協定締結の働きかけを行います。

(4) 不法投棄防止活動の推進

- 廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄に対する市民への意識啓発や、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の適切な運用を行うとともに、地域住民や関係機関と連携して監視体制を強化します。

(5) 環境教育の推進

- 「環境教育基本方針」を策定し、あらゆる年齢層や学校、地域などの多様な場において、環境教育・学習を推進するとともに、環境講座やシンポジウムの開催、環境に関する報告書の作成や広報・啓発活動などを実施し、環境保全意識の高揚を図ります。

2 環境衛生の向上

(1) 環境美化活動の推進

- 人にやさしく快適な環境を形成するため、地域清掃活動や花いっぱい運動などの地域住民の自主的な環境美化活動を促進します。
- 清潔で美しいまちづくりを目指すため、ごみの投げ捨て、犬のふん害防止を目的としたまちをきれいにする条例を適切に運用するとともに、市民、飼い主等への意識啓発を図ります。

(2) 予防・衛生活動の推進

- 感染症のまんえんを防ぐため、はしかやインフルエンザなどのワクチン接種や感染症予防に関する知識の普及などを推進します。
- 狂犬病予防のため、獣医師会と連携しながら、飼育犬の適正飼育の啓発を図るとともに、飼育犬の登録や狂犬病予防接種を推進します。また、家畜による伝染病の拡大を防止するため、家畜保健衛生所や畜産協会と連携し、ワクチ

ンの接種や検査を実施します。

(3) 斎場・墓地の整備

- 東海村との共同により，常陸海浜広域斎場を適正に管理運営するとともに，環境へ配慮した施設の改修や高齢社会への対応を踏まえた施設のバリアフリー化を進めます。
- 市民の墓地需要に応えるため，たかのす霊園の計画的な整備を進めるとともに，既設の市営墓地についても適切な維持管理を行います。



小学校での環境教育のようす

現状と課題

本市では、生活環境の向上や公共用水域*の水質保全を図るため、市街化区域を中心に、単独公共下水道事業*および那珂久慈関連公共下水道*事業を実施しており、ひたちなか地区では、ひたちなか・東海広域事務組合による常陸那珂公共下水道事業を進めています。また、その他の地区においては、合併処理浄化槽*の普及促進や農業集落排水の整備による水洗化に努めています。

平成16年度末の下水道の整備状況は、公共下水道の処理区域面積1,805.2ha、処理人口74,688人、水洗化人口66,935人、普及率48.2%となっています。農業集落排水整備事業については、西中根地区で計画人口350人に対し受益者364人、東中根地区で計画人口740人に対し受益者382人であり、合併処理浄化槽補助基数は、累計で3,621基となっています。

生活環境や水環境を改善し、快適な市民生活を確保するために、水洗化の普及・促進に努めていますが、土地区画整理事業等の進ちょく状況も含め、公共下水道の整備が緩やかになっており、今後さらに財源の確保や事業の効率化を図り、計画的に整備を進めていくことが課題となっています。

このため、今後の生活排水対策として、引き続き水洗化の普及・促進を図るとともに、公共下水道事業については、下水道整備計画の見直しや、合併処理浄化槽等の設置における弾力的な補助制度の見直しが必要となっています。また、快適な農村居住環境づくりを進めるため、農業集落排水施設の適切な維持管理を行うことが必要となっています。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域等公共の用に供される水域と、これに接続するかんがい用水路など公共の用に供される水路。

単独公共下水道

公共下水道のうち、ひとつの市町村の区域における下水のみを排除するもの。

那珂久慈流域関連公共下水道

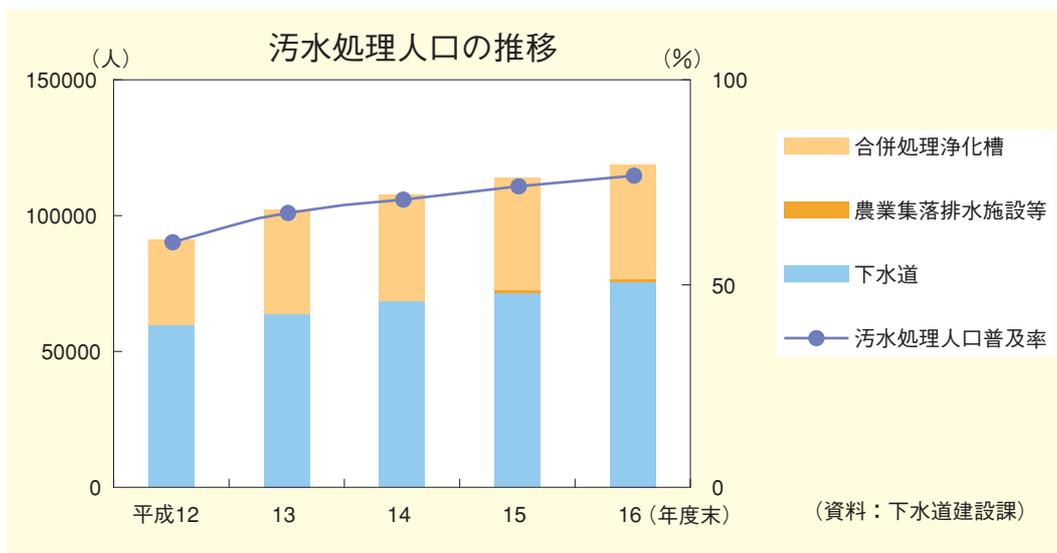
水戸市、日立市、ひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町の各一部、那珂市、東海村、大洗町およびひたちなか・東海広域事務組合の6市2町1村1組合を計画区域とし、那珂川および久慈川の水質汚濁防止と生活環境の整備を目的とする那珂久慈流域下水道に接続する公共下水道。

農業集落排水整備事業

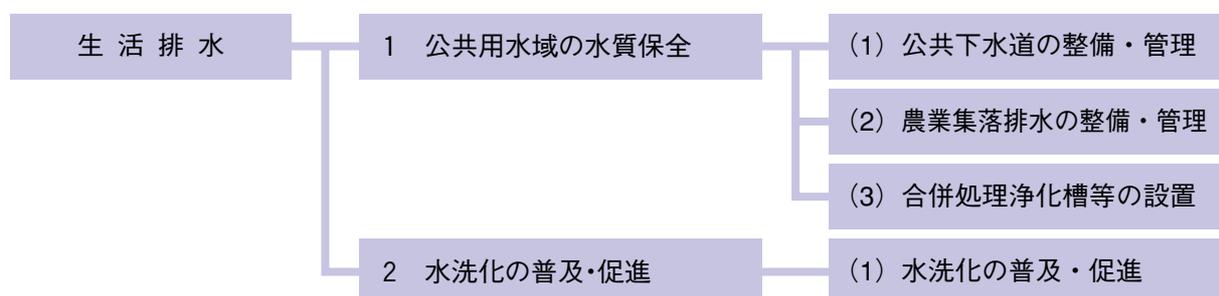
農業振興地域内の農村集落において、し尿、生活雑排水等の汚水処理施設などを整備することによって、農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を行う事業。

合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂などの生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。



施策の体系



基本的施策

1 公共用水域の水質保全

(1) 公共下水道の整備・管理

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、「下水道整備第2次5カ年計画」を見直し、市街化区域の公共下水道を重点的かつ計画的に整備します。
- 市街化調整区域における生活排水対策として、生活環境の改善と水質保全のために特に必要な区域のうち効率性が図られる地区については、住宅の集積度に応じた事業手法を検討します。
- 雨天時の未処理水による公共用水域への環境負荷を軽減するため、合流式下水道*における雨水吐き室*の改良を推進します。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ管きよに集めて排除する下水道のこと。

雨水吐き室

合流式下水道において、処理可能量以上の雨水を公共用水域へオーバーフローさせるための施設。

- 那珂川および久慈川の水質保全と生活環境の改善を図るため、那珂久慈流域下水道事業に参画し、那珂久慈浄化センターの増設工事と施設の効果的な維持管理を促進します。
- ひたちなか・東海広域事務組合に参画し、港湾建設の進ちょくに合わせ、港湾地区内の管きよ*整備を行うとともに、施設の維持管理を促進します。
- 下水汚泥の効率的な処理処分を図るため、那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設の維持管理を促進します。
- 下水浄化センター、ポンプ施設や管きよ等について、下水道施設の機能を維持するため、更新工事や補修などを計画的に行います。また、定期的な調査・点検および清掃等を行い、適切な維持管理に努めます。
- 下水道事業について、経営の効率化のため、定期的な使用料金の見直しを行い、料金の適正化を図るとともに、維持管理などの経費を節減し、下水道事業の管理・運営の合理化に努めます。
- 広報や地元説明会などを通して、受益者負担金に対する理解を深めるとともに、下水道使用料の徴収向上を図ります。
- 下水浄化センターの運転管理に必要な水質試験、汚泥試験を実施するとともに、法律に基づく放流水の水質試験を実施します。また、工場・事業場などの特定施設*から排除される排水の水質検査を実施し、除害施設*の適切な維持管理等の指導を行います。

(2) 農業集落排水の整備・管理

- 農業集落からの生活排水を処理する施設を整備した東中根および西中根地区において、施設の適切な維持管理を行い、衛生的な環境の保持に努めます。

(3) 合併処理浄化槽等の設置

- 家庭からの生活排水を浄化し、公共用水域の水質を保全するため、公共下水道事業認可区域外や農業集落排水事業区域外のほかに、土地区画整理事業区域のうち整備までに期間を要する地区および農業集落排水事業区域の一部についても、合併処理浄化槽等の設置にかかる補助を行い、合併処理浄化槽等の普及・促進を図ります。

管きよ

道路敷に埋設されている上下水道などの配管。

特定施設

水質汚濁防止法で、有害物質を含むまたは生活環境に被害を生じるおそれのある汚水または廃液を排出する施設のこと。

除害施設

事業所等からの排出水を法等で定める水質基準に適合させるために排水を処理する施設。

- 合併処理浄化槽を適切に維持管理するため、合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査について、設置者への周知徹底を図ります。

2 水洗化の普及・促進

(1) 水洗化の普及・促進

- 快適な市民生活を確保し、公共用水域の水質を保全するため、公共下水道施行済区域における未接続者に対する指導を強化して、水洗化率の向上に努めます。
- 既設便所の水洗化を進めるため、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度についてPR等を行い、制度の活用促進を図ります。



下水浄化センター

3

廃棄物

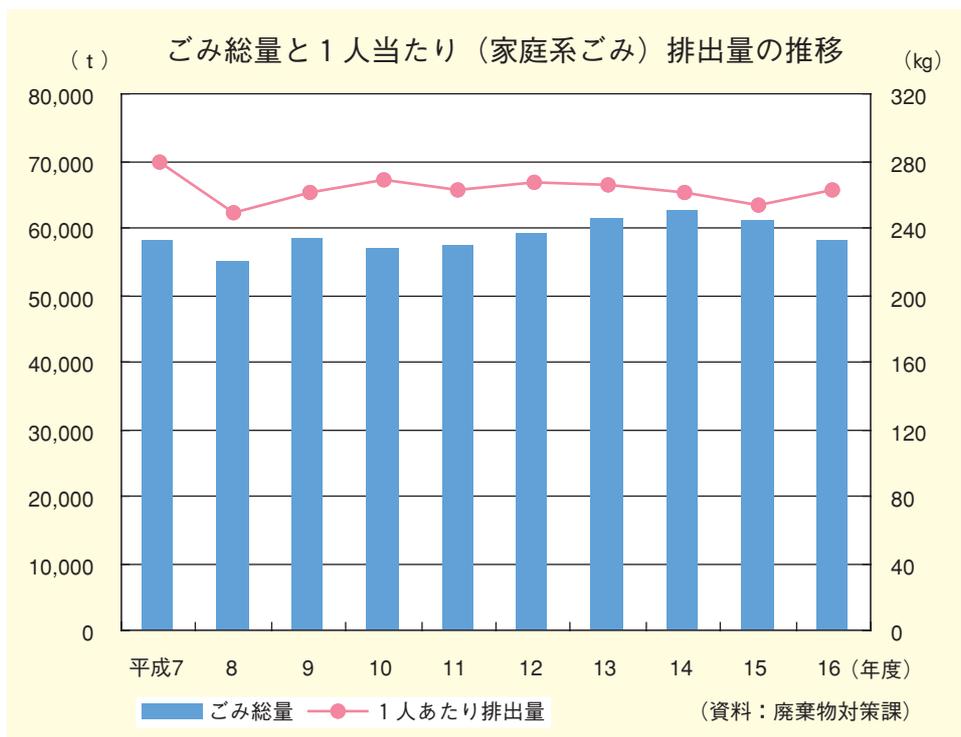
現状と課題

経済活動の拡大や生活様式の変化により、ごみ量の増大やごみ質の多様化など廃棄物問題が深刻さを増す中で、資源リサイクルに関する社会的な意識が高まっています。

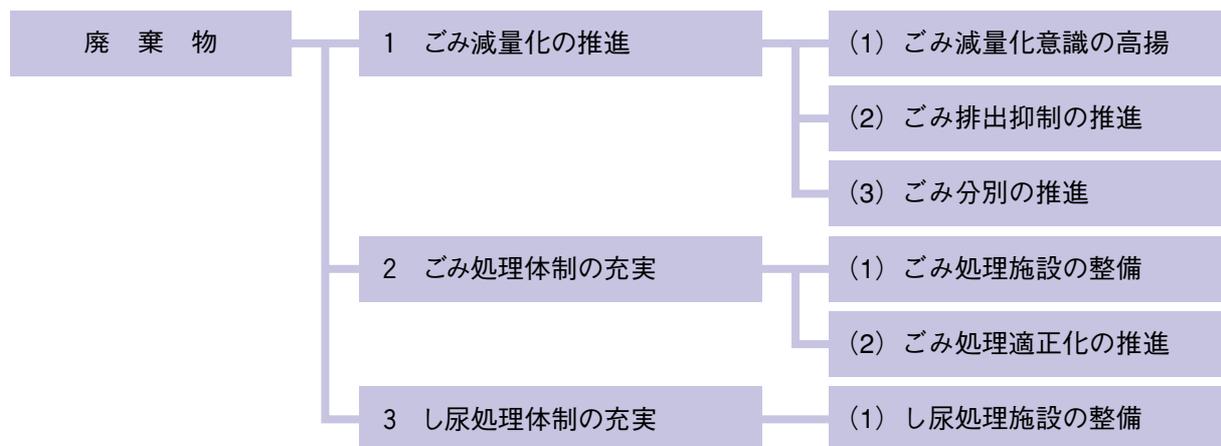
本市では、平成7年度からのごみ袋の指定・有料化制によるごみの減量化のほか、家庭の生ごみや剪定枝葉、刈草の再資源化を進めていますが、平成16年度のごみ総量は58,168tであり、平成7年度の58,134tと比較すると微増傾向にあります。

今後とも人口の増加などによるごみ量の増加が見込まれることから、ごみ処理施設の老朽化への対応を適切に進めるとともに、より一層の廃棄物発生の抑制に努め、環境負荷の少ない資源循環型社会の形成を図っていくことが課題です。

そのためには、ごみの減量化と再資源化に関する啓発に努めるとともに、ごみ収集サービスの向上や新たなごみ処理施設の建設に取り組むほか、ごみ・し尿処理施設の適切な維持管理を行う必要があります。



施策の体系



基本的施策

1 ごみ減量化の推進

(1) ごみ減量化意識の高揚

- ごみ減量化意識の高揚を図るため、ごみの排出量やごみ処理経費などの情報の提供を実施します。

(2) ごみ排出抑制の推進

- 生ごみ処理器の購入補助を行うことにより、家庭の生ごみの堆肥化を促進し、ごみの排出抑制に努めます。
- 「ごみ処理基本計画」を見直しするとともに、ごみ排出量の管理目標を立て、ごみの減量化に取り組みます。

(3) ごみ分別の推進

- ごみ処理の効率化を図るため、可燃・不燃・粗大ごみと資源物等の分別収集を周知徹底します。
- 資源リサイクルを進めるため、自治会や子ども会などを通じて地域住民と連携し、資源回収事業を推進します。
- 再資源化を促進するため、容器包装リサイクル法*に基づく分別収集等の徹底を図るとともに、剪定枝の堆肥化に取り組みます。

容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物の分別収集およびこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量および再資源の十分な利用等を図るための法律で、平成7年12月から施行された。

2 ごみ処理体制の充実

(1) ごみ処理施設の整備

- ダイオキシン類*の発生抑制や効率的かつ衛生的なごみ処理を行うため、勝田清掃センターおよび那珂湊清掃センターの適正な維持管理を行います。
- 最終処分場の適正な管理運営と延命化を図るとともに、新たな処分場の計画的な整備を進めます。
- 将来にわたり安定的なごみ処理を図るため、東海村と共同して新たなごみ焼却処理施設建設に向けた取組など、広域的なごみ処理を進めます。

(2) ごみ処理適正化の推進

- ごみの減量化や危険物などの異物混入防止のため、指定ごみ袋・ごみ処理券による回収事業を推進します。
- 産業廃棄物の不適正処理および不法投棄による環境の悪化の未然防止を図るため、県と連携して産業廃棄物排出者への適正な指導・啓発を行います。

ダイオキシン類

ダイオキシンは、有機塩素化合物の総称で、塩素の数により75種類の異性体がある。その関連化合物147種類を含め、ダイオキシン類として法律で排出が規制されている。

3 し尿処理体制の充実

(1) し尿処理施設の整備

- 勝田衛生センターおよび那珂湊衛生センターを適切に維持管理し、効率的なし尿処理を行います。



地域での清掃活動

4 公園・緑地

現状と課題

公園・緑地は、市民の生活に潤いをもたらすとともに、自然生態系の保全や地下水のかん養などに重要な役割を担っていることから、本市においては、市民の交流やコミュニティ形成の場として身近な住区基幹公園*を中心に整備を進めており、市民1人当たりの公園面積は、平成16年度において、全国平均の8.5m²、茨城県平均の7.8m²を上回る約14m²となっています。

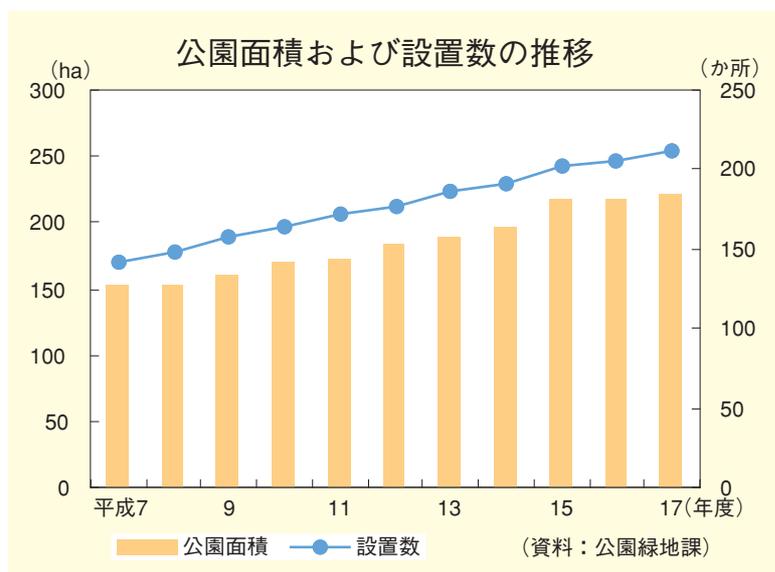
また、公園とともに重要な役割を担う公共公益施設の緑化については、施設ごとにふさわしい緑の創出や、幹線道路における植栽等を推進しており、民有地についても、生け垣設置の奨励や記念樹の配布などを行っています。

このような中で、公園の管理面積の増加に対応して良好な維持管理を行うとともに、都市化の進展により減少傾向にある市街地の緑や貴重な平地林、水辺緑地などの保全を図ることなどが課題となっています。

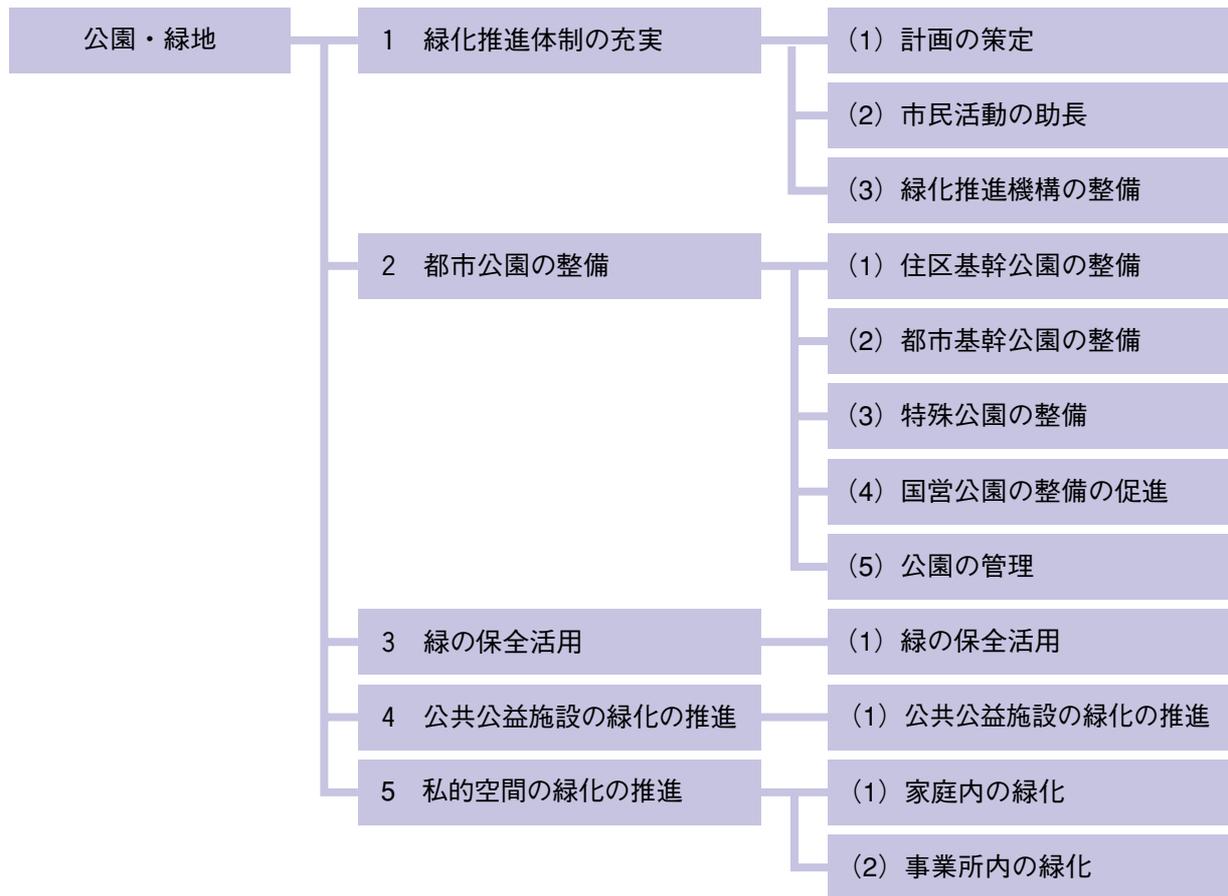
このため、地域自治会を含む市民との協働による公園内の清掃や、老朽化した遊具施設の改善などの適切な維持管理を行うとともに、公共公益施設や民有地における緑化の推進、地域制緑地制度の活用による平地林の保全など、総合的な取組を進めることが必要となっています。

住区基幹公園

主として近隣の地域住民の利用を目的とした公園で、街区公園、近隣公園、地区公園をいう。



施策の体系



基本的施策

1 緑化推進体制の充実

(1) 計画の策定

- 市民の日常的な憩いや安らぎがある環境づくりのため、「緑の基本計画*」を策定し、緑化推進や公園整備を進めます。

(2) 市民活動の助長

- 市民の緑化意識の高揚を図るため、市民憲章やコミュニティ活動を通して、緑化運動を進めます。
- 緑の愛護団体などへ助成し、花とふれあいのふるさとづくりを進めます。

緑の基本計画

都市緑地法に基づく都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標や緑地の配置方針を定める計画。

(3) 緑化推進機構の整備

- 市民からの寄付樹木の有効活用を図るため、公園や学校などの公共公益施設に植栽する緑のリサイクル事業を推進します。
- 市民と市が一体となって地域の緑を守るための組織や機構について調査・検討し、緑化の推進に努めます。

2 都市公園の整備

(1) 住区基幹公園の整備

- 主に街区に居住する住民が容易に利用できるように、住区基幹公園の整備を推進します。
- 公園内の施設の補修や設置などを計画的に行い、利用者の安全確保に努めます。

(2) 都市基幹公園*の整備

- 中心市街地における市民の憩いの場として、中丸川の改修事業に合わせて、水と緑をテーマとする親水性中央公園の整備を促進します。
- 運動公園については、計画的に施設の再整備を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

都市基幹公園

都市住民全般の利用を目的とした公園で、比較的大規模な公園である総合公園、運動公園などをいう。

(3) 特殊公園の整備

- 風致景観に優れた名平洞は、周辺土地利用との整合を図りつつ、水と緑を生かした公園として整備し、金上溜については、整備を検討します。
- 大島公園については、安全に利用するため、老朽化した施設を計画的に改善します。

(4) 国営公園の整備の促進

- 国営常陸海浜公園については、地域固有の自然や文化を生かした憩いの場を提供するため、みはらしの丘や古民家などの整備を促進します。

(5) 公園の管理

- 住区基幹公園や都市基幹公園などの既設公園については、遊具の安全点検や巡視などを行い、適切な維持管理に努めます。
- 利用しやすく、みんなに愛される公園を保持するため、引き続き地域住民の協力を得ながら適切な管理を行います。

3 緑の保全活用

(1) 緑の保全活用

- 良好な自然環境を維持するため、平地林、斜面緑地などを風致地区*や緑の保存地区に指定し、地域制緑地として保全に努めます。
- 名木、古木などの貴重な樹木は、積極的に保存樹木に指定するとともに、樹木医の活用などにより大切に保存します。

風致地区

都市計画法に基づき都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するために定められた地区。

4 公共公益施設の緑化の推進

(1) 公共公益施設の緑化の推進

- 幹線道路については、高木の街路樹を植栽し緑化を推進するとともに、歩道幅員の広い道路については、植樹帯に高木・低木を植栽し並木道として整備します。
- 学校や公民館などの公共公益施設については、四季折々の変化が楽しめるよう、樹木や花を植栽します。

5 私的空間の緑化の推進

(1) 家庭内の緑化

- 記念樹*と家庭緑化樹*を配布するほか、建築協定や緑地協定の制度を活用して、生け垣の奨励など家庭内の緑化を進めます。

記念樹

市域の緑化、緑の愛護思想の高揚を図るため、結婚、誕生、新築を記念して苗木を配布するもの。

(2) 事業所内の緑化

- 事業所の新增設時に、緑地確保基準*に基づく緑化を奨励するとともに、緑地協定などの制度を活用し、事業所内の緑化を進めます。

家庭緑化樹

市が行う行事の際に配布する鉢物や苗木、球根、花の種などをいう。

緑地確保基準

市条例で定める敷地面積に対する緑化率。



花しょうぶ園

(4) 暮らしの安心の確保

1 防災

現状と課題

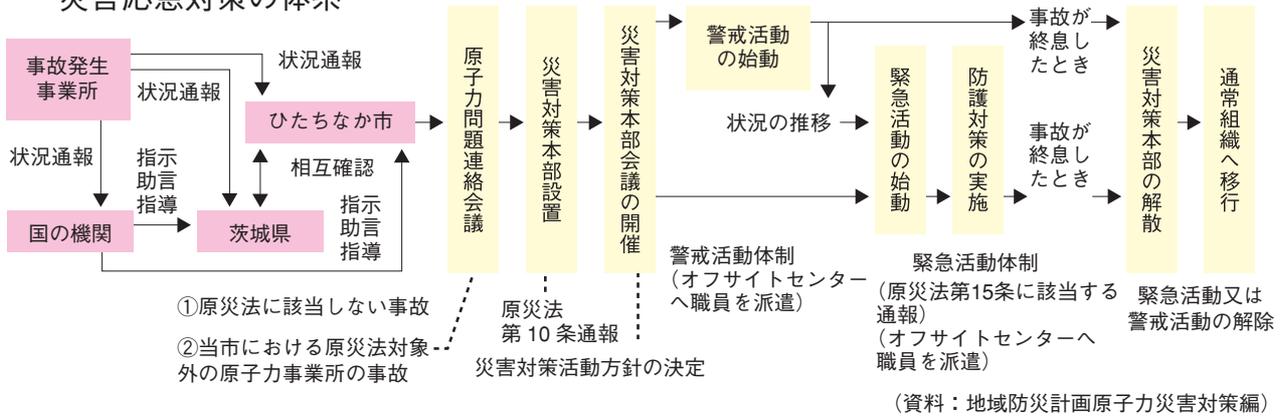
平成7年の阪神・淡路大震災，平成11年のJCO臨界事故，平成13年の米国同時多発テロ事件，平成16年の新潟県中越地震，スマトラ島沖地震によるインド洋大津波災害など，相次ぐ大規模災害の発生により，人々の防災への意識が高まっています。

太平洋に面し，周辺地域において20の原子力施設が集積している本市においては，津波災害や原子力災害などへの備えも求められていることから，平成16年には風水害等対策，震災対策および原子力災害対策からなる「地域防災計画」を改訂し，内容の充実を図ったところです。また，親局1基，子局197局の防災行政無線を設置するとともに，防災マップの作成や各種防災訓練，防災に関する広報活動などを実施しています。

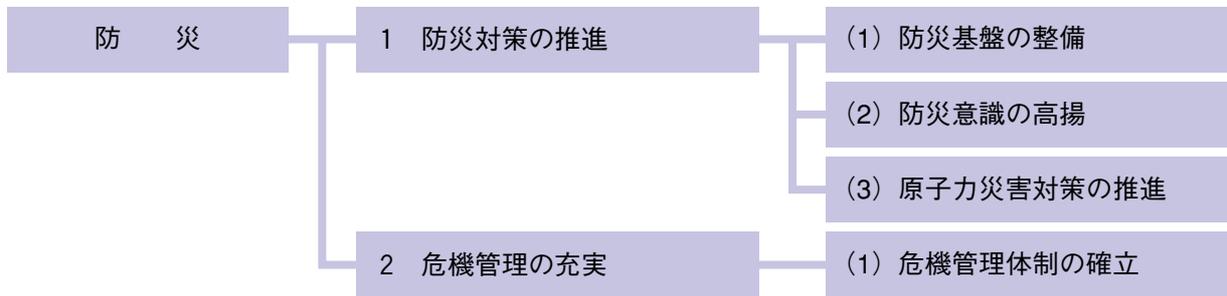
災害や事故から市民の生命と財産を守り，さまざまな社会不安を解消することは，安全で安定した社会生活を確保する上で極めて重要なことであり，災害の未然防止と被害の軽減および災害復旧の円滑な活動を図ることが課題となっています。

このため，洪水や津波による浸水への対策，原子力災害対策の充実，危機管理体制の確立など防災基盤を強化するとともに，防災に対する市民の意識を高め，地域と一体となった防災対策や危機管理に平時より積極的に取り組むことが必要です。

災害応急対策の体系



施策の体系



基本的施策

1 防災対策の推進

(1) 防災基盤の整備

- 地域の防災力を高めるため、「地域防災計画」を必要に応じて見直し、津波災害、原子力災害など災害の種別ごとに即応できる災害初動体制の充実強化に取り組みます。
- 防災情報の伝達手段を確保し、防災情報を迅速かつ正確に広報するため、市役所庁内に分散している防災通信機器を情報収集室に移設し情報の集約を図るとともに、地域防災無線や屋内戸別受信機などの防災行政無線の設置や維持管理を行います。
- 災害時に円滑な物資補給を図るため、防災資機材や非常食糧の備蓄を計画的に進めます。

- 災害初期対応に備えるため、「災害応急対策マニュアル」を見直すとともに、自主防災組織との連絡体制を密にし、民間企業などの協力を得た体制づくりを進めます。
- 洪水災害に備えるため、那珂川の堤防整備による洪水時の効果・影響を評価するとともに、万が一堤防が破堤した場合の洪水はらんに対する影響を再評価して、既存の洪水ハザードマップの内容を更新します。
- 津波災害に備えるため、地区別の津波被害を想定した津波ハザードマップ*を作成するとともに、津波浸水エリアを調査し、市民に周知・啓発を図ります。
- 広域的な応援体制を確立するため、近隣市町村、県、国および災害時相互応援協定都市*などとの連携強化に努めます。
- 急傾斜地等の安全確保については、崩壊危険箇所の点検を実施するとともに、崩落防止工事を促進します。

(2) 防災意識の高揚

- 市民の防災意識の高揚を図るため、津波等防災に関する知識の普及と災害対応についての啓発活動を実施します。
- 住民に身近な地域防災体制の強化を図るため、自主防災組織による防災活動を促進します。
- 防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、防災関係機関、団体、市民などの広範囲な参加のもと、総合的な防災訓練を実施します。
- 防災活動の充実を図るため、要援護者に対して自主防災組織および民生委員の協力を得て、地域ぐるみでの連絡・支援体制を確立します。

(3) 原子力災害対策の推進

- 原子力災害時に迅速で的確な対策を図るため、本市の災害対策本部や、総合的な原子力災害対策拠点となるオフサイトセンター*、原子力事業所、関係機関と連携した原子力防災訓練を実施します。
- 原子力施設周辺の安全を確保し、地域の生活環境を保全するため、「原子力安全協定*」を適正に運用し、原子力事業所の安全管理体制と周辺区域の環境放射線データを監視します。
- 原子力に関する知識の普及を図るため、原子力施設見学会や講習会を開催するなど原子力広報活動を推進します。

津波ハザードマップ

津波による浸水が予測される地区と浸水の程度を示したものの。

災害時相互応援協定都市

暴風、豪雨、地震等による災害が発生した場合に、被害を受けた市の要請にこたえ、応急対応および復旧対策を円滑に遂行するために、協定を締結した都市であり、現在、市川市、茅ヶ崎市、富士市および姉妹都市の那須塩原市、石巻市と締結している。

オフサイトセンター

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月制定）に基づき設置された原子力災害緊急時における災害対策拠点施設。

原子力安全協定

原子力事業者と地元自治体との間で締結される「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」の略称。

- 原子力に精通した専門家を原子力アドバイザー*として委嘱し、原子力災害の発生時に専門的見地からのアドバイスを得て迅速かつ適切な対応が図れるようにするとともに、原子力に関する知識向上のための研修や広報啓発活動における活用を推進します。

原子力アドバイザー

原子力災害時の支援や平常時の原子力広報活動への協力を目的に、市が委嘱する原子力に関するアドバイザー制度。原子力事業所のOBなど、原子力の専門知識を有し原子力事業に精通している者を対象としている。

2 危機管理の充実

(1) 危機管理体制の確立

- 市民や地域に被害が及ぶおそれがあるさまざまな危機を未然に防止するとともに、発生時の被害と損失を最小限にとどめるため、総合的な危機管理システムを構築し、その適切な運用を図ります。
- 不測の災害または事件などに備え、各分野・施設ごとの危機管理マニュアルを作成し、有事における危機対応活動の円滑な遂行を図ります。
- 武力攻撃事態等から市民の生命、身体および財産を保護し、生活および経済に及ぼす影響が最小となるよう、「ひたちなか市国民保護計画」の策定を行い、事態が生じた際には、ひたちなか市国民保護対策本部等を設置し、市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施します。



防災訓練

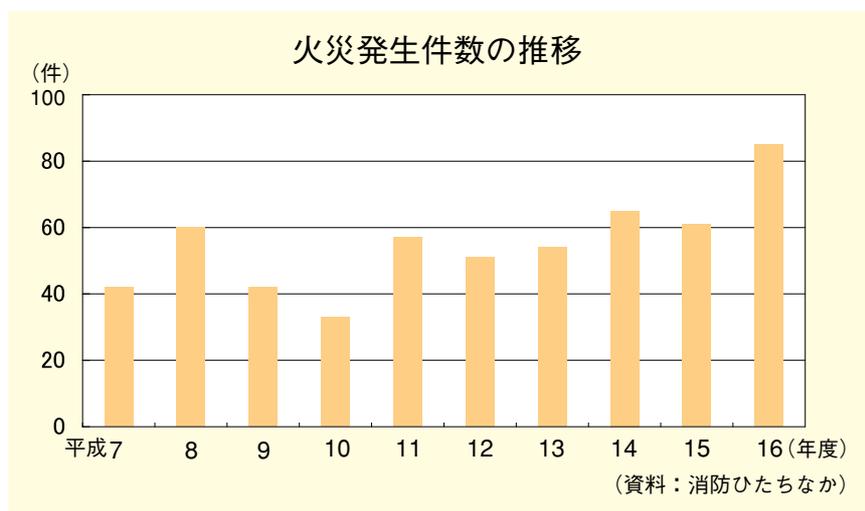
2 消 防

現状と課題

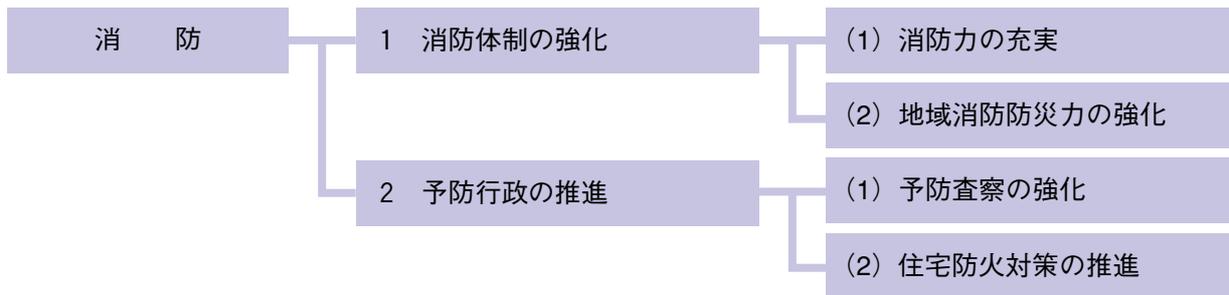
平成16年中における本市の火災発生件数は、過去最悪となる85件であり、年々増加する傾向にあるほか、予防査察での消防法令等違反対象物も全体の67%以上となっています。また、地域に密着し、重要な役割を担っている消防団については、入団希望者が減少し、構成員の半数以上を区域外勤務者が占めています。

近年では、中高層マンションや大型商業施設、住宅などの建設が進んでおり、大規模化、多様化する災害に即応できる十分な消防体制の確立を図るとともに、地域レベルでの消防防災力の強化や、火災の未然防止などに努めることが課題となっています。

消防職員の研修・訓練や車両・機材の充実を図るとともに、地域に密着した消防団の活性化やコミュニティの協力体制の充実により、総合的な消防力の向上を実現することが必要となっています。また、予防査察の強化および防火診断などの住宅防火対策により、災害のないまちづくりを進めていくことが必要となっています。



施策の体系



基本的施策

1 消防体制の強化

(1) 消防力の充実

- 複雑多様化する災害形態に的確に対応するため、消防職員の研修、訓練などを強化するとともに、消防施設、高度消防資機材、消防自動車などの計画的な整備充実を図ります。
- 若手団員や女性消防団員の入団を促進するとともに、大規模災害時の住民の避難誘導など特定の場合にのみ活動する機能別消防団制度を検討し、消防団組織の充実を図ります。
- 広域的災害活動に万全を期するため、緊急消防援助隊*の機能を強化するとともに、隣接地域などと連携した広域自治体における消防相互応援体制の強化を図ります。
- 災害情報通信の多様化に対応するため、消防・救急無線のデジタル化*に向けた調整・検討を行います。
- 大規模災害に対応した水利確保のため、耐震性防火水槽の計画的な整備に努めます。

(2) 地域消防防災力の強化

- 地域の防火・防災意識の高揚を図るため、自主防災組織や婦人防火クラブなどの防災協力組織の育成・指導を行います。

緊急消防援助隊

阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害、特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するため、平成7年に創設された制度のこと。

無線のデジタル化

情報を不連続な信号値に置き換え伝送することにより、情報の秘匿性に優れるだけでなく、音声以外にもデータ等を送受信可能となる。

- 高齢者など災害時要援護者の安全確保を図るため、自治会や地域コミュニティなどの協力体制を充実します。

2 予防行政の推進

(1) 予防査察の強化

- 災害の未然防止のため、各事業所に対する予防査察を徹底し、防火管理者への指導強化、違反是正を推進するとともに、危険要因に応じた安全対策のため、事業所における自主的保安管理体制に関する適切な指導を行います。

(2) 住宅防火対策の推進

- 災害時要援護者等の火災被害を軽減するため、ひとり暮らしの高齢者宅などへの防火診断を推進します。
- 住宅用火災警報器*などの設置を促進し、住宅火災による死傷者の減少に努めます。
- 広報、ポスター掲示、市報、チラシなど防火広報を通じて、放火対策等への意識向上を図り、火災減少に努めます。

住宅用火災警報器

一般住宅用の火災警報器で、煙式、熱式等がある。消防法等の改正により、一般住宅にも設置が義務化される。



緊急消防援助隊の合同訓練

3 救 急

現状と課題

本市の平成16年の救急出場件数は4,398件に上り、このうち軽微なけがや通報の間違いなどにより搬送されなかったケースを除く救急搬送件数は4,153人となっています。また、全搬送者に占める高齢者の割合は約35%であり、自宅で介護を受ける高齢者の増加や、生活習慣病に代表される疾病構造の変化などを踏まえ、今後も救急需要は増加していくことが予想されます。

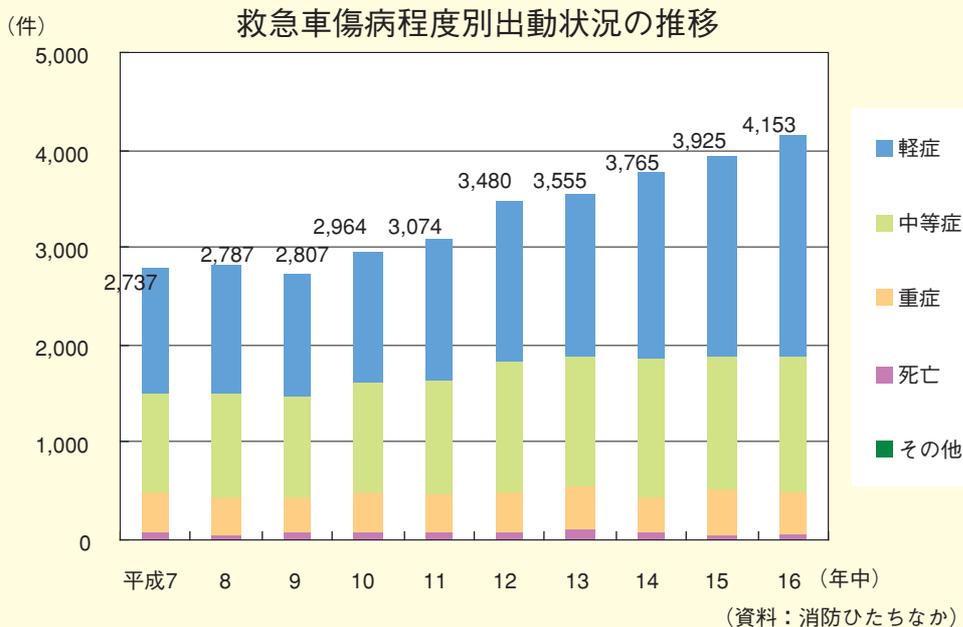
増え続ける救急需要の中で、救命率の向上を図るためには、適切な応急手当や高度な救急救命処置とあわせて、医療機関において早期に治療が受けられる体制を確立することが課題となっています。

消防、医療機関が一体となった、効果的な救急搬送体制づくりを進めるため、高度救急資機材・車両の整備充実、救急救命士の継続的な養成、ポンプ車と救急車の同時出動による円滑な救急活動、メディカルコントロール体制*の充実や予防救急の推進などが必要となっています。

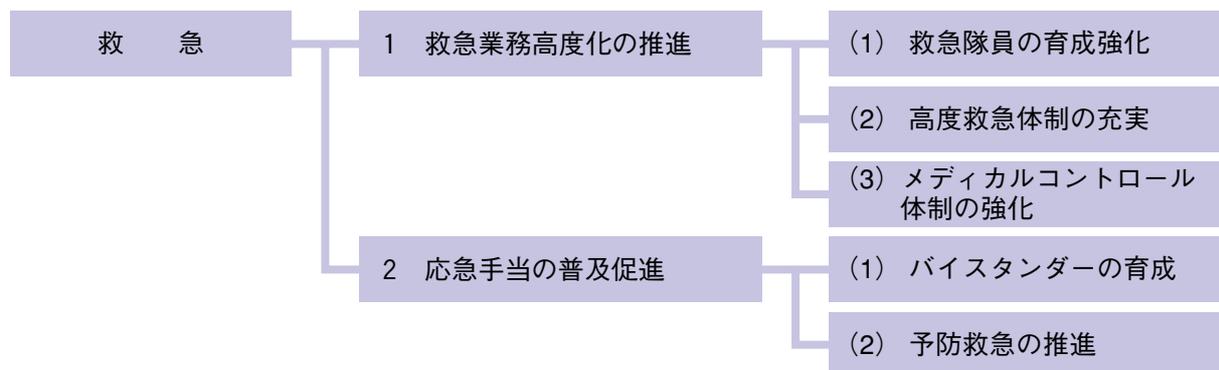
また、家庭においても、高齢者の身体的・精神的な生理機能を十分理解し、高齢社会に備えた応急手当法の普及を進めていく必要があります。

メディカルコントロール体制

医学的観点から救急隊員が行う応急措置等の質を保障すること。具体的には、①医師から速やかに指示、指導、助言が受けられる体制、②救急事例を検証し、質の向上に役立てる体制、③救急救命士の再教育体制、これら3項目の総称のこと。



施策の体系



基本的施策

1 救急業務高度化の推進

(1) 救急隊員の育成強化

- 急増する救急需要に対応するため、救急救命士と救急隊員を計画的に確保していくとともに、救急救命士の医療機関での実習や救急隊員の研修・訓練などを進め、専門的知識と技術の向上を図ります。
- ひたちなか市および東海村の住民生活にわたる広域的救急体制の充実に向けて検討します。

(2) 高度救急体制の充実

- 救命率の向上のための機能性の高い救急活動を行うため、高規格救急自動車の計画的な整備を図ります。

(3) メディカルコントロール体制の強化

- 高度な救命処置を行うため、医療機関との協力・連携により、常時迅速な指示・指導・助言が受けられるよう体制の充実を図ります。
- 多様化する救急事例に対し、総合的な救急活動の高度化を図るため、事後検証を徹底します。
- 救急救命士の再教育訓練を実施し、資質と技術の向上を図り、市民に信頼される救急体制づくりを目指します。

2 応急手当の普及促進

(1) バイスタンダー*の育成

- 救命率の向上を図るため、自動体外式除細動器（AED）*の普及や応急手当法の普及啓発を行い、バイスタンダーとなる市民の育成に努めます。

(2) 予防救急*の推進

- 救急講習会の開催により、家庭内などで発生しやすい救急事故の原因や対処法などの周知を図ります。
- 増え続ける救急車利用の適正化を図り、緊急・重症の患者を迅速に搬送することができるよう、軽症または緊急でない場合の救急車の利用を差し控えるなどの利用マナーの普及啓発を図ります。

バイスタンダー

その場に居合わせ、傷病者に応急手当を実施する人のこと。

自動体外式除細動器（AED）

心臓がけいれん（細動）し、機能停止状態の者に電気的な刺激を与え、細動を取り除くために使用される医療機器のこと。心電図を自動解析し、不必要な場合は電気が流れないように設計され、安全性が確保されている。操作方法も容易であり、一般市民も使用することができる。救命率の向上のため、公共施設や空港、駅などに設置が進んでいる。

予防救急

暮らしの中に潜む、危険要因を取り除き、救急事故の発生を未然に防止すること。



小児救急講習会

4 防 犯

現状と課題

近隣住民との関係が希薄になりつつある現在、振り込め詐欺*や未成年者による重大犯罪が多発するとともに、犯罪の巧妙化・凶悪化と犯罪者の低年齢化が社会的な問題となっています。

平成16年における本市の刑法犯認知件数*は2,822件となっており、警察署や防犯協会など関係団体と連携し、防犯に関する広報活動や地域ぐるみの防犯活動、防犯灯設置による防犯環境の整備などを進めています。

このように、多様化する犯罪を未然に防止し、地域の安全を確保するためには、防犯意識の高揚や防犯体制の強化、少年犯罪の抑制、犯罪等の発生しにくい地域環境づくりなどが課題となっています。

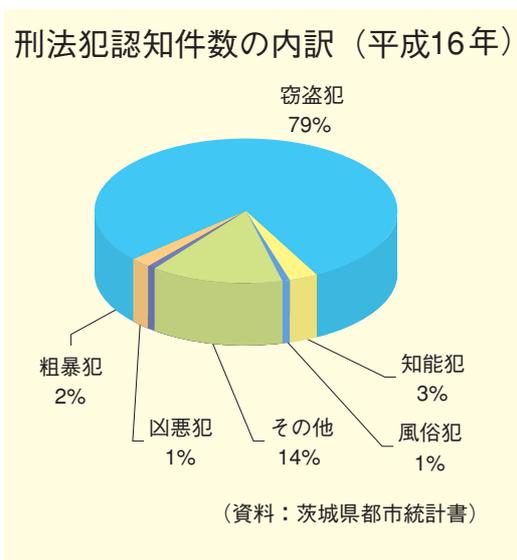
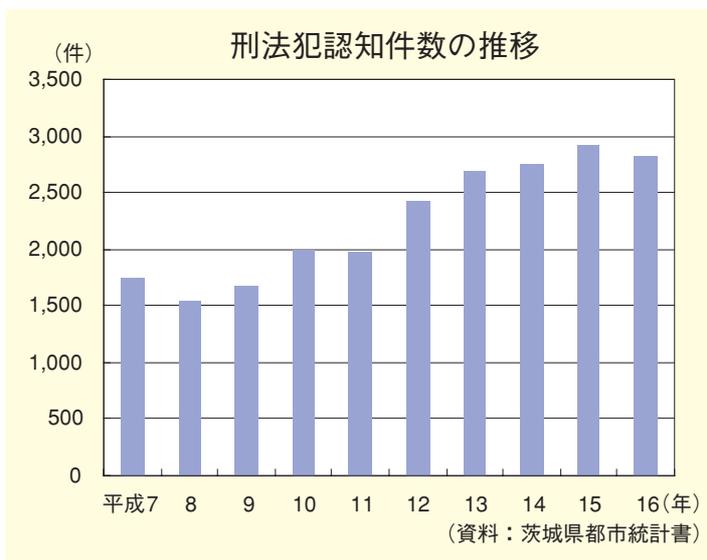
このため、自主防犯組織の育成や防犯教育の推進により、市民一人ひとりの意識啓発を図るとともに、警察署等の防犯機関と市民・行政の連携による防犯活動を展開していくことが必要となっています。

振り込め詐欺

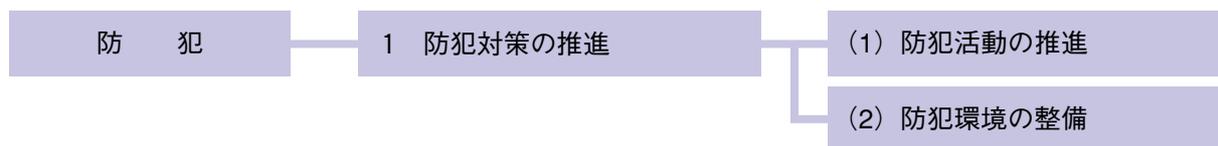
身分を偽り、電話により指定した銀行等の口座に現金を振り込ませる手口の詐欺犯罪。身内を装ったオレオレ詐欺などがある。

刑法犯認知件数

犯罪統計書にいう「刑法犯総数（交通業過を除く）の認知件数」を指し、刑法犯の認知件数から、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪分を除いたもの。



施策の体系



基本的施策

1 防犯対策の推進

(1) 防犯活動の推進

- 地域の安全を確保するため、警察署、防犯協会などの関係団体や地域住民と連携し、防犯活動やあいさつ運動を推進します。
- 市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域主導による防犯活動を支援するため、市内全域における自主防犯組織の結成を促進します。
- 青少年の育成活動を行う関係団体と連携を図りながら、少年犯罪の抑制に努めます。
- 振り込め詐欺などの犯罪を未然に防止するため、チラシの作成や防犯講演会などの開催により、防犯教育や防犯に関する広報活動を推進します。

(2) 防犯環境の整備

- 犯罪の未然防止を図るため、通学路、住宅地などにおける防犯灯の設置を支援します。



防犯パレード

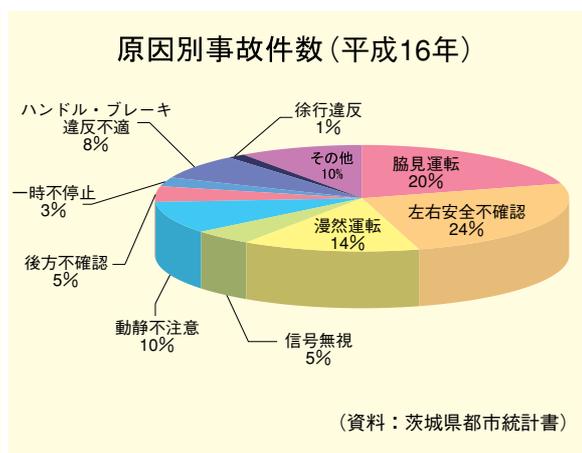
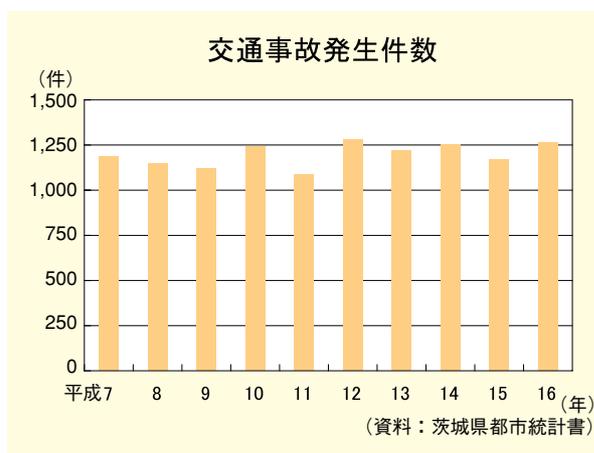
5 交通安全

現状と課題

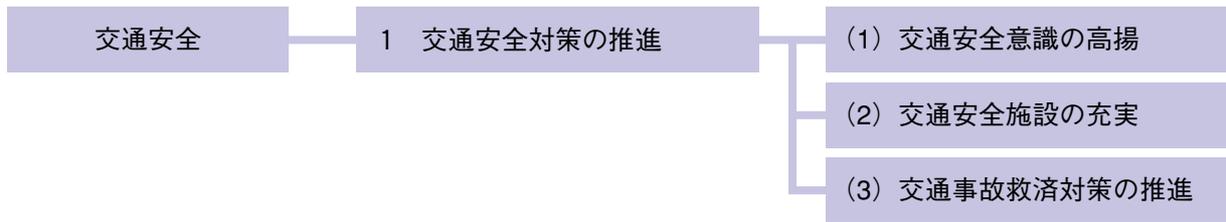
平成16年における本市の交通事故発生件数は1,266件となっており、交通マナーやモラルの低下などによる交通事故の発生が依然として増加を続けています。また、道路の往来を妨げる放置自転車も後を絶たず、その撤去数は786件となっています。

事故を未然に防止し、安全かつ円滑で快適な交通を確保するためには、交通安全意識の高揚と道路交通環境の改善を図るとともに、交通事故救済対策を進めることが課題となっています。

このため、交通安全施設の整備とあわせ、安全運動などの活動を進めるとともに、幼児・高齢者など年齢に応じた交通安全教育の徹底や放置自転車対策の強化、交通事故相談業務の充実を図っていくことが必要となっています。



施策の体系



基本的施策

1 交通安全対策の推進

(1) 交通安全意識の高揚

- 交通安全に関する知識の普及を図るため、警察署や交通安全関係団体と協力し、交通安全指導や交通安全運動を実施するとともに、幼児から高齢者まで年齢各層に応じたきめ細かな交通安全教育を推進します。
- 交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室の開催や交通安全に関するポスターやパンフレットの配布などの広報活動を展開します。
- 交通事故防止を図るため、交通安全協会や交通安全母の会などの交通安全活動を支援します。
- 交通安全意識の啓発を図るため、交通安全フェスティバル*などを開催し、地域ぐるみでの取組を支援します。

(2) 交通安全施設の充実

- 歩行者や自転車利用者を保護するため、歩車道の分離、防護柵、道路照明灯、道路反射鏡などの交通安全施設の整備の充実を図ります。また、交通安全パトロールにより危険個所や交通安全施設の点検を行い、交通弱者に配慮した安全な環境づくりを推進します。
- 交通安全や災害時の円滑な緊急活動の確保および都市の美観保持のため、放置自転車の撤去の徹底と自転車の放置禁止に関する広報・啓発活動を推進します。

(3) 交通事故救済対策の推進

- 交通事故被害者の救済を図るため、県民交通災害共済への加入を促進します。

交通安全フェスティバル

交通安全に関する展示、アトラクションを通して、市民に交通安全意識の高揚と交通事故の防止を図り、地域に根ざした交通安全運動を推進するもの。

6 公共交通

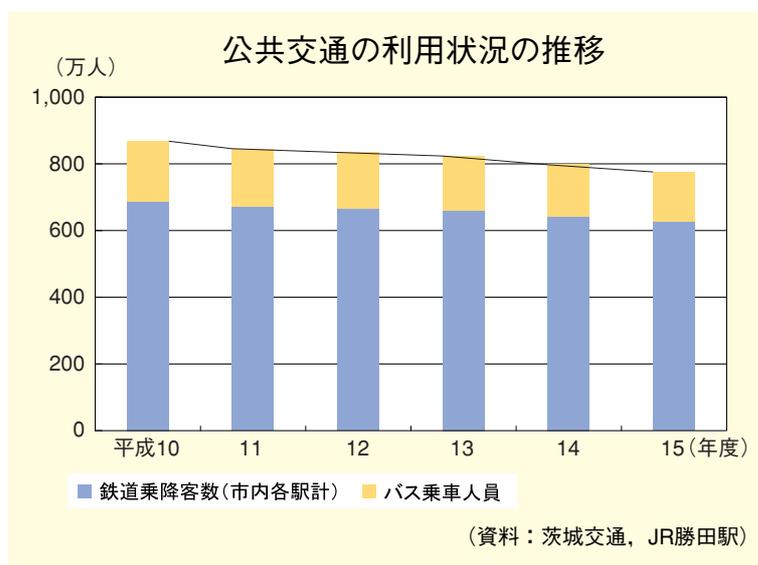
現状と課題

鉄道や乗合バスは、通勤・通学や市民の足として、また、交通渋滞の解消や地球環境への負荷軽減の面からも大きな役割を担っています。

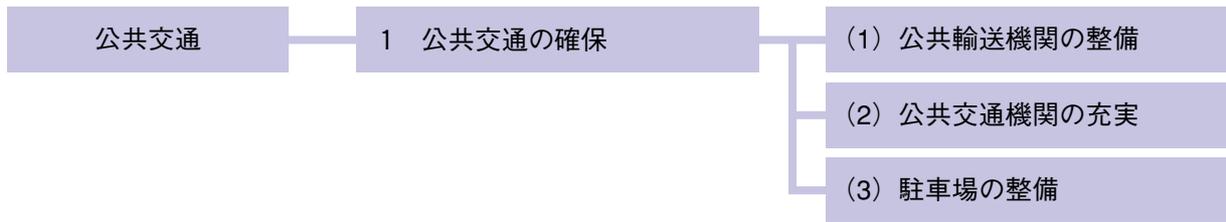
しかし、鉄道については、JRおよび茨城交通湊線の勝田駅をはじめとする市内各駅の年間利用者数は、平成10年度の7,021,169人から平成16年度の6,276,365人へと大きく減少しています。乗合バスについても、市内路線バスの利用者数は、平成10年度の1,817,943人から平成16年度の1,425,282人と減少しています。

このような中、不採算な乗合バス路線の見直しや廃止などが行われていることから、市の郊外と中心部を結び、高齢者をはじめとする地域住民の日常生活を支えるものとして、公共交通を引き続き確保していくことが大きな課題となっています。

このため、既存の公共交通と連携し、利用者のニーズを踏まえた乗合バス路線の変更や維持存続、利用しやすい鉄道ダイヤの設定や運行本数の増強、駅前の駐車場・駐輪場の確保などを行うとともに、市内の公共公益施設などを自由に移動できる公共交通機関による市内の新たな交通ネットワークを形成することが必要となっています。



施策の体系



基本的施策

1 公共交通の確保

(1) 公共輸送機関の整備

- 利便性向上のため、JR常磐線については、県や関係市町村と連携し、東京駅への乗り入れを促進します。
- 子供からお年寄りまで、市内を自由に移動でき、市民の交流とまちの活性化を図るため、地域と市内拠点等を循環するコミュニティバス*を導入します。
- 高速バス路線のダイヤの増発や既存路線の延伸を促進し、利用者の利便性の向上を図ります。

(2) 公共交通機関の充実

- 常磐線、水戸線および水郡線については、運行本数の増強を交通事業者に要請し、利用しやすい運行ダイヤへの改善などを図ります。
- 茨城交通湊線については、運行ダイヤの維持を図り、高齢者、学生等の移動手段を確保するとともに、交通事業者や観光団体と連携し、観光客等の誘導を図るなど、利用促進に努めます。
- 乗合バスについては、市民のニーズを十分に踏まえ、バス会社や国、県と連携し、バス路線の確保や運行ダイヤの見直し・充実に努めます。

(3) 駐車場の整備

- 勝田駅前については、交通混雑を解消するため、市街地再開発事業において駐車場の確保に努めます。また、障害者などに配慮したバリアフリーの駐車場整備に努めます。
- 利用者の円滑な利活用が図れるよう、駅前の自転車駐車場の適切な維持と管理運営を行います。

コミュニティバス

主に市町村が主体的に加わり既存のバス事業者だけではカバーしきれないきめ細かな路線を設定し、利用者のニーズ、利便性を考慮したシステムの乗合バス。

7 消費生活

現状と課題

商品・サービスが多様化する一方、販売競争の激化に伴う不当表示や悪質商法が横行し、インターネットショッピングなど契約形態の変化によるトラブルも多くなっています。

このような中、消費者の救済措置として「製造物責任法（PL法）*」や「消費者契約法*」が制定されたほか、平成16年には、消費者の利益を尊重するとともに、消費者自身が消費者問題への知識・理解を深め自立できるよう行政として支援することなどを定めた「消費者基本法」が施行されています。

本市においては、消費生活展や消費生活講座などの広報・啓発活動を行っていますが、消費生活に関わる相談は、平成16年度が2,296件で、平成11年度に比べ8倍強となっており、悪質で巧妙な商法による消費者被害も増加しています。

このため、自らの判断や行動により、合理的な選択のもとに生活が営める消費者の育成を図るとともに、複雑化する消費トラブルに対応した適切な消費者政策を講じることなどが課題となっています。

消費者の権利や利益を守り、安心して豊かな生活を確保するために、国・県などの消費生活関係機関と連携し、時代に即応した適切な消費者相談や苦情処理体制の充実と消費者団体組織の育成を図る必要があります。

また、資源の再利用やマイバック持参運動*など、循環型社会の形成に参画する自立した賢い消費者としての行動を拡大していくことも必要となっています。

製造物責任法（PL法）

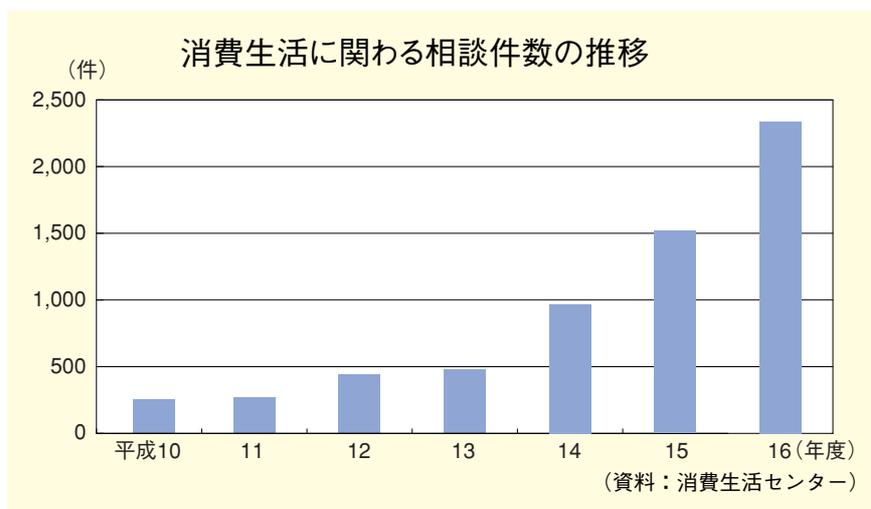
平成7年7月に施行された製造業者の損害賠償責任を定めた法律。

消費者契約法

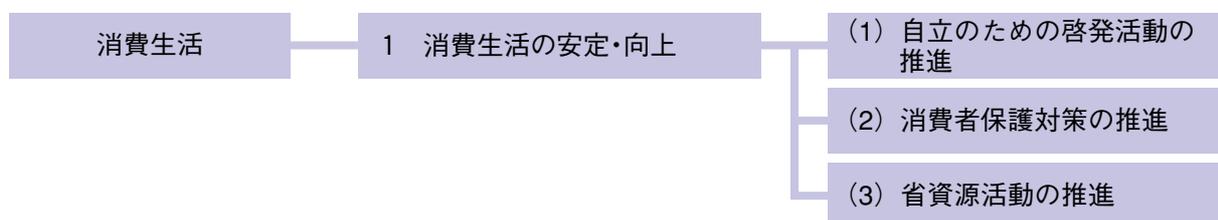
平成13年4月に施行された消費者保護と消費者の自立支援のための法律。

マイバック持参運動

買い物の際、マイバック（買い物袋）を持参することで、最終的にごみとなるレジ袋の使用を少なくし、ごみ減量化を図る運動。



施策の体系



基本的施策

1 消費生活の安定・向上

(1) 自立のための啓発活動の推進

- 消費者の意識の向上と生活の質を高め、安心・安全な消費生活が送れるよう、消費生活関連情報の提供や広報活動を推進します。
- 消費生活展の開催やくらしの講座、市政ふれあい講座などを実施し、社会情勢の変化に即応できる自立した消費者の育成を図ります。
- 消費者団体の自主的な活動を促進するとともに、情報の交流や指導、助言を行い、消費者団体の育成に努めます。

(2) 消費者保護対策の推進

- 消費者被害の的確かつ迅速な救済を図るため、消費生活啓発相談員の資質向上を目的とした研修などを行うとともに、国および県消費生活センターなど関係機関と連携した相談を実施します。

- 安心して豊かな消費生活を確保するため、生活関連物資の価格調査を実施し、市報などを通じて物価情報を提供します。
- 自治会、民生委員、介護関係者や高齢者クラブなどの各種団体との連携を図り、高齢者を狙った悪質商法などの不適正な取引行為による消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- 消費者の利益を保護するため、県と連携して事業者への立入検査を実施し、身近な製品の品質に関する適正な表示を監視します。

(3) 省資源活動の推進

- 資源再利用や過剰包装追放*など環境に配慮した消費生活を実現するため、消費生活展や各種講座による啓発運動を推進します。

過剰包装追放運動

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、必要以上に紙や発泡スチロール等で包まれている（過剰包装されている）商品の購入を控える運動。



消費生活展

3

元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり

福祉・健康分野

市民や地域の力を生かした安心して子育てができる環境づくりや高齢者福祉の充実，スポーツを通じた健康づくりを進めるとともに，保健・医療・福祉の連携により，誰もが元気に暮らすことのできる，人に優しいまちを目指します。



【施策の体系】

(1) 福祉サービスの充実

- ① 地域福祉
- ② 児童福祉
- ③ 障害者(児)福祉
- ④ 高齢者福祉
- ⑤ 社会保障

(2) 元気づくりの推進

- ① 保健・医療
- ② スポーツ・レクリエーション



(1) 福祉サービスの充実

1 地域福祉

現状と課題

少子・高齢化の急速な進展とともに、介護保険制度、障害者自立支援制度*の導入や医療費自己負担の引き上げなどにより、保健・医療・福祉の仕組みは大きく変化し、今後さらに高齢者の患者負担の見直しや診療報酬の引き下げ、年金の一元化などの大幅な制度改革が行われようとしています。

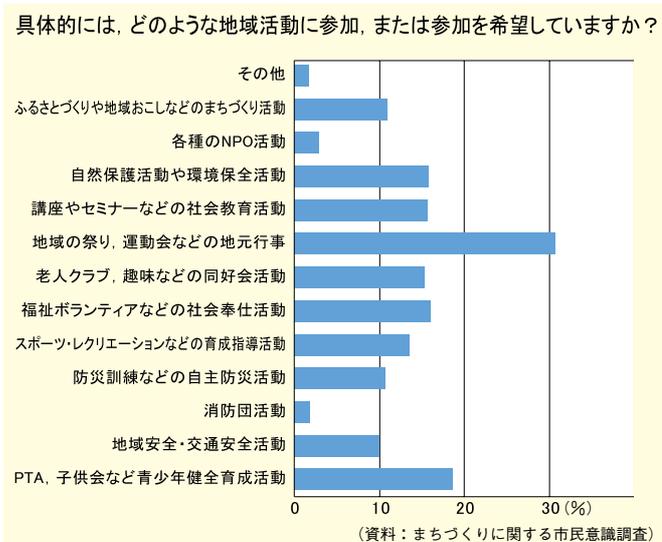
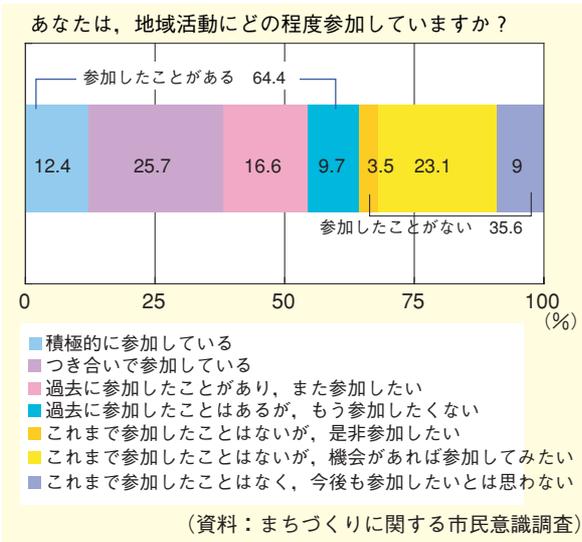
「まちづくりに関する市民意識調査」の結果では、回答者の25.4%が福祉に力を入れて欲しいとしており、市民の福祉に対するニーズの高さを知ることができます。また、およそ8割の人が地域活動に参加する意識を持ち、うち2割程度は福祉ボランティアに参加してもよいと回答しています。

安心して暮らせる社会を実現するためには、自ら福祉のまちづくりに参加しようとする市民の意欲を大切にし、市民と行政とが連携して、地域における支え合いの輪を広げていくことが課題です。

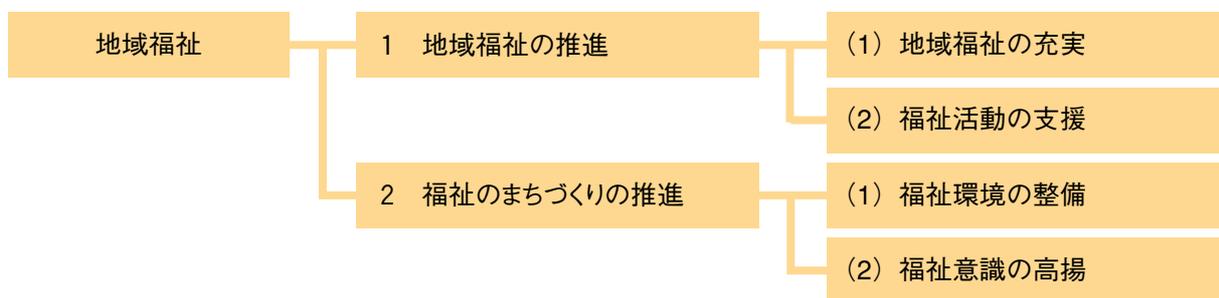
そこで、ボランティアなどの力を活用しながら、高齢者や障害者の介護から子育て支援まで、きめ細かい福祉サービスを提供していくとともに、福祉意識の高揚や生活環境の整備、障害のある人の権利擁護など、地域での福祉を推進することが必要となっています。

障害者自立支援制度

障害者（身体・知的・精神）が共通の制度によりサービスを受け、地域社会で自立した生活を営むため支援を受ける制度で、平成18年4月から開始。



施策の体系



基本的施策

1 地域福祉の推進

(1) 地域福祉の充実

- 地域特性や住民ニーズに沿った「ひたちなか市地域福祉計画*」を策定し、きめ細かな福祉サービスを提供するための日常生活圏域*を設定します。
- 要援護者とその家族の生活を支援するために、個々のニーズに対応した保健・医療・福祉の適切なサービスの提供を行います。
- 認知症高齢者や知的障害者の権利を擁護するため、成年後見制度*や権利擁護事業*の周知による円滑な利用の促進を図ります。

地域福祉計画

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」という地域福祉の考え方を具現化するための計画。本市は、平成18年度に策定する予定。

日常生活圏域

市町村ごとに今後の福祉整備基盤として設定されている生活圏域。例えば、中学校区、小学校区。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。

権利擁護事業

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人に代わって、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行う事業。

(2) 福祉活動の支援

- 多くの市民が、ボランティアとしてその力を発揮できるよう、社会福祉協議会を通して、団体の育成および指導、福祉体験の機会提供を行うとともに、活動拠点の場づくりを支援します。
- 福祉ボランティアやNPOの活動を支援するとともに、相互の情報交換や交流機会の拡大を図ります。
- 高齢者や障害者等が身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会の事業を支援します。
- 民生委員・児童委員が地域で活動する上で行う研修会などに対し、講師派遣および情報提供などの支援をします。

2 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉環境の整備

- 公共建築物の整備に当たっては、高齢者、障害者に配慮したバリアフリー*化を推進します。
- 障害者の自立と社会参加を支援するため、ガイドヘルパー*や手話通訳者を派遣します。

(2) 福祉意識の高揚

- 誰もが自分らしく生き生きと暮らせる地域社会を目指し、「地域福祉計画」や「障害者プラン」などを推進し、ノーマライゼーション*理念の普及を図ります。
- 障害に対する理解を深めるため、小中学校の児童・生徒を対象に車いす体験学習や障害者との交流事業を実施します。
- 地域で暮らす住民が相互に理解を深められるよう、いきいきふれあいサロン事業やはんどちゃんネットワーク事業など福祉の交流事業を推進します。

バリアフリー

公共の建築や道路、個人の住宅等において高齢者や障害のある人の利用にも配慮した概念。近年は、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去という意味でも用いられる。

ガイドヘルパー

ホームヘルパーの種類、外出時の移動の介護を行う人。

ノーマライゼーション

障害の有無に関係なく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそが自然な姿の社会であるという考え方。

2 児童福祉

現状と課題

生活様式の多様化，女性の社会進出，晩婚化などのさまざまな要因から少子化が進み，子どもと家庭を取り巻く環境は著しく変化しています。

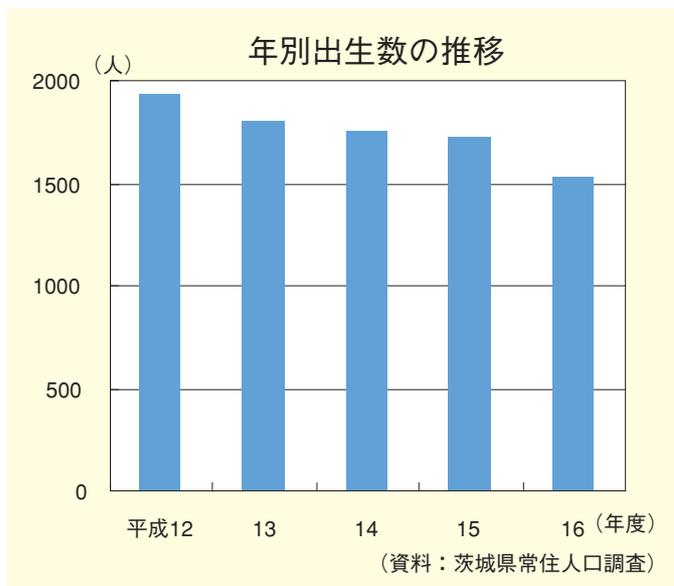
本市の0～14歳の年少人口は，緩やかではありますが減少傾向にあり，平成12年の25,840人から平成27年にはおよそ23,000人になるものと予想されています。

核家族化などの進行により，若い世代の親たちの多くは，結婚前に乳幼児と接する機会や経験が乏しく，このことが子育てへの不安感，孤立感につながり，子育ての負担増，さらには，子どもへの虐待につながる場合もあります。

また，子育てと仕事などを両立したいと思う女性の増加により，保育需要が増加・多様化してきています。

このような背景から，若い世代が子どもを安心して生み育てるための子育て支援体制づくりや，子どもたちを地域社会の中で支えあいながら，育むことができる環境づくりが課題となっています。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう，地域での親子のふれあいの場や遊び場の確保，保護者の育児不安を解消するための相談指導体制などを強化するとともに，仕事と子育てが両立できるよう，子育て支援や保育サービスを充実することが必要です。



保育所入所状況

(平成17年度)

定員	公立	590
	私立	1,715
	計	2,305
入所数	公立	569
	私立	1,804
	計	2,373
入所率	公立	96.40%
	私立	105.20%
	計	103.00%

(資料：ひたちなかの福祉)

施策の体系



基本的施策

1 子育て支援の推進

(1) 少子化対策の推進

- 仕事と育児が両立できるよう、日常生活における子育てや育児などに関して、援助を受けたい人とサービスを提供できる人とで構成する会員組織「ファミリー・サポート・センター*」を設置します。
- 働く女性の増加や核家族化に対応して、子どもの放課後の安全を確保し、健全な育成を図ることができるよう、学童クラブの設置を推進します。

ファミリー・サポート・センター
託児等の育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる会員による有償の援助組織。

(2) 相談指導体制の充実

- 子育てに関する不安や負担を軽減するため、親子の遊びや交流、育児サークル活動、育児相談の場となる子育て支援センター*を拡充します。
- 家庭児童相談室による、養育に関する悩みや子どもを取り巻く家庭環境などの相談への対応を進めます。
- 児童虐待の防止および早期発見、早期対応をするため、児童委員、家庭相談員、児童相談所などの関係機関との連携により、親子への支援、相談、啓発活動を推進する要保護児童対策地域ネットワーク*づくりを進めます。

子育て支援センター

子育て家庭への支援活動を担う専門の職員を配置し、子育てに対する相談指導、子育てサークルの育成・支援や子育てに関する情報を提供する。

要保護児童対策地域ネットワーク

児童虐待、不登校、育児不安等に関する情報提供、処遇検討及び予防について、保健・医療・福祉の関係機関が連携し共通認識を持ち、それぞれの専門性を生かして対応にあたる組織。

(3) 保育の充実

- 増加する保育需要に対応するため、保育所の定員枠を確保し、要保育児童の円滑な入所に努めます。
- 少子化の進行や就業形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、延長保育*や一時保育*、休日保育*、病後児保育*など、柔軟な保育サービスを提供します。
- 入所児童の福祉の増進を図るため、民間保育所による特別保育事業や保育サービス支援事業を促進します。
- 心身障害児療育訓練センターなどの関係機関と連携を密にし、障害児が入所できる保育所数の拡大を図ります。
- 保育と幼児教育の機能を合わせ、働く両親の多様なニーズに対応するとともに、施設整備や職員配置の効率化により、質の高い子育て支援サービスを提供するため、公立幼稚園・保育所の一元化や一部民間委託等について検討します。

2 児童福祉環境の整備

(1) 児童利用施設的环境整備

- 健全な遊びや指導を通して児童の情操を豊かにするため、児童館の事業内容を充実します。また、公民館を利用した子ども同士の交流事業を促進するとともに、地元自治会が自主的に行う「ひたちなか子どもふれあい館*」の運営を支援します。
- 地域における子育て支援のため、公民館や公共施設等を活用した地域住民による子育てサロン・サークル事業*を支援します。

(2) 保育所の整備

- 公立保育所については、円滑な運営を図るとともに、地域の実情を考慮した統合や一部民間委託等について検討します。
- 民間保育所の施設整備を支援し、保育環境の改善を図ります。

延長保育

保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の開所時間を超えて行う保育。

一時保育

家族（同居している親族等）の病気や入院などやむを得ない理由や、保護者の育児疲れ解消といった私的な理由などにより、保護者が一時的に児童の面倒を見られなくなる場合の一時的な保育。

休日保育

保護者の就業形態の多様化に伴い、日曜・祝日等に行う保育。

病後児保育

概ね小学校就学前までの乳幼児で、病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かるサービス。その家庭または保育士、看護士等の居宅において、適当な設備を備えて行う派遣型と保育所、病院等に付設された専用スペース等で行う施設型がある。

ひたちなか子どもふれあい館

子どもたちに遊び場を提供するとともに、子ども同士や母親同士のふれあいの場としての機能を持つ施設。旧市毛保育所跡地に開設され、地元自治会、地域ボランティアの協力により運営されている。

子育てサロン・サークル事業

ひたちなか子どもふれあい館、公民館、保育所、自治会館などで運営される子どもの遊び場において、訪れる母親達の交流スペースを提供するのが子育てサロン事業。母親同士が集まり、子育てに関して互いに協力しあうグループの形成を支援するのが子育てサークル事業。どちらも、子育て支援センターを軸として展開されている。

3 ひとり親家庭の福祉の充実

(1) 相談指導体制の充実

- ひとり親家庭の抱える諸問題に適切な指導・助言ができるよう、家庭相談員による訪問指導と相談活動を強化します。

(2) 自立支援の充実

- 子どもの健やかな成長に資するため、児童手当*および児童扶養手当*の給付、母子福祉資金貸付制度*の活用や医療費の助成などの経済的支援を行うとともに、関係機関と連携して、ひとり親家庭の自立を支援します。
- 日常生活における家事や児童の養育などの心身にかかる負担を軽減するため、家庭介護人の派遣制度や子育て支援短期利用事業*によるひとり親家庭の支援を行います。

児童手当

児童の健全な育成と家庭における生活の安定に寄与する目的で養育者に支給される手当。

児童扶養手当

離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、養育者に対して児童の健全育成のために支給される手当。

母子福祉資金貸付制度

20歳未満の子供を養育している母子家庭に、低利または無利子で事業開始・継続、技能習得、住宅、転宅、就学、修学、修業、就職、生活など各種資金を貸付する制度。

子育て支援短期利用事業

保護者の疾病等により家庭において養育することが困難になった場合、施設等で緊急一時的養育・保護を実施。



子育て支援センター

3 障害者（児）福祉

現状と課題

本市では、平成18年1月末現在、身体障害者手帳所持者が3,749名、療育手帳所持者が819名、精神障害者保健福祉手帳所持者が302名、特定疾患*医療受給者証所持者が507名となっており、特に近年は、高齢化の進展や生活習慣病*の増加を背景に、障害が重度化・重複化する傾向にあります。

障害のある人が社会の中で普通に生活を送ることのできる条件を整えるため、障害者とその家族に対する情報提供システムや相談体制づくりを進めるとともに、きめ細かなサービスを提供することが課題となっています。

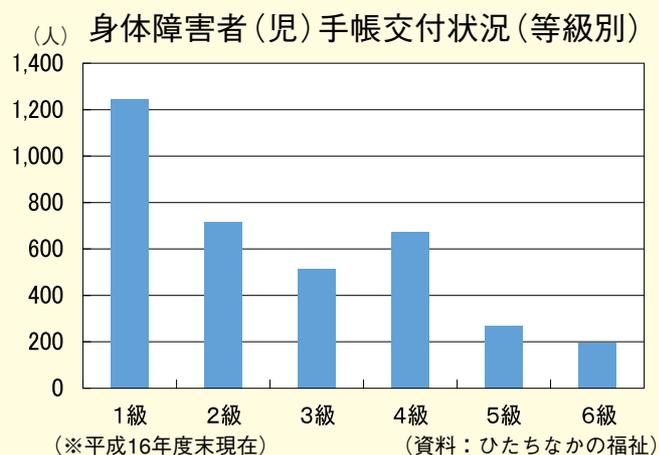
このため、在宅福祉サービスの強化や福祉、保健、医療、教育にわたる総合的な障害者福祉施策の充実を図るとともに、就労の場の確保や自主活動の支援などを行い、障害者の社会参加を推進していくことが必要です。

特定疾患

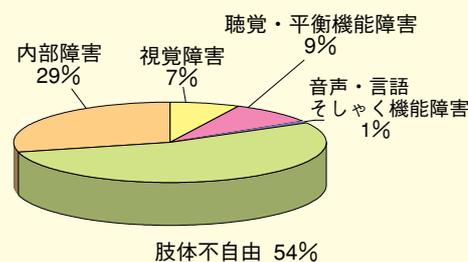
厚生労働省が難病対策のため、治療研究事業及び調査研究事業の対象としている疾患。

生活習慣病

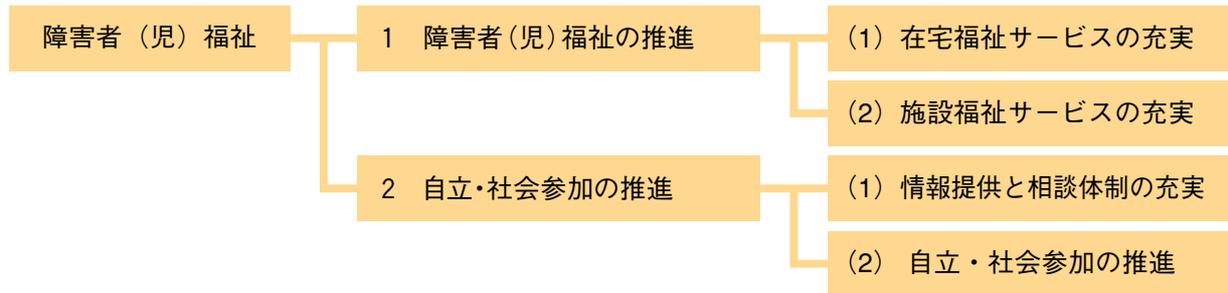
生活習慣がその疾病の発症・進行に関与する糖尿病、高血圧症、高脂血症などの病気。



身体障害者（児）手帳交付状況（障害別）



施策の体系



基本的施策

1 障害者（児）福祉の推進

(1) 在宅福祉サービスの充実

- 障害者および障害児童，難病患者に対するホームヘルプサービス*，デイサービス*，ショートステイサービス*事業など居宅生活支援サービスの充実に努めます。
- 精神や言語の発達の遅れが見られる児童へ個別の療育指導を継続的に行い，障害の早期発見と療育援助に努めます。
- 在宅の障害者への各種年金，手当制度の周知を図るとともに，日常生活用具の給付および補装具の交付を行い，障害者の日常生活を支援します。
- 介護者の経済的負担を軽減するため，介護慰労金を支給します。

ホームヘルプサービス

ホームヘルパーが，在宅での介護や家事，外出する際の移動介護など日常生活全般の援助を行うサービス。

デイサービス

施設に通所して機能訓練や創造的活動を行うサービス。

ショートステイサービス

居宅において介護を受けることが困難になった場合に，施設に短期間入所するサービス。

(2) 施設福祉サービスの充実

- 多様な福祉サービスを提供するため，市内への民間身体障害者療護施設の誘導を図ります。
- 障害の種別，程度および年齢に応じ，円滑に施設へ入所または通所ができるよう，茨城県福祉相談センターなどの関係機関や施設との連携を強化します。
- 身近な場所で施設福祉サービスが利用できるよう，心身障害児療育訓練センター，心身障害者福祉センター，身体障害者福祉センターなどの通所施設において機能訓練事業を充実します。

2 自立・社会参加の推進

(1) 情報提供と相談体制の充実

- 福祉サービスを円滑に利用できるよう、「市報ひたちなか」や「福祉ひたちなか」、「福祉ハンドブック」により障害福祉制度の情報提供を推進します。
- 情報を入手しやすい環境づくりをするために、ボランティアの協力により点訳版市報と朗読版市報を作成し、希望者に提供するなど、障害の特性に応じた情報の提供を推進します。
- 地域の中で障害者とその家族が必要な情報の収集や相談ができる自立生活センター*を設置します。
- 身近な相談窓口としての身体障害者相談員、知的障害者相談員の活用を促し、相談体制の強化を図ります。

(2) 自立・社会参加の推進

- 民間小規模作業所*の設立、運営を支援するとともに、多様な福祉的就労の場を確保するために、民間法人授産施設の誘導に努めます。
- 公共職業安定所や茨城障害者職業センターと連携した相談体制や情報提供により、障害者の就労を促進します。
- 障害者の社会参加を推進するため、ボランティアの派遣協力や行政との情報交換会など、福祉団体の自主活動を支援します。
- 障害者が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションなどの機会を提供します。

自立生活センター

障害のある人が地域で自立した生活を送るための情報提供や相談対応など支援をするセンター。

小規模作業所

民間事業所（企業）で働くことができない障害者の働く場として、本人や親、職員など関係者が協働で運営する作業所



心身障害児療育訓練センター

4

高齢者福祉

現状と課題

本市における65歳以上の高齢者人口は、平成18年1月末現在で26,373人、高齢化率は16.9%となっており、平成27年には高齢者人口が約35,000人、高齢化率が22%に達すると見込まれています。特に、75歳以上の後期高齢者の増加による寝たきりや認知症*による要介護者の増加が予想されます。

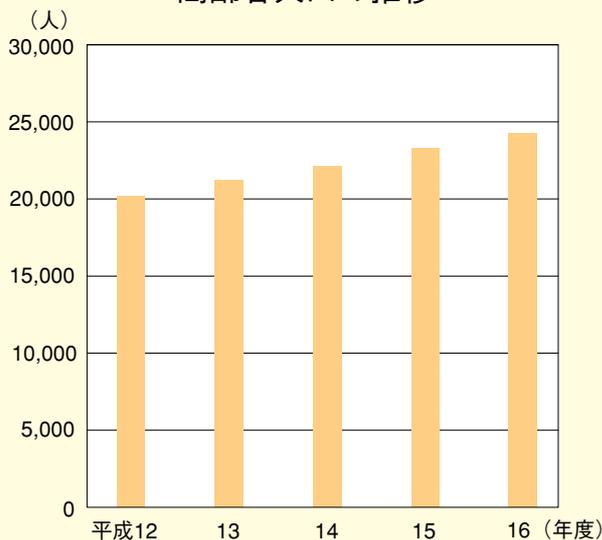
これからの高齢社会を活力ある社会としていくためには、高齢者が長い間培ってきた経験や知識を生かし、就労やボランティア活動、生涯学習活動などを通して、社会的な役割を担うことができるようにするとともに、介護需要に対応できる施設整備や支援体制の強化により、地域の中で安心して生活できるようにすることが課題となっています。

このようなことから、地域活動の支援や就労機会の確保に努め、生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、介護サービスや生活支援サービスなど、高齢者福祉施策のより一層の充実を図るほか、民間活力の参入を促進し、行政、市民がそれぞれの役割を積極的に担い、高齢者福祉を推進していくことが必要です。

認知症

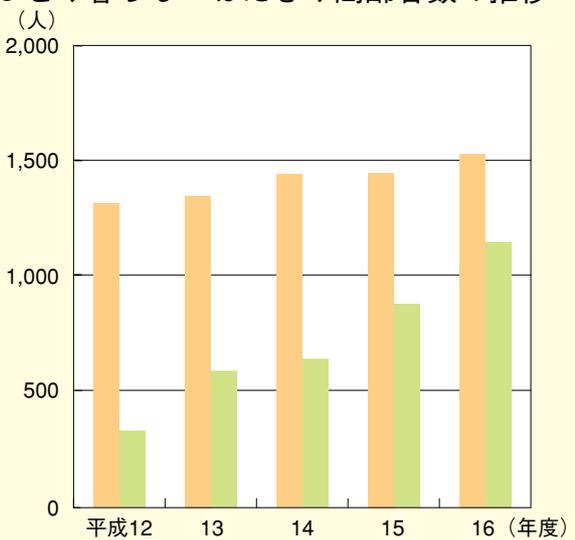
痴呆症の新しい呼び名で、正常であった脳の知的な働きが後天的ないろいろな病気によって持続的に低下した状態。

高齢者人口の推移



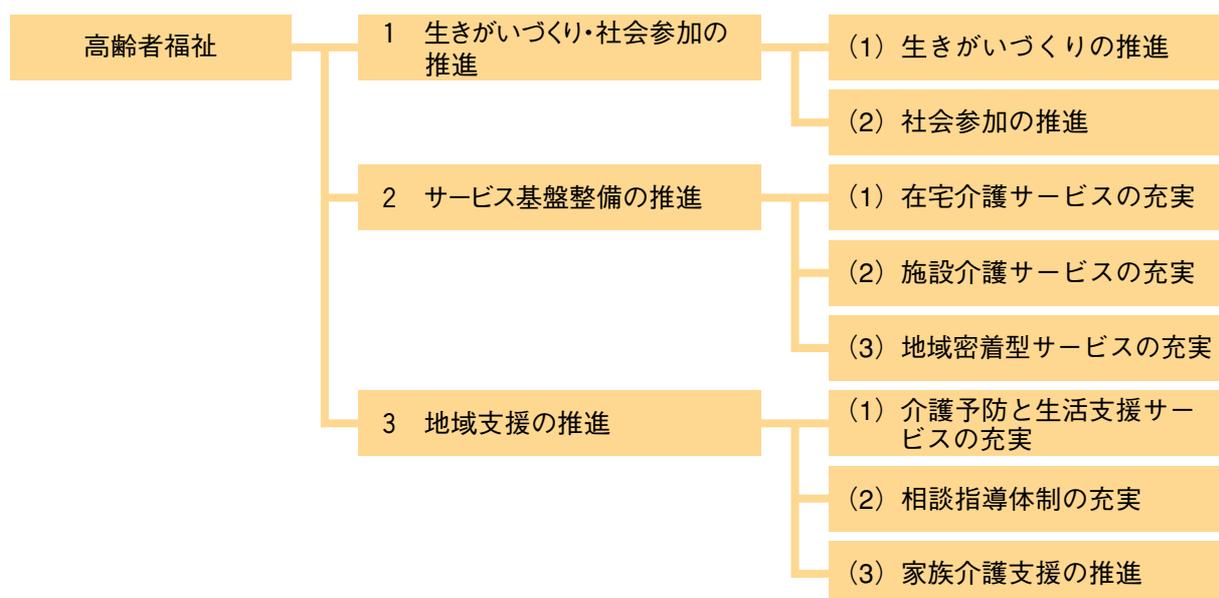
(資料：茨城県常住人口調査)

ひとり暮らし・ねたきり高齢者数の推移



(資料：ひたちなかの福祉)

施策の体系



基本的施策

1 生きがいづくり・社会参加の推進

(1) 生きがいづくりの推進

- 高齢者のそれぞれの能力が発揮できるよう、老人福祉センターなどを活動拠点とした生きがいや健康づくりの活動を推進します。
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進するため、地域の高齢者クラブなどが実施するスポーツや文化活動による世代間交流を支援します。
- 高齢者の多様な学習ニーズに対応するため、高齢者大学の講座内容の充実を図ります。

(2) 社会参加の推進

- 子供会と合同で行う清掃活動や郷土文化の伝承など、高齢者の世代間交流や地域活動への積極的参加を促進します。
- シルバー人材センター*や公共職業安定所との連携強化により、高齢者の技能や経験を生かせる就労機会の拡充に努めます。
- 福祉巡回バスを運行し、高齢者の地域参加を促進するとともに、コミュニティバスとの連携を図ります。

シルバー人材センター

定年退職後など的高齢者が、その能力を活用し、収入を得るとともに、働くことを通じて社会に参加することを目的とする組織。

2 サービス基盤整備の推進

(1) 在宅介護サービスの充実

- 介護が必要になっても、住み慣れた環境の中で安心して生活ができるよう、通所介護や訪問介護など在宅サービスの充実に努めます。
- 在宅療養者が日ごろから安心して相談できるよう、身近なかかりつけ医制の普及を図るとともに、個々の状態に応じた対応をするため、医療・保健・福祉関係組織の相互連携の強化に努めます。

(2) 施設介護サービスの充実

- 要介護者の増加などに対応するため、民間施設整備を支援し、個室や共用スペースを設けるなど、入居者が快適に生活できるケアの実現に努めます。
- 家族状況や経済的理由により家庭で生活が困難な高齢者の入所施設として、那珂湊養護老人ホームについて、民間活力の活用を検討しながら運営の充実に努めます。

(3) 地域密着型サービス*の充実

- 要介護者の生活を24時間体制で支えることができるよう、日常生活圏域*を単位に民間活力による地域密着型サービスの導入を図ります。

3 地域支援の推進

(1) 介護予防と生活支援サービスの充実

- 寝たきりや認知症になることを未然に防止するために、地域の人材や施設などの活用により、高齢者の個々の状態に応じた介護予防マネジメントの実施や介護予防サービスの提供を行います。
- ひとり暮らし高齢者等の栄養管理や安否確認のため、配食や緊急通報などの各種サービスを提供します。
- 自治会や民生委員、高齢者クラブなどの相互協力による高齢者を支える体制づくりを支援します。

(2) 相談指導体制の充実

- ひとり暮らし高齢者等を対象に、近隣住民の相互協力による見守りや緊急通報システムを通じた援助活動を行う小地域ネットワーク活動*を推進します。

(3) 家族介護支援の推進

- 家族介護を支援するため、介護教室および介護者交流事業を実施し、介護者の精神的負担の軽減や介護知識の普及に努めます。

地域密着型サービス

要介護者の日常生活圏域における、日中の通い、一時的な宿泊、緊急時の訪問サービス等。

日常生活圏域

市町村ごとに今後の福祉基盤として設定される生活圏域。例えば、中学校区、小学校区など。

小地域ネットワーク活動

自治（町内）会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域のなかで援護が必要な方々の生活を見守り、支え合って行く隣人同士の助け合い活動。

5 社会保障

現状と課題

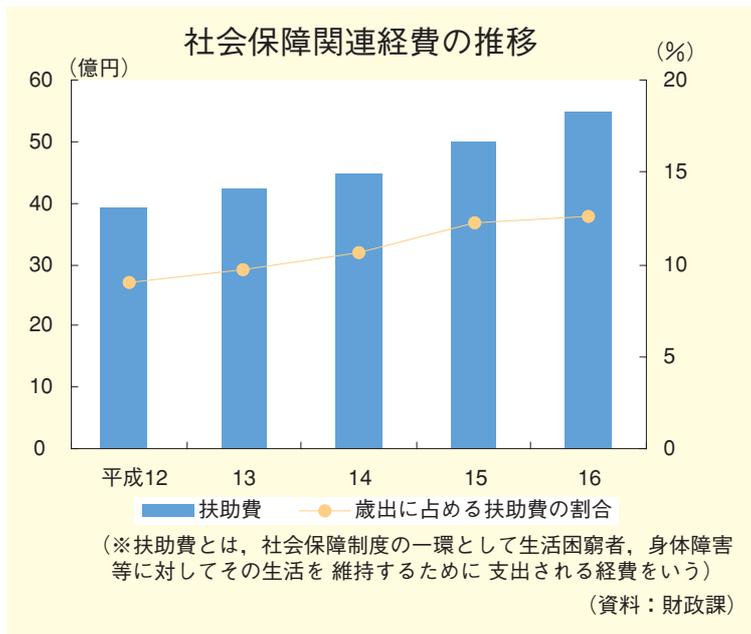
社会保障制度は、安心して豊かな市民生活を保障する上で、重要な役割を担っています。

本市における平成16年度末の社会保障制度の状況は、国民健康保険が加入者数51,295人、保険事業の歳出額104億3千2百万円、国民年金は被保険者数41,022人、拠出年金受給者数4,163人、受給額15億4千3百万円、基礎年金受給者数18,891人、受給額125億2千4百万円、医療福祉費が利用件数149,034件、給付対象額7億2千2百万円、介護保険は在宅介護サービス受給者数1,884人、施設介護サービス受給者数679人、総給付額は43億1千9百万円でした。また、生活保護については、月平均482世帯、受給者744人で、年間総支給額は10億5千6百万円となっています。

いずれの制度についても、市の支出負担額は年々増加していますが、特に国民健康保険は、保険税負担力の低い方々の加入割合が高く、老人保健への拠出などもあわせて、財政的に極めて厳しい状況です。国民年金についても、将来を見据えた年金制度への不安感などを原因として保険料の未納者が増加傾向にあり、さらに介護保険制度は急速な高齢者の増加への対応を求められています。

これらの社会保障制度に関する厳しい現状について市民の理解を得ながら、経済の動向や少子高齢化の進展など社会情勢を踏まえ、いかにして年々増加する支出負担を抑制し、保障を安定して還元できるかが課題となっています。

このため、被保険者等に適正な負担を求めながら、市民の健康増進を図り、医療費の縮減に努めるとともに、介護予防対策を推進して高齢社会の進展に対応できるよう、円滑で適正な制度運営をすることが必要です。



施策の体系



基本的施策

1 国民健康保険※の充実

(1) 保険運営健全化の推進

- 医療費負担の適正化を推進するため、レセプト点検※事務を強化します。

国民健康保険制度

病気やけがに備えて本制度の加入者（農業・漁業従事者や自営業者など）が保険料（税）を出し合い、そこから医療費を支払う相互扶助制度。

レセプト点検

医療機関から自治体に対する国民健康保険の請求書（診療報酬明細書）の点検。

- 国民健康保険財政の安定、健全運営を確保するため、保険税の収納率の向上と必要に応じた税率の見直しを図るとともに、国・県に対しても制度の安定化を要望します。

(2) 保健予防制度の充実

- 疾病の予防、早期発見と早期治療を促すため、人間ドック・脳ドック助成を行います。また、健康づくり歩く会の開催や健康冊子の配布などを通して、健康管理に関する意識の啓発に努めます。
- 成人病予防のための地区伝達講習会、料理コンクール、親子クッキングなどを行い、食生活の改善や体力づくりを支援します。

(3) 保険給付制度の有効活用

- 被保険者の経済的負担を軽減するため、高額療養費*や出産一時金などの給付および貸付制度の活用を促進します。

高額療養費

同じ人が同一月内に、医療機関に支払った医療費の一部負担金が一定の額（限度額）を超えた場合、その超えた額を支給する制度。

2 老人保健の充実

(1) 医療費の適正化

- 老人保健医療費*の適正化を図るため、レセプト点検事務を強化します。

老人保健医療費

75歳以上（一定以上の障害のある人は65歳）の高齢者に一部負担金を除いた医療費を給付する制度。

3 国民年金制度*の啓発

(1) 国民年金制度の啓発

- 年金未加入者をなくすため、社会保険庁と連携しながら、年金相談業務や広報活動を通して制度の啓発を図ります。

国民年金制度

すべての国民を対象に、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした年金制度。基礎年金として老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金がある。

4 介護保険*の充実

(1) 適切な介護保険運営の推進

- 介護保険制度の趣旨や仕組みについて、市報に掲載し周知を図るとともに、被保険者証送付時に介護保険サービス事業者等に関する情報提供を行います。
- 居宅および施設における介護保険サービスの利用状況を的確に把握しながら、サービス基盤の整備を計画的に行い、介護保険の健全な財政運営に努めます。

介護保険制度

老後生活の不安要因の一つとなっている介護問題について、社会全体で支えあい、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供するために、40歳以上の国民の公平な負担により運営される保険制度。

(2) 保険給付の適正化

- サービス内容および介護費用の適正化を推進するため、ケアプラン検討委員会を開催します。

5 医療福祉費支給制度※の充実

(1) 医療福祉費助成の推進

- 妊産婦，乳幼児，ひとり親家庭，重度心身障害者等が安心して医療が受けられるよう，医療費の自己負担分の一部を助成します。

医療福祉費支給制度

妊産婦，乳幼児，母子家庭の母子，父子家庭の父子，重度心身障害者等の医療費の一部を助成する制度。

6 生活保護制度※の適正実施

(1) 生活保護制度の適正実施

- 生活保護制度の適正運用を図るため，扶養調査やレセプト点検を実施します。
- 被保護者の自立を助長するため，必要な指導・支援を組織的に実施します。

生活保護制度

すべての人が健康で文化的な生活が送れるよう，必要最低限度の生活水準を保障する制度。生活困窮者への扶助，自立助長を図ることを目的としている。



健康づくり歩く会

(2) 元気づくりの推進

1 保健・医療

現状と課題

近年、喫煙や食生活、運動など日常生活活動そのものが影響している生活習慣病*が増加しており、本市では、平成16年度の死亡原因のおおむね60%を悪性新生物や脳血管疾患・心疾患などの疾病が占め、また、近年はさらに社会経済の著しい変化によるストレスや環境への不適応から心の病気も増加しています。

このため、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を若年期から持ち、働き、楽しみ、社会に貢献するなど、さまざまな活動の基礎となる健康づくりを推進していくことが課題となっています。

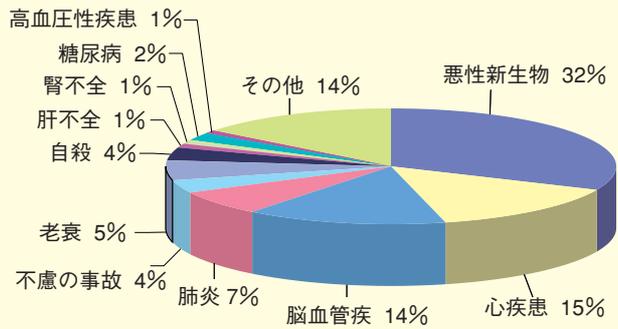
日常の生活習慣の改善や定期的な各種検診の受診を促し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、乳幼児から高齢者にいたる各年代に応じて、きめ細やかな健康教育や健康相談、保健指導などを推進し、総合的な保健・医療の充実を図ることが必要となっています。

さらに、救急医療体制についても、市民が安心していつでも治療を受けることができるよう、休日夜間診療体制や初期救急医療体制、小児救急医療体制のさらなる充実と強化が求められています。

生活習慣病

生活習慣がその疾病の発症・進行に関与する糖尿病、高血圧症、高脂血症などの病気。

主要死因別死亡数（平成15年）



（資料：ひたちなか保健所）

施策の体系



基本的施策

1 健康づくりの充実

(1) 健康づくりの普及啓発

- ときめき元気塾*や健康相談、地域で実施する健康づくり事業などの各種事業を通して、生活習慣病の予防などの健康管理に対する意識の高揚と健康保持増進を支援します。
- 健診結果や健康づくりに関する情報を提供するため、市民が使いやすい健康情報提供システムを構築していきます。

(2) 健康づくり食生活の推進

- 生活習慣病を予防するため、高齢者を対象に、栄養士による訪問栄養指導を行います。
- 年齢、性別および健康状態に応じた食生活の相談等を実施し、栄養、運動、休養などのバランスが取れた健康的な生活習慣の普及に努めます。
- 病原性大腸菌O-157*による食中毒事故などを防止するため、保健所や食品衛生協会*との連携を強化し、食品の安全衛生に関する知識の普及・啓発を推進します。

(3) 健康づくりリーダーの育成

- 医師会をはじめ関係団体で構成する健康づくり推進協議会*の機能を強化し、市民の健康増進や生涯健康づくり活動を支援します。
- 地域の健康づくりリーダーとなる食生活改善推進員や保健推進員を対象に、元気アップ体操*の講習会や講演会を開催するとともに、健康づくりを推進する健康運動指導士*・介護予防運動指導員を養成します。

(4) 健康づくり基盤の整備

- 市民の健康づくり拠点となる保健センターの充実に努めます。
- 市民の健康づくりを進めるため、地域の公民館、集会場、体育施設などの活用に努めます。
- 病後や体力低下などによる機能回復訓練充実のため、県立医療大学と連携してテレビ会議システム*による地域リハビリテーションネットワーク事業を推進します。

ときめき元気塾

自治会を対象に、栄養と食生活・歯の健康・生活習慣病予防の講話、元気アップ体操の実技などを行う講習会。平成16年度から実施。

病原性大腸菌O-157

食品や飲料水、患者の便などを通じて経口感染し、はじめは軽い腹痛、水様性下痢を発症するが、出血性下痢と激しい腹痛などの症状を起こす原因となる病原性の大腸菌。

食品衛生協会

食品衛生の普及および食品の品質向上を図り、飲食に起因する食中毒、その他衛生上の危害発生を未然に防止して、健康増進や公衆衛生の向上のために地域的な活動をすすめる組織。

健康づくり推進協議会

市民の健康づくりに関し、市内関係団体と機関で構成された組織で、平成17年4月に健康増進計画「ひたちなか市元気アッププラン」を策定した。

元気アップ体操

茨城大学教育学部の協力によりつくられた体操で、筋力アップと柔軟体操により生活習慣病を予防する効果が期待されている。ときめき元気塾の中核事業。

健康運動指導士

動脈硬化、心臓病、高血圧等の生活習慣病を予防し、健康水準を保持・増進する観点から医学的知識、運動生理学をもとに、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び指導を行う者。

テレビ会議システム

テレビ電話等を活用して会議等を行うシステム。

2 保健サービスの充実

(1) 母子保健対策の推進

- 母親の育児不安等を解消するため、生後1年未満の乳児がいる家庭への訪問指導を実施し、子育てに関する情報提供・相談等を行います。
- 妊婦および乳児健康診査、1歳6か月児健康診査など、対象や年齢に応じた各種健康診査を実施します。

(2) 成人・老人保健対策の推進

- 疾病の早期発見のため、基本健康診査や各種がん検診等の充実を図り受診を促します。
- 健診の結果に基づき継続的な個別指導や家庭訪問を行い、生活習慣病等の予防や生活習慣の改善に関する保健指導の強化を図ります。

(3) 歯科保健対策の推進

- 生涯を通して健康な歯を維持するため、歯科相談、健康教育、親子ふれあい虫歯予防教室などによる歯科保健指導を実施します。
- 寝たきり者など歯科通院が困難な市民の健康を保持するため、在宅訪問による歯科診査や保健指導を実施します。

(4) 感染症対策の推進

- 感染症に関する正しい知識の普及や予防を図るため、結核やヒト免疫不全ウイルス（HIV）※、性感染症などに関する情報を提供します。
- 疾病予防のため、乳幼児や高齢者など、年齢層に応じた予防接種の実施および予防接種率の向上に努めます。

(5) 精神保健対策の推進

- 精神障害者の社会復帰のためのデイケアや家族会への支援などを行うとともに、保健所など関係機関と連携し、精神疾患に関する正しい知識の普及など地域での精神保健対策を推進します。
- 職場のストレス、思春期に抱える悩みなどに対応するきめ細かな相談窓口として、心の健康相談指導を行います。

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）

感染し潜伏期間を経た後、病原体に対する抵抗力が正常に働かなくなることで様々な感染症などを発症する後天性免疫不全症候群の原因となるウイルス。

3 医療体制の整備

(1) 救急医療体制の充実

- 医師会および薬剤師会の協力を得ながら、日曜日・祝日・年末年始の昼夜，土曜日の夜間の一次救急医療として休日夜間診療所を運営します。
- 小児の救急医療体制を維持するため，民間病院による平日の夜間，休日における小児救急の運営を支援します。
- 救急医療体制を充実するため，医師会との連携により，搬送先として救急医療協力病院の確保に努めます。
- 救急患者搬送時間を短縮し，救命率を高めるため，東海・那珂地区との広域救急医療業務の連携強化に努めます。

(2) 地域医療体制の整備

- 身近な医療機関で健診・診療を行うかかりつけ医*の普及を図るとともに，がん治療のための放射線利用高度医療施設の立地を県に要望します。

かかりつけ医

日頃から診察や相談を受け，必要に応じて専門医の紹介などをしてもらえる医師。

4 献血事業の推進

(1) 献血の推進

- 輸血用血液の安定確保を図るため，市報等による広報活動を強化し献血運動を推進します。
- 献血に協力しやすい環境を整備するため，一定の場所，日時での移動採血車による献血事業を実施します。



元気アップ体操

2

スポーツ・レクリエーション

現状と課題

健康な日々を送るため、スポーツ・レクリエーションを日常生活に取り入れ親しむ人口が近年増加していますが、本市の平成17年3月末現在のスポーツ団体人口は、体育協会加盟42団体で約3万5千人、スポーツ少年団加盟73団体で約3千人となっています。

スポーツ・レクリエーションは、市民の体力づくりのほか、相互の交流により地域社会の結び付きを深める効果も期待されることから、さまざまな分野や年齢層にわたり、より多くの市民に参加してもらうことが課題となっています。

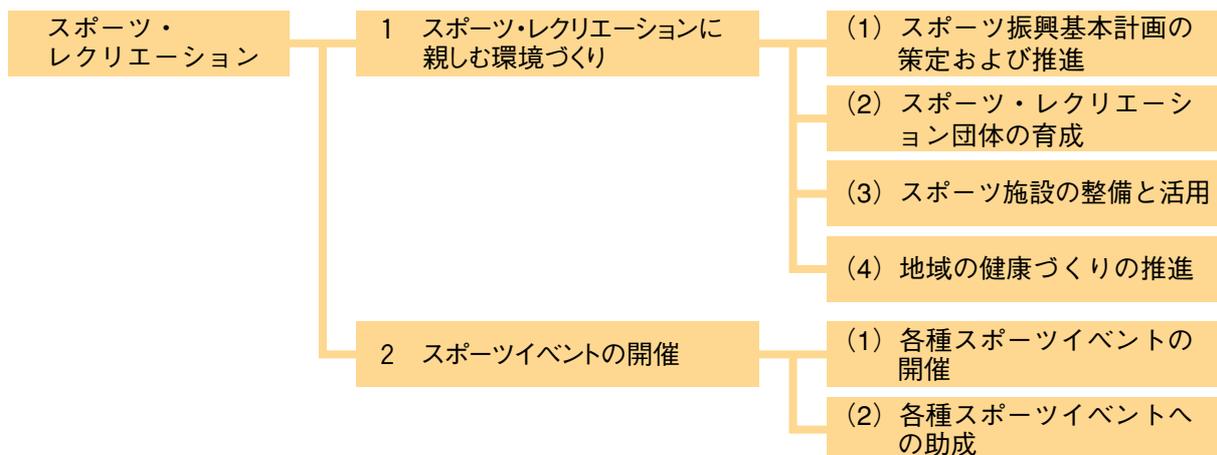
このようなことから、団体や指導者の育成、勝田全国マラソン大会をはじめ市民が幅広く参加できる各種のスポーツ大会・イベントの開催・誘致や、スポーツ施設の整備・活用などに努める必要があります。

市内の体育施設と利用状況（平成16年度）（単位：人）

松戸体育館	119,862	西原公園グラウンド（第一）	9,494
那珂湊体育館	49,047	西原公園グラウンド（第二）	8,411
武道館	15,557	後野グラウンド（第一、第二）	7,677
津田運動ひろば	4,643	那珂湊第二野球場	8,377
佐野運動ひろば	8,931	総合運動公園	434,889
石川運動ひろば	96,787	那珂湊運動公園	36,272
津田テニスコート	11,590	石川町プール	13,764
佐野テニスコート	20	馬渡プール	3,186
石川テニスコート	18,530	枝川プール	1,194
六ツ野公園グラウンド	24,540	佐野プール	9,171
東石川第四公園グラウンド	6,203	大平クロッケーコート	4,234

（資料：体育課）

施策の体系



基本的施策

1 スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり

(1) スポーツ振興基本計画*の策定および推進

- 市民のスポーツの指針となる「スポーツ振興基本計画」を策定し、誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康増進を図れるようにするとともに、スポーツを通じた市民の交流を促進します。
- 多種目、多世代、多様な技術・技能を有する人たちで構成される総合型地域スポーツクラブ*のあり方を検討します。

(2) スポーツ・レクリエーション団体の育成

- 市民各層にわたるスポーツの振興やレクリエーションの機会提供を図るため、スポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。

(3) スポーツ施設の整備と活用

- 既存スポーツ施設の効率的な活用を図るとともに、さらなる運動ひろば等の確保に努め、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実させます。

(4) 地域の健康づくりの推進

- スポーツ活動を通して健康な体力づくりを目指すため、各種スポーツを指導できる人材を募り、スポーツリーダー

スポーツ振興基本計画

高齢者や障害のある人を含め、あらゆる人々のスポーツニーズに対応できる環境の整備等を推進し、生涯を通してスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指す基本的な計画。

総合型地域スポーツクラブ

地域密着型スポーツクラブの総称。子どもから高齢者、初心者からトップアスリートまでが参加でき、質の高い指導者のもと、娯楽、競技力向上など個人のニーズに応じて活動できる複数種目型の総合的なクラブ。

スポーツリーダーバンク

スポーツ活動の普及・発展を図るため、有能なスポーツ活動指導者を登録し、地域や職場等の要請に応じて適切な指導者を紹介するシステム。

バンク*の充実を図ります。

- 体育指導委員，地域スポーツ指導員，民間指導員などスポーツに関する指導者の資質の向上を図るとともに，市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会を提供するため，市民ハイキングなどのイベントを開催して，市民の健康づくりや交流促進に努めます。

2 スポーツイベントの開催

(1) 各種スポーツイベントの開催

- 市民の体力の向上と，スポーツを通じた交流や地域の活性化を図るため，勝田全国マラソン大会・三浜駅伝競走大会を開催します。
- 各種スポーツの全国大会，関東大会などの誘致に努めるとともに，新たなスポーツ競技についても支援し，市民のスポーツ意識の高揚や技術の向上を図ります。
- スポーツに対する市民の関心を高めるとともに，観戦の機会を提供するため，野球，サッカーなどの多くの人が楽しめるプロスポーツ競技試合などを誘致します。

(2) 各種スポーツイベントへの助成

- スポーツ競技の普及と競技水準の向上を図るため，各種大会への出場の助成を行います。また，技術講習会を開催して選手の育成や資質の向上に努めます。



勝田全国マラソン大会

4

豊かな人間性を育み個性がきらめくまちづくり

教育分野

確かな学力と社会性を育む学校教育の充実や、市民の各世代にわたる学びの意欲にこたえる生涯学習の充実などにより、人々の個性が尊重され、共に高め合うまちを目指します。



【施策の体系】

- (1) 生涯学習の充実
 - ① 生涯学習
- (2) 教育環境の整備
 - ① 幼児教育
 - ② 義務教育
 - ③ 高校・大学教育
- (3) 青少年の健全育成
 - ① 青少年育成
- (4) 芸術・文化の振興
 - ① 芸術・文化
 - ② 文化財

(1) 生涯学習の充実

1 生涯学習

現状と課題

近年、余暇時間の過ごし方や個々人の価値観が多様化しています。「ひたちなか市民の生涯学習に関する実態調査*」によれば、市民のうち、学習やスポーツ、文化活動、ボランティア活動、趣味など、何らかの生涯学習活動を行っているとした人の割合は46.2%となっており、気軽に参加することのできる講座・教室の設置や、学習情報の提供・学習相談窓口の充実などを強く求めています。

このようなことから、市民の生涯学習の拠点となる場の確保を図るとともに、学習ニーズに応じて自主的な活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供を行うことが課題となっています。

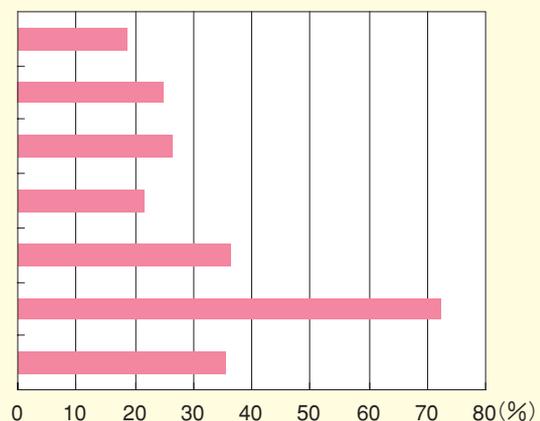
このため、公民館、図書館などの社会教育施設の機能拡充と施設相互のネットワーク化を推進するとともに、各種生涯学習講座の充実や、講師、団体などの学習情報の提供を行う必要があります。また、生涯学習活動によって習得した知識や技術などの学習成果を地域社会へ還元したり、ボランティア・NPO活動に生かしたりすることができる体制づくりを進めることが必要です。

ひたちなか市民の生涯学習に関する実態調査

ひたちなか市生涯学習推進基本計画を策定するに当たり、市民の生涯学習活動の実態を把握するために、平成14年度に実施した市民各世代別無作為抽出6,000人を調査対象とする実態調査。

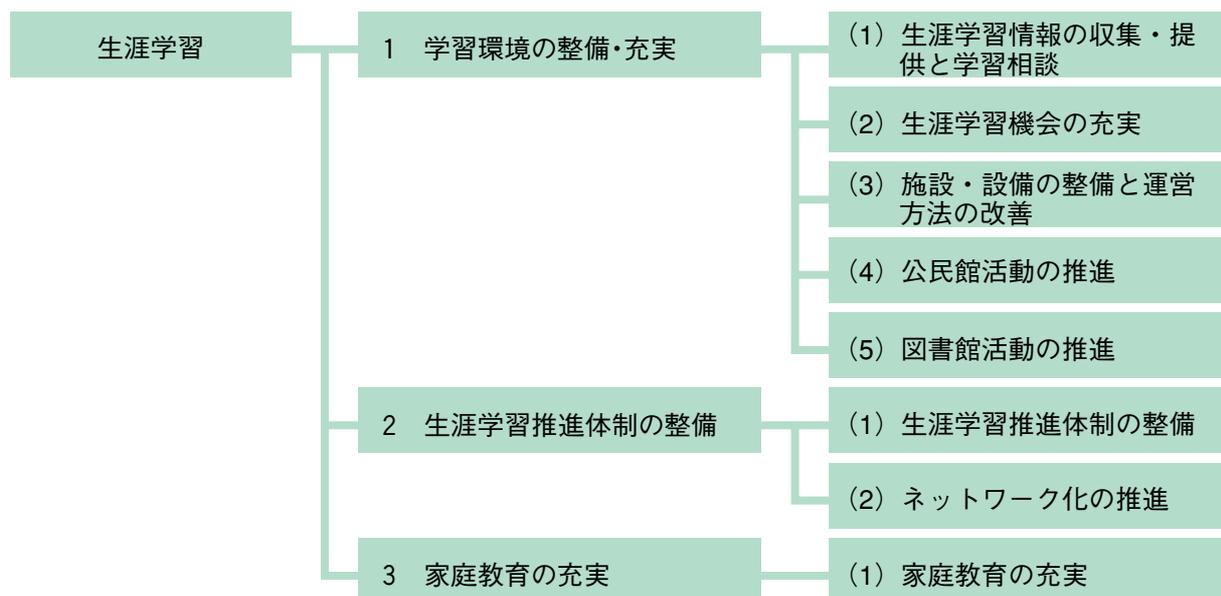
今後、人々の生涯学習活動をもっと盛んにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか。

- カルチャーセンター・スポーツクラブなどの民間の施設を充実させる
- 誰でも気軽に参加できるような内容の講座や教室
- 生涯学習の機会や参加方法、指導者などについて、住民への情報提供や相談窓口を充実する
- 社会教育、スポーツ、文化関係などの専門職員やそれらのリーダー、指導者となる人材を養成する
- 現在あるいろいろな施設間の連携をとり、サービスを充実する
- 企業などの労働時間をもっと短くしたり、自主的な学習やスポーツのための有給休暇制度や有給休暇制度を普及させる
- 公民館などの講座の講師、サークル・グループ活動の指導者、または様々な学習活動を行う際のボランティアとして活動する機会を多くする



(資料：ひたちなか市民の生涯学習に関する実態調査)

施策の体系



基本的施策

1 学習環境の整備・充実

(1) 生涯学習情報の収集・提供と学習相談

- さまざまな学習機会を提供するために、学習に関する情報を広範囲に収集し、整理して、的確に提供できる体制づくりを推進するとともに、学習情報の一元化、情報のネットワーク化およびインターネットの有効な利活用を図ります。
- 生涯学習に対する需要に対応するため、学習内容や学習方法、学習設備や教材など、学習活動に関わるさまざまな相談に対する適切な対応や援助を行うとともに、生涯学習アドバイザーなどを設置します。

(2) 生涯学習機会の充実

- ライフステージ*に対応した学習機会の要望に対応するため、市民大学における講座内容の充実を図ります。
- 自主的な学習団体・サークルなどが活発に活動できるよう、講師派遣など支援体制づくりに努めます。

ライフステージ

人間の一生で、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期。

- 習得した学習成果が生かされる発表の場や機会の提供を行うとともに、専門講座などにより得た知識を社会に還元するため、市民からの求めに応じて講師として派遣する「学・遊教授」制度を運用し、市民の活用促進を図ります。
- 生涯学習活動を推進するため、各種ボランティア団体やNPOの支援に努めます。

(3) 施設・設備の整備と運営方法の改善

- 市民が充実した生涯学習活動を行えるよう、公民館や図書館などの生涯学習関連施設の計画的な整備や設備、機器、教材の利活用と充実を図ります。
- 生涯学習活動の中核的施設として、これまでの社会教育施設機能を包括した複合的施設となる生涯学習センターの設置について検討します。
- 資料や人材などの学習資源を有効に活用するため、生涯学習情報提供システムの構築を図ります。

(4) 公民館活動の推進

- 市民が公民館など身近な施設において、講座・学級・講演会・講習会に参加できるよう、それぞれのニーズに対応した学習機会の充実に努めます。
- 各種サークル活動など市民が自主的に行う活動を支援するため、資料、情報の提供を行います。

(5) 図書館活動の推進

- 市民のニーズに対応し、利用者の拡大を図るため、図書館の祝日の開館および開館時間の延長を行います。
- 生涯学習の拠点として市民の教養と生活文化の向上を図るため、図書館の蔵書や視聴覚資料、視聴覚ライブラリー機能の充実に努めます。
- よみきかせの会や講習会など各種事業の実施や団体貸し出しおよび公民館・福祉施設等への配本サービスの見直しなどを行い、奉仕活動の拡充と利用促進を図ります。
- 図書資料検索システムや公立図書館間のネットワークシステムの活用によるサービスの向上を図るため、図書予約システムを検討します。

2 生涯学習推進体制の整備

(1) 生涯学習推進体制の整備

- 生涯学・遊推進本部の円滑な運用を図り、生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、市民を構成員として組織する社会教育委員を通じて、市民の幅広い意見・要望の適切な反映に努めます。

(2) ネットワーク化の推進

- 民間教育事業者と情報交換を行い、ネットワーク化を推進します。
- 市民の高度で専門的な学習ニーズに対応するため、市民大学の運営に当たっては、講師の派遣などについて高校、高等専門学校、大学との連携を強化します。
- 多様な学習ニーズに対応するため、県や近隣市町村と協力して、行政区域を越えた広域的な学習サービスを提供する体制の整備や学習者間のネットワーク化に努めます。

3 家庭教育の充実

(1) 家庭教育の充実

- 家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級や各種講座、講演会、懇談会を開催するとともに、家庭教育の相談指導体制の充実、情報の提供を行います。



佐野図書館

(2) 教育環境の整備

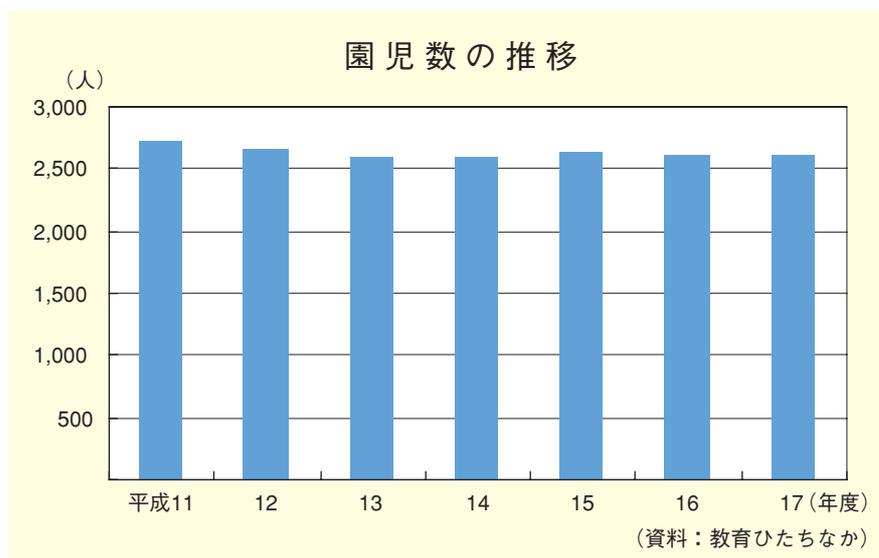
1 幼児教育

現状と課題

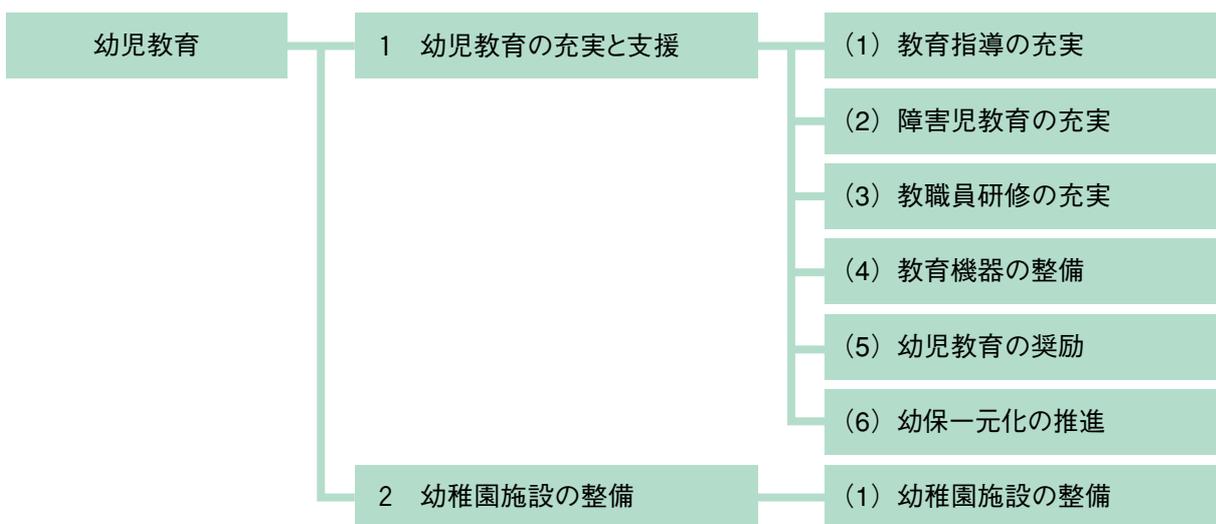
本市には、公立10園、私立6園の幼稚園が設置されており、園児数は、平成11年の2,715人から平成17年には2,619人と、少子化の進展に伴い減少する傾向にあります。幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、幼児期の教育は、子どもの心身の健やかな成長を促すとともに、集団生活を通して基本的な生活習慣や豊かな感性・創造性を育くむために極めて重要です。

幼児がより安全で健やかな幼稚園生活を送れるよう、幼稚園施設の整備とともに、保育方法や家庭教育相談および指導支援体制の充実、経済的負担の軽減、教職員研修の充実など、幼児教育の充実と家庭への支援が課題となっています。

このようなことから、家庭・地域・幼稚園が連携をしながら幼児教育の向上に努めるとともに、保育所との施設の共用化や教育内容の連携および幼保一元化の検討など、より良い幼児教育環境づくりを進める必要があります。



施策の体系



基本的施策

1 幼児教育の充実と支援

(1) 教育指導の充実

- 個々の幼児に対するきめ細かな教育指導を適切に行うため、社会変化に対応した保育・家庭教育の相談・指導の充実を図ります。

(2) 障害児教育の充実

- 障害のある幼児への教育を充実するため、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、障害の種類と程度に応じた適切な指導や健常児との合同保育を推進します。

(3) 教職員研修の充実

- 教職員の資質向上を図るため、教職員研修を充実するとともに自主研修を奨励します。

(4) 教育機器の整備

- 幼児がより充実した幼稚園生活を送れるよう、幼稚園の教材および教具、管理用機器の整備に努めます。

(5) 幼児教育の奨励

- 保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励費*と私立幼稚園保育料の助成を行います。

幼稚園就園奨励費

幼稚園児の家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るために、県及び市が実施する就園奨励事業に対して国が経費の一部を補助するもの。

(6) 幼保一元化の推進

- 保育と幼児教育の機能を合わせ、働く両親の多様なニーズに対応するとともに、施設整備や職員配置の効率化により、質の高い子育て支援サービスを提供するため、公立幼稚園・保育所の一元化や一部民間委託等について検討します。

2 幼稚園施設の整備

(1) 幼稚園施設の整備

- 幼児がより安全で快適な幼稚園生活を送れるよう、安全に配慮した施設の整備と維持管理を行うとともに、幼稚園の緑化・美化を推進します。



高齢者クラブとの交流会（市毛幼稚園）

2

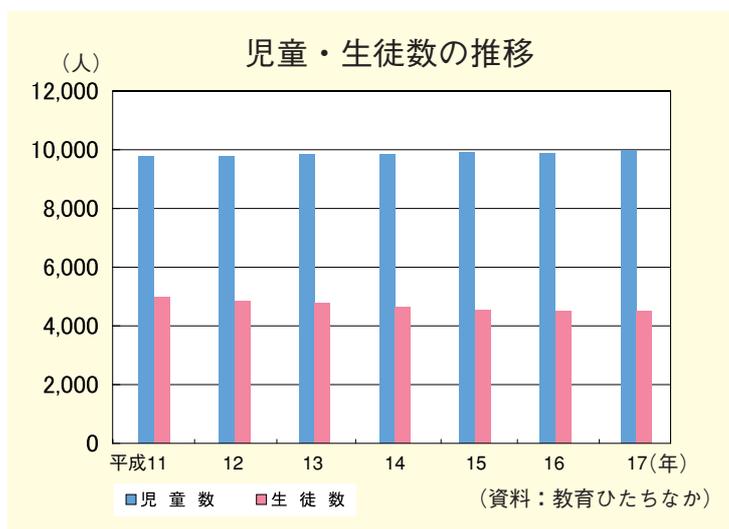
義務教育

現状と課題

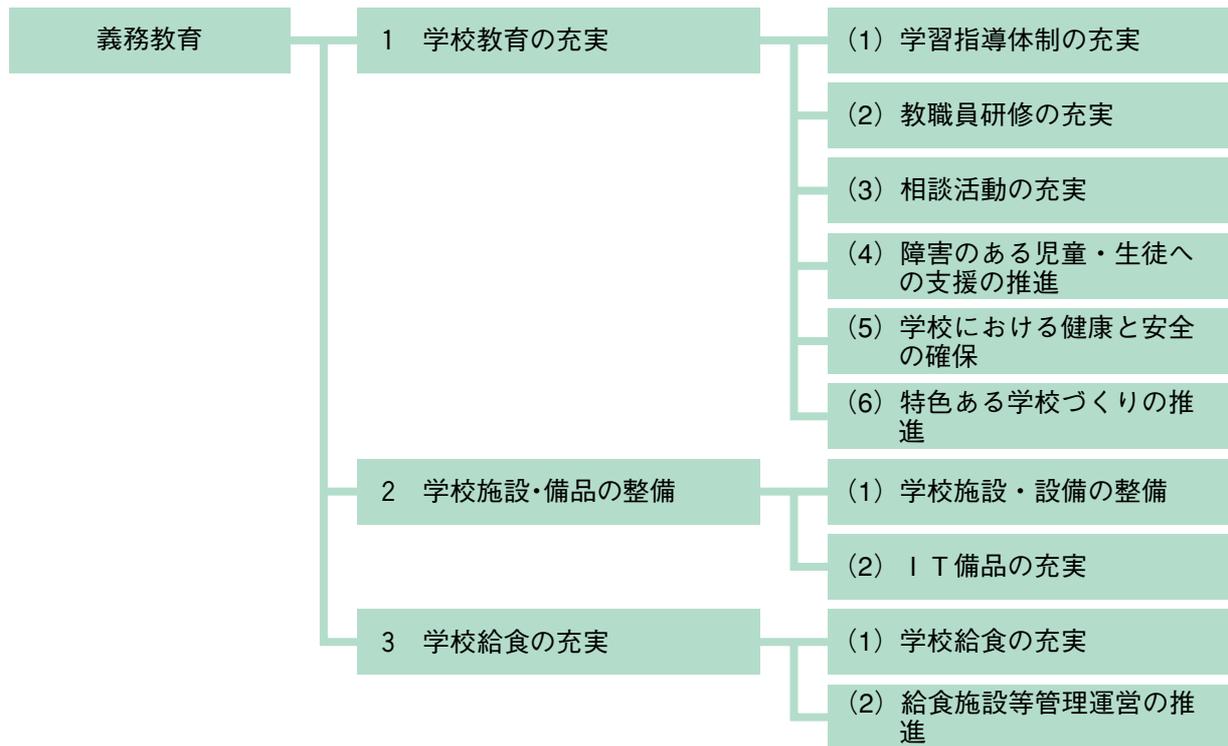
本市の児童・生徒数は、20の小学校と9の中学校において、平成11年は14,762人、平成17年は14,498人とわずかに減少しているものの、住宅団地の造成などによって児童・生徒数が増加している地区も見られます。

わが国では少子化や核家族化が進み、子ども同士の交流機会の減少や家庭の教育力の低下などから児童・生徒の学習離れやいじめ、不登校などの問題が指摘されているところですが、将来の社会を担う世代を自立した個性豊かな人間として育てていくためには、児童・生徒の安全と健康に配慮し、伸び伸びと学習できる環境づくりを進めるとともに、学習についての適切な相談や指導が行える体制の確立を図ることが課題となっています。

このようなことから、家庭や地域と連携しながら、学校における教育内容の充実や学校に適応できない児童・生徒のための相談活動などに取り組むとともに、計画的な学校施設の整備などを進めていく必要があります。



施策の体系



基本的施策

1 学校教育の充実

(1) 学習指導体制の充実

- 児童・生徒に対するきめ細かな学習指導を徹底するため、指導主事による小中学校現場指導を通し、学習指導の改善と充実を図ります。

(2) 教職員研修の充実

- 国際化やIT化など今日的課題に対応した教育内容や学習指導方法を確立するため、教職員の研修機会の充実や自主研修を推進して、教職員の資質向上を図ります。
- 学校教育に対するニーズに即した教育指導を行うため、教育研究所や教育研究会などによる調査研究を継続的に行います。

(3) 相談活動の充実

- 児童・生徒が毎日の学習に楽しく取り組めるよう、いじめや不登校などの問題について、家庭やPTAなどと連携を図りながら問題解決に努めます。
- 集団での学習が困難な児童・生徒の社会への自立と適応力を養い、学校生活への復帰を支援するため、適応指導教室*やスクールカウンセラー*などによるカウンセリングを推進します。

(4) 障害のある児童・生徒への支援の推進

- 障害の状態や発達段階に応じて適切な支援が行えるよう、学校生活における介助員*の配置を行います。
- 障害のある児童・生徒の就学を支援するため、障害児就学（園）指導員を中心に、家庭や関係機関と連携により、適切な就学相談と指導を推進します。

(5) 学校における健康と安全の確保

- 児童・生徒、教職員の健康診断を実施し、学校における健康の確保と病気の予防に努めます。
- 学校、家庭、地域が連携して、通学路の安全点検を実施し、登下校時における児童・生徒の安全・安心の確保に努めるとともに、交通事故を防止するため、交通安全教育の徹底と交通マナーの向上を図ります。
- 児童・生徒の災害時における避難に迅速に対応するため、「学校安全管理の手引き」、「危機管理マニュアル」および学校における「防災マニュアル」を活用した災害避難訓練を実施します。

(6) 特色ある学校づくりの推進

- 地域ごとに個性ある学校づくりを行うため、学校評議員など地域からの意見を生かした学校運営に努めます。
- 小中学校ごとに学校教育における重点項目・目標値を設定した「スクールマニフェスト*」を作成し、児童・生徒の学力の向上など、学校教育の拡充を図ります。
- 教育活動と施設配置の適正化を図るため、小中一貫教育および学区の見直しについて検討します。
- 全国大会や県大会に出場する経費の一部を補助し、児童・生徒の運動技能の向上や文化活動の奨励を図ります。

適応指導教室

主に心理的な理由で登校できない児童生徒を対象に、学校生活への復帰を支援する教室。

スクールカウンセラー

小中学校で、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、助言を行う者。

介助員

小中学校の通常の学級及び特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、適正な教育活動の充実を図るため、生活・学習面での介助支援等を行う者。

スクールマニフェスト

各学校ごとに目標項目や達成項目等を定め、年間読書数など具体的な数値目標を定めて、学校一体となって教育力を高める取組み。また、学校ごとに定めた個々の目標のこと。

2 学校施設・備品の整備

(1) 学校施設・設備の整備

- 地震等の災害に対する安全性を高めるとともに、災害時の地域の避難場所として指定されている学校の耐震化を計画的に進め、校舎・体育館の安全強化に努めます。
- 児童・生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう、学校や地域の実情に応じて、防犯設備の充実に努めます。
- 児童・生徒数の推移を勘案しながら、将来を見据えた学校施設の効果的、計画的な整備に努めます。
- 地域における公共の建物としての学校施設の有効活用を図るため、余裕教室の利活用を検討し、地域子ども教室*などに利用できるよう施設の開放に努めます。

(2) IT備品の充実

- 情報化社会の進展に伴い必要不可欠となっているコンピューター教育に対応するため、教育用コンピューターの整備やIT化に即した備品の整備に努めます。

地域子ども教室

放課後や週末に学校を開放して、地域の大人がボランティアでスポーツや文化活動の指導に当たる地域子ども推進の事業等。

3 学校給食の充実

(1) 学校給食の充実

- 児童・生徒の健全な発育と健康な学校生活を維持するため、栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めます。
- おいしく衛生的な給食を円滑に提供するため、民間委託を含めた学校給食のあり方を検討します。
- 児童・生徒が楽しく食事ができるよう、ゆとりと潤いのある給食環境の整備に努めます。

(2) 給食施設等管理運営の推進

- 給食を通して食生活の重要性についての理解を深めるため、安全で新鮮な地元産の食材による給食の提供を目指します。
- 給食センターを適正に維持管理し、施設の合理的な運営に努めます。

3 高校・大学教育

現状と課題

本市には、高等学校が6校あり、普通科のほか工業、商業、水産といった多彩な学科が設置されています。平成16年度の中学校卒業生1,483人に対し、市内高等学校への進学者は573人であり、市外からも多くの生徒が学んでいます。

また、高等教育機関*として工業高等専門学校も設置され、毎年約200人の学生を受け入れ、専門的な知識・技術を有する人材の育成に当たっています。

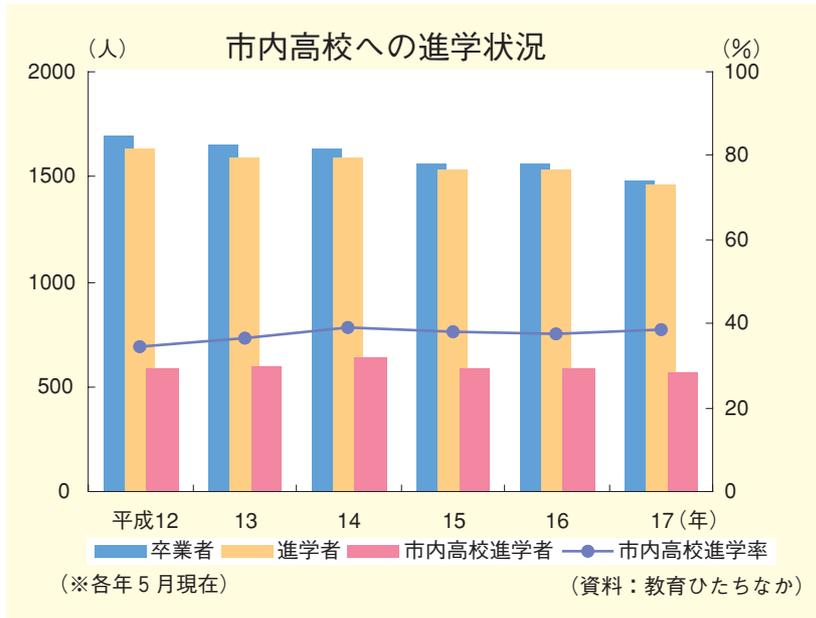
豊かな教養と社会性を育み、自立した人づくりを進めるため、高度な職業教育を含む特色のある教育メニューを構築し、社会の変化への対応を進めるとともに、若者が地域にとどまり、さまざまな世代の市民と共に、学習の成果を実社会で生かしていくことができる環境づくりが課題となっています。

今後、市内の高等学校や高等専門学校に対し、周辺の大学や研究機関等との連携などによる教育内容の充実を働きかけるとともに、市が学校と地域社会とをつなぐ橋渡し役となり、市内高等学校や高等専門学校の特色をPRし、市民の学習活動の場への教授陣の招へいや学校の保有する技術・ノウハウの地元企業における応用などにより、優れた知的資源を積極的にまちづくりに生かしていくことが必要となっています。

また、本市の特性に見合う先端産業や国際分野などの新たな高等教育機関を誘致し、さらに高度かつ専門的な知識を身に付ける機会を提供していくことが必要です。

高等教育機関

学校教育法上の大学院、大学、短期大学、高等専門学校等の総称。



施策の体系



基本的施策

1 高等学校の充実

(1) 高等学校の充実

- 高等学校の学科再編や茨城工業高等専門学校との連携を要請し、個性的で特色ある教育機会の提供に努めるとともに、良好な学習環境づくりを推進します。

2 高等専門学校の充実

(1) 高等専門学校の充実

- 本市の教育の核として、茨城工業高等専門学校の学科増設や改編，地域と連携した教育・研究機能の拡充や人材育成機能の強化を要請します。

3 高等教育機関の誘致

(1) 高等教育機関の誘致

- グローバル化，IT*化など経済社会の変化に対応した人材を育成するため，工業系や国際系などの特色ある大学や研究機関，研修機関や専門学校等の立地を促進します。

IT

インフォメーション・テクノロジーの略。
コンピュータやインターネットを支える技術をいう。

4 地域交流の推進

(1) 地域交流の推進

- 専門的な学習ニーズへの対応やまちづくりのリーダーとなるべき人材の養成を図るため，高等学校，高等専門学校，大学の協力を得ながら，市民高校や市民大学の開設を検討します。
- 茨城工業高等専門学校との連携を強化し，同校の保有する特許技術などの知的資源を生かした地域企業への技術支援に努めます。
- 学生グループを主体とした多様なまちづくり活動を支援し，社会の一員としての意識をかん養するとともに，若者の創意工夫を生かした地域社会づくりを進めます。

5 奨学資金制度の充実

(1) 奨学資金制度の充実

- 教育の機会均等と有為な人材の育成のため，経済的な理由により修学が困難な学生などに対して学資を貸与するとともに，奨学資金制度のPRを行います。



茨城工業高等専門学校

(3) 青少年の健全育成

1 青少年育成

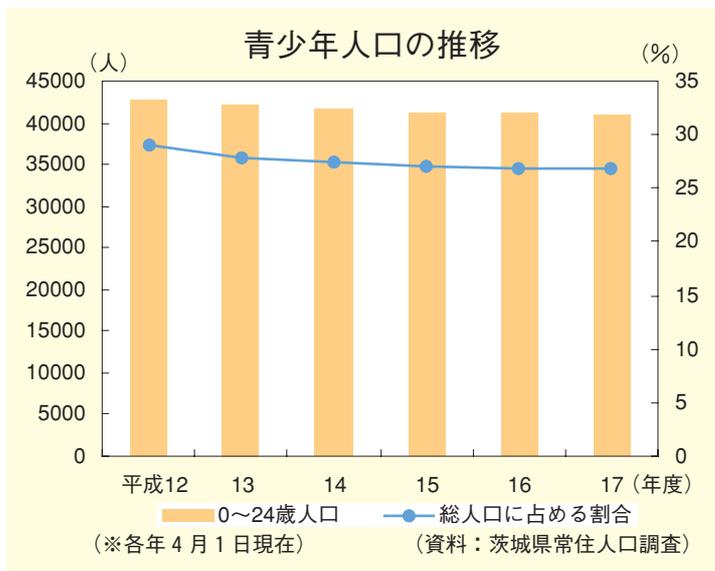
現状と課題

0歳から24歳までの青少年人口は、全国的にみると、昭和30年以降ほぼ一貫して減少しています。本市の総人口に占める青少年人口の割合も、平成12年の29.1%から、平成17年には26.8%に減少しており、社会保障をはじめとして、より少ない人数で将来の社会・経済を担わなければならない立場に置かれています。

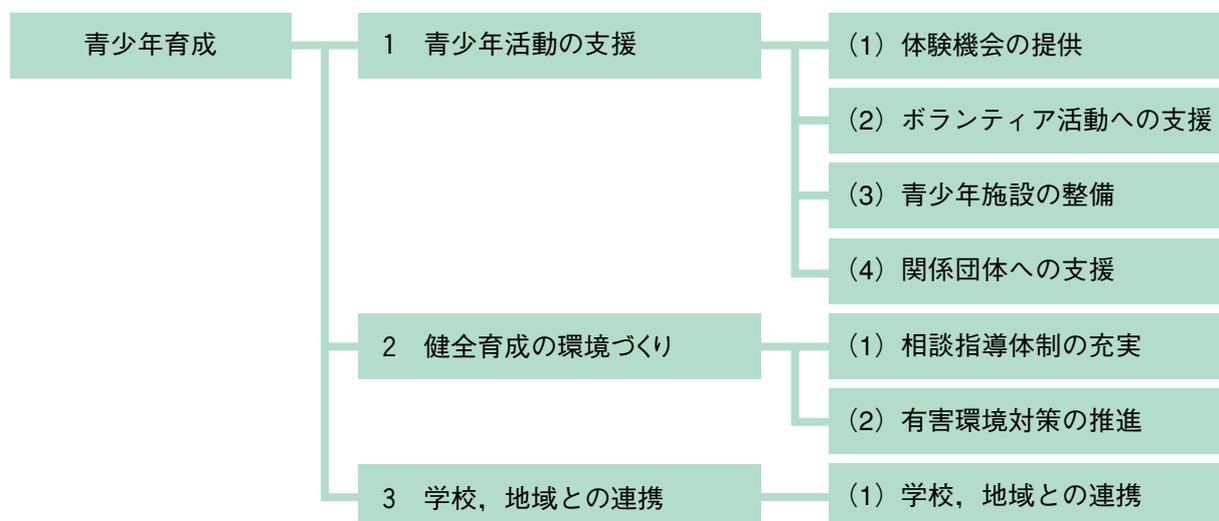
青少年の成長過程において、家族や地域社会との結び付きが弱まることにより、連帯意識やモラルが低下することが懸念されるほか、インターネットなどからの有害情報や、薬物の乱用、また、犯罪につながる誘惑・危険の増加や犯罪の低年齢化も進んでおり、非行や不登校、いじめ、ひきこもり、ニートなどといった、実社会にうまく適応できないでいる青少年も増加しています。

社会の荒波を乗り越える力をつけるため、家庭、学校、地域および青少年の育成団体が連携しながら、青少年の健全育成のための環境づくりに努め、社会的経験などを積む機会の拡大に取り組んでいくことが課題となっています。

これからの社会を担う青少年が、市民としての社会性や自立心を身に付けるために、さまざまな人との交流や体験を重ねる機会を提供していくとともに、ボランティア活動などを通して、社会的な役割を果たすことの意義を理解させることが重要となっています。それとともに、悩みや困りごとへの対応や、非行や問題行動を未然に防止するための電話相談や街頭における指導の実施など、相談・指導体制の充実を図ることも必要です。



施策の体系



基本的施策

1 青少年活動の支援

(1) 体験機会の提供

- 青少年の健全育成を図るため、自然体験・社会体験や国内・海外研修の機会提供に努めます。

(2) ボランティア活動への支援

- 青少年の奉仕の精神や地域との連帯感を培うため、ボランティアとしての清掃活動や敬老会などの地域行事への参加と青少年相互の交流を促進します。

(3) 青少年施設の整備

- 安全・安心な遊び場を確保するため、関係者の協力を得て、「子どもの遊び場」を整備します。
- 勤労青少年ホームの有効利用を図るため、利用状況や若者の意識の変化を踏まえながら、今後の施設の運営のあり方や施設の活用方策について検討します。

(4) 関係団体への支援

- 青少年の主體的な地域活動やボランティア活動をより活性化するため、青少年の育成団体や自主的な活動を行う青少年グループなどを支援します。

2 健全育成の環境づくり

(1) 相談指導体制の充実

- 青少年の悩みや困りごとに、よりきめ細かに対応するため、学校や教育研究所など教育機関との連携を密にして、電話相談などによる適切な相談指導体制の充実を図ります。
- 青少年の非行を未然に防止するため、街頭補導などを実施します。

(2) 有害環境対策の推進

- 健全な青少年を育成するため、茨城県青少年のための環境整備条例に基づき、有害図書を販売するおそれのある自動販売機設置場所への立入調査などを実施するとともに、青少年健全育成に協力する店の拡充を図ります。
- インターネットなどによる有害情報から青少年を守るため、国や県など関係機関と連携し、市民への広報啓発活動を進めます。

3 学校、地域との連携

(1) 学校、地域との連携

- 共働き家庭の増加などに対応するため、学校、地域等と連携しながら放課後における児童の保育を拡充します。
- 青少年の健全育成が図られるよう、非行防止等の講演会を実施するなど、市民への啓発に努めます。

- 自治会，コミュニティ組織やボランティア，市民憲章推進協議会青少年部会など関係団体が行う青少年の健全育成のための市民活動を支援するとともに，指導者の育成に努めます。



小学生の職場体験（わくわくライフ町内留学隊）

(4) 芸術・文化の振興

1 芸術・文化

現状と課題

本市では、大小2つのホールを備えた文化会館で、ミュージカル・オーケストラなど年間約360件の公演が行われ、市民を中心として、延べ24万人が演劇やコンサートを鑑賞しているほか、22分野116団体、約3,200名で構成するひたちなか市文化協会での芸術・文化活動や、公民館やコミュニティセンターにおける地域の自主的な活動も行われています。児童・生徒については、毎年、市内全幼保小中学生約17,000名を対象にした芸術鑑賞会を実施するなど、情操を高め豊かな感性を育む取組を行っているところです。

このように芸術・文化活動が行われる中、情報化を背景とした価値観の変化や多様化に伴い、質の高い芸術・文化によって心の豊かさ、充足感を享受しようとする幅広い需要が生じています。また、小中学校等の身近な場所で芸術・文化にふれる機会や芸術活動への参加の場などを確保し、市民が気軽に行える文化活動を支援することが課題となっています。

このため、地域の身近な場所において、芸術・文化にふれる機会や芸術活動に参加する機会を拡充するとともに、芸術・文化活動を行う団体の育成を図っていく必要があります。また、本市の芸術・文化の拠点である文化会館の適切な運営や、地域活動の場となっている既存の公共的施設などの有効利用を図る必要があります。

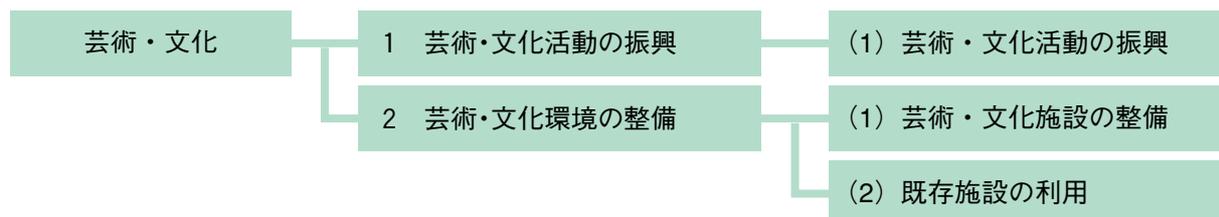
ひたちなか市文化会館加盟団体

	分野	団体名	分野	団体名
美術	絵画	美術協会	陶芸	陶芸協会
	書道	書道連盟	写真	写真家協会
音楽	声楽	少年少女合唱団	吹奏楽	市民吹奏楽団
		合唱連盟	交響楽	市民オーケストラ
舞踊	日本舞踊	舞踊連盟	バレエ	洋舞楽協会
芸能	三曲	邦楽連盟	民謡民舞	民謡民舞連合会
	吟剣詩舞	吟詠剣詩舞連盟		
古典芸能	華道	華道連合会	謡曲	謡曲華の会
	茶道	茶道連合会		
文学	俳句	俳句連盟	川柳	川柳会
	作詞	美名都吟社		
その他	囲碁	囲碁連盟	社交ダンス	湊ダンス愛好会
	将棋	将棋連盟		

(※平成17年5月現在)

(資料：教育ひたちなか)

施策の体系



基本的施策

1 芸術・文化活動の振興

(1) 芸術・文化活動の振興

- 質の高い芸術・文化に触れる機会を提供するため、ミュージカルの公演やクラシック音楽会などの芸術・文化事業の招致に努めるとともに、広く全国規模の芸術・文化活動の交流拡大のため、国民文化祭を開催します。
- 豊かな感受性を育み児童・生徒の情操教育に資するため、幼保小中学生芸術鑑賞会*を実施します。

幼保小中学生芸術鑑賞会

感受性豊かな時期に、優れた芸術文化を鑑賞することにより、個人個人の感性を磨くことを目的とした事業。小中学生の芸術鑑賞会から幼稚園児、保育園児にまで拡大している。

- 郷土の伝統芸能を将来世代に伝えるため、後継者の育成を支援します。
- 自主的な芸術・文化活動を支援するため、各種文化団体の育成を図ります。
- 芸術・文化活動に取り組む団体の相互交流を促進するとともに、芸術祭を充実し、市民の芸術活動への参加機会の拡充を図ります。

2 芸術・文化環境の整備

(1) 芸術・文化施設の整備

- 芸術・文化の拠点としての文化会館施設の計画的な整備と適正な維持管理を図ります。

(2) 既存施設の利用

- 発表・公開の場をより身近な場所に確保するため、学校や集会所などの既存の公共的施設の有効利用を進めます。



文化会館

2 文化財

現状と課題

本市には、彩色壁画で有名な虎塚古墳や、埴輪製作の工房跡である馬渡埴輪製作遺跡の国指定史跡をはじめ、十五郎穴横穴墓群や反射炉跡などの県・市指定の有形・無形文化財が64件あり、文化財愛護協会14団体の協力を得て保護・保存に努めています。

しかしながら、社会の急激な変貌や地域開発により、貴重な文化財が失われる危機にさらされていることから、史跡や文化財の保護・保存や歴史に関する資料の収集を推進するとともに、広く市民に文化財を公開し、各種講座や講演会を開催して、歴史に親しむ環境づくりを図ることが課題となっています。

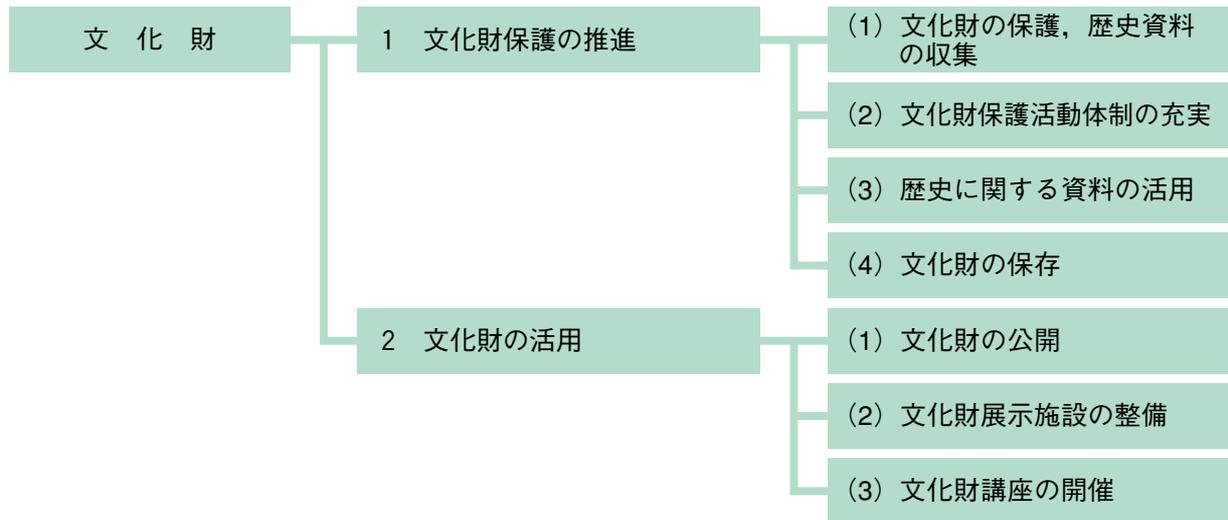
このようなことから、文化財を後世に伝承していくために貴重な史跡・文化財の保護・保存に努め、文化財に親しむ環境の整備を進める必要があります。

指定文化財一覧

区 分	種 類	指 定 区 分			
		国	県	市	計
有形文化財	建 造 物			2	2
	工 芸 品		5	4	9
	書 跡		1		1
	考 古 資 料		2	10	12
	歴 史 資 料			2	2
無 形 文 化 財				2	2
民 俗 文 化 財	有形民俗文化財			2	2
	無形民俗文化財			6	6
記念物	史 跡	2	2	11	15
	名 勝			3	3
	天 然 記 念 物		3	7	10
合 計		2	13	49	64

(資料：教育ひたちなか)

施策の体系



基本的施策

1 文化財保護の推進

(1) 文化財の保護，歴史資料の収集

- 後世に受け継ぐべき貴重な文化財が損なわれないよう，市の貴重な文化財の調査・保護対策を推進します。
- 出土遺物が適正に保管されるよう，埋蔵文化財*等歴史に関する資料の調査・収集・記録保存に努めます。

(2) 文化財保護活動体制の充実

- 文化財保護に取り組む団体等の育成を図り，文化財保護を推進します。

(3) 歴史に関する資料の活用

- 編さんした市史を活用し，市の歴史的成り立ちや風土・風俗についての郷土理解をさらに進めます。
- 市内の遺跡情報をホームページに掲載するなど，歴史的遺物を市内外に広く紹介します。

(4) 文化財の保存

- 国指定史跡である虎塚古墳壁画について，カビなどからの保護対策を講じるとともに，県指定史跡の十五郎穴横穴墓群についても風化対策を施し保護・保存に努めます。
- 馬渡はにわ公園や虎塚古墳史跡公園およびふるさと懐古

埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財の総称であり，住居跡・古墳等の遺跡と石器・土器等の遺物に大別される。

館・武田氏館の管理運営の充実を図るとともに、所蔵している資料や寄贈図書等の整理・保存に努めます。

2 文化財の活用

(1) 文化財の公開

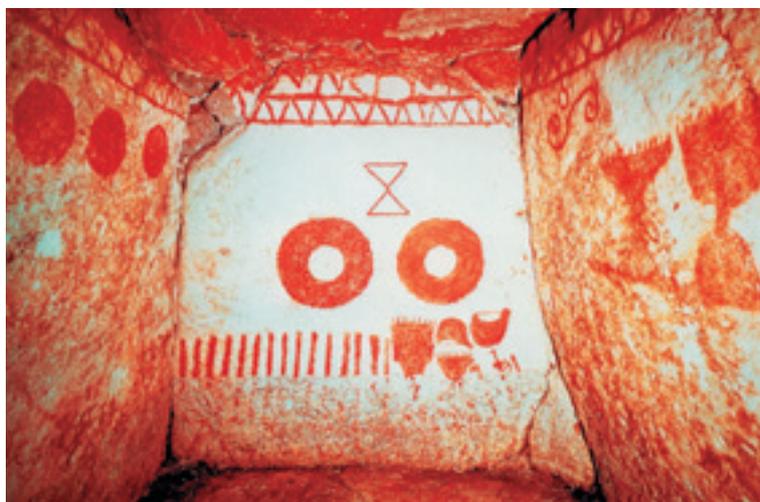
- 郷土が誇る史跡への理解を深めるため、虎塚古墳壁画の春・秋季一般公開を実施します。
- 史跡・文化財等を紹介する案内板の設置やリーフレットを活用し、文化財の広報・振興に努めます。

(2) 文化財展示施設の整備

- 市内で出土した土器や埴輪など、市が保有する文化財を公開するため、文化財展示施設の整備を検討します。

(3) 文化財講座の開催

- 文化財保護についての意識の啓発と郷土理解，郷土愛の醸成を図るため，指定文化財や出土遺物の公開および歴史に関する講座等を開催します。



虎塚古墳壁画

5

協働と交流で築く活力に満ちたまちづくり

市民交流分野

活発な地域活動や、NPOやボランティアによる新たなまちづくり活動を支援するとともに、ITの普及、国際交流、イベントの推進などにより交流の機会を充実させ、協働と交流による活力みなぎるまちを目指します。



【施策の体系】

- (1) 市民活動の活性化
 - ① 市民活動
 - ② 男女共同参画社会
- (2) 交流の促進
 - ① 国際・国内交流
 - ② 情報通信
 - ③ イベント



(1) 市民活動の活性化

1 市民活動

現状と課題

市内には80の自治会と9つのコミュニティ組織があり、それぞれ自主的な活動を行っているほか、心豊かな社会の実現に向けた実践運動を展開する市民憲章推進協議会があります。

また、福祉、環境、文化などの市民生活のさまざまな分野のボランティア団体も活動しています。平成10年には「特定非営利活動促進法（NPO法）*」が施行され、一定の要件を充たす団体が法人格を得られるようになったことから、市内では8つのNPO*法人が誕生しています。

しかし、近年の価値観の多様化や人間関係の希薄化により、市民の地域社会への帰属意識や連帯感は薄れつつあり、自治会加入率が低下するなどの問題を生じてきています。

心のふれあいと連帯感のある自立した地域社会をつくるためには、市民の自発的な活動を支援するとともに、主体的な活動が展開できる機会や場の確保、活動に役立つ適切な情報の提供により、市民との協働によるまちづくりを進めていくことが課題です。

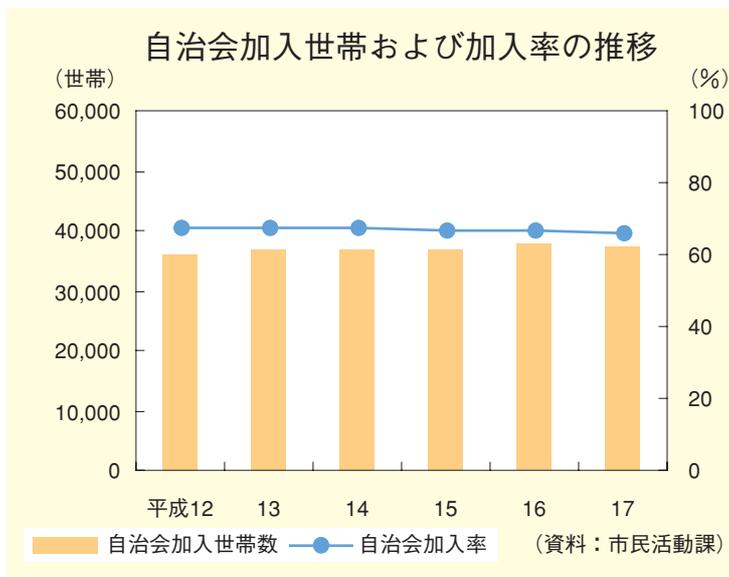
このため、地域の自治意識の高揚や市民憲章の啓発、コミュニティ活動を担う人材の発掘・育成と活動の支援に努めるとともに、市民活動に関する情報を集約して市民が自由に参加・利用できる仕組みづくりを推進することが必要です。

特定非営利活動促進法（NPO法）

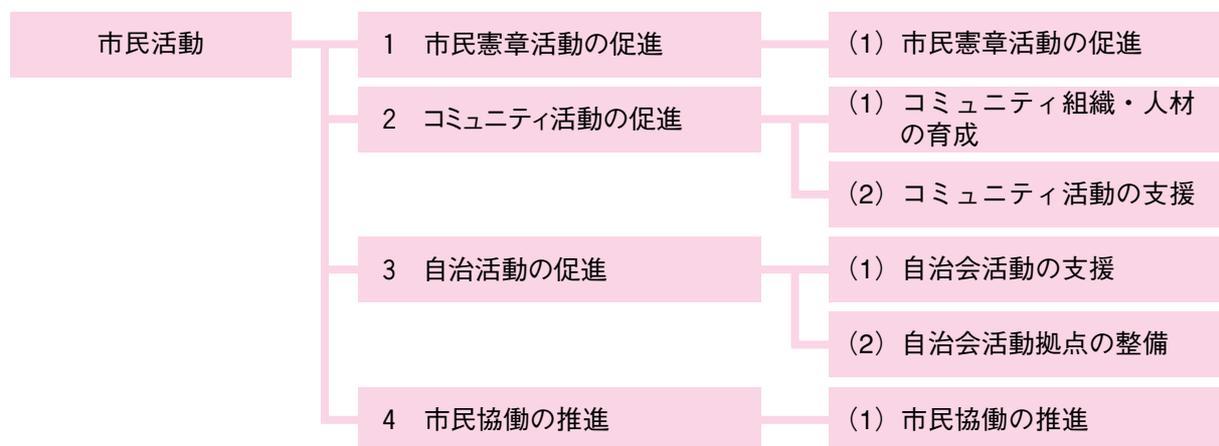
特定非営利活動を行う団体に簡易な手続きで法人格を付与することを定めた法律。平成10年12月施行。

NPO

営利活動を行うが、株式会社や有限会社などの営利組織（Profit Organization）ではなく、特定非営利活動促進法によって法人格を与えられる非営利組織（NPO:Non-Profit Organization）のこと。民間非営利団体などと訳される。広義に解釈すると営利を目的としない民間組織はすべてNPOとよぶことができる。



施策の体系



基本的施策

1 市民憲章活動の促進

(1) 市民憲章活動の促進

- 住みよく豊かなまちの実現を目指すため、市民憲章に関する啓発を進め、市民憲章推進協議会による市民憲章運動の推進を支援します。

2 コミュニティ活動の促進

(1) コミュニティ組織・人材の育成

- コミュニティの組織や活動に関する広報・啓発活動を実施し、コミュニティ活動への参加を促進します。

(2) コミュニティ活動の支援

- コミュニティ組織の各種活動に助成し、市民活動の活性化を促進します。

3 自治活動の促進

(1) 自治会活動の支援

- 市民の自治意識に基づき、地域共通の課題を自主的に解決しようとする自治組織活動を支援します。また、自治会の活動内容と意義・役割について周知を図り、自治会への加入促進と自治会未結成地区の組織化に取り組みます。

(2) 自治会活動拠点の整備

- 自治会活動の拠点となる集会所の用地の確保や、施設建設・修繕にかかる費用を助成します。

4 市民協働の推進

(1) 市民協働の推進

- 市民協働によるまちづくりの活動や交流の拠点施設として「ひたちなか・ま ふれ愛ひろば*」を運営し、ボランティア、NPOなどが行う市民活動を支援します。
- まちづくりに関する市民講座等を通して、地域リーダーの発掘・育成に努めるとともに、地域コミュニティ活動を担う人材や団体相互の連携を支援するコーディネーター*を育成します。
- 市民協働を推進するため、市民の自主的・主体的活動に有用な情報を提供し、市民活動への参加を支援する「市民活動サポートバンク」を開設します。
- 市民協働の理念やまちづくりの原則を明らかにし、市民、団体、事業者および市の役割などを定める指針を策定します。
- ボランティア活動機会の拡充を図るため、公共施設の空きスペース等の有効利用を図ります。

ひたちなか・ま ふれ愛ひろば

市民活動団体やNPO、ボランティアなどで活動をしている人、またはこれから活動する人たちのための拠点施設。

コーディネーター

ボランティア活動を推進する中核的機関（ボランティアセンター等）、団体（住民参加団体、社会教育施設、企業社会貢献推進室、学校等）、社会福祉施設において、ボランティア活動推進のための企画、情報収集・提供、相談・支援、研修、調査研究、連絡調整、活動プログラム開発などを総合的に行う専門職。

2

男女共同参画社会

現状と課題

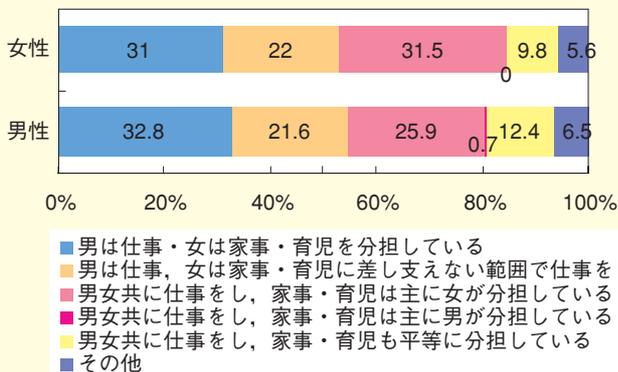
市の「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「社会通念、慣習」において男性の方が優遇されていると答えた人が7割を越え、家事・育児は主に女性の分担になっていると答えた人は8割を超える結果になっています。

少子高齢化の進展などにより社会情勢が大きく変化している中で、いまだに社会通念や慣習による性別役割分担意識により、女性の社会参加や能力発揮の機会が阻害されている状況にあります。また、法律・制度上では男女平等を確保しているものの、現実には女性の意思決定の場への参画の機会や職場での能力発揮の機会が十分とはいえない状況にあります。

このような状況に対応するため、男女が互いに人権を尊重し、共に参画できる社会の実現に向けた施策を継続的かつ強力に推進していくとともに、女性に対する暴力の防止など今までの社会における制度や習慣、慣行にとらわれずに、時代や環境の変化に即した男女のあり方に関する社会システムを構築することが重要となっています。

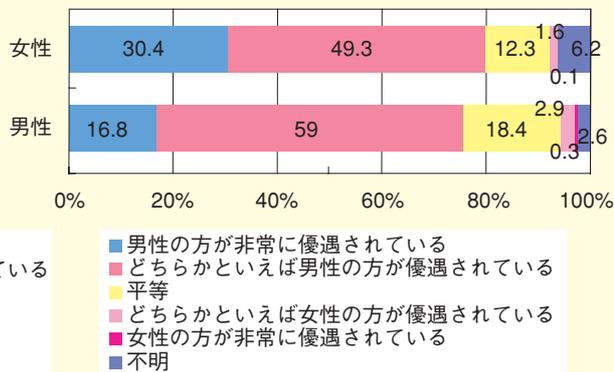
また、潜在化している女性の能力を引き出すとともに、男女の共同による仕事と家庭とのバランスのとれた、豊かで活力あるまちづくりを推進していく必要があります。

あなたの家庭では仕事と家事・育児の分担はどのようになっていますか



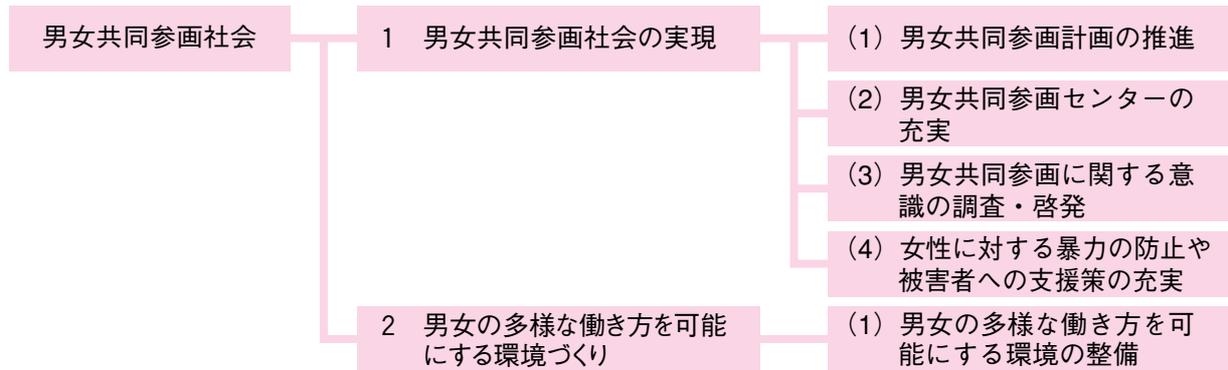
(資料：男女共同参画に関する市民意識調査)

あなたは、次のような分野で男女は平等になっていますか
(社会通念・慣習・しきたりなど)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査)

施策の体系



基本的施策

1 男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画計画の推進

- 市民・事業者・市が一体となり，男女が仕事と家庭生活とのバランスのとれた暮らしを実現するため，「男女共同参画計画」の推進を図ります。
- 男女共同参画のための意識啓発を図り，さまざまな分野へ女性が主体的に参画できるよう，男女共生セミナーなどを開催します。

(2) 男女共同参画センターの充実

- 男女共同参画に関する市民や団体の活動や情報提供の拠点施設となる男女共同参画センターの充実を図ります。
- 市民，事業者による研修テキストや資料づくりのための情報提供を行うとともに，NPO，市民グループ，事業者，各種組織，団体等によるネットワークづくりを支援します。

(3) 男女共同参画に関する意識の調査・啓発

- 市民の男女共同参画に関する意識の把握に努めるとともに，男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて啓発を行います。

(4) 女性に対する暴力の防止や被害者への支援策の充実

- 配偶者等からの暴力の防止を図るため、関係機関と一体になった被害者の相談体制の拡充や民間シェルターの活動支援など保護体制の充実を図るとともに、被害者の自立支援を行います。
- セクシュアル・ハラスメント*を防止するため、市報の活用や広報資料の配布などによる事業所への啓発を行います。

セクシュアル・ハラスメント
性的差別による嫌がらせをいう。

2 男女の多様な働き方を可能にする環境づくり

(1) 男女の多様な働き方を可能にする環境の整備

- 雇用における男女の機会均等と平等な待遇を確保するため、事業所への啓発を行うとともに、農業や漁業・商工業などの自営業の分野においても、男女共同参画を推進するため、主体的に経営に参画する女性の育成を図ります。
- 起業を目指す女性、さらにビジネスの発展を目指す女性を支援するためのセミナーを開催し、女性の職業能力向上を図ります。
- 男女ともに取得できる育児休暇や介護休暇について事業主への啓発を推進し、家庭生活における男女共同参画を図ります。



男女共同参画フェスタ

(2) 交流の促進

1 国際・国内交流

現状と課題

本市の外国人登録人口は、平成10年4月に834人であったものが、平成17年4月現在1,150人と増加しており、今後とも居住する外国人の増加が見込まれます。

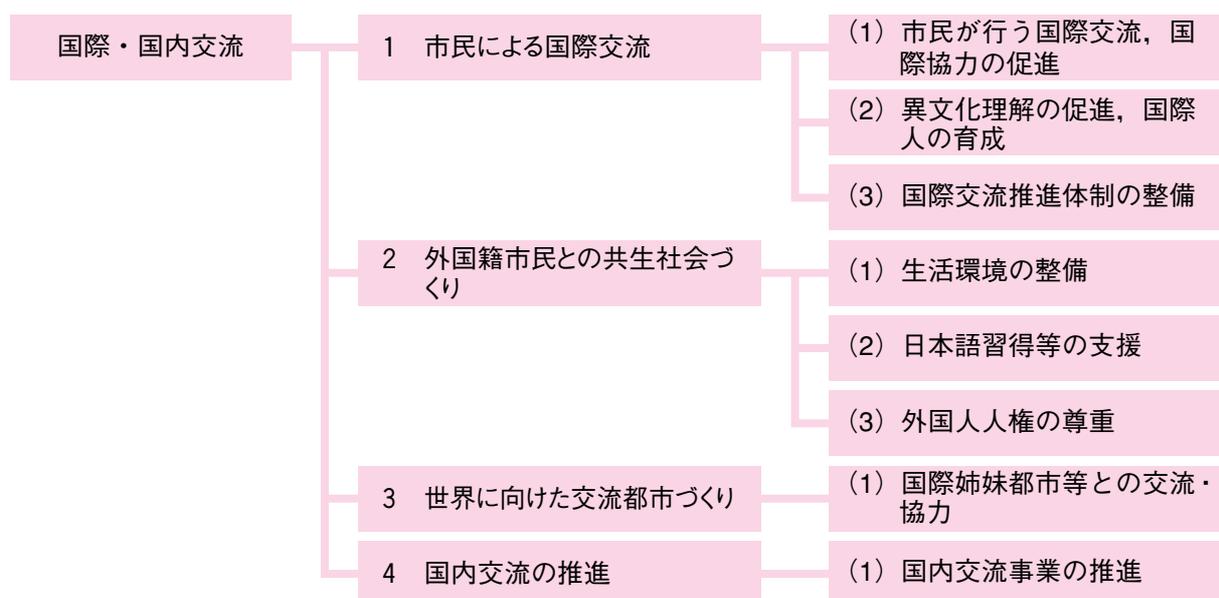
本市では、市民の異文化に対する理解を促進するため、外国語指導助手による授業や青少年海外派遣事業を実施するとともに、地球市民塾や国際交流サロンなどを開催しています。また、外国籍市民の日常生活の便益を図るため、生活ガイドブックなどによる情報提供や来訪外国人のための公共施設の英文表示、観光情報などの提供を行っています。

市民の自主的な国際交流活動も活発に行われていますが、さらに交流の輪を市民各層に広げるため、市民活動のネットワーク化や推進体制の整備が課題となっています。また、外国籍市民が地域活動に参加するなど、市民の一員として地域づくりに参画できるよう促すことも課題です。

このため、(仮称)国際交流協会を設立し、市民の国際感覚の醸成を図るとともに、外国人にも住みよく訪れやすい多文化共生のまちづくりの推進や国際姉妹都市の締結など、世界とふれあうまちづくりを確立することが重要となっています。



施策の体系



基本的施策

1 市民による国際交流

(1) 市民が行う国際交流，国際協力の促進

- 市民レベルの国際交流を促進するため，市民グループや団体に情報・資料を提供し，自主的交流活動の支援を行います。
- 国際協力機構（JICA）*など国際支援団体が行う活動への市民の参画を促進します。

(2) 異文化理解の促進，国際人の育成

- 地球市民塾*その他の国際交流イベントの開催や情報提供により，市民の国際感覚の向上に努めます。
- 外国語指導助手による教育活動や中学生の海外派遣事業などを実施し，将来を担う「国際人」を育成します。

(3) 国際交流推進体制の整備

- 市民が行う国際交流事業の促進や民間交流団体間のネットワーク化を図るため，（仮称）国際交流協会を設立します。
- 国際交流ボランティア制度の活用・充実を図るため，研修会の開催や実践機会の拡大に努めます。

国際協力機構（JICA）

Japan International Cooperation Agencyの略で，正式名称は「独立行政法人 国際協力機構」。前身は「国際協力事業団」で政府開発援助（Official Development Assistance）を実施している組織の一つをいう。

地球市民塾

身近な視点から国際交流や国際協力について考える機会を提供し，市民の国際意識の醸成を図るとともに，市民自らの企画・運営による国際活動を推進するもの。

- 東海村に建設中の大強度陽子加速器施設に関連した外国人研究者やその家族などの受け入れ体制を充実するため、茨城県国際交流協会および近隣市町村との連携に努めます。

2 外国籍市民との共生社会づくり

(1) 生活環境の整備

- 外国籍市民，来訪外国人の便益を図るため，多言語版の生活ガイドブックなどによる生活支援情報を提供するとともに，分かりやすい案内標識の設置，公共施設表示を推進します。
- 外国籍市民の地域行事への積極的参加や自治会加入を促進し，まちづくりへの参画を図ります。

(2) 日本語習得等の支援

- 外国籍市民などの日本語習得のニーズに対応して日本語指導ボランティアを派遣し，生活に必要な日本語理解を支援します。

(3) 外国人人権の尊重

- 関係機関と連携して，不当労働行為の防止や適正雇用の啓発を行い，外国人の権利保障に努めます。

3 世界に向けた交流都市づくり

(1) 国際姉妹都市等との交流・協力

- 文化，教育など多分野における市民の国際交流を推進するため，海外都市との積極的交流や国際姉妹都市の締結を進めます。

4 国内交流の推進

(1) 国内交流事業の推進

- 国内姉妹都市である石巻市および那須塩原市との間において，観光，文化，スポーツなどの交流事業を実施し，市民参加のもとでの友好親善を深めます。

2 情報通信

現状と課題

インターネットの爆発的な普及や電子商取引の発展に代表されるように、国や自治体の業務、市民生活、産業活動など社会・経済活動の隅々にまで、IT（Information Technology：情報通信技術）化が進んでいます。

本市は、電子自治体の実現を目指して、ホームページ上で行政情報を提供するとともに、電子メールを利用した市民からの質問・意見などの受付、インターネットによるスポーツ施設予約や電子申請・届出などの情報サービスを提供しています。

こうしたITの利便性を市民の誰もが享受できるように、IT基礎講座の開催や、ITサポートセンター*における指導・相談、各中学校区単位の市民ボランティアによる地域ITリーダー*養成を行っています。

今後は、IT化による市民サービスの向上と行政事務の効率化を一層推進するとともに、コミュニケーションツールとして進化するICT（Information & Communication Technology）に柔軟に対応していくことが課題となっています。

このため、国や県のICT施策と連携した「IT推進計画」の改訂と推進、IBBN（いばらきブロードバンドネットワーク）*を基盤とした県内共通システムの拡充、公共施設でのIT機器や通信環境の整備、生活に役立つ行政情報の提供、IT操作技能の向上支援、市民ニーズに対応したITシステムの提供、産業の支援や一層の事務の効率化・高度化を進めていく必要があります。

ITサポートセンター

パソコンの初歩的な困りごと相談窓口（ワークプラザ勝田内）。

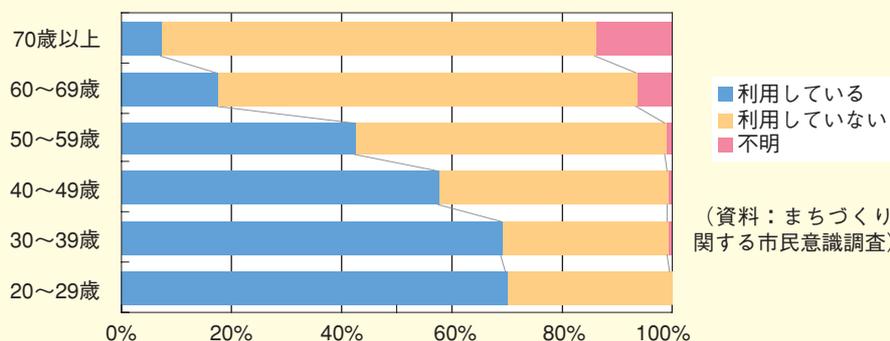
地域ITリーダー

中学校区ごとに、市域住民にITを教えるボランティア。

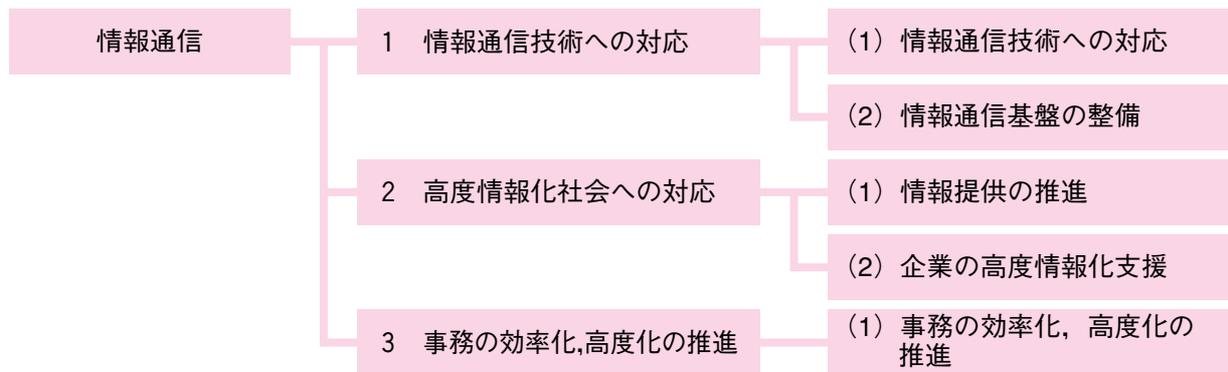
IBBN（いばらきブロードバンドネットワーク）

産業の振興、情報格差の是正、行政サービスの効率化・高度化のため、県が中心となって整備した高速・大容量の情報通信ネットワーク。

問 あなたはご自宅や職場でインターネットを利用されていますか。



施策の体系



基本的施策

1 情報通信技術への対応

(1) 情報通信技術への対応

- コミュニケーションツールとして進化するICTに柔軟に対応できるよう、「ひたちなか市IT推進計画」を見直し、地域や行政におけるIT化を推進し、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。

(2) 情報通信基盤の整備

- IBBNの有効活用を進めるとともに、身近なところで電子申請やIT学習ができるよう、公共施設等の情報通信基盤の整備に努めます。
- 企業における情報通信基盤の整備・活用を促進するため、茨城県ITサポートセンターなどの相談窓口の紹介や各種融資制度などのPRに努めます。

2 高度情報化社会への対応

(1) 情報提供の推進

- ホームページについて、掲載する内容やシステムの一層のレベルアップを図るため、職員向けのIT研修を充実するとともに、本市の魅力などを積極的に市内外へ情報発信します。
- 防災情報、ごみ集積所情報、工事箇所情報など、市民生活に役立つ情報をホームページを通して一元的に提供するシステムを構築します。

- 小中学校における情報教育を積極的に推進するとともに、市民の誰もが高度情報化社会に対応できるよう、小中学校の教室などを利用した地域住民向けのパソコン教室を開催します。
- ITサポートセンターにおいて、IT操作未経験者向けの基礎講座の開催およびそのフォローアップと困りごと相談を行うとともに、中学校区単位でパソコン初級者をサポートするボランティアの地域ITリーダーを養成します。
- 各コミュニティ地区ごとに医療、保健、福祉、教育、防災、安全など幅広い分野の情報をまとめたホームページを開設し、暮らしに有益な情報の提供や地域内における情報交換の促進を図ります。
- 住民基本台帳カードの利用促進を図るため、カードに組み込まれたICチップを利用した、市独自のサービスの付加を検討します。
- 市民サービスの向上を図るため、いばらき電子申請・届出サービスの対象業務を拡充します。

(2) 企業の高度情報化支援

- 茨城工業高等専門学校地域共同テクノセンターとひたちなかテクノセンターを核として、企業の高度情報化の相談や技術的指導を行い、市内の中小企業、ベンチャー企業の支援・育成に努めます。

3 事務の効率化、高度化の推進

(1) 事務の効率化、高度化の推進

- 戸籍オンライン、統合型GIS^{*}、総合文書管理システムの導入などにより、ITを活用した行政事務の効率化と電子行政サービスの提供を推進します。

統合型GISシステム

地理情報を電子化し、個別情報の付加やデータの整理を行い、各業務において情報を共有するシステム。



ITサポートセンター

3

イベント

現状と課題

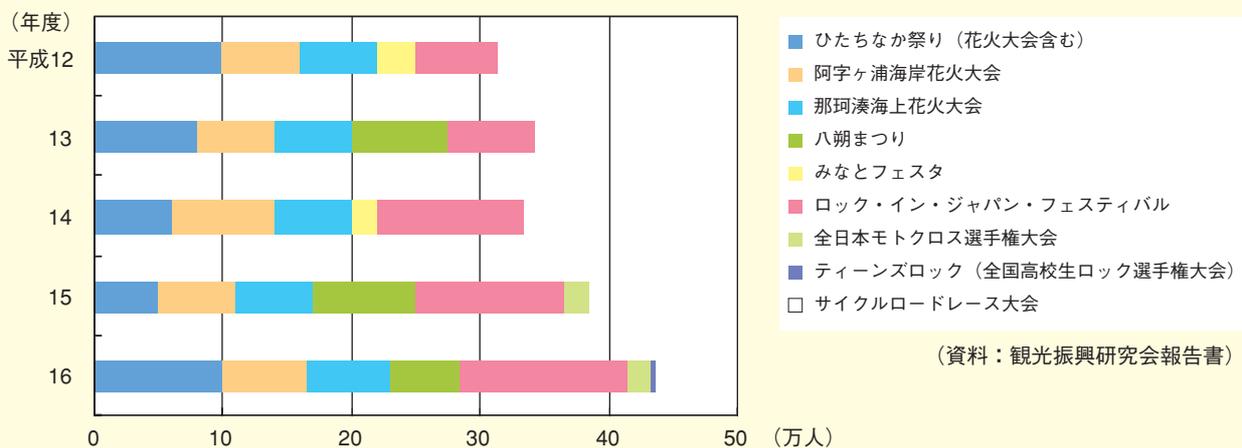
本市においては、若者を中心に約13万人が訪れるロックフェスティバルなどの音楽イベントや、1万人ものランナーが健脚を競う勝田全国マラソン大会をはじめとしたスポーツイベントなど、全国規模で知名度の高いイベントが開催されています。

また、市民が主体となって運営されるひたちなか祭りなど本市独自の個性あふれるイベントも行われています。

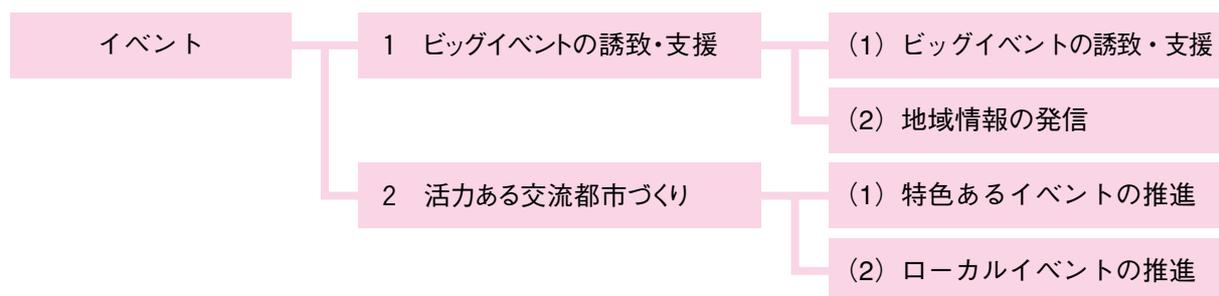
これらのイベントは、市民の積極的な支援と参加により、本市の魅力や特色を発信する機会となるとともに、市内外から訪れる多くの人々との交流により、さらにその魅力を高める契機ともなることから、イベントを通じた観光交流の一層の発展が期待されています。

このようなことから、大規模なイベントの誘致とより多くの市民の参画機会の確保に努めるとともに、イベント情報の発信やPR、本市の魅力を内外に伝えるイベントボランティアの活動支援などが必要となっています。

イベント入込み客数の推移



施策の体系



基本的施策

1 ビッグイベントの誘致・支援

(1) ビッグイベントの誘致・支援

- 交流人口の増大による活力あるまちづくりを進めるため、全国規模の大規模なイベントの誘致に努めます。

(2) 地域情報の発信

- ホームページへの掲載やパンフレットなどを通じて、イベント情報を全国に向けて発信します。

2 活力ある交流都市づくり

(1) 特色あるイベントの推進

- 勝田全国マラソン大会や三浜駅伝大会などのスポーツイベントを開催し、市民スポーツの振興や健康づくりの機会拡大を図ります。
- ロック・イン・ジャパン・フェスティバルやティーンズロック（全国高校生アマチュアバンド選手権大会）などの音楽イベントの開催支援により、若者が集う音楽のまちとして、本市のイメージアップを図ります。
- 磯節全国大会の開催を支援し、郷土を代表する民謡の継承と普及拡大を図ります。
- 産業交流フェアなどの産業イベントの開催により、先端技術や地域の特産品に対する市民の理解を深めるとともに、市内外に対して産業のまちとしてのPRに努めます。

(2) ローカルイベントの推進

- ひたちなか祭りをはじめとした地域のイベントを振興し、市民が交流を深める機会の創出に努めます。

- 市民参加による地域イベントの一層の充実・活性化を図るため、イベントを支えるボランティア組織を確立し、その支援・育成に努めます。



ロック・イン・ジャパン・フェスティバル

第3 計画の推進方策



小中学生絵画「私たちの住みたいまち」

優秀賞 那珂湊第三小学校2年 木内 美佳子さん

現状と課題

近年、行政に対する市民ニーズは多様化・高度化するとともに、三位一体の改革や地方分権の進展など、行政を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

このような中、本市では平成16年2月に「ひたちなか市新行財政改革大綱*」を策定し、事務事業の簡素効率化、組織・機構の見直し、定員の適正化や民間委託化の推進などを進めてきました。これにより、平成6年11月の合併時の職員数1,295人から平成17年4月には1,123人となっています。

今後とも、市民ニーズに対応して行政サービスの向上を図るため、行政運営の効率化をなお一層進めるとともに、行政情報を広く提供し、透明性を確保しながら、市民の意見や提案を取り入れ、開かれた信頼される行政運営を展開することが課題となっています。

このため、ITなどを活用した事務事業の合理化を進めるとともに、民間活力の導入や行政評価システム*の充実、より簡素で効率的な組織機構の確立や定員管理の適正化などを推進するほか、市職員の政策形成能力の向上や実績・能力に応じた公平公正な人事管理制度を確立する必要があります。

また、わかりやすい市報づくりや市政の出前講座、県域テレビ・ラジオ放送などによる情報発信やパブリック・コメント、政策課題懇談会などを引き続き充実するとともに、今後のまちづくりの基本的な枠組みとして、自治基本条例の制定・運用による、市民と行政、企業などの役割分担と協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、市民の知る権利に応えつつ個人のプライバシーの保護に努めるとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図っていく必要があります。

ひたちなか市新行財政改革大綱

行財政運営の簡素効率化を図るための指針で、第4次となる大綱を平成16年2月に策定した。平成8年3月に行政改革大綱、平成11年2月に行財政改革大綱、平成14年8月に行財政改革大綱（改訂版）を策定している。

行政評価システム

行政が実施する施策や事務事業を計画、実施、評価、改善のサイクルの中で結果や成果、貢献度や有効性等を客観的に評価し、改善方策につなげていく方法。

施策の体系



基本的施策

1 行政運営の効率化

(1) 事務事業の整理合理化

- 「新行財政改革大綱」の推進を図り，新たな行政需要に的確に対応した事務事業の見直し・効率化と行政サービスの向上に努めるとともに，その成果と達成状況などの評価に基づき，「第5次行財政改革大綱」を策定します。
- 事務事業評価システムを充実し，事業の検証を行うとともに，引き続き行政各部門での業務改善提案を進めます。
- 民間との役割分担を図るとともに，民間活力の導入を進め，より質が高い，効率的な行政サービスの提供を目指します。
- 総合窓口化によりさまざまな申請，届出や証明書交付等の手続を一か所で行えるようにするとともに，休日の窓口開設や電子申請・届出などの導入により，市民がより使いやすい窓口への改善を推進します。

(2) 組織・機構の整備

- 社会情勢の変化，市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できるよう，組織・機構のスクラップ・アンド・ビルド*を徹底し，簡素・効率的を進めます。
- 公社など外郭団体については，事業の効率化など運営改善を図るとともに，実情に即した再編，業務の整理を推進します。

(3) 定員管理の適正化

- 民間との役割分担や市民との協働の推進のもとに，時代に適合した効率的な行政運営を進めるため，中・長期の定員適正化計画を運用し，職員定数の見直し縮減を図ります。

(4) 人事管理の適正化

- 職員研修を充実し，地方分権時代にふさわしい専門知識や政策形成能力の向上と意欲の喚起を図ります。
- 職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮できるよう，実績に基づく新たな人事管理制度の構築を図ります。

(5) 施設管理の適正化

- 公の施設を適正に管理するため，指定管理者制度を積極的に導入し，公共性・安定性を確保しつつ，経営やサービスに柔軟性を持たせた効率的な管理運営を図ります。

スクラップ・アンド・ビルド

組織・事業の肥大化を防ぐため，部・課それぞれのレベルにおける組織・事業単位数を増やさないことを前提とした基本原則。組織・事業の新設の場合には，それに相当するだけの既存組織・事業を廃止しなくてはならないものとされている。

2 市民参加機会の拡充

(1) 市民参加機会の拡充

- これからの自治体を運営するための理念，制度，原則等を総合的かつ体系的に明示し，まちづくりの最高規範となる自治基本条例*を制定し，市民と行政，企業等の役割分担による協働のまちづくりを推進します。
- 市民の意見を市政に反映するため，審議会委員の市民公募を推進します。

自治基本条例

まちづくりに関し，住民，行政，事業者などがそれぞれの役割と責務を明らかにし，自己決定・自己責任に基づく参画の仕組み。

3 広報・広聴活動の推進

(1) 広報活動の推進

- 市民に分かりやすい紙面づくりや市民レポーターの活用を進めるなど，市民との連携による市報の充実を図ります。
- 市民ボランティアなどとの連携により，視覚障害のある方のために，市報を音声や点字にして提供する福祉広報を推進します。

- 市政懇談会や出前講座の開催を通じて、市政への市民の理解と参加を促します。
- より多くの市民がいつでも、どこからでも市の広報を読むことができるよう、公式ホームページによる市政情報の提供を推進します。
- 茨城県域地上デジタル放送，ラジオ放送の積極的活用により，本市のPRを推進します。

(2) 広聴の推進

- 審議会等の公開やパブリック・コメント*，政策課題懇談会など，政策決定過程において市民からの意見を取り入れ，市政に反映します。
- 市政全般にわたる市民の提案・意見を反映するため，市政モニター制度のほか，市民提案ボックスを利用した自由提案や課題提案，市民アンケート等を実施するとともに，市民相談や困りごと相談などにより，きめ細かな市民ニーズの把握に努めます。

パブリック・コメント

基本的な施策等の策定に当たり，施策等の趣旨，目的，内容等を広く公表し，市民等から提出された意見及び情報を考慮して意思決定を行う一連の手続。

4 情報公開・個人情報保護制度の充実

(1) 情報公開制度の充実

- 市民の知る権利を保障するとともに，市民への説明責任を果たすため，情報公開制度の適正な運用に努めます。

(2) 個人情報保護制度の充実

- 市の保有する個人情報に関し，個人情報保護条例に基づき，市民のプライバシーおよび権利・利益の保護に努めます。

(3) 公正の確保と透明性の向上

- 行政手続制度*および行政不服審査制度を適正に運用し，行政の公正性の確保に努めます。

行政手続制度

市の条例規則等に基づく申請処分，不利益処分，届出，行政指導に関する手続について共通の事項を定めることにより，行政の恣意的な取扱いの防止や行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために平成8年4月に行政手続条例を制定した。法律に基づくものとしては，行政手続法（平成5年法律第88号）がある。

現状と課題

わが国の経済は、緩やかな回復基調にあるといわれるものの、国と地方の抱える長期債務残高が774兆円を超えるなど、国・地方の財政は極めて厳しい状況にあります。

本市では、これまで弾力ある財政運営と健全財政の保持に努めてきましたが、三位一体の改革*により、税源移譲と同時に地方交付税の大幅削減が行われる一方、本市の歳入の約5割を占める市税収入は、平成9年度の215億円をピークに平成16年度はその約94%である202億円にまで減少しており、実質的財源不足は今後も続くことが予想されます。

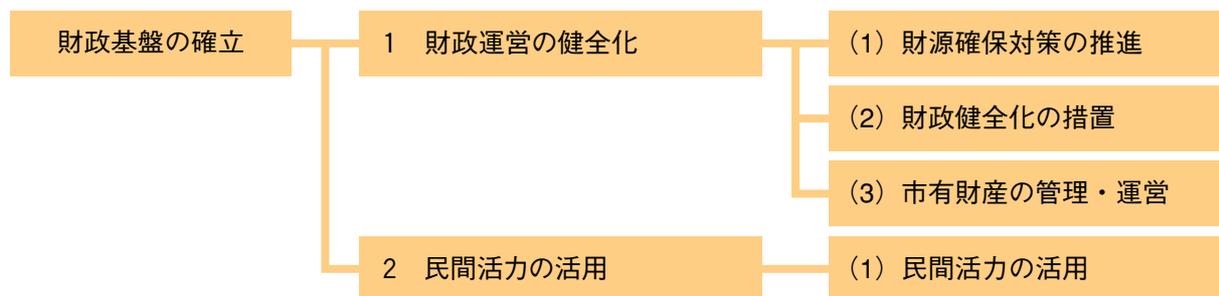
地方分権の時代にあって、地方自治体が自らの責任において住民福祉の向上や個性豊かで活力ある地域づくりを進めるためには、地方税源の充実確保が不可欠ですが、当面市税の大幅な伸びを期待できない中で、地方交付税の縮減が想定されることから、今後もコスト意識を強く持って、費用対効果を十分に検証しながら、限られた財源を計画的、効果的に配分するとともに、自主財源の確保を進めていくことが課題となっています。

このため、市内の産業活性化やひたちなか地区開発を生かした企業誘致などを積極的に行い、税収の確保を図るとともに、広く市民に財政状況を公表し、理解を求めながら、市税等の徴収強化や、市民債の発行、使用料・手数料など受益者負担の見直しなどにより財政健全化を進めるとともに、民間活力の積極的活用に取り組んでいくことが必要となっています。

三位一体の改革

国と地方の税財政のあり方を見直す①国庫補助負担金の廃止・縮減、②地方に対する税源移譲、③地方交付税の改革を同時に推進することを言い、国と地方における支出と税収の基礎的不均衡を改善することにより、地方自治体の自由度を高めることになる。

施策の体系



基本的施策

1 財政運営の健全化

(1) 財源確保対策の推進

- 課税客体を確実に把握し、適正課税を実施するとともに、高額滞納者に対しては茨城租税債権管理機構と連携した徴収を実施し、収納率の向上に努めます。
- 住民参加型のミニ市場公募債「ひたちなか市民債」を発行し、市民生活に密接に関わる事業について、財源の確保と市政への参加意識の高揚を図ります。

(2) 財政健全化の措置

- ひたちなか地区への企業誘致、常陸那珂港の整備と利用促進などにより、産業の振興、雇用の創出などを図り、税収の向上に努めます。
- 公平な受益者負担の確保の観点から、使用料、手数料について行政コストを勘案しながら定期的に見直しを行います。
- 地方分権の進展に伴う権限移譲に見合った財源の確保のため、税財源の移譲や制度の見直しを国へ働きかけるとともに、地方交付税、地方債などについては的確な収入の見込みを立て、国・県補助金や交付金の効率的活用を図ります。
- 特別会計事業については、会計区分を明確にし、固有財源の確保と適切なルールに基づく一般会計からの繰り出しにより、効率的な運営に努めます。
- 補助金については、目的・効果、経費負担のあり方等を

踏まえて、見直しを行います。

- 健全な財政運営のめやすとなる経常収支比率、実質公債費比率などの各種財政指標の適正化に努めます。
- 財政構造の硬直化の要因となる公債費について、将来にわたって増加を抑制するため、安易に起債に頼ることがないよう事業を厳選し、市債の借入額を当該年度の元金償還金を上限とすることにより、プライマリー・バランスの黒字を堅持します。
- 予算や財政指標、経費節減の実績等を、市報やホームページにわかりやすく掲載し、常に市民に対し財政状況を明らかにします。

(3) 市有財産の管理・運営

- 普通財産については、未利用地の処分を積極的に推進し、有効活用と財源確保を図ります。
- 市民が利用しやすく、安全で快適なサービスを提供するため、市庁舎の計画的な改善・補修を図ります。

2 民間活力の活用

(1) 民間活力の活用

- 公共施設の建設・運営については、コストの縮減と効率的なサービス提供を目指し、PFIをはじめ民間活力の活用による整備手法を検討します。

3 広域行政の推進

現状と課題

都市化の進展や交通・情報網の発達に伴い、市民の日常生活や企業の経済活動は自治体の区域を越えて展開してきています。

また、一定の行財政規模や都市機能・行政サービスの水準を確保するため、全国的に市町村合併が行われ、行政の広域化が進められています。

本市では、隣接する東海村との間で一部事務組合を組織し、公共下水道や広域斎場の効率的な運営に当たるとともに、ひたちなか地区の開発をはじめ、共通課題の解決に向けたさまざまな取組を進めています。

また、地理的・歴史的な関わりの深い那珂台地をはじめとした周辺の各市町村や広域市町村圏、地方拠点都市地域との連携を強化し、基幹道路をはじめとする都市基盤の整備や、図書館、スポーツ施設などの公共施設の広域利用などを推進しています。

自治体財政が厳しさを増す中で、今日の住民ニーズに適切に対処していくためには、事務事業のさらなる広域化により、行財政運営の効率化を図るとともに、都市施設の集積や豊かな自然環境などそれぞれの市町村の資源を生かしながら、より質の高い専門的な行政サービスを提供していくことが課題となっています。

また、道路などのハード事業だけでなく、社会の変化にあわせ、観光等による交流人口の拡大や国際化への対応など、ソフト面における新たな取組を強化していくことも課題です。

このため、東海村をはじめ近隣市町村との行政事務の共同処理および水戸地方広域市町村圏協議会や北関東地域、首都圏における広域連携のための協議会に参画し、広域的な事業の実施、広域行政に関する連絡調整などを進めて行く必要があります。

施策の体系

広域行政の推進

1 広域行政の推進

(1) 広域連携の強化

基本的施策

1 広域行政の推進

(1) 広域連携の強化

- ひたちなか・東海広域事務組合により斎場および公共下水道の効率的な共同処理を推進します。
- 本市および東海村にわたる広域的な処理を必要とするひたちなか地区開発、ごみ処理、消防・救急などの事項について協議検討を進めるとともに、2市1村の先行合併の経緯と地域住民の意向を踏まえながら、東海村との合併を推進します。また、那珂台地における広域的な連携を強化し、一体的なまちづくりを目指します。
- 生活圏の広がりに対応したまちづくりや行政サービス水準の向上を図るため、水戸地方広域市町村圏構成市町村*の広域連携を進めるとともに、公共施設の広域利用を推進します。
- 水戸地方広域市町村圏事務組合については、効率的な運営に努めるとともに、時代に合った見直しを図ります。
- 「水戸地方拠点都市地域基本計画」に基づく事業を促進し、住民サービス向上と地域の連携強化を促進します。
- 首都圏都市開発区域関係都市協議会に参画して「首都圏整備計画」を推進し、関東北部地域の交通、物流、研究開発の拠点形成を図ります。

水戸地方広域市町村圏構成市町村
水戸地方広域市町村圏協議会規約に基づき、行政の広域化に対応するために構成された市町村をいう。水戸市、ひたちなか市、那珂市、東海村等が構成市町村となっている。

第4 重点プロジェクト



小中学生絵画「私たちの住みたいまち」
優秀賞 大島中学校2年 佐藤 千恵さん

目指すべき都市像を実現するためには、限られた財源を効率的・効果的に配分し、事業の進み具合を適切に管理しながら、市民生活の向上を図っていくことが必要です。

このため、計画期間内において重点的に実施する事業を、次のとおりプロジェクトとしてまとめ、併せて事業ごとの目標水準を定めることにより、施策体系の枠組みを超えて、横断的・総合的に推進するものとします。

1 産業活性化プロジェクト

(1) 新たなチャレンジの支援

新たな工業製品の開発支援や産学連携の奨励、商店街におけるチャレンジショップの開設、企業誘致の推進などにより、商工業分野において新たな力の湧出を促進し、産業活動の活発化を図ります。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
ひたちなか地区(1,182ha)の土地利用率	51.0%	55.7%	79.3%
製造品出荷額等	785,864百万円	853,555百万円	867,732百万円
卸売・小売業の年間販売額	353,194百万円	408,888百万円	450,782百万円

(2) 観光産業の育成

新しい観光資源の創出や広域観光ルートの形成、観光ボランティアの活用など、交流時代における観光産業の振興と一般市民を含めたまちの魅力の発掘を図ります。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
観光施設・イベント事業の入込み客数	3,057千人	3,200千人	3,500千人

(3) 農林水産業の振興

地域の実情に応じた生産基盤の整備、競争力の高い産地の創造など、環境との調和を図りながら、担い手が意欲を持って打ち込める付加価値の高い21世紀の農林水産業づくりを進めます。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
水産加工品生産量	31,044t	37,200t	45,500t
水揚高	510百万円	1,284百万円	1,455百万円
農業産出額	9,070百万円	9,370百万円	9,670百万円
学校給食に提供される地元食材(米, 食用かんしょ, 野菜)の品目数	3品目	7品目	10品目

(4) 地域雇用の拡大

勤労者福祉サービスセンターの運営支援や学生の職場体験、合同説明会の開催などを促進し、次代を担う若年層の適切な職業選択と円滑な就職を促進します。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
市内の高校生のうち企業への就職が決定した割合	92.9%	100%	100%
有効求人倍率(水戸公共職業安定所管内)	0.85倍	1.00倍	1.00倍
勤労者福祉サービスセンターの会員数	1,973人	3,000人	3,700人

(5) 物流の効率化

常陸那珂港の整備や定期航路の誘致、港湾関連施設への流通関連企業の立地促進などにより、世界に広がる物流のネットワーク化を図ります。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
常陸那珂港で取り扱われる貨物の量	430万t	786万t	1,366万t
常陸那珂港の係留施設整備数	17バース	19バース	20バース

2 生活環境プロジェクト

(1) 住環境の整備

街区道路や排水施設の重点化などの効率的な手法により土地区画整理事業や中心市街地整備を推進するとともに、ライフラインとなる上水道の普及や持ち家世帯の向上を図ることにより、快適な居住環境を確保します。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
市街化区域において土地区画整理事業等が実施された割合(事業費ベース)	41.7%	62.2%	83.6%

(2) 緑のまちづくり

市街地において都市公園の計画的な整備を行うとともに、斜面緑地など市内に広がる豊かな緑を風致地区として保全するなど、暮らしに潤いを与える緑の創出・保全を図ります。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
住民1人当りの都市公園の面積	14.36㎡/人	14.76㎡/人	15.59㎡/人
「風致地区指定計画」により指定された面積の割合	69.8%	90.0%	100%

(3) ごみの減量化・資源化の推進

市民ぐるみによる資源回収の実施や新たな清掃センターの整備，広域的なごみ処理などにより，ごみの適正処理と減量化・資源化を進め，良好な環境を保持します。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
1人1日当たりのごみ排出量	1,041g	978g	916g
資源回収率	14.15%	16%	20%

(4) 自然環境の保全

市民が健康で快適な生活を営むために不可欠な自然環境を保全するため，環境フォーラムの開催などの啓発活動や環境教育，事業者への適切な指導などを行います。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
水質環境基準を達成している地点の割合 (市内中小5河川)	83.3%	83.3%	100%
市が実施する環境講座等に参加した人の数	189人	300人	500人

(5) 生活交通の円滑化

歩道整備を含めた生活道路の整備や，地域間の自由な移動を可能とするコミュニティバスの導入，十分な自転車駐車場の確保などにより，交通の円滑化を図ります。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
バス利用者数	142万人	157万人	157万人
生活道路の改良率	55.2%	55.7%	56.2%
生活道路の舗装率	74.5%	75.9%	77.1%

(6) 生活排水の適正処理

公共下水道事業，農業集落排水事業，合併処理浄化槽の設置を地域の実情に応じて適切に組み合わせ，生活排水の適正処理を推進し，衛生的な住環境を確保します。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
適正な基準で汚水を処理している人口の割合	73.4%	84.1%	92.0%

3 安全・安心プロジェクト

(1) 都市型水害の防止

大雨時における宅地の浸水や道路の冠水による被害を防止するため、計画的な河川や雨水幹線の整備を実施します。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
1時間当たり50mmの降雨に対応した雨水幹線の整備率	38.9%	90.1%	98.1%
1時間当たり50mmの降雨に対応した河川の整備率	15.4%	19.5%	37.8%

(2) 安全な地域社会づくり

地域における自主的な防犯・防災活動の推進や、消費トラブルへの適切な相談、交通安全の普及啓発などにより、災害や犯罪のない明るい地域社会づくりに努めます。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
交通安全教室の実施回数	208回	230回	230回
消費生活にかかるふれあい講座実施回数	32回	45回	50回
住宅用火災警報器等の設置率	不明	100%	100%
自主防災組織が行う各種訓練の年間参加者数	2,850人	3,500人	4,200人
市内の事業所が組織する特設消防隊を機能別消防団として任用する隊の割合	0%	50%	100%
自治会による自警団結成および活動組織割合	61%	80%	95%

(3) 救急体制の確保

救急救命士の養成やバイスタンダーの育成、救急医療体制の充実などにより、市民の生命を守ります。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
救急搬送される傷病者のうち市内医療機関に搬送される割合	63%	70%	75%
心肺停止後に救急搬送された傷病者の1か月後の生存率	1.3%	3.5%	6.0%

4 福祉・健康プロジェクト

(1) 市民の健康づくりの推進

医療体制の整備や新生児家庭訪問などの保健サービスの実施，健康診査を通じた疾病予防により，市民が不安なく生涯元気でいられる都市の実現に努めます。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
自分が健康だと感じている市民の割合	73.2%	80.0%	80.0%

(2) 高齢者福祉の推進

介護予防の充実や見回り機能の強化などにより，お年寄りが住み慣れた地域の中で安心して生活できる環境づくりに努めます。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
虚弱高齢者のうち要支援・要介護1に移行しない人数	10人	380人	440人
生きがい・健康づくりイベントに参加する高齢者の人数	1,220人	1,610人	1,880人
元気に就労している高齢者の人数	1,094人	1,450人	1,700人
福祉施設や福祉サービスにおおむね満足している人の割合	77.7%	83%	88%

5 子育て支援・人づくりプロジェクト

(1) 子育て支援の充実

特別保育などニーズにあった保育メニューの充実や子育てサークルの育成，地域における子育て支援の拠点施設の運営支援などにより，安心して子育てができる環境づくりに努めます。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
一時保育を実施している保育所数	3か所	5か所	6か所
地域子育てセンターの設置数	3か所	5か所	6か所
延長保育を実施している保育所数	20か所	22か所	22か所
放課後児童クラブの開設時間数	952時間	1,190時間	1,428時間
審議会等における女性委員の割合	19%	30%	40%

(2) 生涯学習の推進

生涯学習センターの整備や自主サークルの育成，生涯学習講座の開催などにより，市民の主体的な学習活動を支援するとともに，市民自身による質の高いさまざまな市民文化発信の場と機会を充実します。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
芸術・文化に関わるサークル数	116団体	120団体	123団体
芸術鑑賞会への参加者数	26,300人	29,600人	31,400人
生涯学習施設の利用者数	1,795千人	1,845千人	1,975千人

(3) 学校教育の充実

学校や地域の実態等を踏まえ，具体的な数値目標の設定（スクールマニフェスト）と教育活動を推進し，学力の向上を図るとともに，豊かな心と将来への夢を育む教育に努めます。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
学力診断テストの平均正答率	県平均より 5ポイント上	県平均より各教科 5～10ポイントアップ	県平均より各教科 5～10ポイントアップ
児童・生徒の家庭における学習時間数	小学校30分， 中学校60分	小学校30分（低学年）， 学年×10分（高学年）， 中学校120分	小学校30分（低学年）， 学年×10分（高学年）， 中学校120分
児童・生徒の年間読書冊数	小学校高学年で 50冊以上読んだ 児童：27%	小学校50冊， 中学校12冊	小学校50冊， 中学校12冊
授業参観の参加者の割合	小学校7割， 中学校4割	小学校8割， 中学校7割	小学校8割， 中学校7割
不登校により長期欠席した小中学生の割合	小中学校平均 5.2人	小学校0， 中学校2割減	小学校0， 中学校2割減

6 交流の創出プロジェクト

(1) 市民活動の推進

市民活動サポートバンクの創設や市民協働ネットワーク拠点施設の運営，地域団体やNPOの活動支援などにより，市民との協働による豊かなまちづくりを推進します。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
まちづくり活動に積極的に参加または呼びかけや動機付けがあれば参加する市民の割合	78%	80%	85%

(2) 国際交流の推進

国際交流協会の設置や海外姉妹都市の締結などにより、グローバル時代にふさわしい世界との交流の推進に努めます。

指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
国際交流に関わる市民の数	368人	770人	1,500人

(3) ITの普及推進

ITサポートセンターの運営や地域ITリーダーの育成などにより、市民誰もがITを活用してさまざまな情報のやりとりができる体制をつくります。

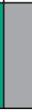
指 標 名	目標(現況)値		
	現 況	平成22年度	平成27年度(参考値)
IT基礎講座の受講者数	2,153人	12,500人	22,500人

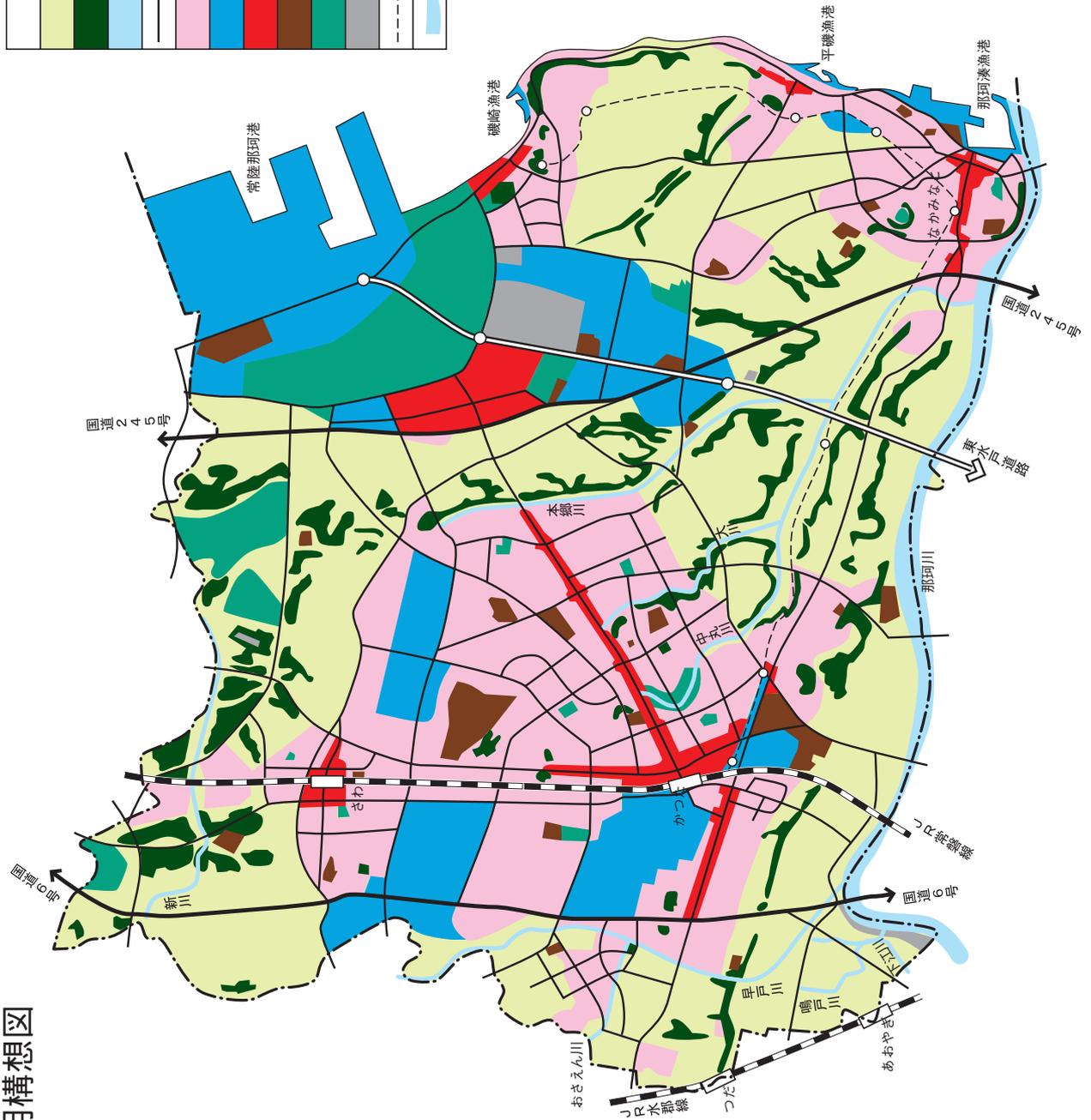
第4編 付属資料



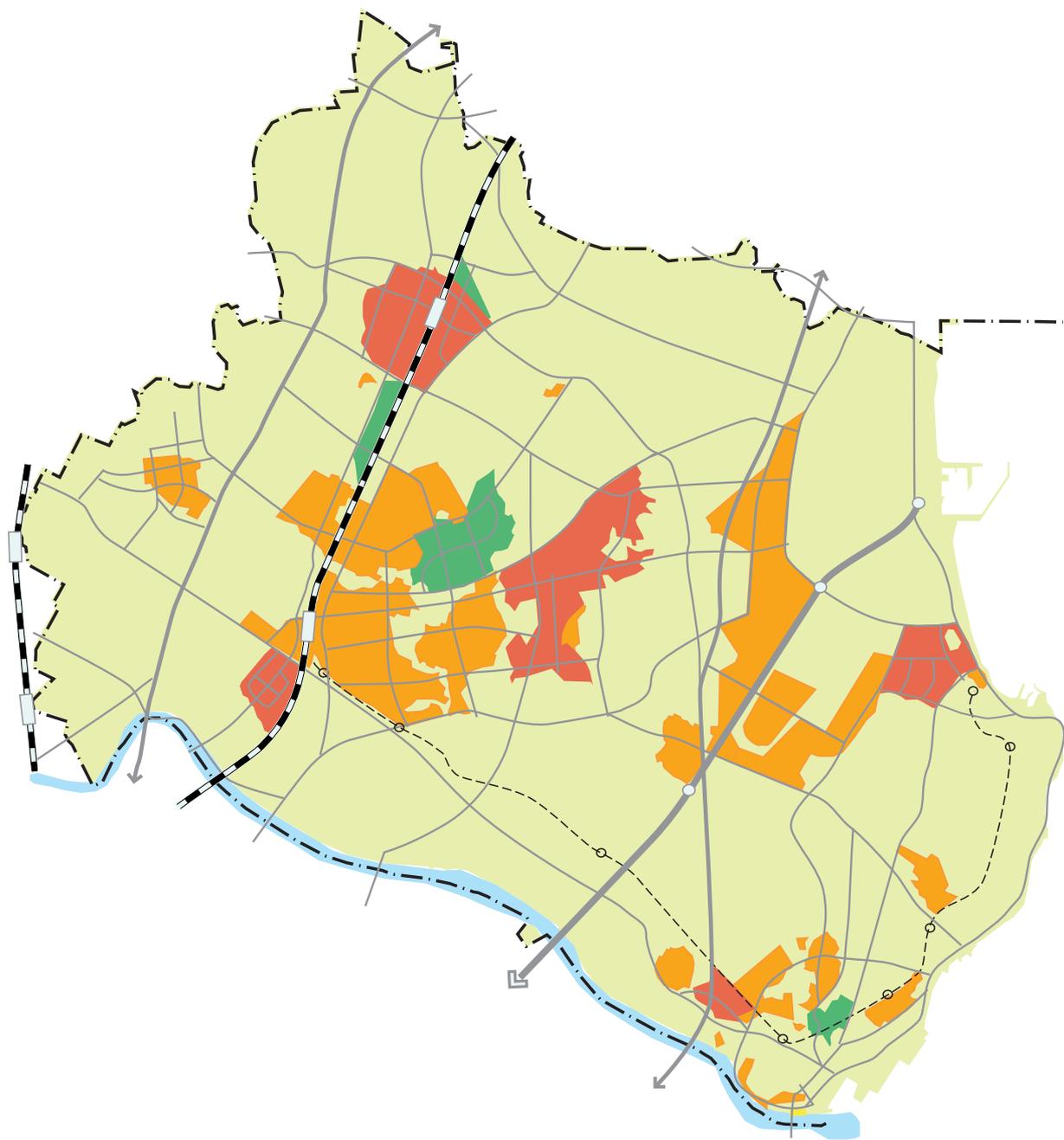
小中学生絵画「私たちの住みたいまち」
優秀賞 大島中学校3年 檜山 薫さん

土地利用構想図

凡 例	
	農用地
	森林
	水面・河川・水路
	道路
	住宅
	工業業務用地
	商業業務用地
	公共公益施設
	大規模公園・レクリエーション用地
	その他
	鉄道
	主な河川



市街地整備状況図



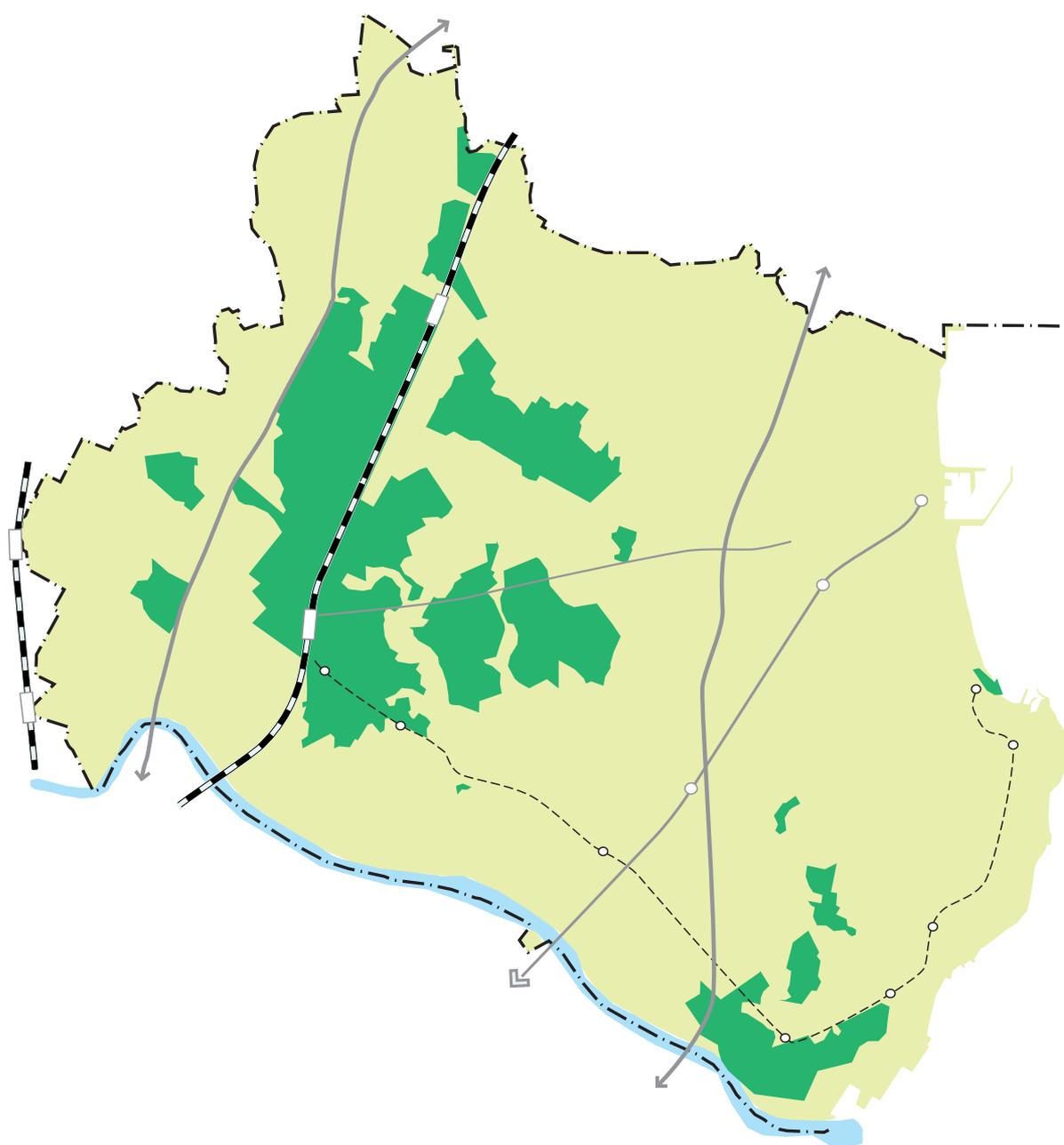
凡	例
	施行済
	施行中（公共施行）
	施行中（組合施行）

河川・雨水幹線図



凡	例
	雨水幹線
	雨水幹線バイパス
	河川
	主要幹線道路
	鉄道

公共下水道整備状況



凡	例
	施行済

市内小中学校位置図



市内主要公共施設等位置図



●ひたちなか市附属機関の設置に関する条例

平成6年11月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関)

第2条 本市に次の附属機関を設置する。

- (1) ひたちなか市総合企画審議会
- (2) ひたちなか市環境審議会
- (3) ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会
- (4) ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会
- (5) ひたちなか市住居表示審議会
- (6) ひたちなか市男女共同参画審議会

(組織、設置目的及び職務)

第3条 前条の審議会等の委員は、当該審議会等に関係ある公務員、関係団体の役職員、学識経験者及びひたちなか市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が任命又は委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、審議会等の設置目的及び職務については、別表に定めるところによる。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後といえども後任者の就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

3 学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会等に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会等の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会等は、会長が招集する。

2 審議会等は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会等の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会等は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表（第3条関係）抜粋

附属機関の名称	設置目的及び職務
ひたちなか市総合企画審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1. 総合計画の基本構想及び基本計画に関すること。 2. 国土利用計画市計画に関すること。 3. 地域整備計画に関すること。 4. その他必要なこと。

●ひたちなか市総合企画審議会運営規程

平成6年11月1日

訓令第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、ひたちなか市総合企画審議会（以下「審議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 条例第3条第1項の規定に基づく審議会委員は、30人以内をもって構成するものとする。

(専門部会の設置)

第3条 審議会は、専門的事項を処理するため専門部会を設置することができる。

(専門部会の職務)

第4条 専門部会は、審議会から付議された事項を調査、検討するものとする。

2 専門部会は、必要に応じて他の専門部会と合同して調査、検討することができる。

(専門部会の構成)

第5条 第3条に定める専門部会の名称及び処理する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会 総務部、企画部、財務部及び消防本部の所管に属する事項並びに他の部会に属さない事項
- (2) 文教福祉部会 福祉部及び教育委員会の所管に属する事項
- (3) 経済生活部会 市民生活部、経済部、水道部及び農業委員会の所管に属する事項
- (4) 都市建設部会 建設部及び都市整備部の所管に属する事項

2 会長は、専門部会の委員（以下「専門部会員」という。）を指名するときは、審議会委員の意見を聴くものとする。

3 専門部会に、専門部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。

(専門部会の会議)

第6条 専門部会は、部会長が主宰し、必要に応じて随時開催するものとする。

2 専門部会の進行は、部会長が行う。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の報告)

第7条 専門部会の調査、検討の経過及び結果は、必要に応じて部会長が審議会へ報告するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

ひたちなか市総合企画審議会委員名簿

(順不同)

川崎三郎	市議会議員	総務部会長
佐藤良元	市議会議員	
清水伝吾兵衛	市議会議員	
山田雅則	市議会議員	
山中輝夫	市議会議員	
海野肇	ひたちなか商工会議所会頭	
刈部操	ひたちなか市市民憲章推進協議会会長	経済生活部会長
菊池雅人	社団法人ひたちなか青年会議所理事長	
佐藤彦三郎	ひたちなか市自治会協議会副会長	
砂押英明	ひたちなか農業協同組合代表理事理事長	
谷口かよ子	ひたちなか市ボランティア連絡協議会会長	
綱川正	ひたちなか市勤労者協議会会長	文教福祉部会長
西野博視	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会副会長	
橋本重男	ひたちなか市民生委員児童委員協議会会長	
宮崎洋一	那珂湊漁業協同組合総務課長	
矢萩克城	ひたちなか市PTA連絡協議会会長	
大和田一	ひたちなか市教育委員会委員長職務代理者	
小柳武和	国立大学法人茨城大学教授	会長
木村修	株式会社日立製作所都市開発システムグループ総務部長代理	
鈴木伸一	独立行政法人国立高等専門学校機構茨城工業高等専門学校学校長	
鶴田敦	株式会社日立製作所水戸総合病院名誉院長	
中村英樹	財団法人常陽地域研究センター専務理事	
根本三枝子	元WING会長, ユネスコ協会理事	
原伸一	ひたちなか市都市計画審議会会長	都市建設部会長
松本由美子	ハーモニーひたちなか会長	
渡辺敦子	茨城キリスト教大学教授	副会長
楳田美紀子	市民公募	
大内信昌	市民公募	
大畑まり子	市民公募	
高島洋平	市民公募	

総合企画審議会諮問書

ひたちなか市諮問第 7 号

平成16年11月19日

ひたちなか市総合企画審議会
会長 小柳 武和 殿

ひたちなか市長 本間 源基

ひたちなか市第2次総合計画の策定について（諮問）

社会経済情勢の変化を踏まえ、総合的で計画的な行政運営及び市民との協働によるまちづくりの指針として「ひたちなか市第2次総合計画」を策定したいので、ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）第3条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

総合企画審議会答申書

平成17年8月5日

ひたちなか市長 本間 源基

ひたちなか市総合企画審議会
会長 小柳 武和

ひたちなか市第2次総合計画の策定について（答申）

平成16年11月19日付け ひたちなか市諮問第7号をもって、本審議会に諮問のあった件について、慎重に審議した結果、別添「ひたちなか市第2次総合計画（案）」としてまとめましたので、次の意見を付して答申します。

記

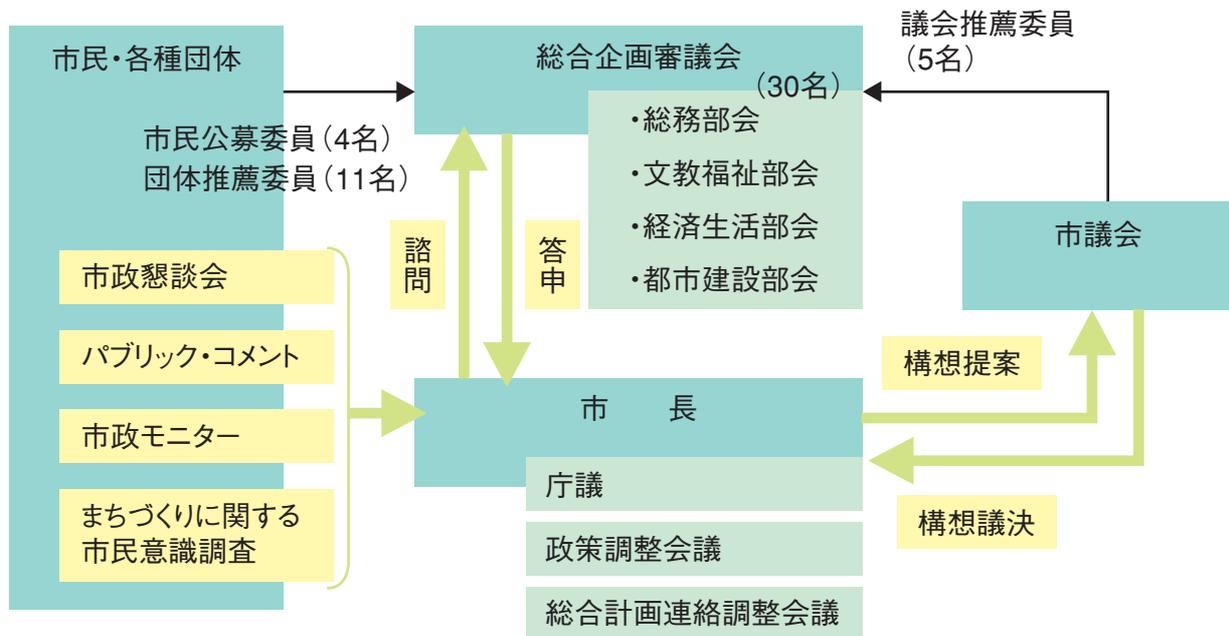
1. 基本構想について

- (1) 基本構想の内容を広く市民に周知し、十分な理解と協力が得られるよう努められたい。
- (2) 社会経済情勢の変化や市民ニーズを的確に把握し、総合的かつ効率的な行財政運営に努められたい。
- (3) 市民と行政が協働し、一体となったまちづくりの展開に努められたい。

2. 前期基本計画について

- (1) 産業支援基盤の強化や商店街の活性化を図るとともに、本市の観光や農水産業の振興並びに新しい産業の創出に努められたい。
- (2) 生活基盤の整備と適正な土地利用を図るとともに、環境に配慮した安心・安全なまちづくりに努められたい。
- (3) 福祉と教育分野が連携した子育て支援策を推進するとともに、高齢者対策のより一層の充実に努められたい。
- (4) 学校教育の充実と青少年の健全育成を図るとともに、芸術・文化の振興に努められたい。
- (5) 市民団体の育成やそのネットワークづくりを進めるとともに、協働のまちづくりを推進するための市民意識の高揚に努められたい。
- (6) 行財政改革の推進と財源の確保を図るとともに、市民への情報提供に努められたい。

総合計画策定体制



市政懇談会



総合企画審議会による答申

第2次総合計画策定の経過

【平成15年度】	
2月3日	総合計画策定要綱の庁議決定
2月10日	ひたちなか市総合企画審議会委員の一般公募
【平成16年度】	
4月28日	ひたちなか市総合企画審議会（第1回） ひたちなか市附属機関の設置に関する条例について 会長，副会長選出について 総合計画の概要について 総合企画審議会スケジュール（案）について 視察について
5月21日	ひたちなか市総合企画審議会（第2回） 先進都市視察（福島県いわき市）
6月1日	ひたちなか市第2次総合計画策定のための市民作文募集 ひたちなか市第2次総合計画策定のための小中学生の絵画・作文の募集 ひたちなか市第2次総合計画策定のための職員提言募集
6月11日	ひたちなか市第2次総合計画策定のための公共的団体等及び行政委員会等 提案調査
7月9日～23日	市民意識調査アンケート実施
9月25日～	第2次総合計画写真募集
10月29日	ひたちなか市総合企画審議会（第3回） ひたちなか市第2次総合計画基礎調査報告について
10月29日～11月12日	ひたちなか市第2次総合計画策定のための小中学生の絵画展
11月19日	ひたちなか市総合企画審議会（第4回） ひたちなか市第2次総合計画諮問 ひたちなか市第2次総合計画基本構想骨子（案）について ひたちなか市総合企画審議会専門部会委員構成（案）について
1月13日～14日	ひたちなか市総合企画審議会専門部会（第1回） 部会長，副部会長選出 まちづくりの将来指標について ひたちなか市第2次総合計画基本構想骨子（案）について
2月18日	ひたちなか市総合企画審議会専門部会長会議（第1回） 専門部会会議結果にかかる協議について
2月24日	ひたちなか市総合企画審議会（第5回） 基本構想骨子（案）にかかる専門部会長報告について ひたちなか市第2次総合計画基本構想（案）について
3月25日	ひたちなか市総合企画審議会（第6回） ひたちなか市第2次総合計画基本構想（案）について

【平成17年度】	
4月15日	ひたちなか市総合企画審議会（第1回） 市内公共施設視察 ひたちなか市第2次総合計画前期基本計画フレーム（案）について
5月10日～11日	ひたちなか市総合企画審議会専門部会（第1回） ひたちなか市第2次総合計画前期基本計画（素案）について
5月17日～20日	ひたちなか市総合企画審議会専門部会（第2回） ひたちなか市第2次総合計画前期基本計画（素案）について
5月27日	ひたちなか市総合企画審議会専門部会長会議（第1回） 前期基本計画（素案）にかかる専門部会長報告について
5月31日	ひたちなか市総合企画審議会（第2回） ひたちなか市第2次総合計画前期基本計画（案）について
6月7日	ひたちなか市総合企画審議会（第3回） ひたちなか市第2次総合計画基本構想（案）について ひたちなか市第2次総合計画前期基本計画（案）について
6月23日	市議会全員協議会 ひたちなか市第2次総合計画基本構想・基本計画（案）にかかるパブリックコメントについて
6月25日～7月14日	市政モニターへの意見募集
6月25日～7月24日	パブリックコメント
6月26日～7月3日	市政懇談会
7月29日	ひたちなか市総合企画審議会専門部会長会議（第2回） ひたちなか市第2次総合計画にかかる審議会答申について
8月3日	ひたちなか市総合企画審議会（第4回） ひたちなか市第2次総合計画にかかる審議会答申について
8月5日	ひたちなか市総合企画審議会答申 ひたちなか市第2次総合計画について
9月7日～22日	平成17年第4回ひたちなか市議会9月定例会 ひたちなか市第2次総合計画基本構想について（議案第112号）
9月22日	ひたちなか市第2次総合計画基本構想 原案可決
2月22日	2月臨時庁議 ひたちなか市第2次総合計画前期基本計画（案）について 庁議決定

まちづくりに関する市民意識調査結果

1 調査の概要

1-1 意識調査の実施概要

平成27年度を目標年度とする「ひたちなか市第2次総合計画」の策定に向け、市民の生活実態やまちづくりに関する意識について把握することを目的に実施しました。

(1) 調査の方法及び回収結果

住民基本台帳データからの無作為抽出により20歳以上のひたちなか市民3,000人を対象に、平成16年7月9日から23日まで、郵送による配布・回収にて実施しました。

その結果、回収数は1,269通、回収率は42.3%となりました。

(2) 調査項目

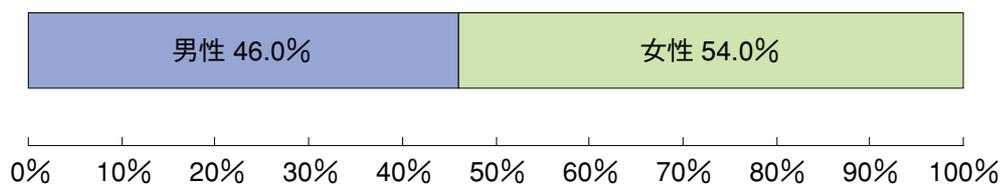
主な調査項目は以下のとおりです。

- ・居住満足度、定住意向について
- ・本市全般に対する評価、現居住地の生活環境に対する評価について
- ・本市の将来像、今後重点を置くべきまちづくりについて
- ・市民の地域活動やまちづくりへの参加について

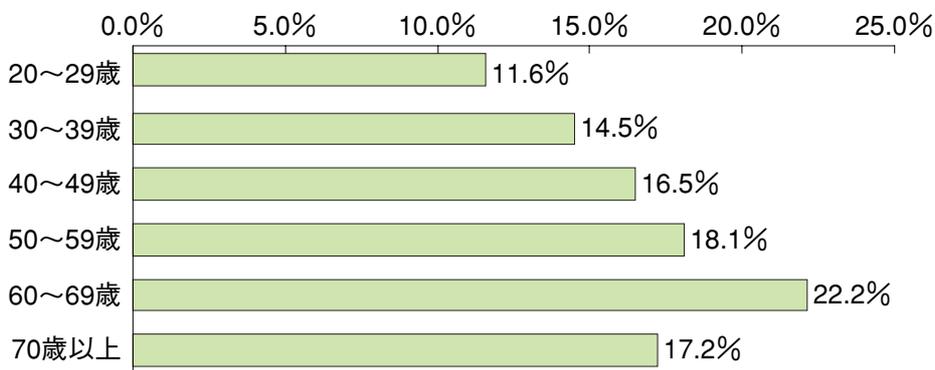
1-2 基本属性

回答者の基本属性は以下のとおりです。

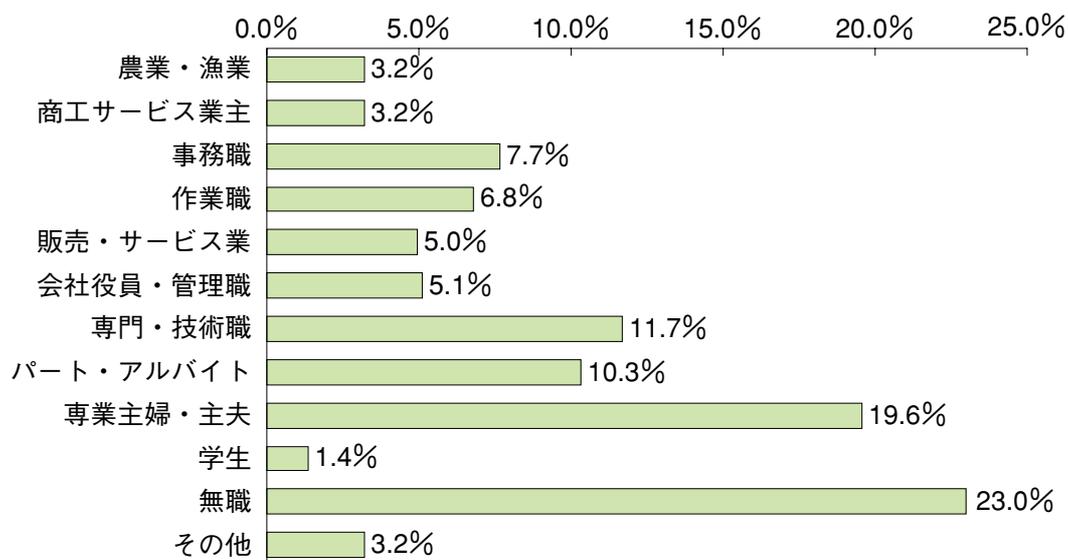
F 1 性別



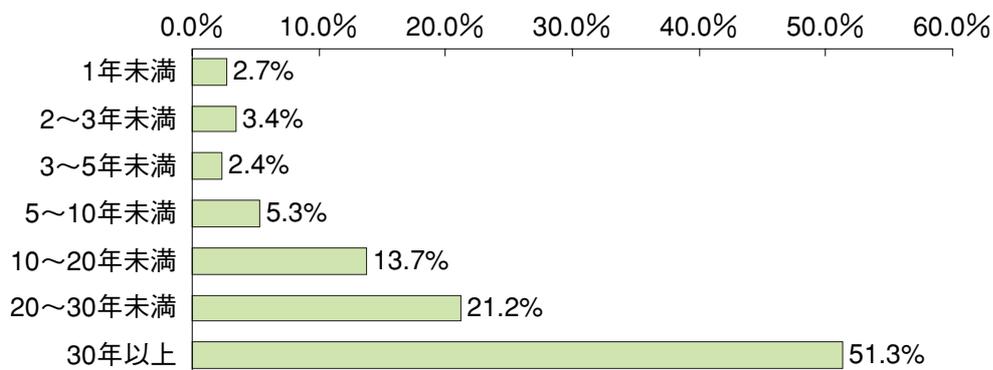
F 2 年齢



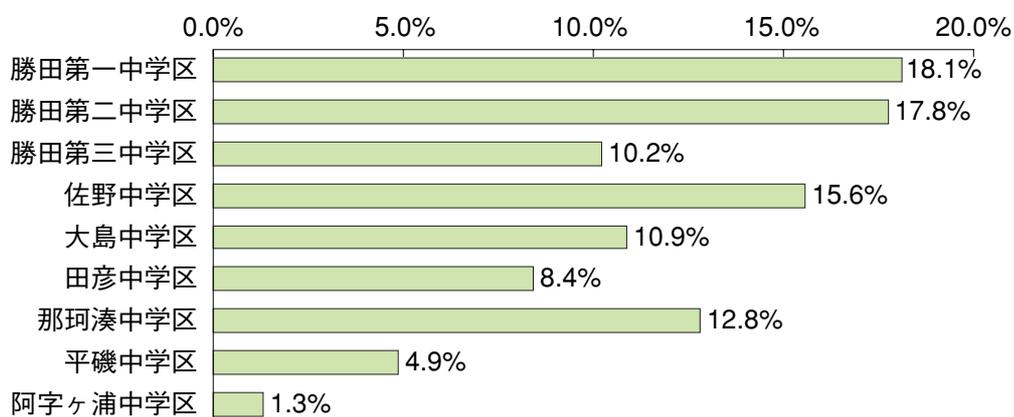
F 3 職業



F 4 居住年数



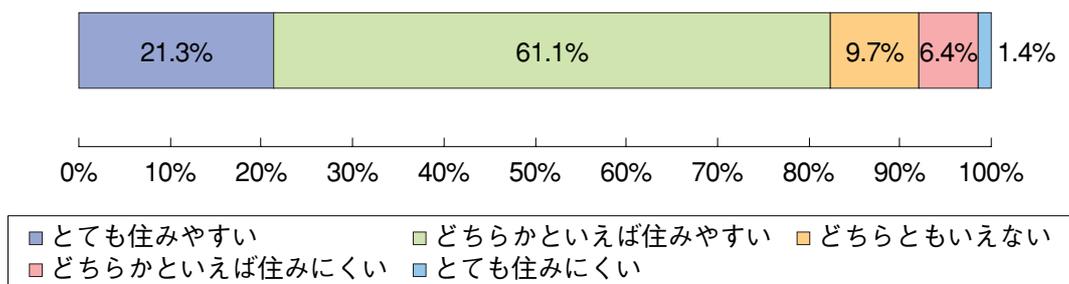
F 5 居住地区



2 調査の結果

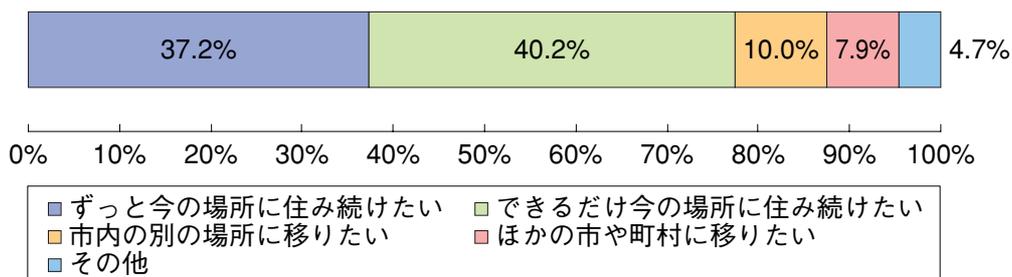
2-1 住み心地・暮らしの満足度について

問1 あなたは、ひたちなか市の住み心地をどのように感じていますか。



- ・「どちらかといえば住みやすい」が61.1%で最も多くなっています。次いで、「とても住みやすい」が21.3%となっており、これらを合わせて“住みやすい”とする人は82.4%となります。

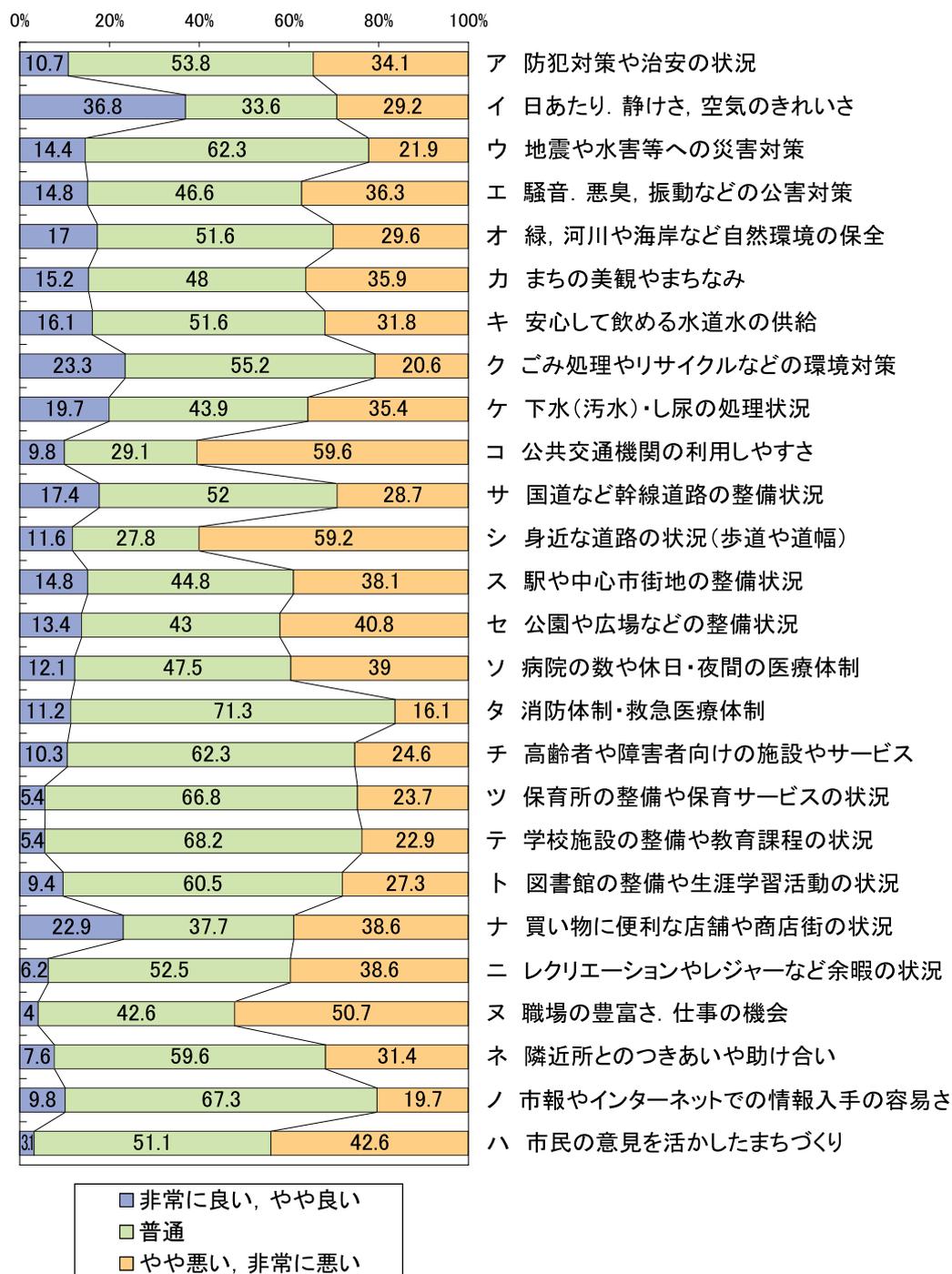
問2 あなたは、ひたちなか市への定住についてどのように感じていますか。



- ・「できるだけ今の場所に住み続けたい」が40.2%で最も多くなっています。次いで、「ずっと今の場所に住み続けたい」が37.2%となっており、これらを合わせて“住み続けたい”とする人は77.4%となります。
- ・「市内の別の場所に移りたい」と「ほかの市や町村に移りたい」の転居希望は合わせて17.9%となります。

問3 あなたは、今の暮らしについてどの程度満足していますか。次の項目（ア～ハ）各々についてあてはまる番号を右欄の1～5の中から1つ選んで○をつけてください。

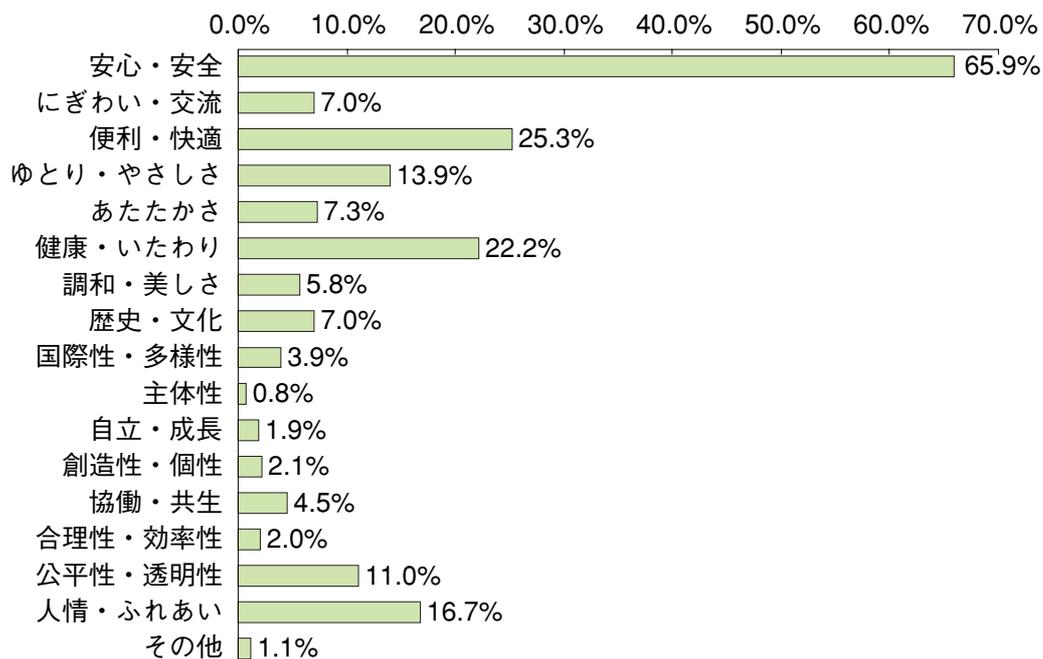
(単位：%)



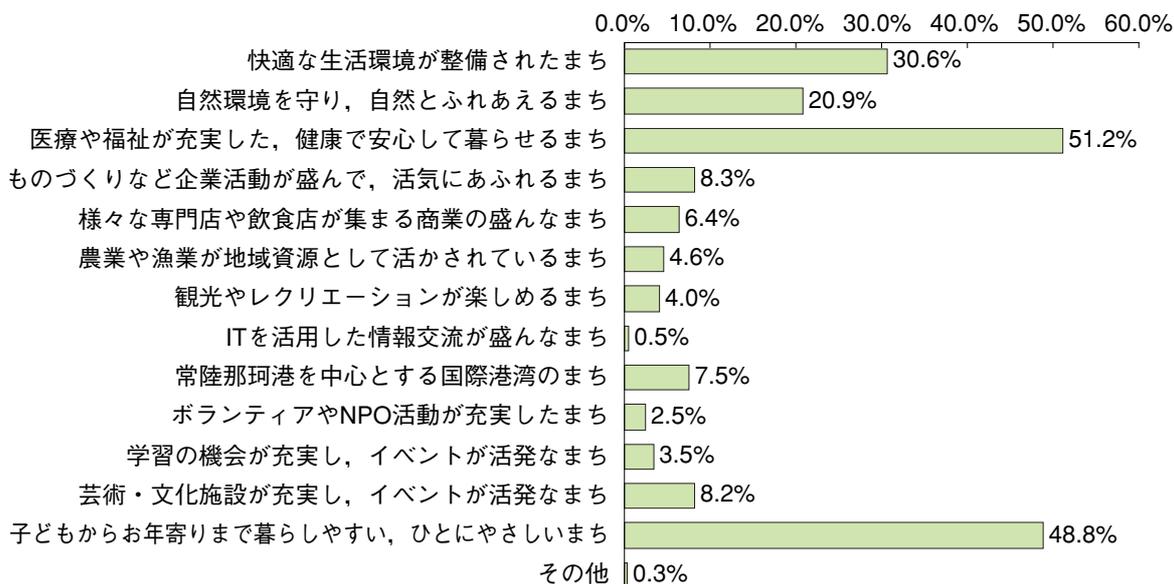
- ・全体では「普通」とする回答が多くなっていますが，“日あたり，静けさ，空気のきれいさ”では「非常に良い，やや良い」が逆転しており満足度が高くなっています。
- ・一方，“公共交通機関の利用しやすさ”，“身近な道路の状況”，“職場の豊富さ，仕事の機会”では，“やや悪い，非常に悪い”が50%を超えており，満足度が低くなっています。

2-2 将来像について

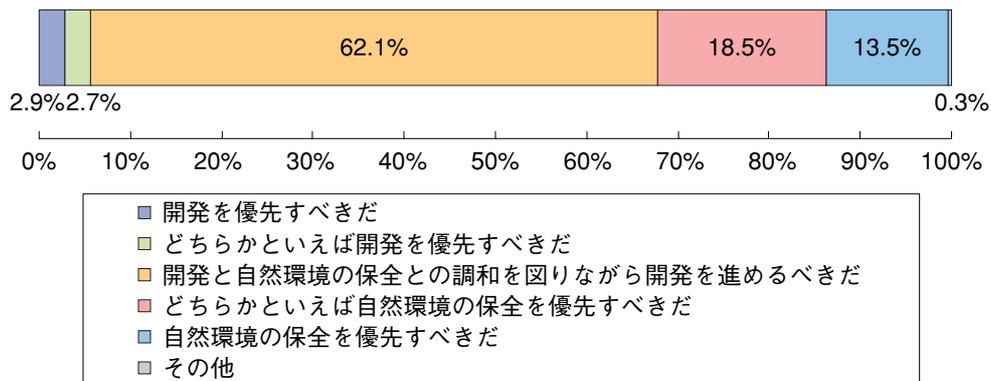
問4 将来のひたちなか市のまちづくりにおいて、大切にしていきたいと感じるものを、以下の単語の中から当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可：2つまで)



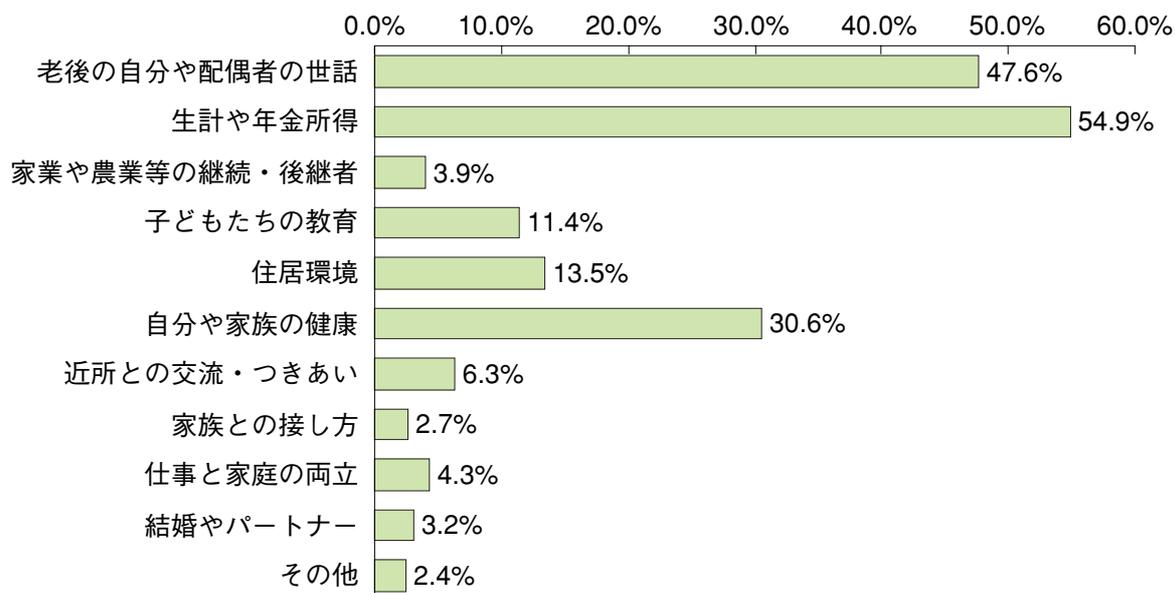
問5 ひたちなか市が将来どのようなまちとして発展することを望みますか。
(複数回答可：2つまで)



問6 あなたは、これからの都市づくりのなかで地域開発と自然環境の保全についてどのように考えますか。



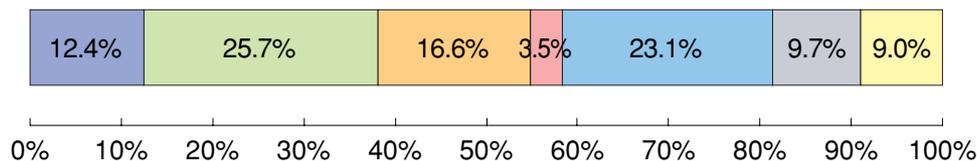
問7 これから先の生活で、あなたがもっとも不安に感じるものは何ですか。
(複数回答可：2つまで)



・「生計や年金所得」に対する不安が54.9%で最も多くなっています。また、これに次いで「老後の自分や配偶者の世話」(47.6%)が多くなっており、いずれも老後の生活設計への不安に関するものです。

2-3 地域活動・住民参加

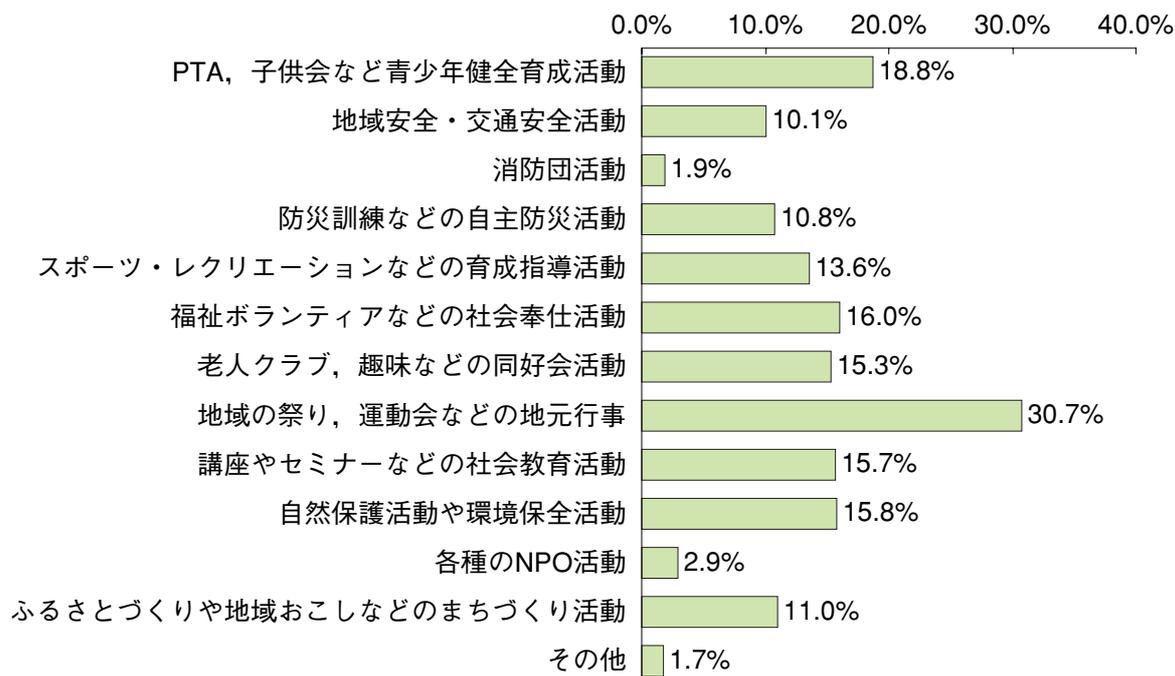
問8 あなたは、地域活動にどの程度参加していますか。



■ 積極的に参加している	■ つき合いで参加している
■ 過去に参加したことがあり、また参加したい	■ これまで参加したことはないが、ぜひ参加したい
■ これまで参加したことはないが、機会があれば参加してみたい	■ 過去に参加したことがあるが、もう参加したくない
■ これまでに参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない	

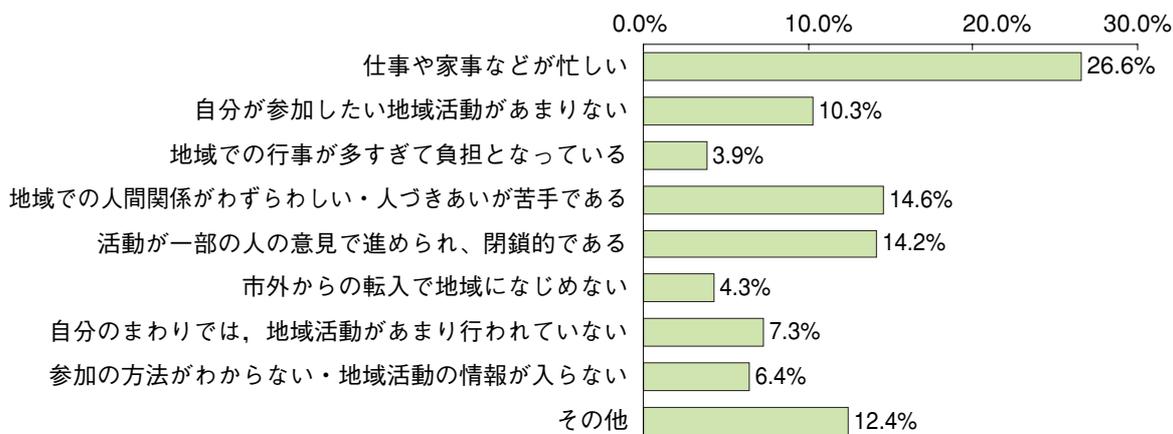
・経験の有無を問わず今後の地域活動への参加意向は、合わせて8割を超えており、地域活動への意識の強さがわかります。

問8の2 具体的には、どのような地域活動に参加、または参加を希望していますか。
(複数回答可：すべて)



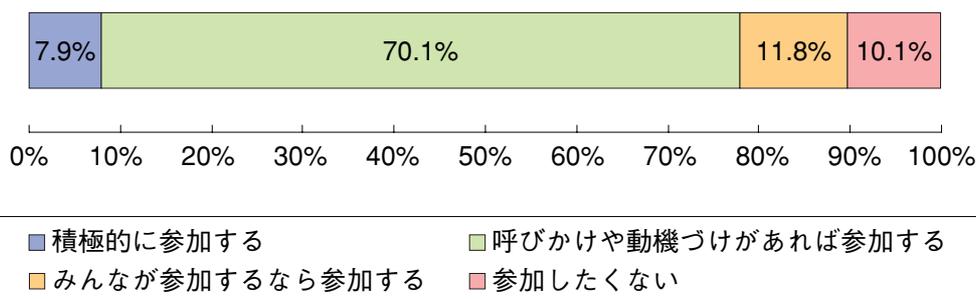
・「地域の祭り、運動会などの地元行事」への参加意向が30.7%で最も多くなっています。次いで「PTA、子供会など青少年健全育成活動」(18.8%)や「福祉ボランティアなどの社会奉仕活動」(16.0%)などとなっています。

問8の3 あなたが地域活動に参加しないのは、どのような理由ですか。



- ・地域活動に参加しない理由としては、「仕事や家事が忙しい」ことが26.5%で最も多くあげられています。次いで、「地域での人間関係がわずらわしい・人づきあいが苦手である」（14.6%）や「活動が一部の人の意見で進められ、閉鎖的である」（14.2%）があげられています。

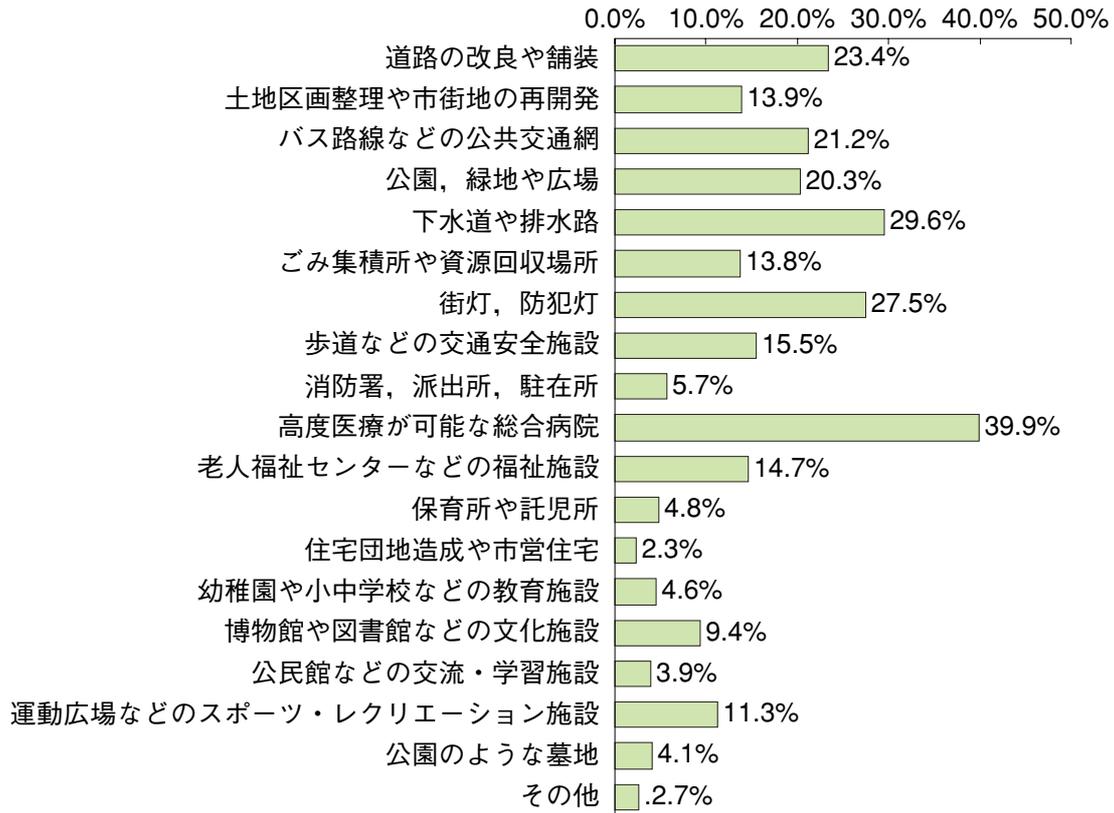
問9 住民参加のまちづくりが重要視されています。あなたは、まちづくり活動に参加する考えがありますか。



- ・まちづくり活動には、「呼びかけや動機づけがあれば参加する」が70.1%で最も多くなっています。

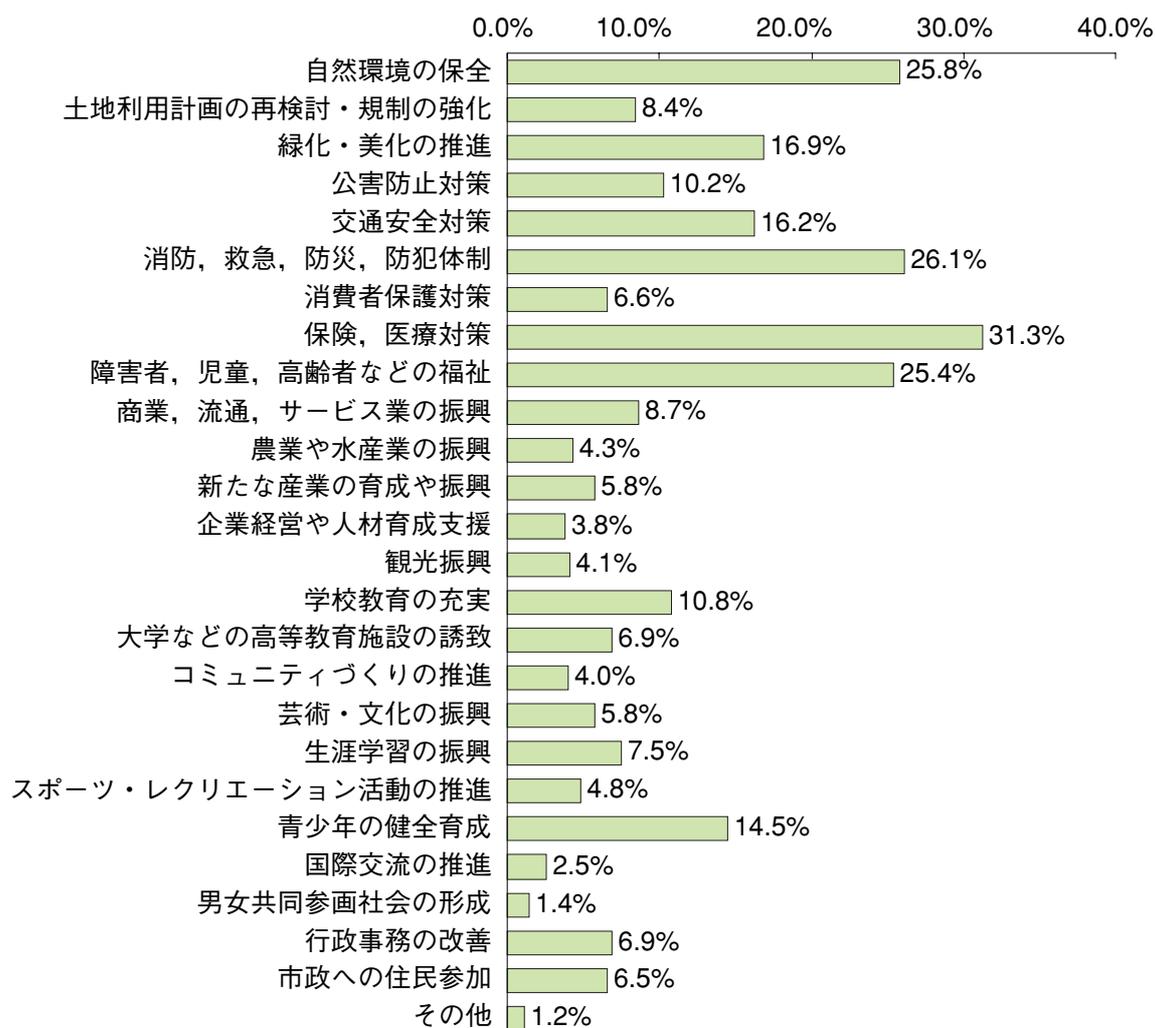
2-4 望まれる整備・施策

問10 あなたの身近をみて住みよい豊かなまちづくりを進めるうえで、これから整備が必要だと思われる施設は何でしょうか。(複数回答可：3つまで)



・身近な整備要望では、「高度医療が可能な総合病院」が39.9%で最も多くなっています。次いで、「下水道や排水路」(29.6%)や「街灯や防犯灯」(27.5%)などとなっています。

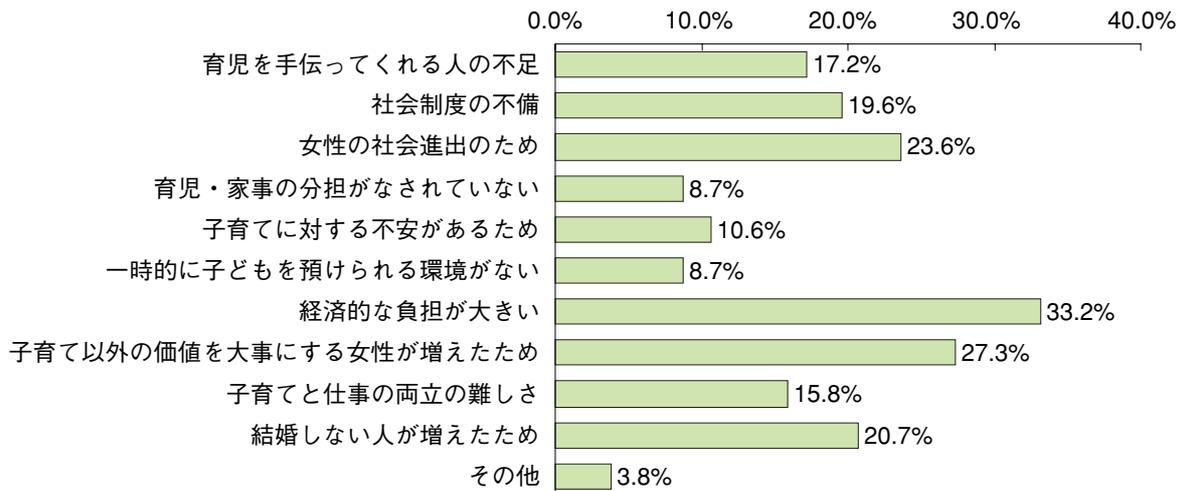
問11 あなたの身近をみて住みよい豊かなまちづくりを進めるうえで、これから力を入れてほしいと考える施策は何でしょうか。(複数回答可：3つまで)



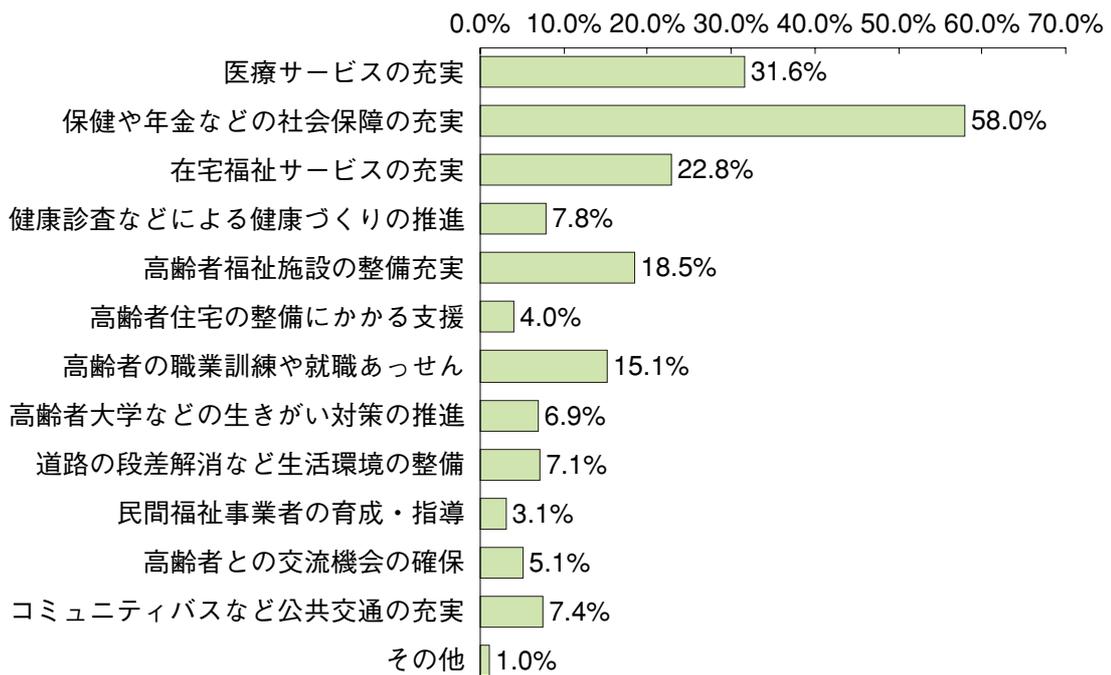
- ・力を入れてほしい施策分野については、「保健医療対策」が31.3%で最も多くなっています。次いで、「消防, 救急, 防災, 防犯体制」(26.1%)や「自然環境の保全」(25.8%), 「障害者, 児童, 高齢者などの福祉」(25.4%)などとなっています。
- ・一方, 「男女共同参画社会の形成」(1.4%)や「国際交流の推進」(2.5%)は低い結果となっています。

2-5 少子高齢化への対応

問12 少子化について様々な問題が懸念されていますが、出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの平均数）が減少している原因は何だと思えますか。（複数回答可：2つまで）

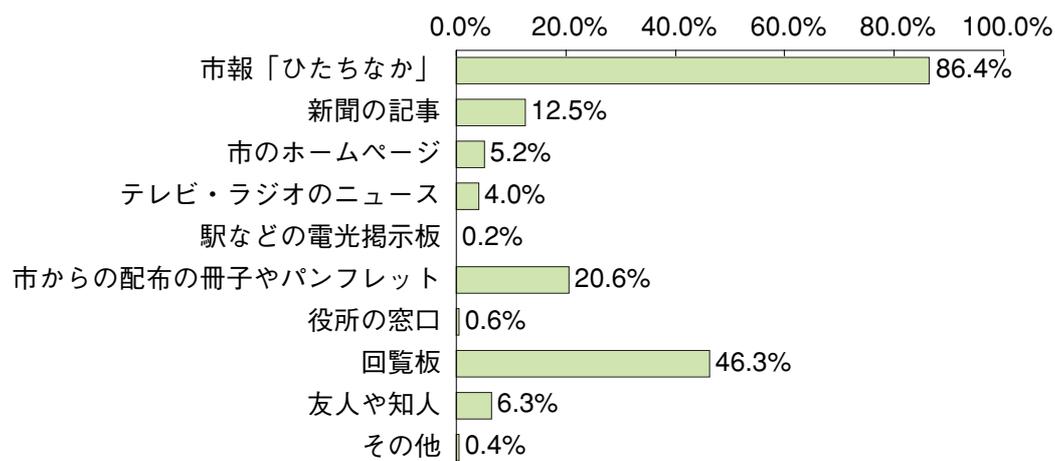


問13 これからの高齢社会に対応するために、どのようなことに力を入れてほしいと思えますか。（複数回答可：2つまで）



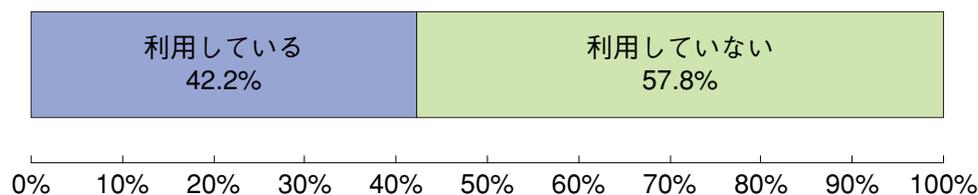
2-6 広報広聴・情報対応

問14 あなたは日頃、市政に関する情報を主に何から得ていますか。
(複数回答可：2つまで)



- ・ 市政に関する情報の入手方法については、「市報『ひたちなか』」が86.4%で最も多くなっています。次いで、「回覧板」(46.3%)となっています。

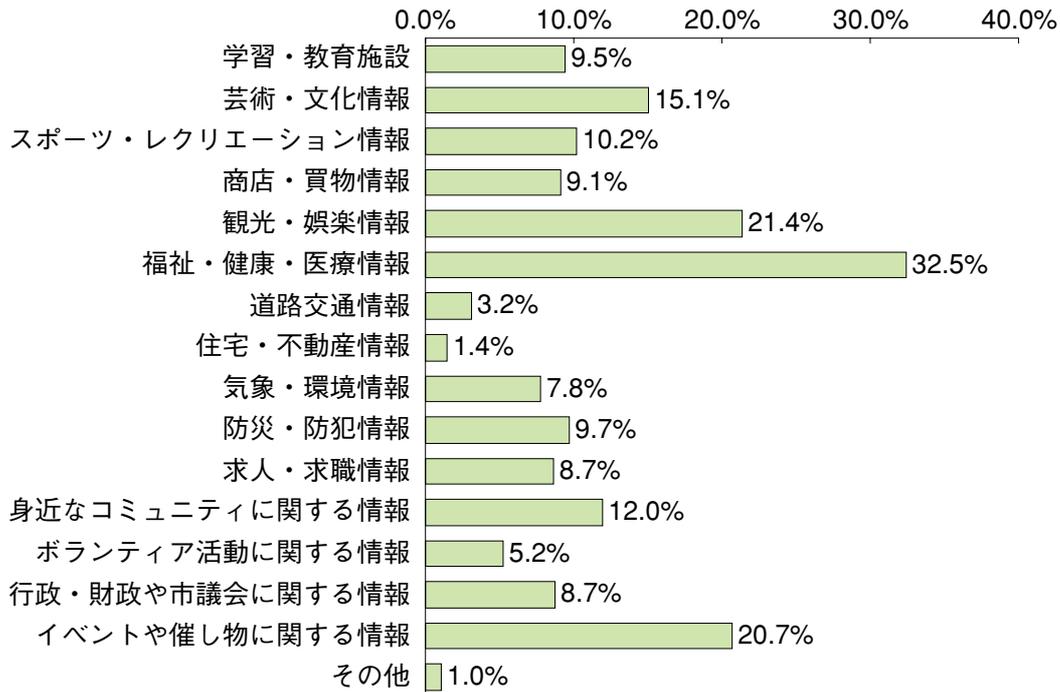
問15 あなたはご自宅や職場でインターネットを利用されていますか。



- ・ インターネットを利用しているのは、42.2%と半数未満です。

問16 あなたが入手したい案内などの情報にはどのようなものがありますか。

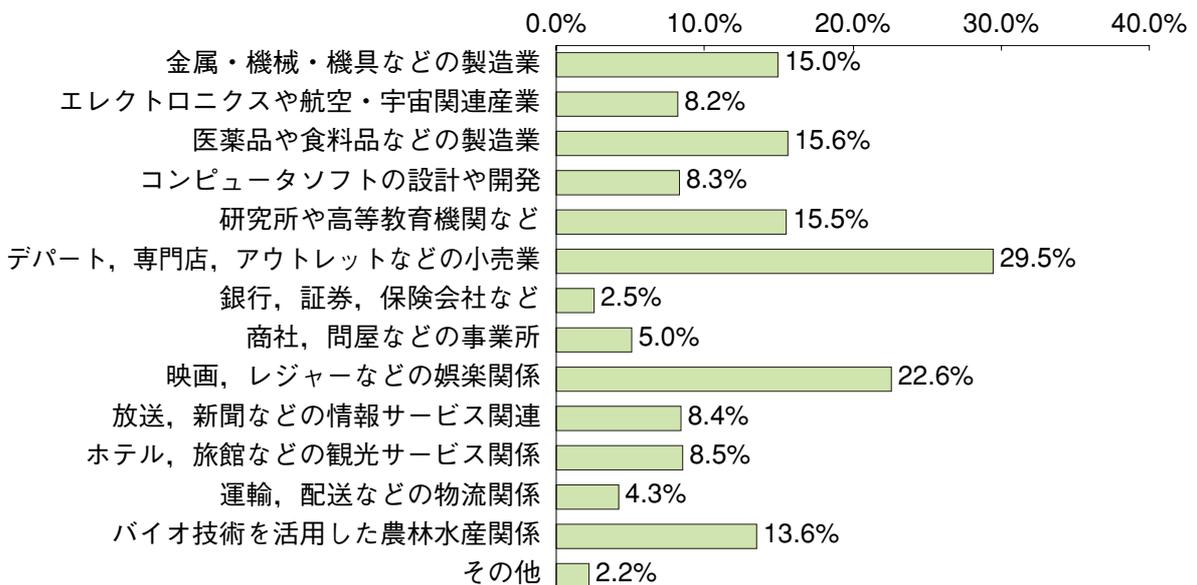
(複数回答可：2つまで)



・入手したい情報については、「福祉・健康・医療情報」が32.5%で最も多くなっています。次いで、「観光・娯楽情報」(21.4%)や「イベントや催し物に関する情報」(20.7%)となっています。

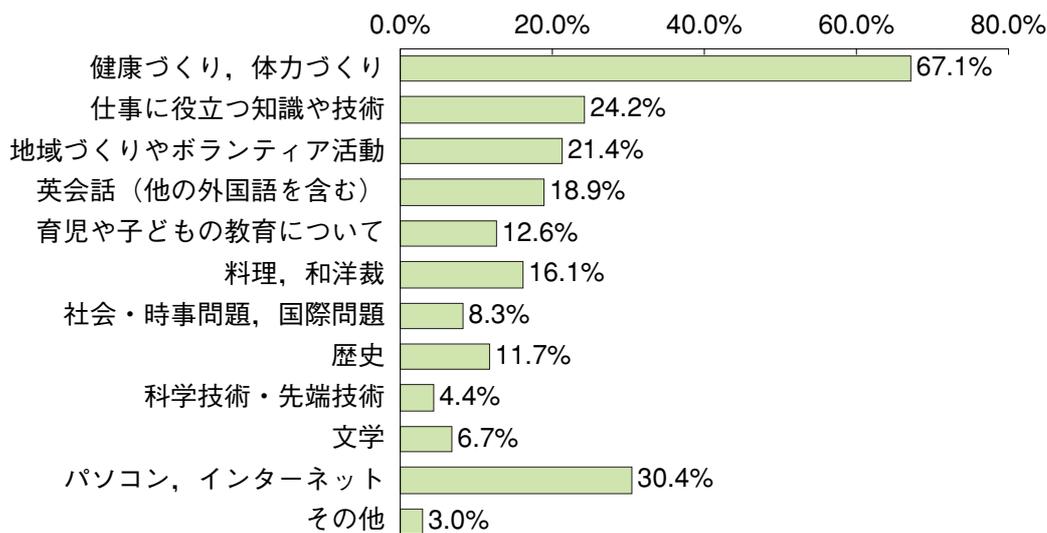
2-7 産業・就労

問17 まちの活性化のためには、就業の場が必要ですが、あなたはどのような就業機会が確保されたらよいと思いますか。(複数回答可：2つまで)



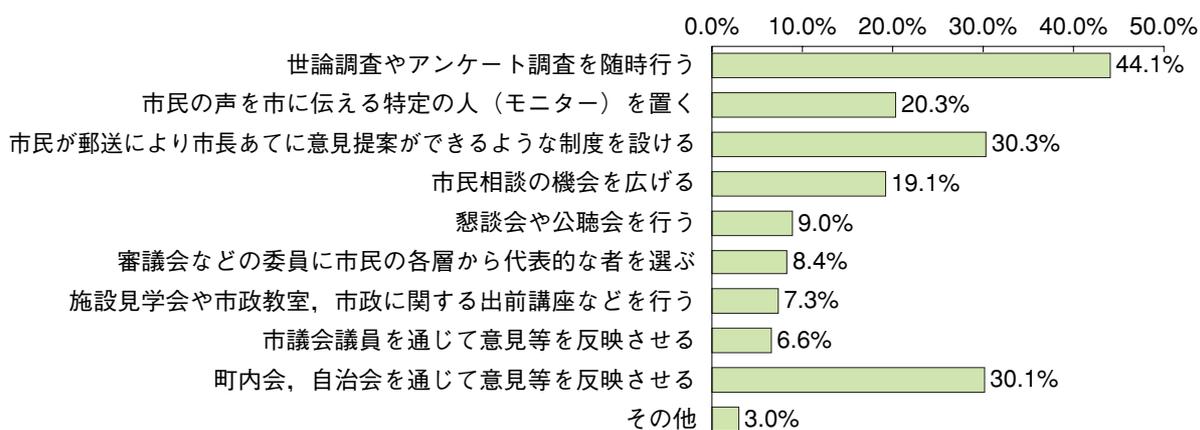
2-8 生涯学習活動

問18 あなたは、今後どのような学習や趣味の活動を行いたいと思いますか。
(複数回答可：すべて)



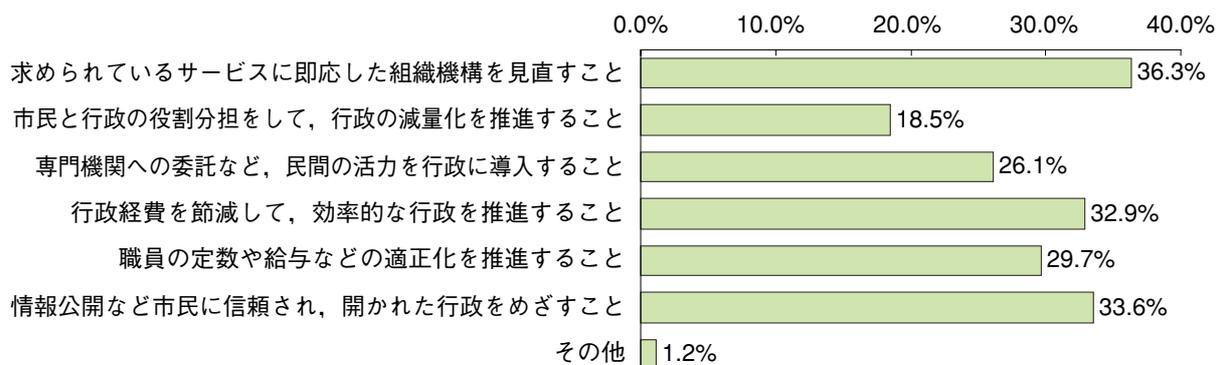
2-9 意見反映・行財政運営

問19 あなたは、市民の意見や要望などを市政に反映させるためには、どのような方法がよいと考えますか。(複数回答可：2つまで)



- ・ 市政への反映の方法については、「世論調査やアンケート調査を随時行う」が44.1%で最も多くなっています。次いで、「市民が郵送により市長あてに意見提案ができるような制度を設ける」(30.3%)や「町内会, 自治会を通じて意見等を反映させる」(30.1%)となっています。

問20 あなたは、本市の行財政運営の改善について、どのようなことが必要だと感じていますか。（複数回答可：2つまで）



- ・ 行財政運営の改善については、「求められているサービスに即応した組織機構を見直すこと」が36.3%で最も多くなっています。次いで、「情報公開など市民に信頼され、開かれた行政をめざすこと」（33.6%）や「行政経費を削減して、効率的な行政を推進すること」（32.9%）となっています。

ひたちなか市第2次総合計画
序論・基本構想・前期基本計画

平成18年3月発行

編集発行

茨城県ひたちなか市企画部企画調整課
〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話029-273-0111(代表)

印刷デザイン：大富印刷株式会社



ひたちなか市